

名古屋市公報	令和 2年 2月27日	第42号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
告 示		
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第76号)	3
○ 有料公園施設の無料公開について	(緑土・緑地管理課) (第77号)	4
○ 名古屋市千音寺土地地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第78号)	5
○ 名古屋市千音寺土地地区画整理組合の定款の変更認可	(住都・市街地整備課) (第79号)	6
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定	(防災・地域防災室) (第80号)	7
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の取消し	(防災・地域防災室) (第81号)	9
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定	(防災・地域防災室) (第82号)	10
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の取消し	(防災・地域防災室) (第83号)	11
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第84号)	12
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第85号)	13
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第86号)	15
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第87号)	17
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第88号)	19
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第89号)	20
消 防 局 告 示		
○ 防火管理に関する講習の実施について	(第1号)	23
○ 防災管理に関する講習の実施について	(第2号)	28
交 通 局 管 理 規 程		
○ 連絡運輸規程の一部改正	(第1号)	32
監 査 公 表		
○ 令和 2年監査公表	(第1号)	33

外 部 監 査 公 表		
○ 令和 2年外部監査公表	(第1号)	87
公 告		
○ 名古屋市中川生涯学習センターの利用料金の公告	(教育・生涯学習課)	340
○ 名古屋市守山生涯学習センターの利用料金の公告	(教育・生涯学習課)	342
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	344
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	347

名古屋市告示第76号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、告示します。

令和 2年 2月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 2年 3月16日（月）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9 時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第77号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第2項の規定により告示します。

令和 2年 2月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 期日

令和 2年 3月15日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第78号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 2年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市千音寺土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4181番地の 1

3 設立認可の年月日

平成24年 3月27日

4 変更の内容

名古屋市中川区富田町大字千音寺字西五反田、字中地、字南屋敷、字西六反畑、字東福正、字東川岸塚、字上屋敷、字西屋敷、字三角、字東五反田及び字一本松の各一部を新たに施行地区に追加し、名古屋市中川区富田町大字千音寺字三角、字稲屋、字上屋敷、字粉諸及び字中地の各一部を施行地区から除外する。

事業施行期間を令和10年 3月31日まで延長する。

5 変更認可の年月日

令和 2年 2月18日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第79号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 2年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市千音寺土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4181番地の 1

3 設立認可の年月日

平成24年 3月27日

4 変更の内容

第 3条中「及び字向江の各一部」を「、字向江、字西屋敷及び字南屋敷の各一部」に改める。

5 変更認可の年月日

令和 2年 2月18日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第80号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 4第 1項に規定する指定緊急避難場所として、次のとおり指定しました。

令和 2年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日	対象とする異常な 現象の種類
ロジクロス名古屋笠寺	名古屋市南区東又兵 ヱ町 1丁目57番 2号	平成31年 4月 3日	津波
川名公園	名古屋市昭和区川原 通 7丁目、川原通 8 丁目、花見通 1丁 目、広路町 7丁目及 び広路町 8丁目	平成31年 4月22日	地震 大規模な火事
名古屋学院大学名古屋 キャンパスたいほう言 館・恵館	名古屋市熱田区大宝 二丁目 4番45号	令和元年 5月30日	津波
名古屋市教育館	名古屋市東区泉一丁 目 1番 4号	令和元年 7月29日	洪水・内水氾濫
名古屋市公会堂	名古屋市昭和区鶴舞 一丁目 1番 3号	令和元年 8月29日	洪水・内水氾濫 土砂災害
南陽中央公園	名古屋市港区東茶屋 三丁目	令和元年 12月25日	地震 大規模な火事
光城コミュニティセン	名古屋市北区中丸町	令和元年	洪水・内水氾濫

ター	3丁目 2番地の 3	12月27日	
----	------------	--------	--

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第81号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 6第 1項の規定により、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 2年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日	対象とする異常な現象の種類
豊成団地 4号棟	名古屋市中川区豊成町1番	令和元年 5月 7日	津波
豊成団地 5号棟	名古屋市中川区豊成町1番	令和元年 5月 7日	津波
サンソシアM	名古屋市中川区一色新町三丁目1406番地	令和元年 8月 1日	津波

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第82号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 1項に規定する指定避難所として、次のとおり指定しました。

令和 2年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日
株式会社 J E R A O & M本部新名古屋 屋火力発電所	名古屋市港区潮見町34番	平成31年 4月 1日
名古屋市公会堂	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3号	令和元年 8月29日
光城コミュニティ センター	名古屋市北区中丸町 3丁目 2番地の 3	令和元年 12月27日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第83号

災害対策基本法に基づく指定避難所の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項の規定により、指定避難所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 2年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日
中部電力株式会社 新名古屋火力発電所	名古屋市港区潮見町34番	平成31年 3月31日
正雲寺保育園	名古屋市中川区下之一色町西ノ切49番地の29	令和元年 8月30日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第84号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和 2年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 2年 3月14日（土）及び同月15日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前10時から午後 3時30分まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第85号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第79条第 1項及び第115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社NEXT HOPE	訪問看護ステーション ネットホープ	名古屋市中川区 神郷町 1丁目 7 番地	令和 2年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
エルナ株式会社	福祉用具フローラ	名古屋市守山区 瀬古東三丁目 210番地の 1	令和 2年 2月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
訪問看護リハビリステーションcoco ANGE株式会社	訪問看護リハビリステーションcoco ANGE	名古屋市緑区文 久山 459番地	令和 2年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
愛恩株式会社	愛恩訪問看護	名古屋市名東区	令和 2年	訪問看護

	ステーション 極楽	極楽四丁目 904 番地	2月 1日	介護予防訪問看護
--	--------------	-----------------	-------	----------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社フタバ	株式会社フタバ	名古屋市港区東 土古町 1丁目18 番地	令和 2年 2月 1日	訪問介護
株式会社輪華	優輪ケアステ ーションしだ み	名古屋市守山区 大字上志段味字 稲堀田新田1901 番地の 1	令和 2年 2月 1日	訪問介護
合同会社 T r u s t F e e l	訪問介護事業 所 悠染	名古屋市守山区 喜多山二丁目 5 番15号	令和 2年 2月 1日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社三々 五々	介護計画 三 々五々	名古屋市守山区 新守町 128番地	令和 2年 2月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第86号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第82条第 2項及び第115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター千種	名古屋市千種区 菊坂町 2丁目16 番地	令和元年 12月26日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人純正会	介護サポート 太陽	名古屋市中川区 荒子二丁目76番 地	令和元年 12月20日	訪問介護
株式会社N	金シャチ訪問	名古屋市西区万	令和元年	訪問介護

P r o j e c t	介護センター	代町 1丁目38番 地	12月25日	
エーエスケア サービス株式 会社	訪問介護セン ター さふら ん中川	名古屋市中川区 中島新町三丁目 2710番地	令和元年 12月27日	訪問介護
エーエスケア サービス株式 会社	訪問介護セン ター さふら ん守山	名古屋市守山区 森孝一丁目1401 番地	令和元年 12月27日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社介護 福祉サービス	みなと・なか がわ介護支援 センター	名古屋市港区小 碓一丁目 232番 地	令和元年 12月 3日	居宅介護支援
合同会社エー ル	えーるケアプ ランサービス	名古屋市名東区 本郷三丁目21番 地の 1	令和元年 12月13日	居宅介護支援
株式会社アン ネイズ	まごころプラ ン	名古屋市緑区鳴 海町字矢切77番 地の 2	令和元年 12月17日	居宅介護支援
一般社団法人 エスコートあ いち	エスコートあ いち	名古屋市緑区有 松1060番地	令和元年 12月20日	居宅介護支援
株式会社Jフ ロンティア	ケアプラン 一つ山グリー ンサロン	名古屋市天白区 一つ山 3丁目 2 番地の 1	令和元年 12月26日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第87号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

味鋤東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市北区東味鋤二丁目602番 外

3 縦覧期間

令和2年2月20日から同年3月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

味鋤東地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和 2 年 3 月 23 日（月） 午後 2 時 00 分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所第16会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第88号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 2年 2月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区堀田通 1丁目19番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

3 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第89号

告示の訂正について

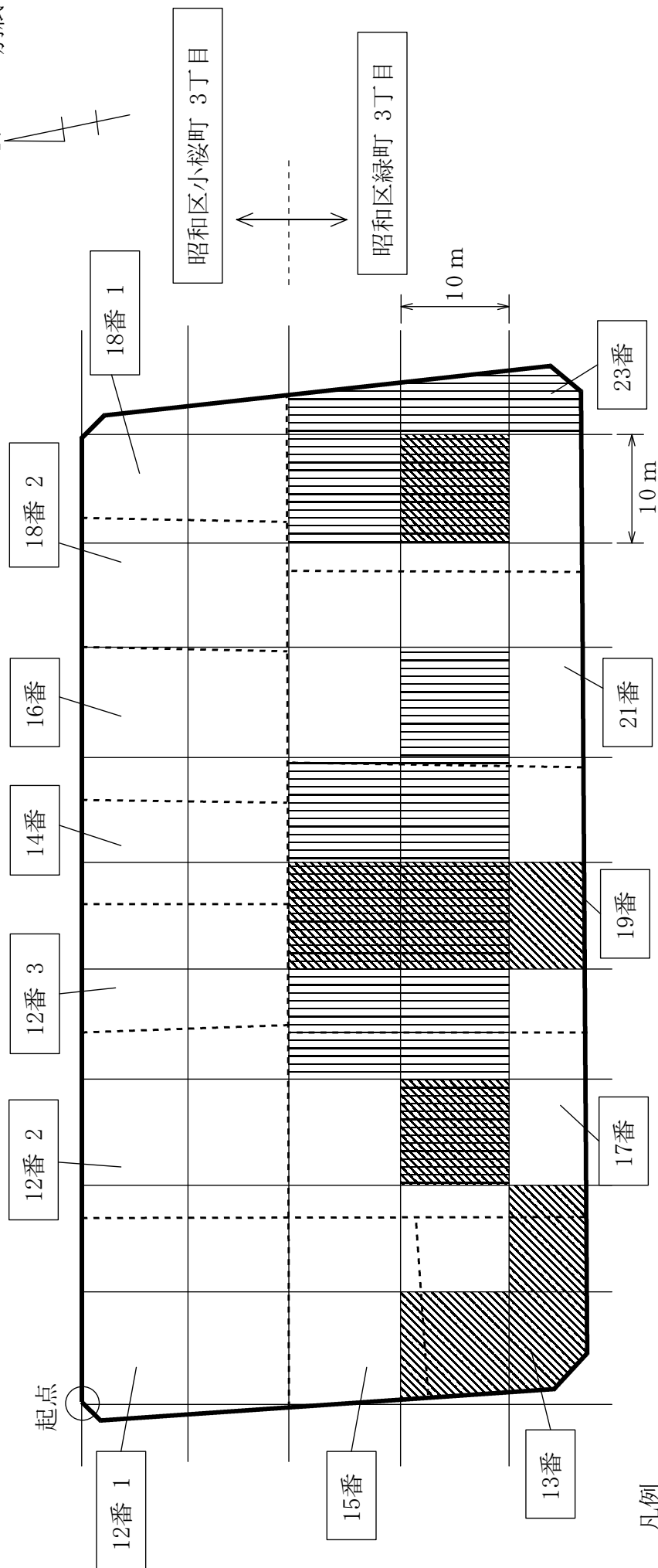
平成30年名古屋市告示第 105号（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について）の一部を次のように訂正します。

令和 2年 2月21日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 1(2)の項中、「^ひ砒素及びその化合物」を削ります。
- 2 2(2)を(3) とし、(1) の次に次の 1号を加えます。
(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
^ひ砒素及びその化合物
- 3 別紙 1及び別紙 2を次のように訂正します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

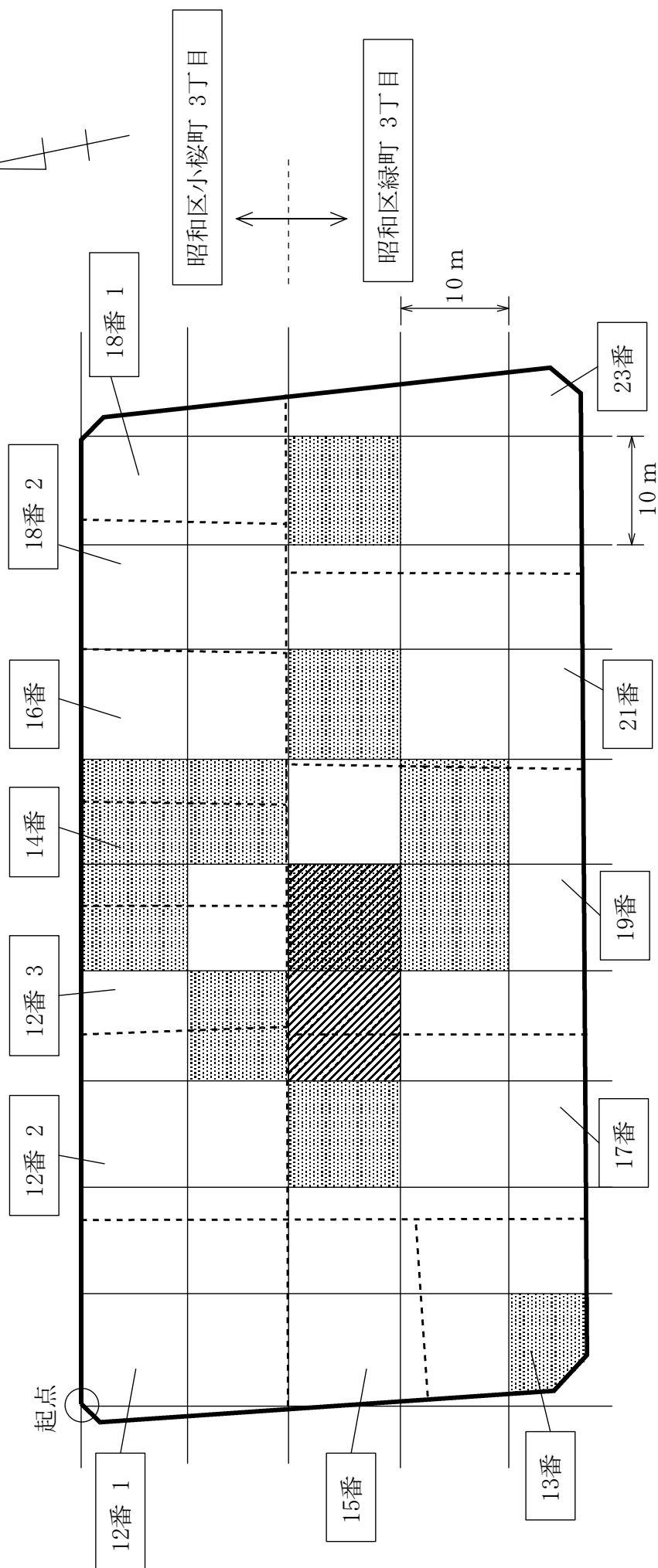
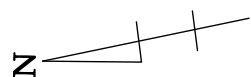
□ : 調査対象地

----- : 筆の境界

▨ : 拡散防止管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

▩ : 拡散防止管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合) 並びにふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

▧ : 拡散防止管理区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



凡例

□ : 調査対象地

----- : 筆の境界

▨ : 形質変更時届出管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

▩ : 形質変更時届出管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合) 並びに鉛及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))

▧ : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))

名古屋市消防局告示第 1号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3条第 1項第 1号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第 2号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

令和 2年 2月21日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 日時、場所及び定員

(1) 甲種防火管理講習

ア 甲種防火管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 2年 4月16日（木） 及び同月17日（金）	第 1日目 午前 9時30分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 322名
第 2回	令和 2年 5月11日（月） 及び同月12日（火）	第 2日目 午前 9時30分から 午後 4時30分まで		
第 3回	令和 2年 6月 6日（土） 及び同月 7日（日）			
第 4回	令和 2年 6月22日（月） 及び同月23日（火）			
第 5回	令和 2年 7月13日（月） 及び同月14日（火）			
第 6回	令和 2年 8月19日（水） 及び同月20日（木）			
第 7回	令和 2年 9月14日（月） 及び同月15日（火）			
第 8回	令和 2年10月26日（月） 及び同月27日（火）			
第 9回	令和 2年11月28日（土） 及び同月29日（日）			

第10回	令和 2年12月 7日 (月) 及び同月 8日 (火)			
第11回	令和 3年 1月23日 (土) 及び同月24日 (日)			
第12回	令和 3年 2月 8日 (月) 及び同月 9日 (火)			
第13回	令和 3年 3月 1日 (月) 及び同月 2日 (火)			

イ 甲種防火管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 2年 4月14日 (火)	午後 1時20分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	令和 2年 5月27日 (水)			
第 3回	令和 2年 6月26日 (金)			
第 4回	令和 2年 7月28日 (火)			
第 5回	令和 2年 8月24日 (月)			
第 6回	令和 2年 9月 3日 (木)			
第 7回	令和 2年10月30日 (金)			
第 8回	令和 2年12月21日 (月)			
第 9回	令和 3年 1月15日 (金)			
第10回	令和 3年 2月10日 (水)			
第11回	令和 3年 3月18日 (木)			

(2) 乙種防火管理講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 2年 4月13日 (月)	午前 9時30分から 午後 4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 2年 6月 4日 (木)			
第 3回	令和 2年 7月19日 (日)			
第 4回	令和 2年 8月21日 (金)			
第 5回	令和 2年10月 3日 (土)			
第 6回	令和 2年12月 2日 (水)			
第 7回	令和 3年 2月 2日 (火)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 甲種防火管理講習

(ア) 甲種防火管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 4月 1日（水）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 4月26日（日）まで		
第 3回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 5月22日（金）まで		
第 4回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 6月 7日（日）まで		
第 5回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 6月28日（日）まで		
第 6回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 8月 4日（火）まで		
第 7回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 8月30日（日）まで		
第 8回	令和 2年 2月21日（金）から 同年10月11日（日）まで		
第 9回	令和 2年 2月21日（金）から 同年11月13日（金）まで		
第10回	令和 2年 2月21日（金）から 同年11月22日（日）まで		
第11回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 1月 8日（金）まで		
第12回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 1月24日（日）まで		
第13回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 2月14日（日）まで		

(イ) 甲種防火管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 3月30日（月）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び
第 2回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 5月12日（火）まで		

第 3回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 6月11日（木）まで	消防署出張所
第 4回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 7月13日（月）まで	
第 5回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 8月 9日（日）まで	
第 6回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 8月19日（水）まで	
第 7回	令和 2年 2月21日（金）から 同年10月15日（木）まで	
第 8回	令和 2年 2月21日（金）から 同年12月 6日（日）まで	
第 9回	令和 2年 2月21日（金）から 同年12月31日（木）まで	
第10回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 1月26日（火）まで	
第11回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 3月 3日（水）まで	

イ 乙種防火管理講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 3月29日（日）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防局予防部予防課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 5月20日（水）まで		
第 3回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 7月 4日（土）まで		
第 4回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 8月 6日（木）まで		
第 5回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 9月18日（金）まで		
第 6回	令和 2年 2月21日（金）から 同年11月17日（火）まで		
第 7回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 1月18日（月）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面

上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの) 2枚を持参してください。

ウ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 甲種防火管理新規講習

2,000円

(2) 甲種防火管理再講習

1,500円

(3) 乙種防火管理講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第 2号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第 1項第 1号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習は、次のとおり実施します。

令和 2年 2月21日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 日時、場所及び定員

(1) 防災管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 2年 5月18日（月）	午前 9時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 2年 9月29日（火）			
第 3回	令和 3年 2月18日（木）			

(2) 防災管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 2年 5月25日（月）	午後 1時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	令和 2年 9月30日（水）			
第 3回	令和 3年 2月19日（金）			

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 2年 4月20日（月） 及び同月21日（火）	午前 9時15分から 午後 5時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番	各回 322名

第 2回	令和 2年 5月20日 (水) 及び同月21日 (木)	13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	
第 3回	令和 2年 6月15日 (月) 及び同月16日 (火)		
第 4回	令和 2年 8月 6日 (木) 及び同月 7日 (金)		
第 5回	令和 2年10月19日 (月) 及び同月20日 (火)		
第 6回	令和 2年12月12日 (土) 及び同月13日 (日)		
第 7回	令和 3年 2月15日 (月) 及び同月16日 (火)		

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 2年 5月22日 (金)	午後 1時30分から 午後 5時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 2年 8月26日 (水)			
第 3回	令和 2年10月13日 (火)			
第 4回	令和 3年 2月 1日 (月)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 防災管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 2年 2月21日 (金) から 同年 5月 3日 (日) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 2年 2月21日 (金) から 同年 9月14日 (月) まで		
第 3回	令和 2年 2月21日 (金) から 令和 3年 2月 3日 (水) まで		

イ 防災管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 2年 2月21日 (金) から 同年 5月10日 (日) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び
第 2回	令和 2年 2月21日 (金) から 同年 9月15日 (火) まで		

第 3回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 2月 4日（木）まで	消防署出張所
------	--------------------------------------	--------

ウ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 4月 5日（日）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 5月 5日（火）まで		
第 3回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 5月31日（日）まで		
第 4回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 7月22日（水）まで		
第 5回	令和 2年 2月21日（金）から 同年10月 4日（日）まで		
第 6回	令和 2年 2月21日（金）から 同年11月27日（金）まで		
第 7回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 1月31日（日）まで		

エ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 5月 7日（木）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 8月11日（火）まで		
第 3回	令和 2年 2月21日（金）から 同年 9月28日（月）まで		
第 4回	令和 2年 2月21日（金）から 令和 3年 1月17日（日）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面
上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの） 2枚を持
参してください。

ウ 防災管理再講習並びに甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せ

て実施する講習の申込みに際しては、該当する講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 防災管理新規講習

1,500円

(2) 防災管理再講習

1,500円

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2,000円

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市交通局管理規程第1号

連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月21日

名古屋市交通局長 河野和彦

別表第1連絡運輸の範囲2 JR東海線(1)定期券アの表中「関ヶ原」を「醒ヶ井」に、「四日市」を「亀山」に、「御殿場の」を「下曾我の」に改める。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

令和 2 年監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき区役所、同条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき子ども青少年局並びに同条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社、公益財団法人名古屋産業振興公社、名古屋市土地開発公社名古屋商工会議所、港まちづくり協議会及び関係する所管局の事務について監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 2 年 2 月 19 日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 区 役 所（中村区、昭和区、熱田区、中川区、
港区及び南区）

監 査 期 間 令和元年 8月21日から
令和2年 1月24日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、区役所の事務について、次表の課室を対象として実施した。

区分	監査実施課室名	実地検査日
中村区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務室、保健予防課	令和元年 9月6日
昭和区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課	令和元年 8月27日
熱田区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課	令和元年 8月23日
中川区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課、富田支所区民生活課、富田支所区民福祉課	令和元年 9月12日、 9月13日
港 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、公害対策室、保健予防課、南陽支所区民生活課、南陽支所区民福祉課	令和元年 8月21日、 9月13日
南 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務室、公害対策室、保健予防課	令和元年 9月5日

監査は、実地検査当日において、区役所各課室で取り扱う現金、金券類等の物品の出納保管状況につき、それらの現在高及び関係帳票等を調査した。

なお、監査は、監査対象区に対して実地検査当日に通知して実施した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 収入事務

収納金出納簿の照合及び査閲についてなど 2項目

(2) 支出事務

前渡金出納簿への登載及び符合確認について

(3) 財産管理事務

金券類等の管理についてなど 2項目

(4) 行政運営事務

愛知県証紙の管理についてなど 8項目

2 意見

内部統制制度の実施に向けた適正な業務執行を確保するためのチェック機能の強化について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

(1) 収納金出納簿の照合及び査閲について

名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）によると、現金出納員は、収納金の出納があったときは、収納金出納簿に登載することとされており、収納金出納簿への登載のなかった月を除き、毎月 1 回以上、領収書（控）その他の関係帳票と収納金出納簿とを照合し、予算主管課長の査閲を受けなければならないとされている。

収納金出納簿の照合、査閲状況を調査したところ、中川区総務課において、予算主管課長による査閲を受けておらず、関係帳票と収納金出納簿との照合も行われていなかった。

会計規則に基づき、収納金出納簿の照合を適正に行い、予算主管課長による査閲を受けられたい。
(中川区総務課)

(2) 領収書の管理について

会計規則等によると、現金出納員は、領収書冊（1冊に 100組の領収書が綴られたもの）の受払いや残高の管理を行うため、領収書管理簿を年度ごとに作成するとともに、領収書冊を受領したときは、領収書冊の表紙にある領収書整理票に、受領年度及び通し番号を記載することとされている。

また、領収印については領収の際に押印することとされている。

領収書の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 領収書整理票に受領した年度及び通し番号の記載がなく、また、平成30年度にあつては、領収書管理簿の作成がなされていなかったもの

(昭和区地域力推進室)

イ 未使用の領収書にあらかじめ領収印を押印していたもの

(中村区市民課、昭和区総務課、昭和区市民課、中川区市民課、
南陽支所区民生活課)

会計規則等に基づき、領収書の管理を適正に行われたい。

2 支出事務

前渡金出納簿への登載及び符合確認について

会計規則等によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合のうえ前渡金出納簿に登載し、現在金との符合を確認するほか、毎月 1 回以上、前渡金出納簿と現在金との符合を確認することとされている。

また、財務会計総合システム（以下「システム」という。）の再構築による前渡金出納簿の電子化に伴い、平成31年 4 月から、その登載及び毎月 1 回以上の符合確認についてはシステムに入力する方法により行うこととなった。

前渡金出納簿への登載及び符合確認の状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 前渡金出納簿への登載を支払いの都度行っていなかったもの

（昭和区民生子ども課、熱田区民生子ども課、中川区民生子ども課、
南陽支所区民福祉課）

イ 毎月 1 回以上の符合確認が行われていなかったもの

（昭和区市民課、昭和区民生子ども課、昭和区保険年金課、
昭和区健康安全課、熱田区総務課、中川区民生子ども課、
中川区福祉課、南陽支所区民生活課、南区民生子ども課）

会計規則等に基づき、前渡金出納簿への登載、毎月 1 回以上の符合確認を適正に行われたい。

3 財産管理事務

(1) 金券類等の管理について

会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされており、物品出納員は、物品管理者からの通知を基に、現物を関係書類と照合し、確認のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

また、システムの再構築による金券類等出納簿の電子化に伴い、平成31年 4 月から、その登載はシステムに入力する方法により行うこととなったが、金券類等の払出しの都度システムに入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱

要項により、補助簿を用いることができ、その場合、1日ごとに払出数を取りまとめ、システムに入力することとされている。

金券類等の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 物品出納員による確認が、払出しの都度行われていなかったもの

(中村区民生子ども課、昭和区総務課、港区民生子ども課、
南陽支所区民福祉課)

イ 金券類等出納簿若しくは補助簿への登載を行っていない又は誤っていたため、現在高との差異が生じていたもの

(中村区民生子ども課、昭和区民生子ども課、昭和区福祉課、中川区総務課、
港区企画経理室、南陽支所区民福祉課)

会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

(2) 営業用乗用自動車乗車券の管理について

区役所営業用乗用自動車の利用規程によると、営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）を利用しようとするときは、タクシー利用簿兼乗車券交付整理簿（以下「利用簿兼整理簿」という。）により総務課長の許可を受けるものとされており、総務課長は、利用する者に対し、タクシー乗車券を交付するとともに、その交付状況を利用簿兼整理簿に記録し、管理することとされている。

タクシー乗車券の管理状況を調査したところ、港区総務課において、選挙に係る用務により交付されたタクシー乗車券について、利用簿兼整理簿の作成がなされていなかった。

区役所営業用乗用自動車の利用規程に基づき、タクシー乗車券の管理を適正に行われたい。
(港区総務課)

4 行政運営事務

(1) 愛知県証紙の管理について

区総務課では、愛知県証紙（以下「県証紙」という。）の売りさばき事務を行っており、区会計事務の手引きによると、区総務課は、県証紙を売りさばいたときは、1日ごとに売りさばき数を取りまとめ、その都度現金出納簿及び証紙受払簿に登載することとされている。

県証紙の売りさばき事務を調査したところ、熱田区総務課において、現金出納簿及び証紙受払簿を 1日ごとに取りまとめず、概ね 1月ごとに取りまとめて登載していた。

区会計事務の手引きに基づき、1日ごとに現金出納簿及び証紙受払簿に登載し、県証紙の管理を適正に行われたい。
(熱田区総務課)

(2) 身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留物件の管理について

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）によると、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）に係る遺留物件については市町村が保管することとされている。

区総務課では、引取者のない遺体が発生したときは、身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引きに基づき、引取者のない遺体事務処理記録簿（以下「記録簿」という。）に処理経過を記録することとされ、また、遺留物件のうち現金の保管を行う場合には、歳入歳出外現金として受け入れ、引取者のない遺体事務処理にかかる歳入歳出外現金管理台帳（以下「現金管理台帳」という。）に記入することとされている。

引取者のない遺体に係る遺留物件の管理状況を調査したところ、港区総務課において、令和元年 6月以降に発生した引取者のない遺体について、引取者のない遺体ごとに処理経過を別で記録していたものの、記録簿及び現金管理台帳への記入が行われていなかった。

身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引きに基づき、記録簿及び現金管理台帳に確実に記入を行い、遺留物件の管理を適正に行われたい。

(港区総務課)

(3) 生活保護受給者等に係る預り金の管理について

各区で定める生活保護費等預り金管理規程（以下「預り金管理規程」という。）によると、区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護受給者等から一時的に預かることとなった現金について、その額や理由等の事項を預り金保管台帳に記入するとともに、3日以内に返還が見込まれる場合を除き、統括管理者（民生子ども課長又は区民福祉課長）名義の預金口座に預け入れることとされており、

原則、保管してから概ね 1週間以内に返還し、事務手続きを完了することとされている。

また、事務責任者（保護係長、保護・子ども係長又は主査（生活保護担当））と出納責任者（民生子ども係長又は保護・子ども係長）は、毎月 1回以上、預り金保管台帳、現金及び預金通帳の照合による査閲を行うこととされ、また、その結果については預り金保管一覧により、統括管理者に報告することとされている。

預り金の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 預り金保管台帳について、記入が漏れていたものや、現金を預かった都度記入していなかったものが散見されたもの（中川区民生子ども課）

イ 統括管理者名義の預金口座への預け入れが速やかに行われず、長いもので 1 か月程度にわたり現金で保管されていたもの

（中村区民生子ども課、昭和区民生子ども課、南陽支所区民福祉課）

ウ 平成31年 4月以降、統括管理者名義の預金口座への預け入れが一度もなされず、実地検査日において、10,022円が現金で保管されていたもの

（富田支所区民福祉課）

預り金管理規程に基づき、預り金の管理を適正に行われたい。

(4) 生活保護に係る遺留金品の管理について

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法（昭和25年法律第 144号）に定める遺留金品を保管することとなったときは、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、当該遺留金品の種類や数量などを遺留金品整理簿に登載し、その後の処理経過を記入することとされている。また、遺留金品のうち現金の保管を行う場合には、預り金管理規程に基づき、預り金保管台帳に必要事項を記入し、統括管理者名義の預金口座に預け入れる、又は、歳入歳出外現金として受け入れることとされている。

遺留金品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 預り金保管台帳への記入が行われず、統括管理者名義の預金口座への預け入れ等をすることなく、現金で保管されていたもの（富田支所区民福祉課）

イ 一部の遺留金について、遺留金品整理簿が作成されていない、又は、預り金保管台帳への記入が漏れていたもの（南陽支所区民福祉課）

ウ 保管した当日に全額を葬祭費に充当した遺留金について、預り金保管台帳に記入していなかったもの (昭和区民生子ども課、南区民生子ども課)

エ 遺留金品整理簿について、遺留金の保管を行うこととなった際に作成せず、一連の処理が完結した後に記入していたもの

(昭和区民生子ども課、富田支所区民福祉課)

生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、遺留金品の管理を適正に行われたい。

(5) 緊急援護資金の管理について

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護申請者等に対し、緊急的に援護が必要な場合、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付け等を行っている。

援護資金の貸付け等を行ったときは、各区で定める緊急援護資金管理要領に基づき、緊急援護資金出納簿に出納の都度記入し、査察指導員（保護係長、保護・子ども係長又は主査（生活保護担当））の確認を受けることとされており、また、区民生子ども課長及び支所区民福祉課長は、毎月 1回以上援護資金の出納状況及び残高について、緊急援護資金出納簿等の帳簿を確認し、帳簿と現金を照合することとされている。

援護資金の管理状況を調査したところ、中村区民生子ども課において、緊急援護資金出納簿を表計算ソフトで作成しており、査察指導員の確認を出納の都度行わず、1月ごとにまとめて確認、押印していた。

また、緊急援護資金出納簿と現金を照合したところ、緊急援護資金出納簿に記入漏れ及び記入誤りがあり、保有している現金について、緊急援護資金出納簿に記載のあった貸付残高より 2,050円多くなっていた。

緊急援護資金管理要領に基づき、援護資金の管理を適正に行われたい。

(中村区民生子ども課)

(6) 老人福祉施設の入所者に係る遺留金品の管理について

区福祉課及び支所区民福祉課では、老人福祉法（昭和38年法律第 133号）に定める遺留金品について、その保管を行うこととなったときは、老人福祉法第27条

による遺留金品取扱要綱に基づき、遺留金品整理簿に登載し、その後の処理経過を記入することとされており、また、遺留金品のうち現金の保管を行う場合は、保管することとなった日の翌日までに歳入歳出外現金として受け入れることとされている。

遺留金品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 遺留金品整理簿の作成がなされていなかったもの（南陽支所区民福祉課）

イ 歳入歳出外現金として受け入れるべきところ、生活保護受給者等に係る預り金を管理するための統括管理者名義の預金口座に預け入れていたもの

（南陽支所区民福祉課）

ウ 相続人への引渡しが見込まれていたため、歳入歳出外現金として受け入れず、引き渡すまでの間、課内の金庫で保管していたもの（中村区福祉課）

老人福祉法第27条による遺留金品取扱要綱に基づき、遺留金品の管理を適正に行われたい。

(7) 敬老パスの管理について

区福祉課及び支所区民福祉課では、敬老パスの交付を受けた者から当該敬老パスの返還があったときは、名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基づき、敬老パス管理簿に記入して管理することとされている。

敬老パスの管理状況を調査したところ、南陽支所区民福祉課において、敬老パス管理簿の作成がなされていなかった。

名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基づき、敬老パスの管理を適正に行われたい。

（南陽支所区民福祉課）

(8) 手提げ金庫内に保管されていた現金の管理について

各課室で管理している手提げ金庫の内容物を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 中村区民生子ども課において、区社会福祉協議会から資金提供を受けて保管している援護資金の入った封筒のほか、それ以外の団体の名称の書かれた封筒が2通あり、これらの中にはそれぞれ124,790円、44,330円入っていた。

同課によると、これらの現金は、過去に援護資金に用いるため提供を受け、

貸付け等を行っていたものであるが、現在は使用されず、未処理のまま手提げ金庫で保管し続けていたとのことであった。 (中村区民生子ども課)

イ 令和元年 7月 8日に中川区役所の庁舎内に設置されている自動販売機の釣り銭返却口に残っていた現金 900円が未処理のまま、中川区総務課の手提げ金庫で保管されていた。 (中川区総務課)

中村区民生子ども課及び中川区総務課にあつては、これらの現金を適正に処理されたい。

第4 意 見

内部統制制度の実施に向けた適正な業務執行を確保するためのチェック機能の強化について

今年度の区役所監査は、従前と同様に、紛失や横領等が発生するリスクが高く、過去の監査においても指摘が繰り返されている、現金や金券類等の管理事務に重点を置いて実施したが、残念ながら、一部の区では、収納金出納簿の査閲、前渡金出納簿への登載・符合確認、金券類等の管理等の事務において、行うべき手続きを行っていないもののほか、預り金や遺留金の管理について、預金口座に預け入れることなく現金のまま保管していたものや台帳の整備が行われていないものなどが見受けられた。こうした状況を見る限り、過去の監査結果（次表を参照）が生かされず、それぞれが自らのこととして真剣に取り組んでいなかったことの表れといえ、今回指摘を受けた区にあっては、監査結果について猛省されたい。

これらの多くは、適正な事務処理を怠っていたことにより発生したもので、為すべきことが為されておらず、また、組織としてチェックする仕組みがあるものの実態を伴って行われておらず、査閲等の仕組みが形骸化している等、組織として職務を遂行する意識や区としての主体性が欠如しているのではないかと懸念される。

また、平成29年度に監査事務局から各区に対し自主点検の実施を依頼しており、中村区から当該点検の結果、未処理の現金等の保管はなかったとの報告を受けていたが、今回、金庫の中から未処理の現金が発見されたことは、公金等の管理に対する意識が著しく欠けており、保管していることに何らの疑問も持たず長期にわたって放置していたことには強い危機感を覚える。

令和 2年度からは内部統制制度が実施されるところであるが、各区においては、実施を目前に控えた現在においてもこのような状況にあるということを重く受け止め、適正な業務執行を確保するため、区長を始めとする管理職のリーダーシップのもと、業務に係る関係規則等の確認を再度行い、組織の一人一人がルールを確実に順守するよう周知徹底するとともに、組織的な管理ができるよう、既存のルールが適正に機能しているか点検を行い、チェック機能の強化を図られたい。

表 平成29年度及び平成30年度の区役所監査・随時監査における主な指摘事項の内容

指摘事項の内容		年度
前渡金出納簿への 登載	予算主管課長による査閲が未実施のもの	29
	前渡金出納簿に実際の支払日で登載していなかったもの	29
金券類等の管理	金券類等出納簿の残高と現在高が不一致なもの	29
	受払いの都度行うべき金券類等出納簿への登載、確認が未実施のもの	29
	払出残数を職員個人で管理していたもの	29
引取者のない遺体に 係る遺留物件の管理	歳入歳出外現金として受け入れず、現金で保管されていたもの	29
	事務処理記録簿等で把握していない現金が保管されていたもの	29
	歳入歳出外現金管理台帳の残高と現在高が不一致のもの	29
生活保護受給者等に 係る預り金の管理	預り金保管台帳に記載のない現金が保管されていたもの	29
	1か月ごとにまとめて預り金保管台帳の決裁を行っていたもの	29
生活保護に係る遺留 金品の管理	相続人調査を未処理のまま放置していたもの	30
	保管金出納簿が未作成のもの	30
	定められた場所以外で保管していたもの	30
緊急援護資金の管理	毎月 1回以上行うべき緊急援護資金出納簿等の確認、照合が未実施のもの	29
	出納の都度行うべき課長等による確認が未実施のもの	29
	緊急援護資金出納簿の残高と現在高が不一致のもの	29
	職員個人の現金から貸し付けたもの	30
老人福祉施設の入所 者に係る遺留金品	遺留品を紛失していたもの	30
	相続人調査を未処理のまま放置していたもの	30

福祉特別乗車券の管理	福祉特別乗車券返還管理簿が未作成のもの	29
	福祉特別乗車券臨時乗車証使用状況報告書と実際の保管枚数等が不一致のもの	29
	毎月 1 回行うべき福祉特別乗車券臨時乗車証管理簿等の照合・確認が未実施のもの	29
	未施錠の場所で保管されていたもの	29
敬老パスの管理	敬老パス管理簿に未記載の敬老パスがあったもの	29
	返還の都度行うべき課長等による確認が未実施のもの	29
手提げ金庫の内容物	現金書留封筒が未開封のまま保管されていたもの	29
	拾得した現金が未処理のまま保管されていたもの	29

(注) 今年度の区役所監査における指摘事項と類似するものを中心に挙げた。

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 子ども青少年局 玉野川学園

監 査 期 間 令和元年10月18日から
令和2年 2月14日まで
 (実地検査：令和元年10月18日)

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度から、毎年度、リスクの高い分野について随時監査を実施している。

今回の監査は、実地検査当日において、現金、金券類等の物品の出納保管状況につき、それらの現在高及び関係帳票等を調査した。

なお、監査は、監査対象局に対して実地検査当日に通知して実施した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 財産管理事務

備品の管理について

(2) 行政運営事務

預り金の管理についてなど 2項目

第3 指 摘 事 項

1 財産管理事務

備品の管理について

名古屋市会計規則によると、物品管理者は、備品の使用状況について毎年 1回財務会計総合システムに登録された情報等と現物との照合を行い、その結果を市長及び市会計管理者に報告することとされており、玉野川学園では、平成30年度の検査結果は全て適正であったと報告している。

備品の使用状況を調査したところ、財務会計総合システムに登録されている物品のうち、自動手指消毒器や全自動高速高圧滅菌器など現物が見つからないものが複数あった。

玉野川学園によると、平成30年度の検査の際、現物が確認できない備品があったことを把握していたにもかかわらず、原因の調査や廃棄等の手続きを行っていなかったとのことであった。

現物が確認できない備品についてその原因を調査し、備品の使用状況を明らかにしたうえで、必要な手続きを行われない。

2 行政運営事務

(1) 預り金の管理について

玉野川学園では、入所児童の所有する現金、預金通帳、印鑑等（以下「預り金等」という。）を、入所児童又は保護者の依頼に基づき、出納及び管理している。

名古屋市玉野川学園入所児童預り金等管理要綱（以下「預り金等管理要綱」という。）によれば、本市から入所児童に生活訓練費として支給する現金（以下「小遣い」という。）は、事務取扱者（入所児童の生活指導を担当する職員）が預かり、各寮舎の金庫で管理し、その出納は入所児童の能力に応じて事務取扱者の指導のもと現金出納簿に代えて小遣い帳を入所児童本人が記入するものとされている。

また、管理責任者（園長）は毎月 1回、預金通帳、現金と出納簿等関係帳票を照合し、出納の状況を確認するとともに、その結果について預り金業務点検結果報告書により子ども青少年局子ども福祉課長に報告することとされている。

預り金等の管理状況を調査したところ、預り金業務点検結果報告書では関係帳票と現金等の照合の結果、一致しているとの報告であったが、計算誤りがある小遣い帳が散見された。また、毎月の小遣いとは別に支給された研修旅行用小遣いについては、小遣い帳の作成が行われていなかった。

すべての預り金について現金出納簿又は小遣い帳を作成するよう徹底されたい。また、管理責任者は、預り金等管理要綱に基づき、預金通帳、現金と関係帳票との照合を確実に実施されたい。

(2) 金庫内に保管されていた現金の管理について

事務室で管理している金庫の内容物について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 平成28年度に、既に使われていない寮の清掃を行った際に発見された 7,924 円が、処理されないまま金庫で保管されていた。

イ 平成25年度に、全国の児童自立支援施設で構成される協議会で実施する事業に、職員を運営委員として選任し、当該協議会の事務に従事させた際に、通信費として支給された現金の残金 2,760円が、処理されないまま金庫で保管されていた。

これらの現金については、適正に処理されたい。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社
(事務所所在地：長野県木曾郡王滝村3159番地25)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 1月24日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

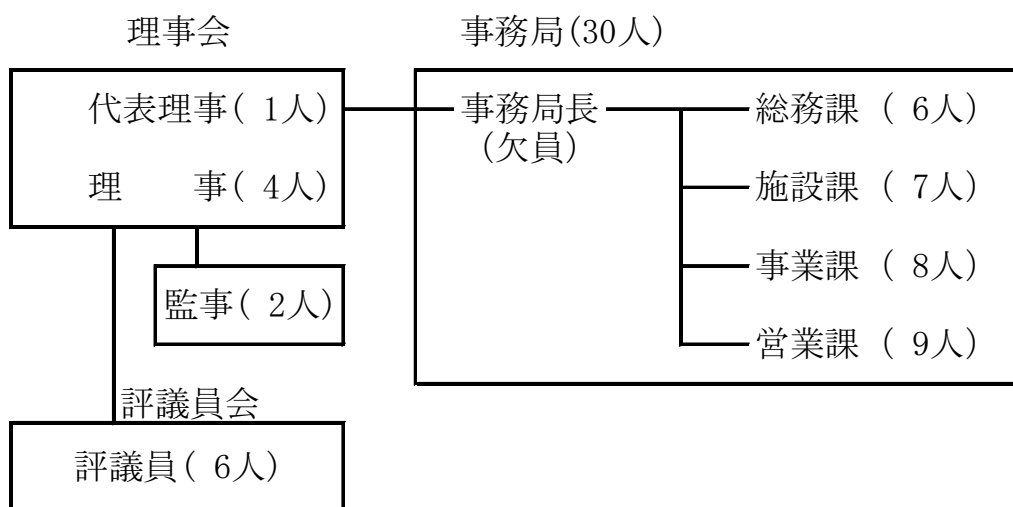
観光文化交流局所管の出資団体である公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「管理公社」という。）は、名古屋市民御岳休暇村（以下「休暇村」という。）の管理運営を行うとともに、自然体験活動をとおして市民等の健康増進、福祉の向上及び児童又は青少年の健全な育成に寄与することを目的として、昭和48年2月に本市の全額出捐により、基本財産 1,000万円をもって設立された。

主な事業内容は、①自然体験事業、②青少年健全育成事業、③健康増進支援事業、④施設貸与及び飲食販売事業、⑤旅客自動車運送事業の実施である。

これらの事業を運営するため、理事会、評議員会及び事務局が置かれており、職員数は30人（嘱託員16人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は管理公社を、公の施設である休暇村の指定管理者に指定し、指定管理料 2億 6,258万円を支出している。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



1 事業状況

(1) 公益目的事業

ア 自然体験事業

ヒノキやカラマツなど50ヘクタールに及ぶ人工林の間伐、枝打ちや広葉樹の植樹などの森林整備を地元や木曽川下流域の市民と協働で進める「市民の森づくり事業」や、王滝村の協力を得て「王滝百草の森」の整備を進めたほか、水資源涵養や地球温暖化防止、生物多様性など、森林が果たす機能と重要性について学ぶ森林体験学習などを行っている。

イ 青少年健全育成事業

小・中学生が自然の中での集団生活や自然体験活動を通じて、自然に感動する心や創造性を育む豊かな感性の育成等を目的に、「おんたけ子ども村キャンプ」などの事業を、大学生のボランティア「キャンプカウンセラー」や特定非営利活動法人（NPO）とともに進めている。

ウ 健康増進支援事業

森林浴や高地ウォーキング、温泉療養、薬膳料理の提供など豊かな自然環境を活用したプログラムの提供により、市民の健康増進支援事業を実施している。

(2) 収益事業

ア 施設貸与及び飲食販売事業

宿泊に伴う施設貸与や飲食提供を行うとともに、土産物等の販売を行っている。

イ 旅客自動車運送事業

自家用自動車を持たない方や高齢者等が利用できるように、貸切バスによる名古屋・休暇村間の送迎を行っている。

2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第1表及び第2表のとおりである。

第1表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	比 較 増△減	前年度 対 比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	47	47	-	100
特定資産運用益	116	117	1	100.8
受取会費	474	3	△471	0.6
事業収益	79,740	60,506	△19,234	75.9
指定管理料	285,891	262,583	△23,307	91.8
雑収益	1,391	1,326	△65	95.3
経常収益計	367,661	324,584	△43,077	88.3
(2) 経常費用				
事業費	346,328	301,978	△44,350	87.2
管理費	20,516	19,693	△822	96.0
経常費用計	366,845	321,672	△45,173	87.7
評価損益調整前当期増減額	816	2,911	2,095	356.8
特定資産評価損益	16	157	141	970.3
評価損益等計	16	157	141	970.3
当期経常増減額	832	3,069	2,237	368.8
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	-	-	-	
(2) 経常外費用				
災害損失	832	-	△832	皆減
経常外費用計	832	-	△832	皆減
当期経常外増減額	△832	-	832	
当期一般正味財産増減額	-	3,069	3,069	皆増
一般正味財産期首残高	3,714	3,714	-	100
一般正味財産期末残高	3,714	6,783	3,069	182.6
II 指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	47	47	-	100
一般正味財産への振替額	△47	△47	-	100
当期指定正味財産増減額	-	-	-	
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	-	100
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	-	100
III 正味財産期末残高	13,714	16,783	3,069	122.4

第 2 表 比較貸借対照表

平成29年度 平成30年 3月31日現在
平成30年度 平成31年 3月31日現在

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	比 較 増△減	前年度 対 比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金	1,756	717	△1,039	40.8
預金	32,122	35,370	3,247	110.1
未収金	202	779	576	385.6
立替金	52	-	△52	皆減
前払費用	98	104	5	106.1
貯蔵品	2,249	2,063	△185	91.7
流動資産合計	36,482	39,035	2,553	107.0
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	10,000	10,000	-	100
基本財産合計	10,000	10,000	-	100
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	105,053	105,053	-	100
特定資産合計	105,053	105,053	-	100
(3) その他の固定資産				
什器備品	564	451	△112	80.0
権利金（電話加入権）	197	197	-	100
保証金	2,630	2,680	50	101.9
その他の固定資産合計	3,391	3,328	△62	98.1
固定資産合計	118,444	118,381	△62	99.9
資産合計	154,926	157,416	2,490	101.6
II 負債の部				
1. 流動負債				
買掛金	707	377	△330	53.4
未払金	14,493	15,981	1,487	110.3
未払法人税	71	71	-	100
未払消費税	2,993	3,182	189	106.3
未払費用	4,142	4,484	341	108.3
賞与引当金	8,820	9,033	212	102.4
預り金	4,929	2,449	△2,480	49.7
流動負債合計	36,158	35,579	△579	98.4
2. 固定負債				
退職給付引当金	105,053	105,053	-	100
固定負債合計	105,053	105,053	-	100
負債合計	141,212	140,633	△579	99.6
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	10,000	10,000	-	100
指定正味財産合計	10,000	10,000	-	100
（うち基本財産への充当額）	(10,000)	(10,000)	(-)	(100)
2. 一般正味財産	3,714	6,783	3,069	182.6
正味財産合計	13,714	16,783	3,069	122.4
負債及び正味財産合計	154,926	157,416	2,490	101.6

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 領収書の管理について

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社経理規程（以下「経理規程」という。）によると、未使用の領収書用紙の冊（以下「領収書冊」という。）には、一連の通し番号を附してその残高を明確にしなければならないとされている。

領収書の管理状況を調査したところ、現に使用している領収書冊には通し番号が附されていたが、未使用の領収書冊には通し番号が附されておらず、管理公社によると、領収書冊の使用開始時に通し番号を附しているとのことであった。

領収書冊の受入れ時に一連の通し番号を附されたい。また、管理状況を明確にするため、本市の例を参考に、領収書管理簿による領収書冊の管理を検討されたい。

(2) 固定資産の管理について

経理規程によると、固定資産管理責任者である事務局長は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地等の所要事項を記録し、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならず、毎会計年度 1回以上固定資産台帳と現物とを照合し、その実在性を確かめなければならないとされている。

固定資産の管理状況を調査したところ、固定資産台帳が設けられておらず、管理公社によると、現物との照合を行っていなかった。

経理規程に基づき、速やかに固定資産台帳を作成し、毎会計年度 1回以上の現物との照合を実施されたい。

(3) 退職給付引当金の計上について

管理公社では、経理規程において、職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する額を退職給付引当金として計上することを引当金の計算基準（以下「引当基準」という。）として定めている。

平成30年度末の退職給付引当金を調査したところ、平成30年度末における退職給付の自己都合要支給額が 114,520,632円であったにも関わらず、退職給付引当金は 105,053,527円しか計上されていなかった。

管理公社によると、退職給付引当金の額と同額の特定資産の計上が必要であるとの誤解のもと、特定資産の増額が困難であったため、引当基準によることなく、平成29年度末の特定資産の額を退職給付引当金として計上してしまったとのことであった。

経理規程に基づき、退職給付引当金を引当基準どおり計上されたい。

3 意見

平成29年 6月25日の長野県南部地震の発生により、同日以降セントラルロッジの休館が続いていることが大きく影響し、キャンプ場や地元の他の宿泊施設を利用して体験企画事業等を続けてきたものの、この間、施設の利用者数、事業への参加者数はいずれも減少した。

こうした中、セントラルロッジについては、令和 2年 4月からの営業再開に向け、令和元年11月の予約受付の開始以降、過去に休暇村を利用した方に再開の案内を行う等、広報活動に取り組んでいるが、こうしたリピーター客の確保もさることながら、これまで比較的少なかった若年層への情報発信や、魅力ある施設や事業を提供していくことで、利用者層の拡大を図っていくことも重要である。

管理公社においては、本市や地元自治体、大学生のボランティア「キャンプカウンセラー」、その育成支援を行っているNPO等とのより一層の連携・協働のもと、幅広い年齢層に休暇村の魅力を発信し、さらなる利用者数の増加に繋がるよう具体的な方策を講じられたい。

第3 観光文化交流局に対する監査

管理公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、管理公社に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋産業振興公社
(事務所所在地：千種区吹上二丁目 6番 3号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 2月13日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の出資団体である公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「振興公社」という。）は、産業技術に関する研究開発の促進、人材の育成及び見本市・展示会の開催等を通じて、既存産業の高度化と新たな産業の創造・育成を図ることにより、中部圏の中核たる本市の産業振興に寄与することを目的として、平成 8年 2月に財団法人名古屋都市産業振興公社として設立された。同年 4月以降、公社の実質的な母体である財団法人名古屋市見本市協会（昭和42年 3月設立、平成 8年 3月末解散）の職員、事業、財産を順次引き継いだ。

平成22年 9月に、工業技術の普及啓発に関する各種事業を行い、地元企業の工業技術の向上を図り、もって本市の産業の振興に寄与することを目的として設立された財団法人名古屋市工業技術振興協会（昭和54年 9月設立）と合併し、名称を財団法人名古屋産業振興公社に変更した。平成24年 4月には、公益財団法人に移行し、今日に至っている。

振興公社の基本財産は 2億 1,539万円であり、そのうち本市の出捐額は 1億 2,000万円である。

事業内容は、①先端技術研究開発推進事業、②プラズマ技術産業応用支援事業、③共同研究事業、④研究開発促進事業、⑤新事業創出支援事業、⑥普及啓発・情報

提供事業、⑦産業人材育成事業、⑧工業技術情報提供事業、⑨経済交流・誘致促進事業、⑩関係団体事務受託事業、⑪産業振興施設の管理運営の公益目的事業、⑫施設管理附帯事業、⑬吹上及び吹上中央帯駐車場の管理運営の収益事業である。

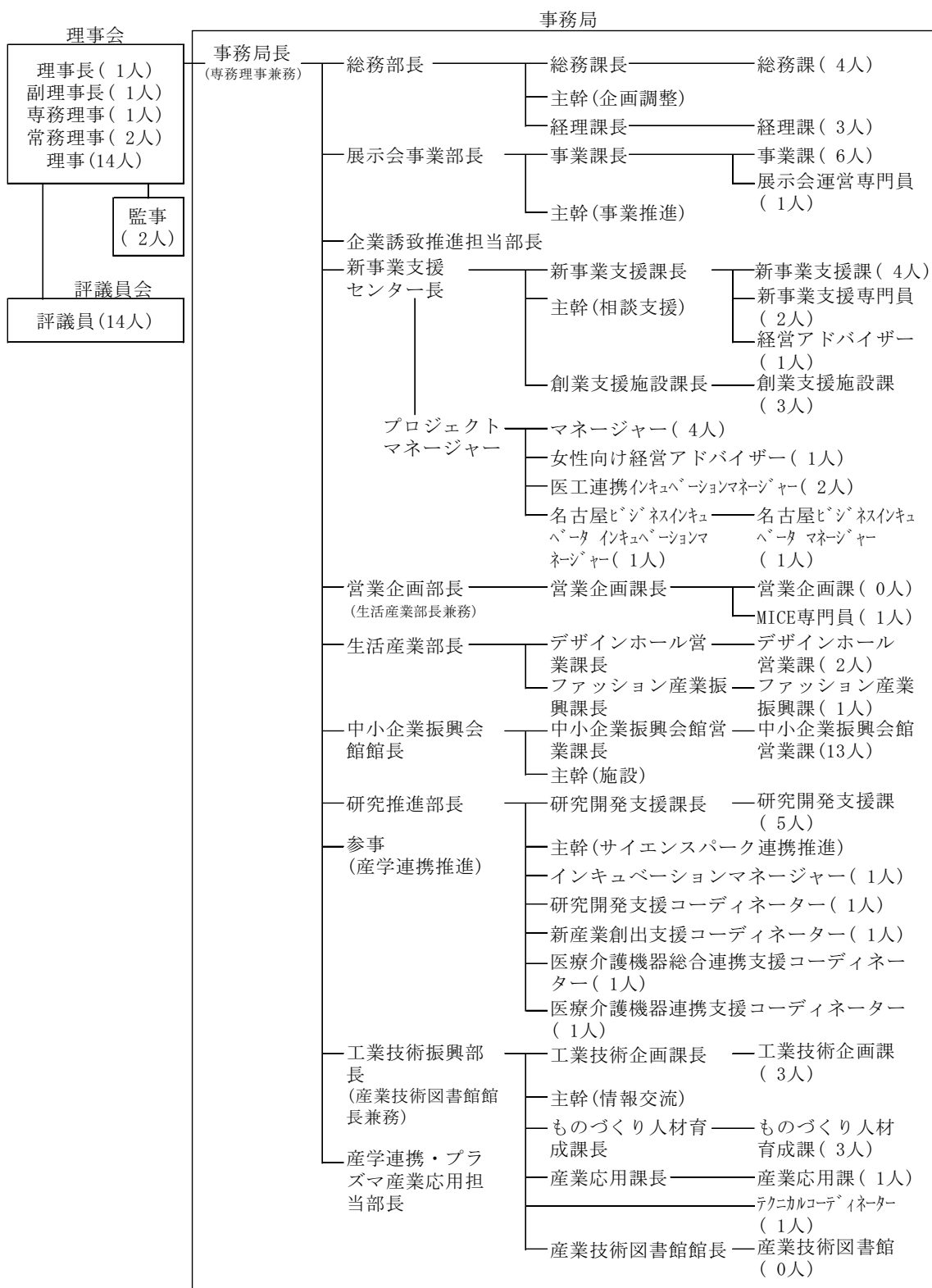
これらの事業を運営するため、理事会、監事、評議員会及び事務局が置かれており、事務局の職員数は96人（専務理事が兼務する事務局長を除く。嘱託員54人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は振興公社に対して、中小企業の経営診断等を行う事業等に対する補助金として 5億 5,752万円を支出するとともに、公の施設である名古屋市中小企業振興会館（以下「中小企業振興会館」という。）の指定管理者に指定し、指定管理料 4,676万円を支出している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 公益目的事業

ア 先端技術研究開発推進事業

産業応用を見据えた先端技術の研究開発を支援するため、なごやサイエンスパーク内の研究開発センターを地域の研究機関等に提供した。

イ プラズマ技術産業応用支援事業

地域の中小企業にプラズマ技術を普及させ、技術革新を促すため、工業研究所と連携して、プラズマに関する技術支援や講演会の開催などを通じてプラズマ技術全般に関する情報提供を実施した。

ウ 共同研究事業

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るため、基盤技術を担う中小企業、研究開発等の研究開発事業の運営管理及び研究開発を行った。

エ 研究開発促進事業

中小企業をはじめとする産業界の研究開発機能を強化するため、研究会や講演会の開催を通じて、産・学・行政の連携活動を支援するとともに、本市からの委託事業として、新技術等の応用により新商品や新サービスの開発を目指すための研究会の運営を行った。

オ 新事業創出支援事業

創業や新たな事業展開を進めようとする中小企業の支援のため、中小企業診断士等の資格を有するマネージャー等による窓口相談、企業訪問、経営診断、創業研修等を行ったほか、都市型工業団地等の創業支援施設の入居企業に対し、総合的な支援を行った。

カ 普及啓発・情報提供事業

科学技術に関するイベント等の市民向け啓発事業やナゴヤファッション協会と共同でファッションコンテストを開催したほか、産業技術図書館におい

て内外の技術図書等を無料で閲覧に供するなどの情報提供を行った。

キ 産業人材育成事業

中小企業におけるものづくり人材の育成のため、技術開発能力強化のための研修・実習や産業界が抱える共通の課題に対応するための現場管理者・技術者向け講習会等を開催した。

ク 工業技術情報提供事業

講演会や先進工場見学会を開催するなど、工業技術に関する情報提供を行った。

ケ 経済交流・誘致促進事業

関係機関と連携し外資系企業の名古屋への誘致促進を行うとともに、関係団体と共同で見本市や展示会を開催した。

コ 関係団体事務受託事業

企業や研究者を会員とする産業技術関係団体が行う研究・技術の交流事業等を支援するため、当該団体からの受託事務を行った。

サ 産業振興施設の管理運営

中小企業振興会館について、指定管理者の指定（指定管理期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）を受け、施設の管理運営を行った。また、デザインホール、都市型工業団地、サイエンス交流プラザの管理運営を行った。利用実績は第1表のとおりである。

第 1 表 産業振興施設の利用実績

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中小企業振興会館				
吹 上 ホ ー ル	利用件数	90 件	88 件	97 件
	利用日数	261 日	254 日	269 日
第 1 ファッション 展 示 場	利用件数	108 件	104 件	106 件
	利用日数	250 日	247 日	255 日
第 2 ファッション 展 示 場	利用件数	87 件	88 件	102 件
	利用日数	202 日	218 日	226 日
国際展示場				
第 1 展 示 館	利用件数	27 件	23 件	
	利用日数	75 日	93 日	
第 2 展 示 館	利用件数	69 件	74 件	
	利用日数	188 日	202 日	
第 3 展 示 館	利用件数	73 件	75 件	
	利用日数	226 日	232 日	
デザインホール	利用件数	155 件	144 件	140 件
	利用日数	240 日	228 日	225 日
都市型工業団地				
nabi/金山	入 居 数	23 社	23 社	21 社
nabi/白金	入 居 数	36 社	33 社	29 社
サイエンス交流プラザ				
インキュベータ	入 居 数	7 室	8 室	7 室
大会議室	利用件数	32 件	33 件	29 件
中会議室	利用件数	68 件	67 件	71 件

(注 1) 振興公社は平成29年度まで国際展示場の指定管理者の指定を受け、施設の管理運営を行っていたが、平成30年度からは別の事業者が指定管理者の指定を受けている。

(注 2) 入居数については、各年度 3月31日現在の数字を掲げた。

(2) 収益事業

ア 施設管理附帯事業

中小企業振興会館等の施設管理運営に附帯する備品の貸出業務や自動販売機の維持管理を行った。

イ 吹上及び吹上中央帯駐車場の管理運営

中小企業振興会館に隣接する吹上及び吹上中央帯駐車場について、タイムズ24株式会社と振興公社で構成する吹上駐車場管理運営共同体として指定管理者の指定（指定管理期間：平成26年 4月 1日～平成31年 3月31日）を受け、施設の管理運営を行った。

2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。

第2表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月1日～平成30年 3月31日
 平成30年度 平成30年 4月1日～平成31年 3月31日

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	1,286	1,206	△80	93.7
② 受取賛助費	9,030	8,775	△255	97.2
③ 事業収益	378,439	475,850	97,411	125.7
④ 受取補助金等	724,876	711,686	△13,189	98.2
⑤ 受託事業収益	30,048	13,926	△16,122	46.3
⑥ 指定管理事業収益	981,416	690,521	△290,895	70.4
⑦ 受取寄付金	-	30,006	30,006	皆増
⑧ 雑収益	1,327	1,764	437	132.9
経常収益計	2,126,425	1,933,737	△192,688	90.9
(2) 経常費用				
① 事業費	2,088,953	1,924,896	△164,056	92.1
② 管理費	14,517	14,660	142	101.0
経常費用計	2,103,471	1,939,556	△163,914	92.2
当期経常増減額	22,954	△5,819	△28,773	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 固定資産売却益	1,757	-	△1,757	皆減
② 固定資産受贈益	-	1,718	1,718	皆増
③ 雑収益	17,511	294	△17,216	1.7
経常外収益計	19,268	2,013	△17,255	10.4
(2) 経常外費用				
① 固定資産除却損	7,928	792	△7,136	10.0
② 固定資産売却損	579	-	△579	皆減
③ 支払寄付金	2,611	0	△2,611	0.0
④ 雑費	49	303	253	609.8
経常外費用計	11,168	1,095	△10,073	9.8
当期経常外増減額	8,100	917	△7,182	11.3
税引前当期一般正味財産増減額	31,054	△4,901	△35,955	
法人税、住民税及び事業税	16,928	5,180	△11,748	30.6
当期一般正味財産増減額	14,125	△10,081	△24,207	
一般正味財産期首残高	786,943	801,069	14,125	101.8
一般正味財産期末残高	801,069	790,987	△10,081	98.7
II 指定正味財産増減の部				
① 受取補助金等	10,117	2,127	△7,989	21.0
② 受取寄付金	-	157,739	157,739	皆増
③ 基本財産運用益	1,286	1,206	△80	93.7
④ 一般正味財産への振替額	△3,138	△33,812	△30,674	1,077.5
当期指定正味財産増減額	8,266	127,261	118,995	1,539.5
指定正味財産期首残高	218,985	227,251	8,266	103.8
指定正味財産期末残高	227,251	354,512	127,261	156.0
III 正味財産期末残高	1,028,320	1,145,500	117,179	111.4

第 3表 比較貸借対照表

		平成29年度	平成30年度	平成30年 3月31日現在	平成31年 3月31日現在
科	目	平成 29 年度	平成 30 年度	比較 増△減	前年度 対比
		千円	千円	千円	%
I 資産の部					
1. 流動資産					
	現金預金	488, 729	453, 637	△35, 092	92. 8
	未収金	250, 519	189, 471	△61, 048	75. 6
	前払費用	1, 234	12, 801	11, 566	1, 037. 0
	立替金	7, 989	1, 319	△6, 670	16. 5
	有価証券	－	22	22	皆増
	商品	225	301	76	133. 8
	貸倒引当金	△1, 023	△761	262	74. 4
	流動資産合計	747, 675	656, 791	△90, 883	87. 8
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
	投資有価証券	215, 390	215, 390	－	100
	基本財産合計	215, 390	215, 390	－	100
(2) 特定資産					
	退職給付引当資産	65, 988	62, 171	△3, 817	94. 2
	減価償却引当資産	112, 960	86, 500	△26, 460	76. 6
	運営強化積立資産	26, 754	26, 754	－	100
	返済資金積立資産	92, 000	46, 000	△46, 000	50. 0
	預り保証金積立資産	26, 308	26, 814	505	101. 9
	名古屋ビジネスインキュベータ資産取得・改良資金	182, 000	185, 400	3, 400	101. 9
	見本市・展示会事業運営積立資産	－	127, 733	127, 733	皆増
	建物	743	676	△67	91. 0
	建物附属設備	6, 560	5, 980	△580	91. 2
	構築物	0	－	△0	皆減
	機械装置	0	0	－	100
	什器備品	1, 805	2, 447	641	135. 6
	ソフトウェア	2, 752	2, 285	△466	83. 1
	特定資産合計	517, 874	572, 764	54, 889	110. 6
(3) その他固定資産					
	建物	950, 141	937, 811	△12, 329	98. 7
	建物附属設備	17, 425	14, 087	△3, 337	80. 8
	構築物	4, 192	3, 626	△565	86. 5
	機械装置	84	60	△24	71. 4
	車両運搬具	507	1, 238	731	244. 1
	什器備品	8, 458	6, 890	△1, 568	81. 5
	ソフトウェア	3, 512	3, 602	89	102. 5
	長期前払費用	85, 098	79, 304	△5, 794	93. 2
	投資有価証券	34, 022	44, 600	10, 578	131. 1
	その他固定資産合計	1, 103, 442	1, 091, 221	△12, 221	98. 9
	固定資産合計	1, 836, 707	1, 879, 375	42, 668	102. 3
	資産合計	2, 584, 382	2, 536, 167	△48, 215	98. 1

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	182,428	110,396	△72,032	60.5
未払法人税等	16,928	5,180	△11,748	30.6
前受金	178,448	197,814	19,366	110.9
1年内返済予定長期借入金	97,852	83,197	△14,655	85.0
預り金	7,634	7,818	183	102.4
流動負債合計	483,292	404,405	△78,886	83.7
2. 固定負債				
長期借入金	980,472	897,275	△83,197	91.5
退職給付引当金	65,988	62,171	△3,817	94.2
預り保証金	26,308	26,814	505	101.9
固定負債合計	1,072,769	986,260	△86,509	91.9
負債合計	1,556,062	1,390,666	△165,395	89.4
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	6,493	5,947	△545	91.6
国庫補助金	5,367	5,441	74	101.4
寄付金	215,390	343,123	127,733	159.3
指定正味財産合計	227,251	354,512	127,261	156.0
(うち基本財産への充当額)	(215,390)	(215,390)	(-)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(11,861)	(139,122)	(127,261)	(1,172.9)
2. 一般正味財産	801,069	790,987	△10,081	98.7
(うち特定資産への充当額)	(321,715)	(298,655)	(△23,060)	(92.8)
正味財産合計	1,028,320	1,145,500	117,179	111.4
負債及び正味財産合計	2,584,382	2,536,167	△48,215	98.1

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 備品の管理について

振興公社では、指定管理者として管理している中小企業振興会館において、指定管理の基本協定に基づき業務の遂行に必要な備品について本市から無償で貸与を受けており、基本協定には貸与備品の管理方法や本市が新規購入した備品の貸与を受ける際の手続きなどが定められている。

また、本市と振興公社は、本市が所有するサイエンス交流プラザについて無償貸付契約を締結し、振興公社は当該契約において当該施設内の本市所有の備品についても貸与を受けている。

振興公社における備品の管理について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 中小企業振興会館における貸与備品の管理

(ア) 平成29年度に本市が新規購入し振興公社が貸与を受けた備品について、貼付しなければならない備品小票が貼付されていなかった。

(イ) 貸与備品は、その内訳を記した物品関係内訳書で管理しなければならないが、備品の買替え時に物品関係内訳書の更新がなされておらず、実際の備品と物品関係内訳書の記載が一致しないものがあった。

(ウ) 使用しない貸与備品があるときは、指定管理者はその旨を本市に通知しなければならないとされているが、貸与備品である絵画が使用されずに倉庫（吹上ホール 2階）に格納された状態となっていたにも関わらずその旨を本市に通知していなかった。

イ サイエンス交流プラザにおける貸与備品の管理

契約において貸与備品の品目が個別具体的に定められていなかった。

中小企業振興会館における貸与備品については、基本協定で定める手続きに基づき適正に管理されたい。また、サイエンス交流プラザにおける貸与備品については、品目を個別具体的に定められたい。

(2) 賞与引当金の計上について

賞与引当金は、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金である。

振興公社の賞与について調査したところ、平成30年12月 2日から令和元年 6月 1日を支給対象期間とする賞与を令和元年 6月28日に支給していたが、平成31年 3月31日までの支給見込額について、平成30年度の貸借対照表において賞与引当金として計上しておらず、支給期日が属する令和元年度において一括して費用計上を行っていた。

支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については、当期の費用として賞与引当金を計上されたい。

(3) 資産除去債務の計上について

資産除去債務とは、有形固定資産の除去に関して契約等で要求される法律上の義務であり、有形固定資産の取得等によって、当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務が生じる場合には、資産除去債務として負債に計上しなければならないとされている。

ただし、資産除去債務を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、その場合でも、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由を財務諸表に注記しなければならないとされている。

振興公社の財務諸表を調査したところ、本市から借り受けた土地上に有形固定資産である建物を 2棟（nabi／金山、nabi／白金）所有しており、本市と締結した土地貸付契約書には貸付期間の満了時等における原状回復義務の記載があるものの、財務諸表には資産除去債務は計上されておらず、注記もなかった。

振興公社によると、nabi／金山の土地については貸付期間の自動延長の条項があるため、原状回復にかかる債務の履行時期を予測することができないこと、nabi／白金については自動延長の条項は無いが、貸付期間満了後も事業を継続実施する予定であり、原状回復にかかる債務の履行時期を予測することができないことから、いずれも合理的に見積もることができないとして、資産除去債務を計上していないとのことであった。

有形固定資産の資産除去債務について、土地貸付契約の内容との整合性を図ったうえで、財務諸表に適切に反映されたい。

3 意見

振興公社の平成30年度末の長期借入金残高は約 9億 8,000万円であり、これは、愛知県と本市から都市型工業団地の整備のために借り入れたもので、これまで返済を行ってきたが、今年度は約 8,300万円、令和 2年度から 9年度までは毎年約 8,800万円、10年度から12年度までは毎年約 6,200万円の返済が必要となる。

一方、振興公社の経営状況を見ると、平成30年度から国際展示場の指定管理者の指定を受けられなくなったことに伴い、収益事業である施設管理附帯事業における収益が大幅に減少し、収支が悪化しているところであり、また、都市型工業団地の入居率についても減少傾向にあり、経営戦略計画の目標値を下回っている（第 4表を参照）。

また、返済の原資として返済資金積立資産が計上されているものの、平成30年度末での残額は 4,600万円となっており、今年度の返済をもってすべて取り崩されることが見込まれる。

返済の原資となる資金の確保のためには、都市型工業団地の入居率を向上させ、収益の増加を図る必要があることから、利用者のニーズを的確に把握したうえで、施設の機能向上や他の起業支援機関等との連携強化など、都市型工業団地の入居率向上に向けた取組みをより一層推進されたい。

第 4表 都市型工業団地の入居率

区分	28年度	29年度	30年度
目標値	—	76.0%	78.0%
実績値	75.0%	71.3%	70.8%

(注) 目標値は、経営戦略計画（計画期間：平成29年度～令和元年度）で定めたものを、実績値は各年度における実績値を掲げた。

第3 市民経済局に対する監査

1 概要

振興公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、振興公社に対する事務の執行について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項

備品の管理について

振興公社に指摘したとおり、サイエンス交流プラザにおける貸与備品について、契約において貸与備品の品目が個別具体的に定められていなかった。

貸与備品の品目を個別具体的に定めていない状態は、本市の財産である備品の管理状況としては不十分な状態である。

サイエンス交流プラザにおける貸与備品の品目を個別具体的に定め、備品を適正に管理されたい。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋市土地開発公社
(事務所所在地：中区三の丸三丁目 1番 1号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 2月14日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

財政局所管の出資団体である名古屋市土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、財団法人名古屋環状二号線開発公社（昭和40年11月設立）を母体として、昭和48年 4月に設立された。

開発公社の基本財産は 2,000万円であり、全額本市の出資である。

事業内容は、公有地取得事業及び附帯等事業である。

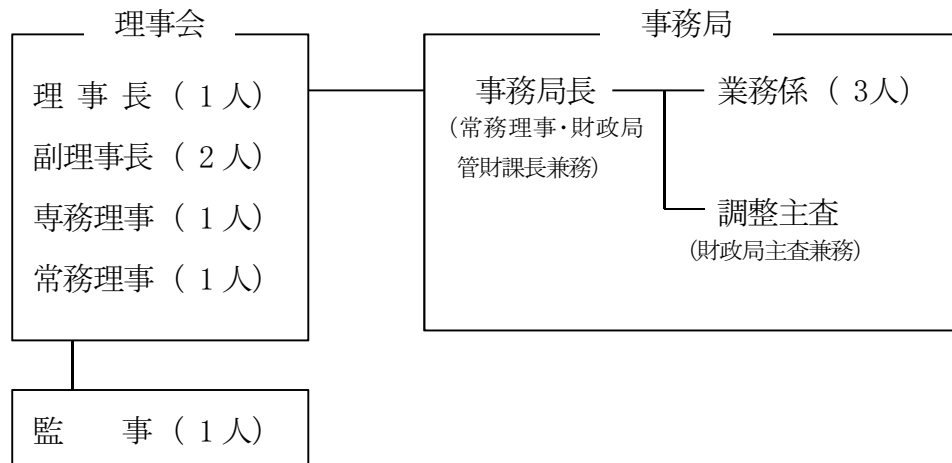
これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 3人（財政局職員が兼務の事務局長及び調整主査を除く。嘱託員 1人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は開発公社に対して、用地取得資金借入金に係る利子等補助金として 2,432万円を支出している。

（注）文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 公有地取得事業

公有地の保有状況は、第 1表のとおりである。

第 1表 公有地の保有状況

区分		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
			比較 増△減		比較 増△減		比較 増△減
面積	道 路	m ² 9, 026. 24	m ² △1, 033. 10	m ² 8, 944. 22	m ² △82. 02	m ² 8, 365. 90	m ² △578. 32
	公 園	102, 754. 14	△10, 714. 13	86, 770. 60	△15, 983. 54	72, 549. 79	△14, 220. 81
	教 育	20, 098. 55	△7, 400. 45	12, 698. 30	△7, 400. 25	–	△12, 698. 30
	その他	63, 706. 28	△55, 358. 43	8, 119. 81	△55, 586. 47	–	△8, 119. 81
	計	195, 585. 21	△74, 506. 11	116, 532. 93	△79, 052. 28	80, 915. 69	△35, 617. 24
保有高	道 路	千円 1, 702, 994	千円 △297, 238	千円 1, 685, 185	千円 △17, 808	千円 1, 512, 920	千円 △172, 265
	公 園	12, 111, 414	△1, 512, 502	10, 385, 250	△1, 726, 163	8, 439, 825	△1, 945, 425
	教 育	2, 638, 908	△885, 341	1, 749, 572	△889, 336	–	△1, 749, 572
	その他	14, 545, 404	△5, 229, 848	9, 134, 388	△5, 411, 015	–	△9, 134, 388
	計	30, 998, 722	△7, 924, 931	22, 954, 398	△8, 044, 323	9, 952, 745	△13, 001, 652

(2) 附帯等事業

保有土地の有効活用のため、駐車場及び工事用の資材置場等として一時貸付けを行っている。

一時貸付けの状況は、第 2表のとおりである。

第 2表 一時貸付けの状況

区 分		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			比較 増△減		比較 増△減		比較 増△減
件 数	駐車場	件 26	件 △3	件 30	件 4	件 21	件 △9
	資材置場等	29	－	15	△14	13	△2
	計	55	△3	45	△10	34	△11
収 入 金 額	駐車場	千円 7,493	千円 △3,272	千円 8,280	千円 787	千円 8,870	千円 589
	資材置場等	7,652	△4,383	4,376	△3,276	2,913	△1,462
	計	15,146	△7,655	12,657	△2,489	11,783	△873

2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 3表及び第 4表のとおりである。

第 3表 比較損益計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科目	平成29年度	平成30年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
事業収益	8,123,731	13,060,765	4,937,033	160.8
公有地取得事業収益	8,044,609	13,001,699	4,957,090	161.6
借入金支払利息収益	35,466	24,327	△11,138	68.6
事務費収益	30,998	22,954	△8,044	74.0
附帯等事業収益	12,657	11,783	△873	93.1
事業原価	8,082,171	13,027,749	4,945,577	161.2
公有地取得事業原価	8,044,609	13,001,699	4,957,090	161.6
支払利息	35,466	24,327	△11,138	68.6
附帯等事業原価	2,096	1,721	△374	82.1
事業総利益	41,559	33,016	△8,543	79.4
販売費及び一般管理費	40,385	39,434	△951	97.6
事業利益又は 事業損失 (△)	1,174	△6,417	△7,591	
事業外収益	758	735	△23	96.9
受取利息	59	65	6	111.0
雑収益	699	669	△29	95.7
経常利益又は 経常損失 (△)	1,932	△5,682	△7,615	
特別利益	－	5,682	5,682	皆増
当期純利益	1,932	－	△1,932	皆減

第 4 表 比較貸借対照表

平成29年度 平成30年 3月31日現在
平成30年度 平成31年 3月31日現在

科目	平成29年度	平成30年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
Ⅰ 流動資産				
現金及び預金	478,288	456,737	△21,550	95.5
公有用地	22,954,398	9,952,745	△13,001,652	43.4
未収金	1,118,270	245,544	△872,725	22.0
流動資産合計	24,550,956	10,655,028	△13,895,928	43.4
Ⅱ 固定資産				
投資その他の資産				
基本財産見合預金	20,000	20,000	-	100
長期定期預金	211	35	△176	16.6
固定資産合計	20,211	20,035	△176	99.1
資産合計	24,571,168	10,675,063	△13,896,104	43.4
負債の部				
Ⅰ 流動負債				
未払金	2,252	22,334	20,081	991.3
1年以内返済予定 の長期借入金	11,905,068	4,650,000	△7,255,068	39.1
未払費用	1,987,826	53	△1,987,772	0.0
預り金	239	176	△62	73.8
賞与引当金	1,365	951	△414	69.7
流動負債合計	13,896,752	4,673,515	△9,223,237	33.6
Ⅱ 固定負債				
長期借入金	9,050,000	4,400,000	△4,650,000	48.6
退職給付引当金	30,900	13,891	△17,008	45.0
その他の固定負債	211	35	△176	16.6
固定負債合計	9,081,112	4,413,927	△4,667,185	48.6
負債合計	22,977,865	9,087,442	△13,890,422	39.5
資本の部				
Ⅰ 資本金				
基本財産	20,000	20,000	-	100
資本金合計	20,000	20,000	-	100
Ⅱ 準備金				
前期繰越準備金	1,571,370	1,567,620	△3,749	99.8
当期純利益	1,932	-	△1,932	皆減
準備金合計	1,573,303	1,567,620	△5,682	99.6
資本合計	1,593,303	1,587,620	△5,682	99.6
負債・資本合計	24,571,168	10,675,063	△13,896,104	43.4

第2 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

第3 財政局に対する監査

開発公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、財政局所管の財務に関する事務のうち、開発公社に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

1 意見

平成27年度における本市による開発公社保有土地買戻し計画の見直し以降、令和5年度の買戻し完了に向けて順調に買戻しが進捗している。

しかし、本市による買戻しを既に実施した用地及び今後買戻し予定の用地のなかには、具体的な事業化の目途が立っていないものも見受けられ、開発公社の保有する用地の買戻しが完了したとしても、これらの用地を本市が長期間保有し続けることによって、用地の管理費などの行政コストが引き続き必要となる。

用地の先行取得を依頼した局にあつては、本来の事業目的のため供用されるよう早期の事業化に努めるべきであるが、財政局においても、本市が保有する資産について有効活用を総合的に検討・調整する立場として、事業化の見込みがなくなった用地については、他の事業用地としての活用を検討し、活用の見込みがない場合には売却、貸付けを検討するなど、関係局と協力して資産のさらなる有効活用を図りたい。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 名古屋商工会議所
(事務所所在地：中区栄二丁目10番19号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8 月 1 日から
令和元年 1 2 月 1 7 日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の財政援助団体である名古屋商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的として、昭和28年10月に施行された商工会議所法（昭和28年法律第 143号）に基づき、その前身である社団法人名古屋商工会議所（明治14年 3月設立当初は名古屋商法会議所として発足）を組織変更して設立された。

主な事業内容は、①商工会議所としての意見の公表、国会等への具申・建議、②行政庁等からの諮問への答申、③商工業に関する調査研究、④商工業に関する情報・資料の収集・刊行、⑤商品の品質その他商工業に係る事項に関する証明・鑑定等、⑥輸出品の原産地証明、⑦商工業に関する施設の設置・維持・運用、⑧商工業に関する講演会等の開催、⑨商工業に関する技術・技能の普及・検定、⑩博覧会・見本市等の開催等である。

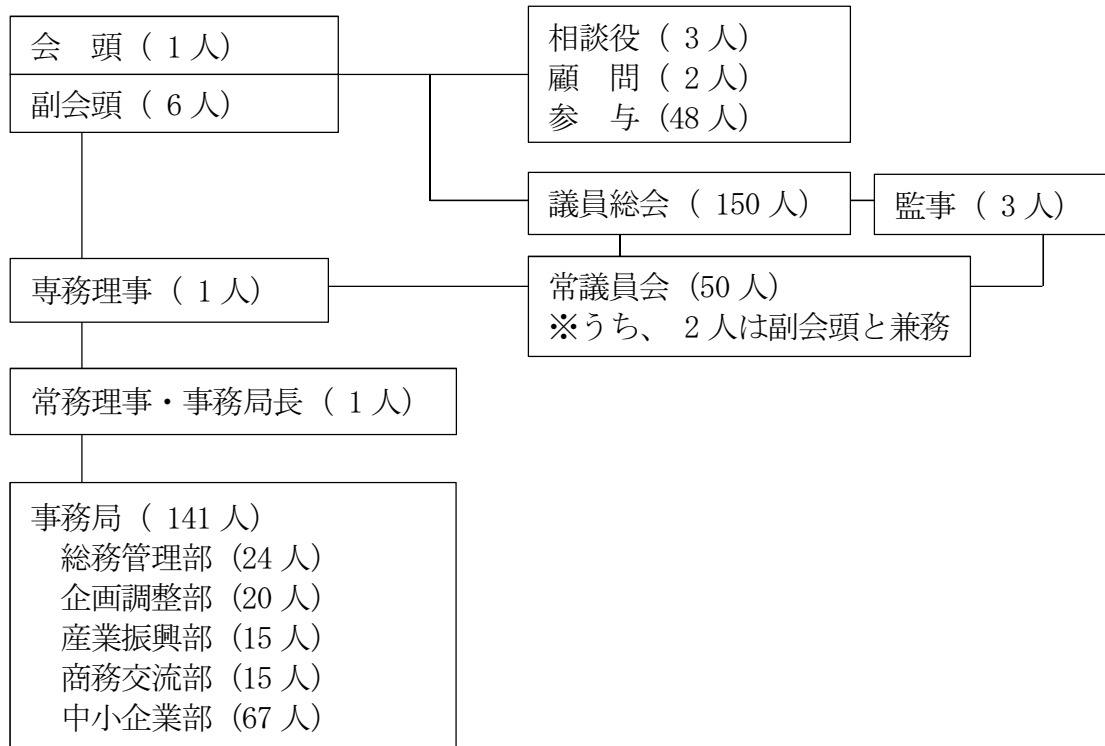
これらの事業を運営するため、議員総会、常議員会、事務局等が置かれており、事務局の職員数は 141人となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、

比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



商工会議所の会計は一般会計と特別会計に区分され、特別会計は、中小企業相談所特別会計、共済事業等特別会計、所屋管理特別会計、愛・地球博理念継承事業特別会計に区分して経理されており、平成30年度の収入及び支出の決算額は、第1表のとおりである。

第1表 収支決算額

区分	収入決算額	支出決算額	収支差額
	千円	千円	千円
一般会計	1, 773, 283	1, 543, 029	230, 254
中小企業相談所特別会計	995, 775	995, 775	－
共済事業等特別会計	238, 470	238, 470	－
所屋管理特別会計	664, 312	599, 834	64, 477
愛・地球博理念継承事業特別会計	24, 605	24, 605	－
計	3, 696, 447	3, 401, 715	294, 731

第2 補助金の交付

平成30年度において、本市は商工会議所に対し、名古屋市小規模事業者経営改善普及事業費等補助金 1,193万円を支出している。補助金の概要については以下のとおりである。

1 目的

商工会議所等が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者の振興と安定を図ることを目的とする。

2 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
本市等が実施する商工業及び金融制度の周知、斡旋等の施策普及事業	施策普及・周知にかかるパンフレット・ポスター作成及び配布等に要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたもの。	11,932千円
小規模事業者経営改善普及事業	小規模事業者経営改善普及事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる事業費で、市長が必要かつ適当と認めたもの。ただし、人件費を除く。 ①指導事業費 ②資質向上対策事業費 ③経営指導推進費 ④小規模事業施策普及費 ⑤若手後継者等育成事業費 ⑥提案公募型地域魅力発掘育成事業費 ⑦広域振興事業費 ⑧経営安定特別相談事業費	
小規模事業者経営改善普及事業に関する調査・研究	中小企業景況調査等の実施に要する経費のうち、小規模事業者経営改善普及事業に資すると認められるもの。	
その他小規模事業者の経営改善を図るために有益な事業で市長が特に認める事業	その他小規模事業者の経営改善を図るために有益な事業で市長が特に認める事業に要する経費	

第3 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

第4 市民経済局に対する監査

商工会議所に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、商工会議所に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 港まちづくり協議会
(事務所所在地：港区名港一丁目19番23号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 2月13日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の財政援助団体である港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、ポートピア名古屋の開設に伴い、ポートピア名古屋売上金の1%が「環境整備協力費」として競艇を施行する自治体から本市に交付されることを受け、この「環境整備協力費」を原資とし、西築地学区を中心とした港周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を住民と行政との協働により企画及び実施することを目的として、平成18年 8月に設置された。

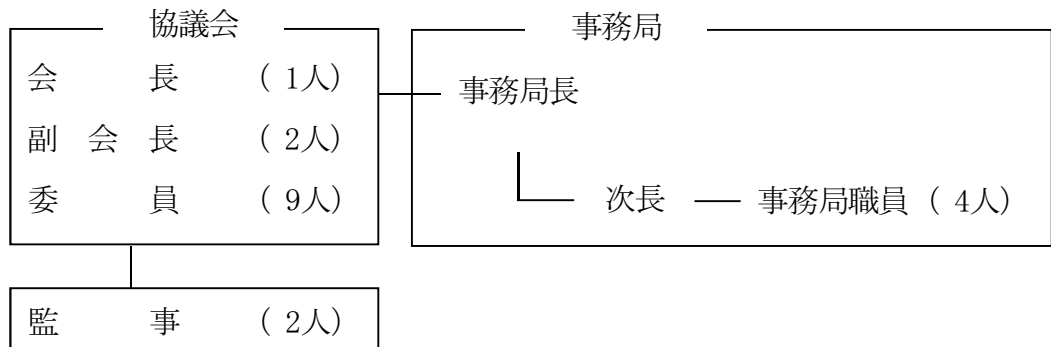
主な事業内容は、①港まちの魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業、②暮らしやすい地域づくりを目指す事業、③その他目的を達成するために必要な事業である。

これらの事業を運営するため、協議会、監事及び事務局が置かれており、事務局の職員数は5人（港区企画経理室長をもって充てる事務局長を除く。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



平成30年度の事業概要は第 1表のとおりであり、平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書は、第 2表のとおりである。

第 1表 平成30年度の事業概要

区 分
心地よく安心な港まちで暮らす
(1)防災・減災まちづくりの推進
(2)A E D活用の促進
(3)コミュニティ活動の推進
(4)港まち文庫事業
魅力的でにぎやかな港まちに集う
(1)地蔵盆まつり
(2)名古屋みなとをどり
(3)アッセンブリッジ・ナゴヤ連携事業
みんなと港まちを創る
(1)提案公募によるまちづくり事業
(2)み (ん) なとまちの拠点活用事業
(3)調査検討事業
(4)広報

第2表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日
 平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科目	平成29年度	平成30年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
経常収益	53,881	64,227	10,346	119.2
経常費用	55,935	64,815	8,880	115.9
当期経常増減額	△2,053	△ 587	1,465	
当期経常外増減額	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△2,053	△ 587	1,465	
一般正味財産期首残高	14,882	12,829	△2,053	86.2
一般正味財産期末残高	12,829	12,241	△587	95.4

第2 補助金の交付

平成30年度において、本市は協議会に対して、港まち活性化事業補助金 6,422万円を支出している。補助金の概要については以下のとおりである。

1 目的

「『港まち活性化の方針』について」に基づいて協議会が実施する事業（以下「港まち活性化事業」という。）に補助することにより、地域の魅力づくり、にぎわいづくり、暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

2 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費		補助金額
港まち活性化事業	事務費	人件費	64,227千円
		管理費	
	事業費	会場借上料	
		製作・運営費	
		委託料	
		印刷製本費	
		その他経費	

第3 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 随意契約における予定価格の設定について

港まちづくり協議会財務規程（以下「規程」という。）によると、予定価格は、指名競争入札に付する事項の総額について定めなければならないとされ、随意契約により契約を締結する場合も、同様に予定価格を定めなければならないとされている。

契約事務について調査したところ、随意契約において、事業の実施及び契約の締結を伺う決裁書に予定価格についての記載が無く、協議会事務局によると、予定価格を定めず、契約手続きを行っていたとのことであった。

規程に基づき、予定価格の設定をされたい。また、規程に基づき契約事務が行われているか事務局内での確認を徹底されたい。

(2) 委託契約にかかる仕様書の記載誤りについて

ガーデンメンテナンスに関わる業務委託契約について調査したところ、仕様書と見積書とでメンテナンス作業実施回数が異なっていた。

協議会事務局によると、当該契約の履行開始日が予定より遅れることとなったため、実施回数を減らし、再度見積書を徴取することとなったが、徴取に際し、仕様書の内容の変更を失念し、そのまま契約締結に至ったとのことであった。

業務の履行は、仕様書に基づき行われるものであり、契約関係書類の作成を正確に行われたい。

第4 市民経済局に対する監査

協議会に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、協議会に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

令和 2 年外部監査公表第 1 号

外部監査人伊藤倫文から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の38第 3 項の規定により公表します。

令和 2 年 2 月 18 日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

令和元年度 名古屋市包括外部監査結果報告書

「区における事業の財務の執行について
～区役所費と区役所における債権管理を中心として～」

令和2年2月

名古屋市包括外部監査人

弁護士 伊藤 倫 文

目 次

第 1 章	総論	1
第 1	監査の概要	1
1	監査期間	1
2	監査人	1
3	外部監査の種類	1
5	選定した特定の事件	2
6	監査対象事件を選定した理由及び監査事項	2
7	利害関係	5
第 2	報告書の構成	5
1	構成	5
2	監査結果・監査意見	5
第 2 章	名古屋市における区	6
第 1	名古屋市における区と区制	6
1	区制の歴史	6
2	各区の特徴	6
第 2	区役所改革	11
1	「区役所改革基本計画～改革の第一歩 区役所の自立に向けて～」 (平成 19 年 12 月)	11
2	新たな区役所改革計画～改革の新たな一歩 地域の総合行政機関をめ ざして～(平成 22 年 3 月)	11
3	新たな区役所改革計画 アクシヨンプラン(平成 26 年 3 月)	12
4	平成 26 年地方自治法改正を受けての改革	13
5	区のあり方基本方針	13
第 3 章	区役所費	15
第 1	区役所の予算	15
1	はじめに	15
2	区役所費	16
第 2	区民会議	18
1	はじめに	18

2	区民会議の実施状況	19
3	区民会議の費用	20
4	検討	21
第3	区の特性に応じたまちづくりの推進	23
1	自主的・主体的な区政運営費	23
2	区まちづくり基金	34
3	区の特性に応じたまちづくり事業	37
4	区提案連携事業	51
5	まちづくりにかかる事業について	53
第4	独自財源	55
1	はじめに	55
2	自動販売機等の設置	58
3	広告掲載	59
4	独自財源の活用	60
第4章	区の扱う債権とその管理・回収	69
第1	自治体の有する債権とその管理・回収	69
1	債権の定義・種類	69
2	債権の徴収	69
3	債権の不徴収	70
4	法令に則った債権管理の必要性	70
第2	名古屋市における債権管理の取り組み	74
1	名古屋市が取り組んできた債権管理	74
2	名古屋市における債権管理の現状	85
第3	区の取り扱う債権	88
1	民生子ども課担当債権	88
2	福祉課担当債権	89
3	保険年金課担当債権	90
4	市民課担当債権	91
5	総務課担当債権	91
第4	監査の対象とする債権	93

1	区の扱う債権の未収状況	93
2	監査の対象とする債権の選定	93
3	監査の方法	93
第5章	監査対象とする債権	94
第1	国民健康保険料	94
1	債権の概要	94
2	名古屋市における国民健康保険料	98
3	名古屋市における国民健康保険料の管理・回収の体制等	103
4	国民健康保険料に関する監査の方法及び視点	107
5	各区における国民健康保険料についての管理・回収の実施状況	107
第2	生活保護法返還金・徴収金	124
1	債権の概要	124
2	債権の額	129
3	人員体制	134
4	債権管理	137
5	不納欠損の処理と国庫負担金について	149
第3	生活保護費戻入金	153
1	債権の概要	153
2	債権管理・回収体制	154
3	債権の管理・回収方法	154
4	債権の金額・回収状況等	156
第4	介護保険料	166
1	債権の概要	166
2	名古屋市における介護保険料について	170
3	未収金の状況	171
4	介護保険料の債権管理に関する法令・規程・マニュアル等	179
5	滞納整理事務について	179
第5	母子父子寡婦福祉資金貸付金	192
1	母子父子寡婦福祉資金貸付金について	192
2	名古屋市における本事業の実施状況	194

3	貸付業務の実施状況	196
4	徴収業務の実施状況	200
第6	災害援護資金貸付金	219
1	災害援護資金貸付金の概要.....	219
2	滞納者に対する措置	227
3	債権放棄	233
4	名古屋市における本貸付金の取扱い状況	235
第7	まとめ	243

第 1 章 総論

第 1 監査の概要

1 監査期間

令和元年 6 月 5 日から令和 2 年 2 月 13 日まで

2 監査人

名古屋市包括外部監査人 伊 藤 倫 文（弁護士）

同補助者 福 本 剛（弁護士）

同補助者 加 藤 淳 也（弁護士）

同補助者 川 瀬 裕 久（弁護士）

同補助者 内 田 健一郎（弁護士）

同補助者 後 藤 聡（税理士）

3 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

4 監査契約の内容

(1) 監査費用

676 万 5000 円

なお、名古屋市における監査費用の額は、平成 14 年度、平成 15 年度の 2082 万 4000 円から減額がなされてきており、昨年度の監査費用（738 万 6000 円）からも減額となっている。

このように、本監査における監査費用は、最高額のときに比べて、3 分の 1 程度の金額になっているため、契約期間は同じ 1 年間とはいえ、今回の監査で期待されている執務は、上記監査費用の範囲といってもよい。

(2) 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日

なお、契約期間のなかで、監査テーマ（特定事件）を選定してから、

監査報告書を提出するまでの期間が監査期間となる。

5 選定した特定の事件

区における事業の財務の執行について

～区役所費と区役所における債権管理を中心として～

6 監査対象事件を選定した理由及び監査事項

令和元年度の包括外部監査の対象として上記事件を選定した理由は以下のとおりである。

(1) 外部監査における基本的視点

包括外部監査制度は、行政に対する住民の信頼性を確保するための制度であり、外部の専門家の視点から、適正に行政がなされているかを監査し、効率的な行政の実現も期待されているものである。

そのため、住民の関心があるもの、当該自治体の重点施策としているもの、あるいは、現在及び将来の行政課題となっているもののなかから、監査の必要が高いと思われる対象事件を選定した。

(2) 第 30 次地方制度調査会答申

ア 区役所、区の施設においては、住民に一番身近な存在として、住民に様々な行政サービスを提供している。

そして、第 30 次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」のなかでは、大都市等における効率的・効果的な行政体制の整備や住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みづくりが必要であるとされている。

このうち、大都市における効率的・効果的な行政体制のために、「二重行政」の解消を図ることが必要であることが示されている。一方、住民意思の的確な反映のためには、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要であり、少なくとも、指定都市のうち特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについて検討することが必要で

あるとされている。

このように、指定都市における区のあり方に関する検討が進められ、区の役割が期待されている。

イ しかも、上記答申を受け、平成 26 年地方自治法改正のなかでは、指定都市における区の役割拡充に関する規定も新設され、区の事務所が分掌する事務を定める条例を定めること（同法第 252 条の 20 第 2 項）や、区に代えて「総合区」を設置できること（同法第 252 条の 20 の 2）が規定された。

ウ 以上のとおり、指定都市における区の役割が課題とされているなかで、財務の面から、区役所について、監査する意義が大きいと考えた。

(3) 名古屋市における区役所改革

ア 名古屋市においては、昭和 58 年に、「区における総合行政の推進に関する規則」を制定するなどして、区役所の課題に取り組んでいるが、平成 19 年 12 月に「区役所改革基本計画」、平成 22 年 3 月に「新たな区役所改革計画」、平成 26 年 3 月に「新たな区役所改革計画アクションプラン」を策定・公表し、更に、平成 29 年 3 月には「区のあり方基本方針」を策定し、区役所が住民とともに地域の課題解決や、各区の特性に応じたまちづくりに取り組むなど、その果たす役割への期待は大きい。

イ 区役所費は、平成30年度の歳出決算額が約 155億円余りとなっているが、そのなかでも、区の自主的・主体的な活動を認め、区に裁量を認めているものもある。

ただ、区の自主性に委ねる結果、区によって、行政サービスの提供に差異が生じてしまっている場面も認められるなどの課題もあるため、監査の必要がある。

(4) 区役所における債権管理

ア 名古屋市では、平成 22 年度から平成 30 年度まで、債権管理の適正化を全庁的に推進する観点から、平成 22 年度に副市長を委員長として、関係する局長・区長を委員とする名古屋市債権管理対策会議を

設置し、また、平成 23 年度には、財政局に債権回収室（平成 27 年度までの時限設置。平成 28 年度に債権管理推進室を新設）を設置して、主要な債権を中心として、債権管理の取組みに対する全庁的な意思統一と情報の共有を図るとともに、債権を所管する局等の債権管理の取組みに対する総合的な指導、調整や進行管理を行ってきた。

イ そして、名古屋市債権管理計画（平成 23 年度から平成 25 年度）、第 2 次名古屋市債権管理計画（平成 26 年度から平成 28 年度〔1 年前倒して平成 27 年度で終了〕）、第 3 次名古屋市債権管理計画（平成 28 年度から平成 30 年度）を策定し、未収金の圧縮を進めてきた。

そのなかでは、各区役所における債権管理に関する情報の共有を図り、担当課の債権管理に対する意識の向上や、取組みの着実かつ円滑な実施を図るとともに、区役所の債権回収担当課を指導する立場の健康福祉局及び子ども青少年局の債権所管課に対する支援を行い、指導力の向上を図ってきた。

ウ 第 1 次及び第 2 次の債権管理計画期間においては、財政局債権回収室で事案を集中整理し、そこで得られたノウハウの提供等、各局の債権所管課に対して支援を行ってきた。また、第 3 次債権管理計画期間においては、財政局債権管理推進室から、各局の債権所管課に対する支援に加えて、区役所民生子ども課に対して実地に指導するなどによってノウハウの提供も行ってきたが、各所管課等において、個々の債権の性質や状況に応じた債権管理を進めていく段階になったとして、平成 30 年度末をもって、財政局債権管理推進室は一定の役割を終えたとして廃止することになった。

そのような経緯から、各区役所における債権管理体制が整備されてきているのかを監査する意味も大きい。

(5) このように、指定都市における区役所の役割が大きくなっているなかで、区役所費などの財務の執行がどのようになされ、また、名古屋市が進めてきた債権管理が区役所において、どのように行われてきたかを監査する意義が大きいと考え、区における事業の財務の執行を監査対象と

し、そのなかでも、特に、区役所費と区役所における債権管理を中心テーマとした。

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第 2 報告書の構成

1 構成

第 2 章で、名古屋市における区の概要を説明したうえで、第 3 章では、区役所の予算全体のなかの区役所費の問題を取り上げ、そのなかでも、特に、区役所改革において掲げられている「区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくり」に関係する財務の執行を中心に監査した。

そして、第 4 章では、平成 22 年度以降行われてきた名古屋市の債権管理適正化に向けての取組みに触れながら、区役所における債権を説明したうえで、第 5 章で、区役所における債権のなかで、未収金額が大きい債権について、その債権管理・回収がどのように行われているかを監査した。

2 監査結果・監査意見

本報告書においては、監査をしていくなかで、【指摘】【意見】を分けて記載したが、違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては【指摘】に、直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが、適正性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、検討が望まれるものについては【意見】に記載した。

第2章 名古屋市における区

第1 名古屋市における区と区制

1 区制の歴史

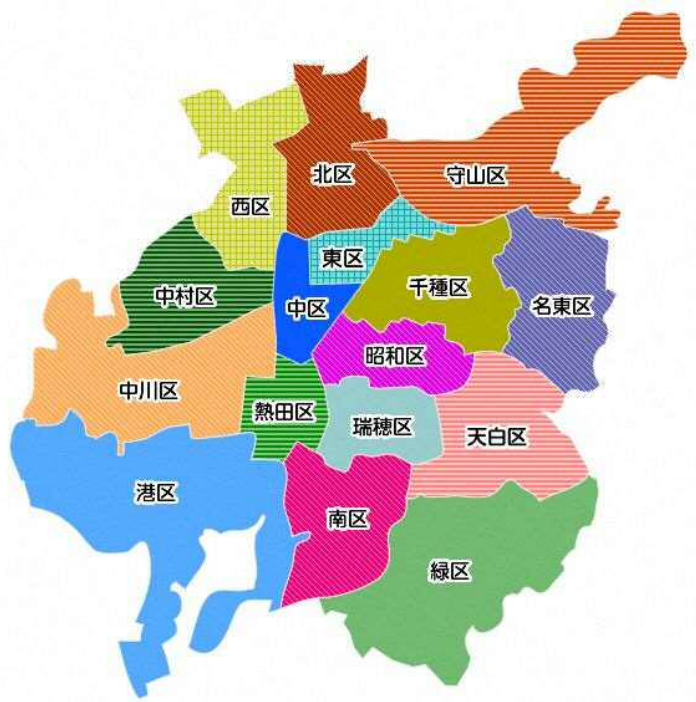
名古屋市は、明治22年10月に市政が施行され、区制については、明治41年4月1日に4区制として実施され、現在は16区制であるが、その変遷は次のとおりである。

明治41年4月1日	4区制（東区、西区、中区、南区）
昭和12年10月1日	10区制（千種区、東区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区、港区、南区）
昭和19年2月11日	13区制（北区、栄区、瑞穂区の増区）
昭和20年11月3日	12区制（栄区を減区し、中区に編入）
昭和38年2月15日	13区制（守山区設置）
昭和38年4月1日	14区制（緑区設置）
昭和50年2月1日	16区制（名東区、天白区の設置）

2 各区の特徴

(1) 各区の位置関係

各区の位置関係は下記のとおりである。



各区には区役所が設置されているが、北区には楠支所、西区には山田支所、中川区には富田支所、港区には南陽支所、守山区には志段味支所、緑区に徳重支所があるため、市内には合計 6か所の支所がある。

(2) 各区の人口などの特徴

名古屋市では、総務局統計課において、毎月 1日現在の区ごとの世帯数・人口等を調査している。

そのデータに基づく、令和 2年 1月 1日現在の各区の面積、世帯数、人口、人口密度は下記一覧表のとおりである。なお、最後の列に記載してあるのは、平成27年に実施された国勢調査による昼夜人口比(昼間人口/夜間人口)である。

(面積：km² 人口密度：人／km² 人口比：%)

区 名	面 積	世 帯 数	人 口	人口密度	昼夜の人口比
千 種 区	18.18	87,769	165,877	9,124	110.28
東 区	7.71	45,168	83,231	10,795	158.14
北 区	17.53	79,446	163,391	9,321	90.06
西 区	17.93	73,637	150,318	8,384	104.93
中 村 区	16.30	70,711	135,069	8,286	172.06
中 区	9.38	61,735	91,277	9,731	363.96
昭 和 区	10.94	57,994	110,652	10,114	117.25
瑞 穂 区	11.22	50,917	107,601	9,590	102.82
熱 田 区	8.20	33,276	66,424	8,100	134.45
中 川 区	32.02	101,077	220,892	6,899	87.99
港 区	45.68	64,005	143,967	3,152	115.54
南 区	18.46	63,869	135,840	7,359	100.32
守 山 区	34.01	74,237	176,666	5,195	86.69
緑 区	37.91	101,477	247,596	6,531	78.80
名 東 区	19.45	76,499	165,124	8,490	84.87
天 白 区	21.58	78,089	164,728	7,633	89.75
全 市	326.50	1,119,906	2,328,653	7,132	112.81

ア 人口は、緑区と中川区が突出しており、それに、守山区、千種区が続いている。

緑区は区画整理事業の進展により住宅地としての開発もめざましく、人口も急速に増加してきた区であり、中川区も全体的に平坦な土地で構成され、宅地化が進み、人口が増加しており、いずれの区も人口は増加し続けている。

なお、守山区は名古屋市有数のベッドタウンとしてめざましい発展をみせており、同区も人口は増加し続けている。

イ 人口密度は、面積が一番狭い東区が一番高く、それに続くのが、面積が4番目に狭い昭和区である。東区は南西部に大手企業の本社や支社もあり、都会部的な特徴をもっており、昼夜人口も158.14%と3番目に高いが、全体的に住宅地が広がっており、人口密度が高いといえる。そして、昭和区は、市内でも有数の高級住宅地域を形成しており、大学、高校なども数多くあり、市内でも有数の文教地区が形成されている。

一方、港区は、人口密度が他の区に比してかなり低い。港区は、海に面しており、ウォーターフロントを活かしたまちづくりがなされているが、面積が一番大きく、人口が全体の9番目であったため、人口密度が低くなっている。

ウ 昼夜人口比では、中区が圧倒的に高い。中区には、名古屋城があり、名古屋城の三の丸地区には、愛知県庁、名古屋市役所などの愛知県での主要な行政機関、国の機関も多く、いわゆる官庁街であり、また、区を中心部には、金融機関、商社などがある一大オフィス街もあり、商業娯楽施設、文化施設も多い地区である。そのため、昼夜人口比が突出している。

それに続くのは、中村区と東区である。中村区は、東部には名古屋駅を中心としたビジネス街・商店街・地下街や、水産青果物の民間市場などがあり、名古屋の経済活動の中心的役割を担っており、昼間に流入する人口が多く、昼夜人口比が中区についで高くなっている。

逆に、昼夜人口比が低いのは、緑区、名東区、守山区、中川区の順

となっている。

緑区、中川区は、前記のとおり、人口が市内で1、2番の区であるが、名東区は新興住宅地であり、平成29年までは、人口が毎年増加していたが、ここ数年は減少している。

(3) 区役所・支所

区役所・支所の竣工年月は、次のとおりであり、老朽化している庁舎の建替えが順次行われており、昭和30年代に建築された庁舎である中村区役所（昭和39年12月竣工）が令和4年度に改築移転することになっている。そのほか、昭和45年1月竣工された千種区役所の改築に向け調査が進められている。

区役所が建て替えられる場合、その時点で区役所に求められている役割や機能等が考えられ、安全面はもちろん、設備面も充実し、よりよい市民サービスの提供に資することになるが、建築年数がたった区役所庁舎においても、新たに建築された区役所庁舎の市民サービスに、設備面でも劣らないようにしていく必要があるといえる。

千種区役所	東区役所	北区役所	西区役所	中村区役所
昭 45. 1	昭 45. 10	昭 57. 10	平 22. 1	昭 39. 12

中区役所	昭和区役所	瑞穂区役所	熱田区役所	中川区役所
平 3. 8	平 5. 8	平 8. 1	平 13. 10	昭 50. 1

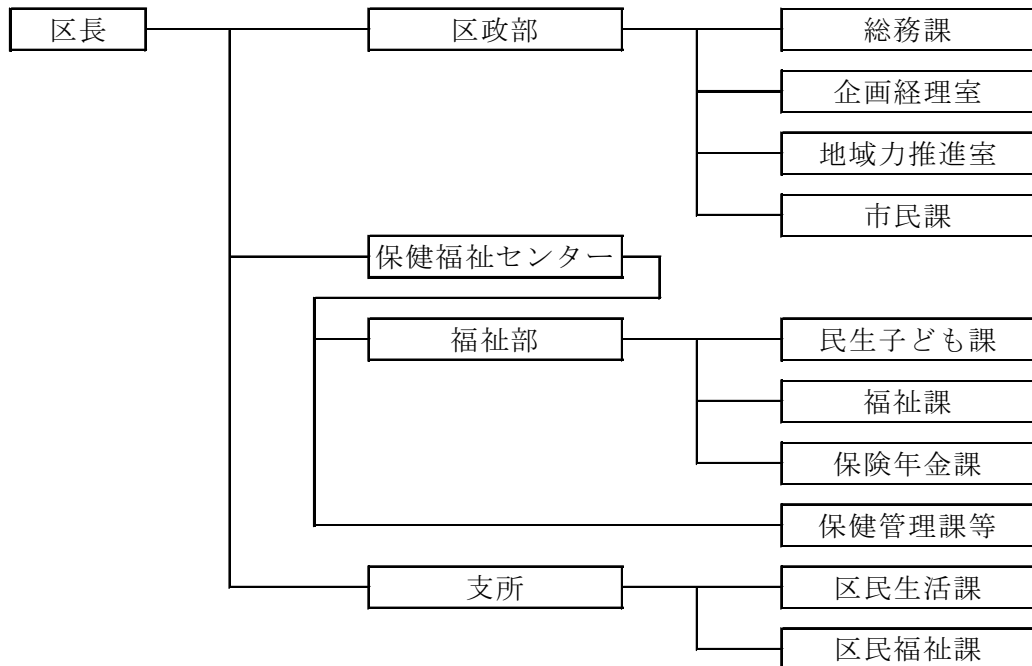
港区役所	南区役所	守山区役所	緑区役所	名東区役所
昭 56. 12	平 12. 2	昭 46. 10	昭 49. 1	昭 51. 1

天白区役所	楠支所	山田支所	富田支所	南陽支所
昭 51. 3	昭 50. 3	平 17. 5	平 3. 1	昭 50. 3

志段味支所	徳重支所
昭 60. 3	平 22. 5

(4) 区役所の組織

ア 区役所によって、組織は異なっているが、いずれの区も、部・課としては、おおむね、次のような組織となっている（なお、保健管理課でなく、健康安全課が設置されている区や、支所が存在しない区など、すべての区が一致しているものではない）。



イ そして、今回、監査の対象としている区役所費の関係では、区政運営の企画及び総合調整に関すること、区民会議及び区政推進会議に関すること、予算の執行に関することなどは区政部の企画経理室の所管であり、まちづくりに関することは地域力推進室が所管している。また、債権管理・回収にかかる部分では、国民健康保険料は保険年金課、介護保険料は福祉課、母子父子寡婦福祉貸付金は民生子ども課（民生子ども係）及び区民福祉課（保護・子ども係）、災害援護資金貸付金は民生子ども課（民生子ども係）、生活保護返還金・徴収金及び生活保護戻入金は民生子ども課（保護係）及び区民福祉課（保護・子ども係）が担当している。

第2 区役所改革

名古屋市においては、昭和58年 4月15日に「区における総合行政の推進に関する規則」を制定したのをはじめ（その後、「区における総合行政及び区の特성에応じたまちづくりの推進に関する規則」に改正し、平成28年度から施行）、区役所の改革に取り組んでいる。

そのなかの主なものとして、次のようなものがある。

1 「区役所改革基本計画～改革の第一歩 区役所の自立に向けて～」(平成19年12月)

区役所は本庁の出先機関としての色合いが強く、業務の流れは市から区へという方向が多くみられてきていたことに対し、市が多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高いきめ細かな行政サービスの提供を行っていくためには、このような現状を変革し、市民に最も身近な行政機関である区役所が、市民主体のまちづくりの実現に向け、市民ニーズを的確に把握し、施策に反映させていくという、区から市へという流れをつくる必要があるとする。

そして、区役所が市民に最も身近な行政窓口として、市民主体のまちづくりの実現に向け「自ら考え、自ら決定し、自ら動く」自主的な区政運営を行い、市民に信頼される地域の総合行政機関をめざしていくための改革重点分野として、

- ① 市民サービスの向上
- ② 地域支援体制の強化
- ③ 区役所の機能強化
- ④ 職場風土の改革

の4つの柱を掲げた。

この計画のなかの、区役所の機能強化として、区役所が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくりの1つとしてあげられた、「区政運営方針の策定・公表」が平成20年度から実施され、同年度には、「自主的な区政運営の推進」予算として、1区あたり一律100万円の予算が計上されることになった。

2 新たな区役所改革計画～改革の新たな一歩 地域の総合行政機関をめ

ざして～（平成 22 年 3 月）

平成 19 年の区役所改革基本計画における改革の流れを踏襲し、更に、地域課題を主体的に解決できる地域の総合行政機関への新たな第一歩を踏み出すため、今後、区役所が特に力を入れて取り組むべきものとして

- ① 区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくり
- ② 区の総合行政機能の強化
- ③ 窓口サービスの向上と業務の効率化

を掲げている。

この改革のなかの、区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくりとして、区の創意工夫を活かせる予算システムの構築として、

- ① 区長の裁量が発揮できる予算の充実
- ② 共回事務費予算の整理・統合
- ③ 節約努力の結果の区配当予算への反映
- ④ 区役所の努力により確保した収入の独自財源化

を掲げ、区役所が自らの創意工夫により自主性・主体性を発揮し、より効率的・効果的な予算執行を目指している。

このなかの区長の裁量が発揮できる予算の充実としては「自立的な区政運営」（各区 100 万円）が、区政運営方針に基づく取組みを実施するための「自主的・主体的な区政運営」予算として拡充が図られており、独自財源については、平成 22 年度から、区役所の庁舎内への壁面広告の掲出、自動販売機の設置など区役所の努力により確保した新たな収入を区役所の独自財源として認められることになった。

3 新たな区役所改革計画 アクションプラン（平成 26 年 3 月）

地域課題の複雑・多様化により地域課題を主体的に解決できる「地域の総合行政機関」としての区役所の役割はますます高まっており、今後も本庁と区役所の役割分担を成立しつつ、区長の権限強化や総合行政機能の強化を図っていく必要があること、さらに、区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現、迅速で質の高い市民サービスの実現という区役所改革の方向性に変わりがないことから、「新たな区役所改革計画」を延長するとの考え方にたっている。

ただ、「新たな区役所改革計画」策定後にも、

ア) 東日本大震災等の経験を踏まえた災害対策強化の必要性の増大

イ) 児童虐待、生活保護の増加や空家等の問題の顕在化など今日的な地域課題

ウ) 地方分権等、国と地方を取り巻く環境の変化

のような区を取り巻く環境も大きく変化してきている。

そこで、それらの環境の変化を踏まえ、個別具体的な問題解決に向けてアプローチするための次の 4 つを柱としたアクションプランを策定した。

- ① 災害対策の強化
- ② 健康福祉・子育て支援
- ③ 地域主体のまちづくりの推進
- ④ 市民サービスの向上と業務の効率化

4 平成 26 年地方自治法改正を受けての改革

平成26年 5月の地方自治法改正においては、指定都市制度の見直しもなされ、区の役割を拡充し、住民自治を強化する観点から、

- ① 区の事務所が分掌する事務を条例で定めること（同法第 252 条の 20 第 2 項）
- ② 条例で区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができること（同法第 252 条の 20 の 2）

が規定された。

これを受けて、市においては

- ① 区の事務分掌を条例に制定
- ② 区における総合行政の推進に関する規則の改正
- ③ 各区で区民会議を開催
- ④ 区まちづくり基金の創設
- ⑤ 各区に区政部を設置し、企画調整機能の強化

を図ることにした。

5 区のあり方基本方針

「新たな区役所改革計画」が平成28年度に終了し、また、区の役割の拡充、住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正が行われたことから、

これまでの区役所改革の取り組みを踏まえたうえで、10年後の地域社会を見据え、「区のあり方基本方針」を策定して、区役所の果たす役割・方向性を示すことにした。

そして、めざすべき区役所像として、地域の課題解決や区の特性に応じたまちづくりに住民とともに取り組む、「住民に身近な総合行政機関」であることが示され、その実現のために

- ① 住民が主体のまちづくりの推進
- ② 住民に身近な行政サービスの推進
- ③ 区行政を推進する仕組みづくり

の 3 つの柱が示された。

第3章 区役所費

第1 区役所の予算

1 はじめに

- (1) 名古屋市では、市民経済局区政課が、区役所・支所の運営（市区の区域及び市区の連絡調整、区役所費の予算及び決算の手続きに関すること）、区役所・支所の庁舎営繕を所管しており、区政概要や区役所改革も同課が担当している。ただ、区役所費の関係でも、住民課が所管しているもの（区役所におけるフロアサービス、戸籍・住民基本台帳事務等、町名表示の実施）や、地域振興課が所管しているもの（地域活動の推進、コミュニティセンター等の運営、地域振興施設整備費）があるほか、区役所ではなく、区政課が直接執行しているもの（職員人件費、庁舎管理〔一部は各区に配当替をしている〕）がある。
- (2) しかも、区役所で行われている多くの事業は、各局の事業予算・決算として計上されており、それを区の担当部署が執行している（たとえば、今回、債権管理・回収の関係で監査の対象としている国民健康保険料、介護保険料、生活保護の関係などは健康福祉局が所管）。
そのため、区役所で実際、どれだけの予算が執行されているのかは、なかなか把握しづらいところである。
- (3) ただ、各所管課から配当がなされて執行された金額について、区役所ごとの執行額、課ごとの執行額（全区役所の合計）を集計すると、次のとおりとなる。

[平成30年度の執行額]

区役所ごとの合計額 (単位: 円)

区	支出済額
千種区	3,717,707,946
東区	1,519,465,949
北区	4,689,827,371
西区	3,907,054,520
中村区	5,985,477,557
中区	2,570,993,308
昭和区	2,421,008,902
瑞穂区	2,371,271,489
熱田区	1,663,798,360
中川区	5,898,132,881
港区	4,238,011,598
南区	6,055,295,294
守山区	3,931,305,157
緑区	3,913,732,548
名東区	3,475,462,236
天白区	2,724,467,925
合計	59,083,013,041

課ごとの合計額内訳 (単位: 円)

内訳	支出済額
総務課	2,363,119,866
企画経理室	45,499,787
地域力推進室	1,265,348,470
市民課	31,081,107
民生子ども課	38,598,352,595
福祉課	7,672,848,564
保険年金課	2,981,197,478
保健管理課等	868,120,996
支所	5,257,444,178
合計	59,083,013,041

2 区役所費

区役所費の内容は、次のとおりである。

平成30年度区役所費

(単位: 円)

区役所費		15,513,843,222
1 区役所費		13,740,160,141
	職員1,022人(事務職員982人、技術職員40人)の 人件費	8,683,928,777
	区民会議の開催	6,589,502
	区の特性に応じたまちづくり事業	25,966,301
	区まちづくり基金の積立	13,966,805
	自主的・主体的な区政運営	152,758,848

区役所（16 か所）・支所（6 か所）の運営	1, 470, 093, 068
共回事務費	50, 922, 052
庁舎管理	1, 075, 099, 443
独自財源	103, 894, 848
昔の町並み等の写真を掲載した銘板の設置	297, 000
区行政の管理	192, 352, 589
区役所におけるフロアサービス	47, 527, 136
戸籍・住民基本台帳事務等	1, 701, 379, 636
戸籍・住民基本台帳事務	978, 227, 921
住民票等の郵送請求事務の集約化	134, 839, 774
住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び 社会保障・税番号制度関連事務	510, 613, 807
市町村在留関連・特別永住許可事務	17, 911, 386
住民記録システムの改修	57, 959, 874
改元に向けたシステム改修	1, 826, 874
通達員（370 人）の報酬	827, 733, 067
区政協力委員の活動	267, 671, 882
委員（5, 513 人）の費用弁償	150, 789, 845
学区補助金	112, 518, 000
運営費	4, 364, 037
地域活動の推進	175, 978, 381
港まち・栄東まち活性化事業	129, 225, 320
地域コミュニティ活性化支援事業	21, 801, 432
地域復興事務費	24, 951, 629
コミュニティセンター等の運営	396, 501, 157
コミュニティセンター（237 館）等の運営	259, 626, 820
地区会館（6 館）の運営	136, 874, 337
町名表示の実施	17, 592, 717
2 区役所整備費	1, 119, 414, 465

	区役所非常用発電機の整備	601,811,532
	中区役所講堂の天井等落下防止対策	152,238,160
	中区役所講堂舞台設備改修	49,704,840
	千種区役所の改築に向けた基本構想策定調査	6,426,000
	中村区役所の移転改築	9,769,120
	区役所庁舎の整備等改修	299,464,813
3	地域振興施設整備費	654,268,616
	コミュニティセンター（5館）の建設	507,907,087
	コミュニティセンターのトイレ改修	40,220,081
	地区会館体育室の天井等落下防止対策	51,214,678
	コミュニティセンターの屋根防水改修等	54,926,770

本監査では、この区役所費のなかで、区役所改革において掲げられている「区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくり」に係る財務の執行を中心に監査を行う。

具体的には、「区民会議」「まちづくりに関する事業」「独自財源」について、監査を行う。

第2 区民会議

1 はじめに

区民会議は、区民意見を行政に反映させるなどして、区民の行政への参画を推進し、区の将来の方向性等に関し意見を聴取するために、平成28年度から、各区で開催されている。

これは、平成26年5月の地方自治法改正で、区の事務所が分掌する事務を条例で定めることになったことを受け、どのような区のあり方がふさわしいかを検討するために、設置された、区行政のあり方懇談会のなかで、区民の意見等を区政へ反映させるためのものとして検討されたものである。

そのため、市は、区民会議を通じて、区民の意見を区政運営方針に反映するため、区民会議の内容については、広く区民の意見を聴取できるよう

な構成（各種地域団体、NPO、企業、学生等）、実施手法（懇談会・ワークショップ等）で各区の実情に応じて実施していくものとしている。

2 区民会議の実施状況

- (1) 各区では、本体会議（区民会議など）を、区役所講堂などで開催するほか、ワークショップ、懇談会などを通じて、区民の意見を聴取する場を設けている。

平成 30 年度の実施状況は次のとおりである。

	本体会議	ワークショップ等
千種	区民ブロック会議 3 回	なし
	区民の集い 1 回	
東	区民会議 1 回	協働まちづくり会議 3 回
北	区民会議 1 回	ワークショップ等 1 回
西	区民会議 1 回	区政に関する懇談会 2 回
中村	区民会議 2 回	ワークショップ 1 回
中	区民会議 1 回	中学校区懇談会 4 回
		ワークショップ 1 回
昭和	区民会議 1 回	なし
瑞穂	区民会議 2 回	瑞穂区将来カフェ 1 回
熱田	区民会議 2 回	なし
中川	区民会議 2 回	意見収集の場「なかが話」1 回
港	区民会議 1 回	グループインタビュー 1 回
南	ひまわり会議 1 回	南区の未来を語る会 1 回
守山	区民会議 2 回	ワークショップ 2 回
緑	区民会議 2 回	ワークショップ 1 回
名東	区民会議 2 回	名東区区民ミーティング 1 回
天白	区民会議 2 回	安心して暮らせるまち分科会 1 回
		すこやかにいきいきと暮らせるまち分科会 1 回
		魅力に満ちた愛情のもてるまち分科会 1 回

(2) 区民会議の開催も区によって異なり、千種区においては、区民会議をブロックごとに行う形をとり、区民ブロック会議を3か所で実施（7月）したうえで、区民の集い（11月）を実施しているが、区民会議を1回だけ開催している区も7区ある（東、北、西、中、昭和、港、南区）。

ただ、区民会議を1回だけ開催している区のなかでも、中区の場合には、中学校区懇談会4回、ワークショップ1回（テーマ「未来の中区の魅力」について）を開催し、東区では、協働まちづくり会議を3回開催し、それ以外の区においても、他の形での会議などを開催している。

ただ、昭和区においては、区民会議（1回開催）以外の会議等を開催しておらず、区民会議の内容も、参加者28名で1時間20分の会議であった。

3 区民会議の費用

各区における区民会議（ワークショップなど含む）の平成28年度から平成30年度までの各年度の決算額の推移及び3年間の合計額は、次のとおりである。

区民会議の開催決算額

単位：円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
千種	621,973	1,611,618	959,927	3,193,518
東	209,790	525,940	439,624	1,175,354
北	383,495	433,174	454,999	1,271,668
西	20,178	44,010	100,827	165,015
中村	504,693	536,662	419,498	1,460,853
中	879,915	530,622	521,814	1,932,351
昭和	354,905	286,242	75,849	716,996
瑞穂	338,899	227,537	404,926	971,362

熱田	600,000	540,000	440,640	1,580,640
中川	440,411	235,464	630,910	1,306,785
港	360,451	374,149	433,746	1,168,346
南	95,603	484,330	344,841	924,774
守山	178,055	512,934	265,680	956,669
緑	336,641	505,677	241,077	1,083,395
名東	596,441	531,936	433,105	1,561,482
天白	589,962	330,661	422,039	1,342,662
合計	6,511,412	7,710,956	6,589,502	20,811,870

4 検討

- (1) 上記のとおり、区民会議をどのように実施するかは、区に任されており、区によって、区民会議を複数回開催したり、何か所かに分けて開催したりするほか、ワークショップ、懇談会等を別途開催している区もある。

費用については、区民ブロック会議を 3 回開催し、区民の集いを開催している千種区の区民会議費が 95 万 9927 円となっており、全区の中で一番高額となっている。なお、その費用内訳は、コーディネーター謝礼 6 万 8040 円、印刷代・消耗品代等 6 万 0588 円、郵便代 3 万 9964 円、会議運営補助・議事録作成等 79 万 1335 円となっている。

これに対し、昭和区においては、ワークショップ等の開催はなく、区民会議を 1 回開催しただけで、区民会議費は 7 万 5849 円（参加者お茶 3876 円、消耗品 7 万 1973 円）に留まる。

また、西区の場合は、平成 28 年度、29 年度の区民会議費が全区のなかで、一番低額であり、平成 29 年度が 4 万 4010 円であったものが、平成 30 年度は 10 万 0827 円となっている。その費用の内訳は、会議・

WS運営委託 3 万 3000 円、消耗品 6 万 4407 円、参加者お茶代 3420 円となっている。

そして、それ以外の区でも、会議の運営や議事録作成を外部に委託している区は多く、区民会議費の多くがこれらに支払われている。

- (2) ところで、西区については、前記のとおり、区民会議を 1 回、区政に関する懇談会を 2 回開催しているが、区民会議は、参加者 45 名（委員 27 名、参与 6 名、顧問 2 名、事務局 8 名、事務担当者 2 名）で 40 分の会議で終わっており、区政に関する懇談会も 12 月に、ファシリテーターを交えて、2 回開催されているが、参加した公募区民は、各会議において、4 名と 2 名であり、懇談会の開催としては、今後、検討する余地があるものと思われる。

そして、区民アンケート等の他の方法によって、区民の意見を集めることは可能であるが、直接、区民の意見を聴取する機会として、ワークショップ、懇談会の開催などを考えるのが望ましいといえる。

また、市においても、区民の意見を聴取する重要なものとして、区民会議を位置づけ、平成 28 年度から、その開催が求められていることを考えれば、ウェブサイトなどでその状況を公表していくべきであるが、千種区、中川区の場合には、ウェブサイトに掲載しているが、多くの区では、その状況がウェブサイトにも掲載されていない。

【意見】

- 1 昭和区の場合、区民会議を年 1 回開催するだけであるが、効果的な意見聴取という観点で十分なものであるかを検証することが必要であり、ワークショップ、懇談会等の開催、開催方法等を検討することが必要である。
- 2 ワークショップ等を開催するにあたり、運営などを外部に委託することが必要な場合もあるが、委員が中心となつて行われる区民会議などの場合に、外部に運営を委託する必要はなく、望ましくない。
- 3 区民会議、ワークショップ、協議会、懇談会などについては、その内容をウェブサイトなどに掲載して、公にしていけることが必要である。

第3 区特性に応じたまちづくりの推進

区役所費のなかで、区特性に応じたまちづくりを推進するためのものとして、

- ① 自主的・主体的な区政運営費
- ② 区特性に応じたまちづくり事業
- ③ 区まちづくり基金

が計上されており、それ以外に、

- ④ 区提案連携事業

が局の予算として認められている。

そこで、これらの事業・予算等がどのようなになっているかを検討する。

1 自主的・主体的な区政運営費

(1) はじめに

ア 自主的・主体的な区政運営費は、区役所が自主性・主体性を発揮し、区民ニーズを的確に捉え、地域特性に応じた取り組みを「区政運営方針」に定めて、事業を実施するための予算であり、区政運営方針に掲げる取り組み及び同方針の策定・公表にかかる経費とされている。

そして、当該年度の予算執行計画並びに前年度の決算状況及び事業報告については、原則として、各区の区政運営方針中に明示し、広報なごや区版や名古屋市公式ウェブサイト等の広報媒体を活用し、区民に対して公表することとされている。

この自主的・主体的な区政運営費については、区役所改革基本計画（平成19年12月）のなかで、区長の裁量が発揮できる予算の充実が示され、平成20年度に自主的な区政運営として各区に100万円ずつ予算計上がなされたのが最初である。

そして、平成21年度には、区役所が自主性・主体性を発揮できるよう、予算の拡充を図り、各区に1000万円ずつ、予算を計上することになった。

イ その後、平成22年度からは、各区一律に1000万円とするのではなく、従前と同様、合計金額は1億6000万円としながら、各区の昼

間人口、常住人口を考慮して、各区で差異を設けるようになった。

具体的には、各区に 800 万円を割りつけたうえで（合計 1 億 2800 万円）、差額 3200 万円を、昼間人口、常住人口の割合に応じて、各区に割りつけることになった。

その結果、平成 30 年度の各区に認められた、自主的・主体的な区政運営費の予算額は次のとおりである（なお、かっこ書のなかは、平成 30 年度の決算額）。

単位：円

千種	10,273,000 (9,534,123)	東	9,305,000 (8,703,288)
北	10,041,000 (9,708,682)	西	10,001,000 (9,776,565)
中村	10,347,000 (9,904,407)	中	10,466,000 (9,786,623)
昭和	9,533,000 (8,876,901)	瑞穂	9,407,000 (9,245,504)
熱田	9,008,000 (8,968,312)	中川	10,725,000 (9,632,784)
港	10,055,000 (9,950,748)	南	9,792,000 (9,244,465)
守山	10,135,000 (9,522,141)	緑区	10,868,000 (10,420,793)
名東	10,008,000 (9,846,981)	天白	10,036,000 (9,636,531)

(2) 事業内容

ア 自主的・主体的な区政運営費については、毎年 1000 万円（平成 22 年度以降は、区によって上下する）が認められており、そのなかで、区づくり推進事業と区チャレンジ事業が認められていた。

この区別は、平成 27 年度から認められたもので、区づくり推進事業は、主に継続して実施されることが予定されているのに対し、区チャレンジ事業は、区が局と連携・役割分担して、地域での問題解決のモデルとしての新たな取り組みを行うものである。これは、同じ事業が繰り返し実施される傾向が強かったため、その新陳代謝を図る意味もあった。

ただ、区チャレンジ事業も、あくまで、約 1000 万円の予算のなか

で実施するものであるが、平成 29 年度より区の特성에応じたまちづくり事業が創設されたため、そのなかで、取り組まれるものや、区が提案して、局とともに、地域での問題解決に所管局事業として取り組む事業が区提案連携事業として認められているため（ただ、後に説明するとおり、区提案連携事業は、区役所費のなかではなく、局の予算として実行していくことになる）、これらのなかで、同様な取り組みがなされたりしている。

そのため、自主的・主体的な区政運営費のなかで、区チャレンジ事業を区別して認めるとしても、その区分が曖昧であって、違いが明確でないなどの課題があったことから、区づくり推進事業と区チャレンジ事業を創設した際の、常に事業の見直しを図っていくとの趣旨にそって、令和元年度からは、自主的・主体的事業のなかを、区づくり推進事業と区チャレンジ事業とで区別する取り扱いはなくなった。

イ そして、自主的・主体的な区政運営費をみると、例年、多くの区では、区民まつりを開催し（中区以外は開催）、相当額をその費用に使っており、区政運営方針の策定・公表（なお、東区は「区民ニーズの区政への反映」の中で行っている）や区民アンケート・区民ニーズの把握にも一定額が支払われている。

ここでは、平成 30 年度に執行額が一番大きかった緑区と一番小さかった東区を紹介する。

緑区

事項	当初予算額	決算額
緑区区民まつり事業	5,350,000	5,348,535
子どもが育つ地域のつながりづくり	840,000	840,000
みどり親育ちのがっこう	777,000	774,510
緑区観光推進協議会による地域観光の推進	690,000	690,000
区政運営方針の策定およびPR	505,000	473,927
歴史文化交流支援事業の推進	385,000	385,000
区民プラザにおける区民活動の支援	416,000	351,718
緑区防災フェスタ2018の開催	380,000	340,913
緑区災害から命を守ろうプロジェクトの推進	380,000	303,462
授産製品販売促進パンフレット作成事業	224,000	208,656
認知症予防スタッフの活動支援	225,000	196,693
区チャレンジ事業		
地産地消スタンプラリー事業	146,000	145,760
花・水・緑の公園通り推進事業	135,000	135,000
見てみよう！参加してみよう！緑区老人クラブ	138,000	104,328
健康危機管理サポーターのリーダーの育成	58,000	57,707
障害のある方のお口をトータル《歯援（支援）》します	37,000	36,200
障害児を育てる親のグループなどへの活動支援事業	65,000	28,384
みどサポの推進	67,000	0
防災啓発の強化	50,000	0
合計	10,868,000	10,420,793

東区

事項	当初予算額	決算額
なごやかまつり・ひがし	3,100,000	3,311,547
歩こう！文化のみち	1,200,000	849,763
避難所運営パワーアップ事業	700,000	697,367
区民ニーズの区政への反映	952,000	657,509
サイクルマナーアップひがし	56,000	450,748
ノベルティグッズ付加の「子育て相談案内カード」の作成・配布	258,000	436,533
子ども山車まつり教室	298,000	299,353
障害者週間を中心とする啓発物品配布	100,000	284,556
避難所における食中毒防止対策	224,000	272,970
区チャレンジ事業		
東区まちづくり元気サポーター事業	507,000	249,497
（追加）区制110周年記念事業	0	220,570
セーフティタウンひがし	415,000	207,085
夢ステージ・ひがし	205,000	156,187
区民健康づくり事業の推進	195,000	119,070
なごや子どもサポート東区連絡会議・小委員会	114,000	113,400
東区民あるけあるけ大会	100,000	96,101
高齢者福祉に関する東区相談窓口のPR用クリアホルダー	232,000	71,064
健康のつどい	102,000	69,108
「ひがしニコニコ子育てガイド」の作成	376,000	43,200
町内会・自治会への加入促進支援事業	101,000	37,800
三区合同接遇研修	40,000	36,160
障害児療育関係機関講演会・交流会	30,000	23,700
合計	9,305,000	8,703,288

(3) 個別事業

ア 区民まつり

ア) 区民まつりは、中区以外の15区で開催されている。

各区の区民まつりの費用に関する執行状況をみると、予算額の最

大は 550 万円（自主的・主体的区政運営費 1034 万 7000 円）の中村区であり（約 53.2%）、自主的・主体的な区政運営費の割合では 54%の西区（540 万円／1000 万円）が最大となっている。逆に、予算額が最低なのは東区であり、自主的・主体的な区政運営費の割合が最低なのは、千種区の約 34.1%（350 万円／1027 万 3000 円）となっている。

これらの区（中村、西、東、千種区）と上記で紹介した緑区における、自主的・主体的な区政運営費の予算額と区民まつりの予算・決算額の関係を次にまとめる。

単位：円

	予算額			決算額
	自主的主体的な区政運営費	区民まつり	割合	区民まつり
緑	10,868,000	5,350,000	49.2%	5,348,535
東	9,305,000	3,100,000	33.3%	3,311,547
中村	10,347,000	5,500,000	53.2%	5,499,891
西	10,001,000	5,400,000	54.0%	5,400,000
千種	10,273,000	3,500,000	34.1%	2,414,329

いずれにしても、区民まつりは、自主的・主体的な区政運営費の予算のかなりの部分を占めており、50%以上の予算を認めているのは、西区、中村区のほか、昭和区、瑞穂区、熱田区の 5 区であるが、50%近くの予算を組んでいる区も少なくない。

イ）区民まつりは、実行委員会方式をとっており、名古屋市からは、区民まつり補助金（自主的・主体的な区政運営費からの支出）が実行委員会に交付されている。

この補助金は、名古屋市補助金等交付規則や、各区で定めている区民まつり補助金交付要綱の定めに従い、補助金交付申請に基づいて交付決定がなされ、その額が概算払いの方法により交付される。そして、事業終了後、実績報告をし、交付した補助金に残金が生じ

たときには、返納される。

ところが、一部の区民まっりの費用を調査したところ、残金精算の方法に問題があった。

ウ) 西区区民まつり

a) 西区では、毎年、「西区区民おまつり広場の開催」費用が支払われているが、平成 28 年度が 470 万円、平成 29 年度、30 年度がいずれも 540 万円となっており、いずれも、予算額と決算額が一致している。つまり、540 万円（平成 28 年度は 470 万円）の補助金交付決定がなされ、概算払いがなされているが、いずれの年度も事業終了後に残金の返還はなかった。

b) ところで、平成 30 年度の収支精算書の内容は、次のとおりである。

収支精算書

(収入)

単位：円

科 目	予算額	精算額	精算額の説明
名古屋市補助金	5,400,000	5,400,000	西区区民まつり事業補助金
環境デーなごや	140,000	140,000	環境デーなごや実行委員会からの予算配当
福祉ふれあい分担金	900,000	900,000	西区社会福祉協議会からの福祉ふれあい分担金
その他収入	3,766,000	3,689,250	協賛金, 出店協力金
合 計	10,206,000	10,129,250	

(支出)

単位：円

科 目	予算額	精算額	精算額の説明
事業費	9,739,000	9,415,559	会場設営費, 運営費
事務費	467,000	713,691	会議費, 広報宣伝費等
合 計	10,206,000	10,129,250	

そして、事業費については、決算内訳書で個々の支出額が示されており、事務費については、会議費（1 万 0651 円）、広報宣伝費（30 万円）、通信・郵便料（1 万 9573 円）、振込手数料

(3402 円)、食品営業許可申請料（ 1 万 5000 円）の金額が明記されているだけで、その他事務費（用紙、封筒、トナー等）として、36 万 5065 円が計上されているだけであるが、領収証は、すべて、綴られている。

しかし、その他事務費については、平成 29 年度予算が 40 万円（決算額が 52 万 2411 円）であり、平成 30 年度予算が 11 万 4000 円となっており、区民まつり事業にかかる費用の調整（精算）的機能を果たしているように考えられ、実際に事業として不足しているのか、余剰がでているのかが全くわからない。

c) 実際、領収証の綴りを確認したところ、平成 30 年 11 月 29 日に、会場設営費（ 413 万 2928 円）などの事業費が支払われており、その時点での残金として 23 万 3629 円あったが、その後の支出は次のとおりであり、12 月 25 日の支払をもって、残金がゼロとなっている。

西区 区民まつりの執行

納品日	支払日	金額（円）	内 容	購入先
11 月 29 日	11 月 29 日	70,200	再生紙	A 社
11 月 29 日	11 月 29 日	51,429	封筒	B 社
12 月 3 日	12 月 5 日	2,080	ゴム板	C 社
12 月 3 日	12 月 5 日	6,240	ゴム板	
12 月 3 日	12 月 5 日	6,887	替刃	
12 月 3 日	12 月 5 日	61,237	インクトナー	
12 月 14 日	12 月 14 日	11,448	インクカートリッジ	D 社
	12 月 14 日	108	振込手数料	
12 月 17 日	12 月 17 日	6,804	ドラムカートリッジ	E 社
12 月 20 日	12 月 25 日	15,552	カードシール	C 社
12 月 20 日	12 月 25 日	1,644	文具	

しかし、西区区民まつりは、10 月 14 日に開催されており、その後の会議で使用する文具類、消耗品もないとはいえないが、11 月 29 日以降に 23 万 3629 円分の文具類、消耗品を購入する理由は認められない。

この点、西区に確認したところ、区民まつりの運営にあたっては、何らの対価もなく、区のコピー機や文具類などを使用しているため、その実費精算の意味で、文具類などの事務用品を購入して、区に納めているとの説明であった。

しかし、なぜ、区役所で使用された実費分がどれだけであったかも確認しないまま、残金すべてを事務用品の購入代金に充てて処理する理由は全く理解できない。しかも、毎年、残金変動しているにかかわらず、残金処理を同様に行ってきたことは不当と言わざるを得ず、残金をゼロにするために調整したものとしか考えられない（むしろ、区民まつりの規模が小さくなれば、区の実費分も少なくなると考えられるところ、支出が減って残金が大きくなるため、西区の処理方法では、区に納めるべき事務用品が増えることになってしまう）。

- d) 規則上、補助金については、概算払いをして、精算残金が生じれば、返金となされることになっており、決算内訳書をみる限り、その他事務費を雑収入で賄っており、補助金の残金が生じない形にはなっているが、補助金で何の支出をするかは確定しているものでもない。このことは、予算内訳書で支払を予定していた食品営業許可申請料 1 万 5000 円、ごみ処理費 4 万 5000 円は決算内訳書では補助金から充当されておらず、逆に、会場設営費については、予算内訳書では、497 万円のうち 394 万円を補助金で充当することになっていたところ、決算内訳書では、413 万 2928 円が補助金で充当されていることから明らかである。
- e) このように、精算残金が生じる可能性が十分あったにもかかわらず、決算内訳書のなかで、その他事務費で調整して、残金をゼロにし、決算内訳書で何ら精算残金がない形で区民まつりが行

われている形をとっているのは、明らかに不当である。

【指摘】

西区においては、西区区民まつりを実行する実行委員会に、補助金として、「西区区民おまつり広場の開催」費用を支払っているが、本来、精算残金が生じていれば、精算残金が返金されるべきところ、区が実行委員会の負担すべき事務費を立て替えたとして、実行委員会の残金で事務用品等を購入し、区に納めているのは不当である。

区が実行委員会の負担すべき実費を立て替えていたとして、その精算をするのであれば、実費を具体的に算出するか、あるいは、算出が難しいのであれば、あらかじめ負担割合を決めるかなどして、実費の精算をすべきである。

実行委員会の事務局をしている区としては、区役所と実行委員会との会計処理を明確に区別して、適切な決算処理を行い、精算すべきものは、規則に従って精算をすべきである。

イ 予算計上がないものの執行

ア) 東区においては、「区制 110 周年記念事業」が、予算になく、流用されて執行されており（22 万 0570 円）、他の区においても、南区で「保留児童減らし隊」（6 万 9899 円）があり、天白区では「接遇研修」（13 万円）、「駐車場案内表示の改善」（10 万 5840 円）、「外国人来庁者の満足度の向上」（7 万 9142 円）、「来庁者の安全安心の確保」（6 万 8040 円）、「庁舎の安全性の確保」（3 万 3480 円）及び「セクシャルマイノリティ研修」（2 万 8000 円）の合計 6 件（合計 44 万 4502 円）が、追加で執行されている。なお、天白区においては、予算として予定していた「“ホッとするまち「好きだよ、天白。」”発信事業」（予算 23 万円）が執行されていない。

この点、予算計上されていないものの執行につき、市からは、年度途中に執行の必要が生じたため、執行したものであるとの回答であった。

しかし、東区の区制 110 周年記念事業については、10 月 21 日に、「なごやかまつり・ひがし（区民まつり・福祉まつり）」と同じ場所で開催することが、もともと、区政運営方針に示されるものであって、当然、予定されていたものである。

そのため、既に、予定されていた事業である以上、予算計上ができたものである。

この点、もともと、区提案連携事業として予算要求をしており、自主的予算として計上することを予定していなかったところ、区提案連携事業として認められなかったが、その段階では、自主的予算計上がスケジュール上困難であったことから、急遽、区政運営方針への掲載内容を検討しなおし、やむを得ず執行対応したとのことである。

しかし、区提案連携事業として予算計上が認められないことがわかった時点で自主的・主体的な区政運営費の予算に組み入れることができなかったかも疑問である。

イ) 天白区で、追加執行されたもののうち、「駐車場案内表示の改善」は車いす使用者等用駐車スペースに設置している案内板がわかりづらく、一般の車が駐車し本来利用すべき者が利用できないなどの問題があり、案内板を見やすい形にしたものであり、「庁舎の安全性の確保」は、車いす利用者がエレベータを利用する際に、既存の鏡だけでは後方確認ができない状況にあったため、乗降の際に、他の来庁者と衝突する等の事故を防止するために、鏡シートを増設し安全性を確保したとのことである。

その必要性は否定するものではなく、金額的に予算執行が可能であったため、自主的・主体的な区政運営費から支出したものと考えられる。

この点について、天白区の区政運営方針には、「来庁者の満足度の向上」が掲げられており、当該取り組みを自主的予算が執行することは問題ないとのことであった。

ただ、区政運営方針のなかには、区がめざすまちの姿の 1 つと

して、「魅力に満ちた愛着のもてるまち」を掲げており、その 15 項目のうちの 1 つに「区民に信頼される区役所づくり」が掲載されており、そのなかの 6 事業のうちの 1 つが、「庁舎の安全性の確保」である。

このような内容も含め、区政運営方針に掲載してあるから、自主的予算で執行することに問題がないとの考えにたつとすると、自主的予算の執行が区政運営方針に定めた事業を実施するための予算であるとの要件はほとんど充足することになり、この要件を定めておく意味は乏しくなる。

このような庁舎の安全性確保は、本来、区役所・支所の管理運営費のなかの庁舎管理費で行われるべきであり、その執行が難しい場合にも、独自財源で行ってきているところである。

現に、区政運営方針のなかの「来庁者の満足度の向上」に掲載されている、「保健福祉センターの受付窓口に、車いすを利用されている方などが利用しやすいローカウンターを設置して窓口環境の改善を図る」は「保健福祉センター事務室の窓口カウンター等の整備」として、独自財源のなかで「窓口環境の整備」として執行されており（当初予算額 46 万 2000 円、執行額 42 万 7788 円）、それ以外も「防犯用パーテーションの導入」（当初予算額 0、執行額 12 万 6360 円）が、独自財源のなかの「庁舎環境の整備」として執行されるなどしている。

そのため、天白区が、本件（駐車場の看板取り替え、エレベーターの鏡シート）を、自主的・主体的な区政運営費で支払ったことには疑問がある。

【意見】

自主的・主体的な区政運営費は、区政運営方針に掲げる取組み及び同方針の策定・公表にかかる経費として認められており、区政運営方針に予算を計上することが予定されているものであって、事業年度中に特に必要となった事業はともかく、予定されている事業については、予算計上しておくべきである。

【意見】

事業年度中に執行が必要になるものも否定しないが、庁舎の安全性の確保などは、本来、庁舎管理費あるいは独自財源で行われるべきものであって、区の裁量で執行できるものであったとしても、区の特性に応じた取り組みでないものに執行することは問題である。

2 区まちづくり基金

- (1) 区まちづくり基金は、区にゆかりのある人や区民の区のまちづくりへの想いを生かし、区におけるまちづくりを推進するための寄附金の受け皿として検討したもので、平成 27 年度に開催された「区行政のあり方懇談会」のなかでも、地域に貢献するという観点から、地域限定で、緩やかに使途を決める形で募ることに賛同の意見もあって、平成 28 年度から設置されたものである。

その内容は、次のとおりである。

名古屋市区まちづくり基金条例

(設置の目的)

第 1 条 区の特性に応じたまちづくりの推進を図る資金に充てるため、名古屋市区まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、区の特性に応じたまちづくりを推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

名古屋市区まちづくり基金取扱要綱

(区等の指定)

第 2 条 寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）は、区をあらかじめ指定し、寄附するものとする。ただし、寄附者の指定がない場合は、市長が区を指定する。

2 寄附者は、次の各号に掲げる項目を指定し、寄附するものとする。ただ

し、寄附者の指定がない場合は、第4号を指定したものとみなす。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 健康福祉・子ども子育て支援に関する事業
- (3) その他魅力あるまちづくりに関する事業
- (4) 特に使途を指定しない

3 前項の寄附者が指定した使途とならなかった場合においても、寄附金は返還しない。

(手続)

第4条 区長は、名古屋市区まちづくり基金条例（平成28年条例第35号）第1条に規定する区の特性に応じたまちづくりに係る事業（以下「基金事業」という。）を実施する前に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 市民経済局長及び基金事業に係る局室の長と協議
- (2) 区民会議における意見聴取
- (3) 区政運営方針への掲載

2 区長は、基金事業の実施後、事業の結果について区民会議において意見を聴取し、また、事業の結果の広報に努めるものとする。

(2) 区まちづくり基金の区別寄附実績

区まちづくり基金については、上記名古屋市区まちづくり基金取扱要綱第2条第2項に規定されているとおり、寄附にあたって、①防災、②健康福祉・子ども子育て支援、③魅力あるまちづくり、のいずれかの使途が指定されているものと、④使途の指定がないものがある。

ただ、以下の表では、指定された使途の区別なく、毎年度の各区における寄附総額と件数のみを記載する。

区まちづくり基金 区別寄附実績 単位：円（ただしカッコ内は件数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
千種	220,000(4)	0(0)	100,000(1)	320,000(5)

東	328,000(5)	377,000(4)	379,014(6)	1,084,014(15)
北	493,000(9)	145,000(10)	154,822(16)	792,822(35)
西	110,000(7)	298,478(3)	110,000(2)	518,478(12)
中村	11,000(2)	3,952,000(8)	450,000(3)	4,413,000(13)
中	63,000(6)	0(0)	400(1)	63,400(7)
昭和	90,000(6)	10,000(1)	10,000(1)	110,000(8)
瑞穂	0(0)	0(0)	1,100,000(2)	1,100,000(2)
熱田	111,673(6)	0(0)	20,100(2)	131,773(8)
中川	201,258(8)	334,668(5)	5,100,000(2)	5,635,926(15)
港	10,000(1)	0(0)	100,000(2)	110,000(3)
南	9,239,000(5)	180,000(1)	30,000(2)	9,449,000(8)
守山	5,000(1)	10,000(1)	510,000(2)	525,000(4)
緑	500,000(1)	31,000(2)	554,968(2)	1,085,968(5)
名東	80,000(2)	210,000(5)	230,000(4)	520,000(11)
天白	10,151,000(4)	3,530,320(6)	5,117,501(6)	18,798,821(16)
合計	21,612,931(67)	9,078,466(46)	13,976,805(55)	44,668,202(170)

(3) 寄附実績の比較

上記のとおり、区まちづくり基金については、毎年、特定の企業から相当額の寄附を受けている区もあれば、寄附があまりなされていない区もある。

その結果、3年間だけでも、寄附の合計金額は、最大が天白区の1879万8821円、最小が中区の6万3400円となっており、約296倍、金額にして、1870万円以上の差がでてきている。

そして、区まちづくり基金が、名古屋市区まちづくり基金取扱要綱第4条の手續に従って、区の特性に応じたまちづくり事業のために取り崩されている額も、平成30年度では天白区の最大の358万8282円から0円（千種、中、昭和、瑞穂、熱田、港、守山区）まで、かなりの差が生じている。

この点、区まちづくり基金は、区民等の区政への想いを生かすために設置したものであり、市で認められている多くの基金のなかで、その趣旨に賛同した者が寄附したものであるため、区のために使用されるべきものとされている。

ただ、寄附を募るとしても、地域性などから寄附を集めることに限界がある区が存在するのも事実であり、区の間で、あまりに大きな差が生じてしまうことに疑問がないわけではない。

- (4) ところで、区まちづくり基金は、前記のとおり、使途を特定して寄附をした場合においても、寄附者が指定した使途と違う形で使用したとしても、寄附金は返還しないことになっている（名古屋市区まちづくり基金取扱要綱第2条第3項）。

【意見】

区まちづくり基金については、現在の基金の枠組みからは難しいことは事実であり、従前なされた基金の運用を変更することはできないが、区まちづくり基金の目的の1つに、「市全体における区まちづくりに関する事業」のようなものも入れ、区政・区役所全体の機能向上を図ることに使用することができるよう検討してもよいのではないかと考える（ただし、区への寄附金であることから、上記要綱第2条第3項と同様に適用してよいのかには疑問があり、一定の金額の範囲に限定するなどの方策は必要と考える）。

3 区の特性に応じたまちづくり事業

(1) 区の特性に応じたまちづくり事業の内容

ア 区民が区政へ参画する場である区民会議の議論を踏まえて、区の

特性に応じたまちづくり事業を実施するものであり、財源としては、区まちづくり基金をあてることができることになっている。

要件としては、

- ① 区民会議での議論を踏まえ、関係局と事前に調整すること
- ② 歴史・文化、風土・地理、人口構造等の区の特性に基づく事業
- ③ 区が主体となって実施
- ④ 財源の見込みがある場合を除き、原則単年度事業
- ⑤ 区政運営方針に「区の特性に応じたまちづくり事業」である旨を記載

とされているが、これらの内容は、特に規定されているものではない。

イ 区の特性に応じたまちづくり事業に関しては、区まちづくり基金が、もともと、区の特性に応じたまちづくりの推進を図るために設置されたものであり（名古屋市区のまちづくり基金条例第 1 条）、名古屋市区まちづくり基金取扱要綱第 4 条の規定からも、区の特性に応じたまちづくりにかかる事業は、区まちづくり基金を前提とするものであったように思われる。

ところが、区によって、区まちづくり基金の寄附がほとんどない区もあり、区まちづくり基金のみを、まちづくり事業の財源とした場合には、寄附が十分でない区においては、区の特性に応じたまちづくり事業を実施するための予算をつけることができず、区の特性に応じたまちづくり事業を実施できないことになってしまう。

ウ そこで、区の特性に応じたまちづくり事業については、区まちづくり基金のみではなく、必要に応じ一般財源をあてることにした。

そして、区の特性に応じたまちづくり事業は、平成 29 年度の段階では、北、中村、中、天白の 4 区でのみ実施され、その事業費は合計約 1340 万円であったが（そのうち約 925 万 8000 円が基金取り崩し）、平成 30 年度には、全 16 区で実施され、その事業費は、2596 万 7000 円（約 1001 万 2000 円が基金取り崩し）となっている。

このように、区の特性に応じたまちづくり事業は、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、大幅に増大しているが、本来、区の特性に

応じたまちづくり事業費として、予算計上できるはずの事業に、区民から寄附を受けた区まちづくり基金が充当され、市で確保すべき予算の一部が区民の寄附で賄われているとも捉えられないわけではない。逆に、基金を取り崩して充当することにより、まちづくり事業が容易に(あるいは、より大きな事業として)認められているとも捉えられる。

実際、平成 30 年度においても、中川区の「中川区災害時要援護者(障害者)支援ガイドブックの作成」については、事業予算 182 万 5000 円のうち、一般財源が 162 万 5000 円、基金取り崩しが 20 万円となっており、名東区の「ウエルカム名東転入者応援事業」の場合は、事業予算 100 万円のうち、一般財源が 75 万円、基金取り崩しが 25 万円となっており、一般財源と基金取り崩しを合わせた事業となっている。

この点、市としては、区まちづくり基金は、区民等の区政への想いを生かすために設置したものであり、一般財源の補填が目的ではなく、区の特性に応じたまちづくり事業においては、一般財源と基金をあわせて財源とすることを否定するものではないとする。

しかし、まちづくり事業のなかでも、基金があれば基金が使われるものもあり、すべてが基金で賄われるものや、一般財源だけで賄われ、基金が使われないものもあり、どのような事業であれば、基金が使われるのかははっきりしない。

【意見】

市として、区まちづくり基金を使用する形態以外での、区の特性に応じたまちづくり事業を認めるのであれば、区まちづくり基金の有無に関係なく、予算計上されるべきものである。

区まちづくり基金の積立てがあるからといって、同基金を取り崩して、充当するのは、本来、市が予算計上すべきものの一部を区民の寄附で賄わせようとしているようにも捉えられ、相当でない。

一般財源で行うべき「区の特性に応じたまちづくり事業」と、区まちづくり基金で行うべき「区の特性に応じたまちづくり事業」との違いを意識されるべきである。

(2) 区の特性に応じたまちづくり事業（天白区の場合）

ア 天白区は、前記のとおり、16 区のなかで、寄附金が最大であり、平成 29 年度、平成 30 年度に下記事業を行っているが、全額、区まちづくり基金を財源として実施している。

天白区の平成 29 年度、30 年度の内容

（単位：円）

事業名	内容	平成 29 年度	平成 30 年度
天白ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通じて親子がふれあうきっかけを作るため、すべての赤ちゃんに絵本を贈呈	1,622,466	1,050,842
天白区地域団体による子ども支援活動補助事業	生活保護世帯やひとり親世帯の子どもへの学習支援活動に係る費用を補助	1,111,919	1,335,719
障害者地域自立支援活動への補助	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する事業に係る費用を補助	636,521	703,621
天白おやこ子育て広場	親子の地域での仲間づくりや、子育ての悩みの解消を目的とする「天白おやこ子育て広場」事業に係る費用を補助	400,000	200,000
天白区子ども・子育てお役立ち便利帳発行	子育て中の方の疑問や不安を解消するため、子育てサービスに関する情報を掲載した便利帳を発行	300,217	298,100

イ ただ、区の特性に応じたまちづくり事業は、基本的に、区が主体とな
って行う事業であると位置づけられている。

そして、区が主体となっている事業とは、局でなく、区が事業主体で
あるという趣旨であるため、天白区の事業のなかの、「天白区地域団体
による子ども支援活動補助事業」「障害者地域自立支援活動への補助」
も、区が主体となって行う事業であるとする。

つまり、補助をしているものについては、事業主体（主催者）ではな
いものの、区が主体的に、事業に参画することを決め、補助金を交付
しているのであって、区が主体となって行う事業であるため、区の特
性に応じたまちづくり事業として、執行することに問題がないとのこ
とである。

【意見】

区の特性に応じたまちづくり事業において、「区が主体となって行う事
業に限られる」との要件は、市内部では誤解がないものであるとしても、
主催者(事業主体)でないといけないとの誤解を生じるおそれもあるため、
補助金を交付する場合でも、区の特性に応じたまちづくり事業として執行
することに問題がないことを明らかにするのが望ましい。

(3) 区の特性に応じたまちづくり事業（中村区の場合）

ア 平成 29 年度と平成 30 年度の事業内容は次のとおりである。

なお、下記事業のうち、地域防災力向上事業は、すべてを基金の取り
崩しで行っており、それ以外の事業は、基金からの取り崩しはなく、
すべてを一般財源で行っている。

年度	事業名	内容	金額（円）
平成 29 年度	「武将のふるさ と中村」魅力ア ップ事業	名古屋駅から中村公園駅方面へ の「武将観光ロード」整備検討 調査等	4,963,140

平成 30 年度	地域防災力向上 事業	避難所機能の強化を図るため、 各学区に災害用投光器・発電機 を配備	2, 305, 972
	大門エリア等の 検討調査	歴史的観光資源が数多く残る大 門エリア・清正公通と武将観光 ロード（人生大出世夢街道）の 連携に向けた調査を実施	1, 994, 760

中村区においては、「武将観光ロード」の事業展開を考えており、平成 29 年度に、『『武将のふるさと中村』魅力アップ事業』として「武将観光ロード」整備検討調査等の費用 496 万 3140 円が、区の特性に応じたまちづくり事業として執行された（なお、前記のとおり、この事業は、一般財源で実施しており、区まちづくり基金の取り崩しはない）。

そして、平成 30 年度においても、「武将のふるさと中村」魅力アップ事業を、区の特性に応じたまちづくり事業として予算要求したところ、観光文化交流局から、中村区、中川区及びあま市との連携事業としての実施が要求されたため、「区提案連携事業」として観光推進費の「歴史観光の推進」の一事項として予算化された。

ただ、それとは別に、武将観光ロードに「隣接する」大門エリアの活性化にかかる中村区独自の事業である「大門エリア等の検討調査」を区の特性に応じたまちづくり事業として行ったとのことである。

なお、令和元年度も、平成 30 年度と同様に、人生大出世夢街道推進事業について、中村区に係る区提案連携事業として 3000 万円の予算が認められ、「武将のふるさと中村」魅力発信事業が、区の特性に応じたまちづくり事業として、60 万円の予算が認められている。

このように、関連がないわけではないが、エリア的に中村区にとどまらない事業は、区提案連携事業として扱い、中村区のエリア（大門エリア）にのみかかるものを、区の特性に応じたまちづくり事業として行っている。

イ 上記事業のうち、平成 30 年度の「大門エリア等の検討調査」は、

① 名古屋市中村区大門エリア等における歴史的建造物等調査業務委託費 99 万 9000 円

② 名古屋市中村区大門エリア等における武将観光ロード連携策等調査業務委託 99 万 5760 円

である。

ア) 歴史的建造物等調査業務委託

a) 契約金額は 100 万円以下であることから、随意契約によっているが（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、名古屋市契約規則第 19 条）、歴史的建造物等を建築学的な観点から調査できる民間事業者が見当たらないことから、本事業の類似調査（有松学区における町並み保存対策調査）で実績がある A 大学と契約を締結している。そして、随意契約によろうとする場合には、2 人以上の者から見積書を徴取すべきところ、上記理由から、名古屋市契約規則第 20 条第 1 項第 3 号の規定により、A 大学以外からの見積書はとらずに契約に至っている。

地方自治法施行令

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五（第 167 条の 2 関係）

	都道府県及び指定都市	250 万円
一 工事又は製造の請負	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130 万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160 万円
	市町村	80 万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80 万円
	市町村	40 万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50 万円
	市町村	30 万円
五 物件の貸付け	30 万円	
六 前各号に掲げるもの	都道府県及び指定都市	100 万円
以外のもの	市町村	50 万円

名古屋市契約規則

（随意契約ができる場合）

第 19 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約によることができる場合は、予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸貸借料の年

額又は総額）が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない場合とする。

（予定価格）

第 19 条の 2 随意契約によろうとする場合は、あらかじめ第 2 条第 4 項及び第 5 項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴取）

第 20 条 随意契約によろうとする場合は、2 人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約をしようとする者のみの見積書によることができる。

- (1) 予定価格が 30 万円以下のものについて契約するとき。
- (2) 特に販売価格の定まったものについて契約するとき。
- (3) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約するとき。
- (4) 緊急を要するものについて契約をするとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が 2 人以上の者から見積書を徴取する必要がないと認めるとき

2 前項の規定にかかわらず、市長が契約の性質上見積書を徴取し難いと認めるときは、見積書の徴取を省略することができる。

（別表）

1 工事又は製造の請負	250 万円
2 財産の買入れ	160 万円
3 物件の借入れ	80 万円
4 財産の売払い	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

b) この点、他からの見積書を徴取しなかった理由について、区に確認したところ、次のとおり回答がなされた。

本事業は名古屋市内に現存する数少ない遊郭建築である旧松岡旅館の建物調査を実施するものです。実施にあたり、市内の歴史的建造物等の調査を行った実績のある、観光文化交流局の歴史まちづくり推進室にヒアリングしたところ、歴史的建造物のアドバイザー（観光文化交流局で委嘱）でもあるA大学のX教授が、市内歴史的建造物で特に遊郭建築に多く所見を出し、また、本事業の類似調査（有松地区における町並み保存対策調査等）の実績があるとのことであった。そこで、中村区において検討し、市内歴史的建造物の調査をする機関にふさわしいと認識し、随意契約を行いました

c) しかし、同大学の教授に観光文化交流局で歴史的建造物のアドバイザーを委嘱しているのであれば、むしろ、関係性が疑われないためにも、より慎重に、他の研究者を調査するなどする必要があったといえる。実際、歴史的建造物等を建築学的な観点から調査することができる団体が存在しないとは考えにくく、遊廓建築の研究についても、名古屋市内に該当する団体が存在しないのであれば、より広い地域での検討がなされるべきであり、大学等で研究をしているところが、安易に、A大学だけであると判断した点は問題である。

そのため、本件の場合、他の団体による調査の可能性も考えるべきであり、他からの見積書を徴取することなく、少額随意契約を締結したことは手続上問題である。

【指摘】

本事業においては、契約者以外、実施ができない業務とは考えにくく、しかも、少額随意契約とはいえ、99万9000円での契約であって、100万円に極めて近似する金額であることを考えれば、少なくとも、他からの見積書を徴取すべきであって、安易にA大学以外に研究している団体が存在しないと判断し、その前提で手続きを進めた点で、名

古屋市契約規則第 20 条に違反する疑いが強い。

イ) 武将観光ロード連携策等調査業務委託

上記のとおり、武将観光ロードとそれに「隣接する」大門エリア・清正公通との連携の活性化にかかる調査等を行うもので、中村区独自の事業である「大門エリア等の検討調査」を区の特性に応じたまちづくり事業として行ったとのことである。

予定価格が 100 万円以下であることから、随意契約によっており（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、名古屋市契約規則第 19 条）、2 者から見積書を徴取している。

その結果、B 法人から 99 万 5760 円、C 法人から 115 万 5600 円の各見積書が提出され、前者との間で、業務委託契約を締結している。

(4) 区の特性に応じたまちづくり事業（中区の場合）

ア 平成 29 年度と平成 30 年度の事業内容は次のとおりである。

なお、いずれの事業も、区まちづくり基金からの取り崩しはなく、一般財源での執行である。

年度	事業名	内容	金額（円）
平成 29 年度	昼間人口層及び 法人等のヒアリ ング調査	中区で生活する昼間人口層の ニーズを把握するため、中区 在勤者や法人等に対し、アン ケート及びヒアリング調査を 実施	1,566,000 (調査)
			253,800 (報告書作成)
	外国人向け広報 の充実	外国人区民向けに災害時の避 難所情報や生活関連情報を提 供するパンフレットの作成及 び周知	2,475,080

平成 30 年度	中区の昼間人口 層及び法人等の ヒアリング調査	前記平成 29 年度の内容と同 一	1, 773, 707
	中区多文化共生 関連事業	多文化共生の推進を図るた め、多文化の学習機会の創出 及び意識啓発を実施	999, 999 (ワークショップ)
			250, 000 (講演会)
			219, 044 (計画策定調査)
			126, 680 (職員研修)

イ 昼間人口層及び法人等のヒアリング

ア) 昼間人口層及び法人等のヒアリングは、平成 29 年度、30 年度と連続して行っている。

これは、平成 29 年度が従業員 20 人以上の事業所及び買い物客等を対象にして実施したのに対し、平成 30 年度は従業員 10 人以上の事業所や観光客も対象として加えたため、改めて実施したものである。

このように、同じ事業を毎年実施しても、次年度以降に支出が必要となるものではないため、単年度事業に該当するとのことである。

イ) 契約は、入札後資格確認型一般競争入札によって行っている。

平成 29 年度はD法人が中区昼間人口調査業務委託を受けたうえ、アンケート事業所情報等集約の委託を随意契約（30 万円以下であるため、他者見積もりなし）で受けたものである。

これに対し、平成 30 年度は、E法人が入札後資格確認型一般競争入札によって落札している。

ウ ところで、前記のとおり、平成 29 年度、30 年度に、昼間人口層及び法人等のヒアリング事業が行われているが、この事業が、複数年にわたって調査することを前提としているとすれば、原則単年度事業の

要件に抵触することになる。

しかし、一般的な予算単年度主義に加え、区の特性に応じたまちづくり事業について、財源の見込みがない限り単年度事業でなければならないとの要件を必要とする理由は認められないようにも思われる。

【意見】

区の特性に応じたまちづくり事業について、財源の見込みがある場合を除き、原則単年度事業であることの要件が必要であるかには疑問があり、このような要件を課すことにより、まちづくり事業に制約がなされるようであれば、当該要件の可否を検討することが必要と考える。

ウ 多文化共生関連事業

多文化共生関連事業として、

- ① 中区多文化共生推進地域課題解決ワークショップ運営委託契約
- ② 中区多文化共生推進講演会における講演及び関連物品製作委託契約

を締結している。

ア) 中区多文化共生推進講演会における講演及び関連物品製作委託契約

この契約については、下記のとおりであって、特に問題はないと考える。

記

a) 業務内容は、①講演会の登壇、②講演に係る物品の製作（広報チラシ 2,000 部、やさしい日本語バッジ 400 個）、③事業報告書の作成であった。

b) そして、予定価格が 25 万円であり、名古屋市契約規則第 20 条第 1 項第 1 号に定める契約金額（30 万円以下）であるため、他社の見積もりを徴取することなく、F 法人からの 25 万円（税込）の見積書で、契約が締結されている。

イ) 中区多文化共生推進地域課題解決ワークショップ運営委託契約

この契約については、次のとおり問題があると考ええる。

a) 契約内容は、下記のとおりである。

記

契約相手 G 法人

契約金額 99 万 9999 円（税込み）

契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日

b) 契約方法は、随意契約であり、G 法人から平成 30 年 7 月 2 日付で 99 万 9999 円の見積書、H 法人から平成 30 年 7 月 30 日付で 100 万円（税抜き金額であり、税込みでは 108 万円）の見積書が提出され、最低額である G 法人との間で、契約を締結したとのことである。

c) しかし、G 法人は、平成 29 年度にも、中区地域力推進室が主催となっている「名古屋市多文化共生推進課題解決ワークショップ」の委託を受け、同法人の代表理事がファシリテーターを務めている。

そして、同ワークショップの報告書によると、次年度以降の継続的な開催に向けてのプレ・ワークショップとの位置づけであるとのことである。

d) しかも、同法人の見積書は、企画運営及び打ち合わせ一式の金額と、報告書（アンケート集計含む）一式の金額が記載され、それに一般管理費 10%、消費税 8%が加算されて 99 万 9999 円となっていて、金額の算出根拠も明確でない。

また、H 法人からは見積内訳書が提出されているが、最終的には 1 万円未満をカットして 100 万円（税抜）の見積書になっている。

e) このような点からみると、予定価格が 100 万円以下であって、随意契約の手続きによっているが、名古屋市契約規則第 20 条第 1 項に定める 2 人以上の者からの見積書の徴取が適正になされたものであるのかに疑問をもたざるをえない。

特に、少額随契として認められる上限である 100 万円を予定価格とする場合には、より慎重に行われるべきものと考ええる。

【指摘】

少額随意契約の場合に、名古屋市契約規則第 20 条第 1 項では、2 人以上の者からの見積書の徴取が必要とされ、上記契約も形式だけを見れば規則に反するものではないともいえる。ただ、常に 2 人からの見積書を徴取すれば足りるのではなく、本件の場合、前年度も同様な事業を行っていることのほか、特に予定価格が上限に近いことなどを考えれば、見積書の内容、見積もりを徴取する業者の数なども考え、手続きに疑念をもたれないようにする必要がある。

4 区提案連携事業

(1) はじめに

ア 区提案連携事業は、区が局と共に、地域の課題解決に、所管局事業として取り組む事業であって、局予算であり、区役所費のなかに含まれるものではない。

ただ、区のまちづくりにかかわるもので、前記のとおり、自主的・主体的な区政運営費（特に、平成 30 年度まで行われていた区チャレンジ事業）と関係が深いものであるため、ここで取り上げる。

イ なお、市の説明によると、自主的・主体的な区政運営費との違いは、次のとおりである。

	自主的・主体的な区政運営費	区提案連携事業
定義	各区が自主的・主体的に地域づくりを推進するための基礎的な事業（区政運営方針の策定・公表にかかる経費を含む）	区が局とともに、地域での課題解決に所管局予算として取り組む事業
内容	区政運営方針に掲げる取組及び同方針の策定・公表にかかる経費	区が主体となり、局と役割分担のうえ連携して実施する、地域での課題解決に所管局事業としてモデル的に取り組む事業
予算	市民経済局	所管局

(2) 事業内容

ア 平成 30 年度になされた事業は次のとおりである。

(単位：円)

	事業名	予算	決算	関係区
消防局	家具の固定ができるボランティアの養成及び派遣	10,000,000	6,598,156	16 区
教育委員会	瑞穂区ジョギングパトロール	250,000	248,378	瑞穂区
観光文化交流局	「武将のふるさと中村」魅力アップ事業	50,000,000	48,993,487	中村区 (中川区) (あま市)

※ 「人生大出世街道事業」全体の予算額は 6150 万円で、そのうち 5000 万円が区提案連携事業

イ このうち、家具の固定ができるボランティアの養成及び派遣事業は、平成 27 年度は、4 区（昭和区、港区、守山区、緑区）で実施され（180 万 7377 円）、平成 28 年度には、中川区、港区を加え 6 区で実施され（231 万 5114 円）、平成 29 年度には、千種区・中村区・瑞穂区・熱田区・名東区を加え 11 区で実施され（503 万 8496 円）、平成 30 年度は全区で実施されている。

一方、瑞穂区ジョギングパトロールは、平成 29 年度から認められており、平成 30 年度の決算額は 24 万 8378 円であり（平成 29 年度の決算額は 90 万 2880 円）、瑞穂区のみで実施している。

(3) 瑞穂区のジョギングパトロールについて

ア 上記のとおり、区提案連携事業としては、教育委員会の予算で、「瑞穂区ジョギングパトロール」が実施されているが、平成 30 年度に、「区の特性に応じたまちづくり事業」として、「瑞穂区ジョギングパトロール事業の普及啓発」（10 万円）が認められている（なお、令和元年度の予算は 60 万円）。

イ ジョギングパトロール事業は、令和 8 年開催の第 20 回アジア競技

大会を、瑞穂公園陸上競技場周辺から盛り上げていくことを目的に、施設を管理する教育委員会予算として、活動にかかるビブス等の製作を行っているとのことであるが、あくまで、市のモデル事業と捉えて、区提案連携事業として教育委員会で予算が計上されているものと考えられる。ただ、一方で、その実施のための啓発活動のみが、区の特性に応じたまちづくり事業であるとする理由はわかりにくく、その区別も理解しづらいところである。

この点、区の説明としては、「瑞穂区ジョギングパトロール事業の普及啓発」については、ジョギングパトロールを通じた地域振興や安心・安全なまちづくりを目指し、この事業を広く周知していくことを目的としてパンフレットの作成等を行っているのであって、役割（予算）を分けて行っているとのことである。

しかし、第 20 回アジア競技大会を、瑞穂公園陸上競技場周辺から市全体に盛り上げるための事業であれば、その啓発活動・広報活動も、瑞穂区だけの問題ではないので、同様な目的の事業として捉えられるべきであり、逆に、あくまで、瑞穂公園陸上競技場がある瑞穂区の特性に基づく事業であるとして捉えるのであれば、事業自体も、区の特性に応じたまちづくり事業として行うべきものである。

【意見】

瑞穂区における、「ジョギングパトロール事業」と「ジョギングパトロール事業の普及啓発」事業は、極めて密接に関連する事業であり、同じ目的のもとに行われているものと捉えられることから、本来、目的が違う、区提案連携事業と区の特性に応じたまちづくり事業に分けて予算計上するのは望ましくない。

5 まちづくりにかかる事業について

- (1) 各区においては、自主的・主体的な区政運営費として、約 1000 万円の予算のなかで、区の裁量で、区民ニーズに応える、地域の特性に応じた取り組みを実施するものである（なお、平成 30 年度までは、区のまちづくりに向かって継続して行っていく区づくり推進事業と、区の新た

な取り組みを実施する区チャレンジ事業とで区別をしていた)。

一方、区の特性に応じたまちづくり事業費は、基本的に単年度事業として、関係局とも調整し、区役所費のなかで予算を認めてもらうものであるが、区の特性に応じたまちづくり事業を実施するにあたっては、区まちづくり基金を取り崩すこともできることになっている。

しかも、区まちづくり基金は、区によって、寄附の状況が全く違っており、寄附額は、3年間の合計が1879万8821円にも上る天白区から、6万3400円にとどまる中区までである。

また、局の予算で、地域の課題解決に、所管局事業として取り組む、区提案連携事業もある。

- (2) 各々の目的は違うとはいえ、自主的・主体的な区政運営費、区の特性に応じたまちづくり事業費との区別も明確なものとはいえず、また、区の特性に応じたまちづくり事業を実施するにあたり、区まちづくり基金を充当する場合としない場合との区分も明確とはいえず、自主的・主体的な区政運営費の支出項目をみると、独自財源で賄うべきと思われるものも存在する。

そして、区提案連携事業費についても、区の事業にとどまる限り、自主的・主体的な区政運営費や、区の特性に応じたまちづくり事業費との区別も明確なものではない。

実際、東区の「区制110周年記念事業」は区提案連携事業として予算要求をしていたところ、予算要求が認められず、急遽、自主的・主体的な区政運営費で行うことになり、逆に、中村区では、「武将のふるさと中村」魅力アップ事業（人生大出世夢街道推進事業）を、区の特性に応じたまちづくり事業として予算要求したところ、中村区だけでなく、中川区、あま市との連携事業として実施するとのことで、区提案連携事業として扱われることになったものもある。

- (3) 自主的・主体的な区政運営費を認めることにより、区の自主性、主体性を発揮できる仕組みの確保を図ろうとしたものであるが、その後、区の特性に応じたまちづくり事業を別途設けたため、区の特性に応じたまちづくり事業から、従前、自主的・主体的な区政運営費で行ってきたも

の（区民まつりなど）を除外することになり、区別が分かりにくいものとなっているように思われる。

むしろ、区が実施するまちづくりの予算を一本化して、現在、自主的・主体的な区政運営費として認めているものは、最低限保障するような枠組みを考えてもよいと思われる。

また、区まちづくり基金については、区に自由が認められた範囲で、より自由な形での事業への支出を認める形を考え、区提案連携事業は、区特有の問題でなく、広域にわたる事業や、多くの区で実施可能なものに限って認めていくべきものと考ええる。

【意見】

区の特性に応じたまちづくり事業については、自主的・主体的な区政運営費も含め、その財源をどのようにするかを、見直すとともに、区まちづくり基金との関係も見直す必要がある。

第4 独自財源

1 はじめに

区役所の庁舎内への広告掲載など、保有資産を有効活用して確保した収入を、平成 22 年度から、区の独自財源として認め、区の裁量で、区役所の利便性・快適性向上のための改善等にあてることになった。

歳入としては、上記のような庁舎内への広告掲載のほか、自動販売機や証明写真機の設置などによる。

そして、歳出としては、区役所の利便性・快適性向上のための改善であるが、①区役所機能の向上、②市民サービスの向上、③窓口環境の整備、④庁舎環境の整備などに分けられている。

平成 21 年度以降の、全区での独自財源の合計額（歳入）と、その財源を利用したの支出合計額（歳出）の推移は次のとおりである。

独自財源の金額推移

単位：円

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
歳入	2, 739, 636	76, 821, 105	94, 014, 601	83, 565, 864	86, 513, 156
歳出	—	23, 725, 971	89, 620, 583	80, 662, 956	84, 660, 388

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
歳入	88, 889, 382	85, 872, 562	100, 973, 442	108, 216, 460	111, 358, 696
歳出	87, 041, 769	80, 367, 777	91, 593, 479	98, 792, 967	103, 894, 848

そして、平成 30 年度の各区における、独自財源による歳入額は次のとおりであり、カッコ内は、独自財源を活用した予算の執行額（歳出）を表す。

なお、独自財源は、各区が得た独自財源の範囲内で、各区において執行できるとどまり、あくまで、独自財源も市の歳入になり、ただ、各区が執行できるのが、各区の独自財源の範囲にとどまるにすぎず、執行されなかった分については、不用額となる。

単位：円

千種	6, 649, 524 (6, 612, 469)	東	4, 872, 936 (4, 352, 569)
北	6, 263, 748 (6, 162, 305)	西	8, 858, 040 (7, 867, 338)
中村	4, 850, 556 (4, 632, 178)	中	6, 000, 329 (5, 983, 189)
昭和	6, 993, 252 (6, 629, 329)	瑞穂	5, 360, 902 (5, 351, 765)
熱田	5, 368, 098 (5, 094, 458)	中川	8, 544, 480 (8, 449, 012)
港	3, 548, 632 (3, 545, 031)	南	7, 747, 980 (7, 079, 200)
守山	5, 629, 068 (5, 423, 242)	緑	15, 062, 688 (13, 575, 326)
名東	7, 194, 128 (4, 821, 296)	天白	8, 414, 335 (8, 316, 141)

このように 歳入は、各区でかなり差があり、最大が、緑区の 1506 万 2688 円、最小は、港区の 354 万 8632 円であって、全区の平均は約 696 万

円である。なお、歳出の全区平均は約 649 万円となっている。

次に緑区（最大）と港区（最小）の歳入内訳を示す。

平成30年度 歳入

区	事項	広告料	貸付料	使用料	計
緑区	自動販売機(2台 区役所正面入口横)		1,464,000		1,464,000
	自動販売機(1台 支所区民プラザ)		274,320		274,320
	自動販売機(1台 支所区民プラザ)		1,844,448		1,844,448
	自動販売機(1台 保健所入口横)		112,224		112,224
	証明写真機(1台 区役所正面入口西側)		1,062,012		1,062,012
	案内地図広告(区役所)	1,296,000		11,184	1,307,184
	案内地図広告(支所)	2,799,360		11,184	2,810,544
	行政情報モニター・広告付番号案内(区役所・支所・保健所)	3,952,800		25,176	3,977,976
	壁面広告(支所)	1,375,764		79,296	1,455,060
	ユメリアエスカレーター広告(支所)	375,840		72,900	448,740
	広告付マット(区役所・支所)	218,700		87,480	306,180
	計	10,018,464	4,757,004	287,220	15,062,688

平成30年度 歳入

区	事項	広告料	貸付料	使用料	計
港区	自動販売機(1台・区役所地階)		10,800		10,800
	自動販売機(1台・区役所南玄関前)		317,208		317,208
	案内地図広告(区役所1階待合スペース西、南陽支所1階風除室、保健所1階エントランス西)	1,166,400		22,788	1,189,188
	行政情報モニター・庁舎案内広告(正面玄関東)	435,456		12,156	447,612
	自動販売機(1台・区役所正面玄関前)		360,000		360,000
	自動販売機(1台・区役所東玄関前)		72,000		72,000
	自動販売機(1台・保健所正面玄関前)		150,000		150,000
	自動証明写真機(1台・正面玄関横)		841,824		841,824
	自動販売機(2台・区役所1階)		160,000		160,000
	計	1,601,856	1,911,832	34,944	3,548,632

緑区の場合、支所に関する収入が大きいのは、緑区徳重支所が、商業施設と一体となっている「ユメリア徳重」のなかに設置されているからであり、港区の自動販売機の1台あたりの貸付料（各区役所で設置されているなかで一番単価が高いものでの比較）は、支所を除くと一番低額となっている。なお、区の歳入が低いのは、自動販売機の設置貸付料などの単価が低いというよりも、庁舎自体のスペースの問題から、利用できる資産スペースが少ないことが影響している。

つまり、区によって、最大で4倍以上の開きがあるのは、各区の努力の部分を否定するわけではないが、庁舎の広さ・構造などから、広告スペースがとれないことや、庁舎の場所・構造（商業施設等と一体となっているかどうかなど）によって、広告料・自動販売機・証明写真機の設置料などが違って来るからである。

以下、歳入の主なものについて、簡単に触れる。

2 自動販売機等の設置

- (1) 名古屋市においては、公有財産の有効活用等を図ることを目的に、自動販売機の設置を条件として、名古屋市有地及び建物を一般競争入札により、貸付等をしている（なお、行政財産の貸付け・私権の設定については、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項、名古屋市財産条例第 10 条参照）。

自動販売機設置に関する公有財産貸付及び使用許可事務取扱い

第 2

- 2 公有財産の有効活用及び財産確保のため、自動販売機を設置させることを目的として公有財産を使用させる場合は、・・・原則として貸付けによる。また、使用許可によるものについても、原則として貸付けに切り替えるよう努める。

- (2) 区役所における自動販売機等の設置についても、名古屋市有地の一時貸付の形をとり、一般競争入札（持参入札方式）によって、最低貸付価格（月額）以上で、最も高い価格（月額）で入札した者との契約（公有財産一時使用契約）によっている。

設置される場所は、屋内と屋外に分かれており、設置される主なものは、自動販売機（清涼飲料水）、証明写真機である。

そして、契約期間は 1 年で、更新は 1 年ごとの更新になっているが、当初の契約を含め、最大 5 年までの契約更新が可能との内容になっている。

- (3) そして、すべての区役所、及び南陽支所（港区）以外のすべての支所において、1 台（中、楠、山田、富田、志段味）ないし複数台設置されているが、各区役所（支所除く）のなかで、貸付料が一番高い設置場所（玄関正面など）での貸付料を比べると、一番高いのが中区（182 万 6280 円）で、二番目に高いのが熱田区（150 万円）であって、一番低いのは港区（36 万円）となっている（なお、すべての自動販売機の設置料で一番低額なのは、港区役所の地下 1 階に設置された自動販売機〔1 万 800 円〕である）。

中区役所は、同じ建物内にオフィスが入っている地上 18 階、地下 4 階建ての建物であり、その 1 階ロビーに設置されていることや名古屋の中心地であることが理由と考えられるが、熱田区については、区役所のほか、図書館、文化小劇場などが併設され、利用者が多いことが考えられる。

ただ、熱田区では、自動販売機設置のための貸付料は、上記理由により高額となっているが、証明写真機設置のための貸付料は、昭和区（61 万 2000 円）、東区（69 万 9600 円）についで、三番目に低額となっている（75 万 4800 円）。

そして、支所では、一番高額なのは緑区徳重支所の 184 万 4448 円であり、一番低額なのは守山区志段味支所の 14 万 6400 円である。

支所は一般に貸付料が低額であるところ（徳重支所以外はすべて 50 万円以下）、徳重支所が高額であるのは、前記のとおり、商業施設と一体となっているためである。

3 広告掲載

- (1) 広告の掲載については、名古屋市広告掲載要綱に定めるほか、各区において区広告掲載要綱を定め、それに従っており、広告掲載内容・デザインについては、名古屋市広告掲載基準で定められている。

そして、広告掲載にあたっては、行政財産への掲載の場合には、掲載場所について、行政財産目的外使用料を支払って使用し、別途、広告掲載料を支払う形をとっている。

- (2) 募集方法は、入札後資格確認型一般競争入札などの方法をとっており、行政財産目的外使用料は、広告掲出面の表示面積に応じて算出した定額であり、広告料について、最低貸付価格以上で最も高い価格を入札したものを落札候補者とする方式によっている。
- (3) なお、広告掲載については、案内地図広告（マップ広告）、行政情報モニター、広告付庁舎案内表示のほか、広告付マット、広告付傘袋などいろいろな方式がある。

また、同じ、案内地図広告についても、すべての区役所が 1 か所の設置で募集しているわけでもなく、また、複数の広告媒体を一体とし

て募集している場合もあり、金額の比較は難しい。

むしろ、どのような媒体の広告を、どのような形で募集するのかに、区の裁量が認められているところである。

4 独自財源の活用

(1) はじめに

ア 独自財源を活用した予算の執行対象としては、市民サービスの向上、窓口・庁舎環境の整備、区役所機能の向上に資する経費とされており、自主的・主体的な区政運営費を含む各局の事業に係る上乗せとしての執行はできないとされている。そして、自主的・主体的な区政運営費予算で行う「区政運営方針の策定」「区民ニーズの把握」「区民まつり」も対象にできないとされている。

イ このように、保有資産を有効活用し、区役所の利便性・快適性向上のために行うものであるため、市の最低必要とするサービスのレベルを下回っている場合には、市の予算によってサービス向上を図ることになるが、市が求める最低限のレベルを下回っていない場合に、そのサービスの向上を図ろうとする場合には、市の予算はつかず、各区は、独自財源でサービス向上を図ることになる。ただ、区の判断で行われるため、プラスアルファの部分のサービスについては、区によってばらつきが出ている状況にある。

そのため、新たに建設された庁舎においては、当然、洋式トイレが設置され、LED化がされていたとしても、従前、和式トイレしかなく、蛍光灯電気を使用していた庁舎においては、その補修に関しては、市の予算で対応できるものの、和式トイレの一部を洋式トイレに交換しようとしても、LED化を図ろうとしても、これは、独自財源で行うことになる。

(2) 平成 30 年度の執行状況

執行状況としては、庁舎環境の整備としての各種工事に使用される金額が比較的多く、また、市民サービスの向上として、駐車場警備の

委託（警備員の配置）をしている区においては、相当額が支払われている（中川区が 385 万 8509 円、北区が 258 万 7943 円、瑞穂区が 177 万 9197 円〔駐車場警備員 149 万 7072 円、駐車場整理業務委託 28 万 2125 円〕）。また、西区においては、市民課番号発券業務補助職員等の配置として 154 万 2705 円、フロアサービス職員の配置として 149 万 4157 円を執行しており、市民サービスの向上のために、約 303 万円を使用していることになる。

次に、平均的な歳出金額である千種区及び昭和区の執行状況を示す。

平成30年度 独自財源（歳出）

区	概要	事項	当初予算額 (千円)	決算額 (円)
千 種 区	市民サービスの向上	受付番号発券機操作管理業務	1,606	1,475,453
	窓口環境の整備	区役所に花を飾る事業	204	202,000
	窓口環境の整備	市民課ロビー等庁舎内に観葉植物を配置	120	108,864
	区役所機能の向上	緊急施設移送時の高速道路通行料（入所措置及び入所者面接等）及び駐車場料金	72	18,630
	市民サービスの向上	市民サービス向上のための行事開催施設借上料	260	194,400
	窓口環境の整備	iPadでの遠隔通訳事業（モデル実施）	1,026	537,840
	庁舎環境の整備	あじさいひろばの授産製品展示スペースの整備	223	169,560
	市民サービスの向上	共用リソグラフに係る消耗品費及び修繕費	711	288,684
	庁舎環境の整備	保険年金課面談室の空調整備	20	17,280
	庁舎環境の整備	区長室応接セット等の買替え	0	230,774
	窓口環境の整備	診察室待合ソファの買換え	484	438,480
	庁舎環境の整備	総務課・部長室冷暖房設備工事	1,922	1,302,264
	窓口環境の整備	受付番号札発券機の改修	0	311,040
	窓口環境の整備	保健センターの空調整備	0	300,000
	市民サービスの向上	多文化共生パンフレットの作成	0	799,200
	市民サービスの向上	「こあらっち」の商標登録	0	218,000
	庁舎環境の整備	庁舎環境の整備	0	0
	計		6,648	6,612,469

区	概要	事項	当初予算額 (千円)	決算額 (円)
昭和区	庁舎環境の整備	庁舎ＬＥＤ化工事	4,196	2,244,942
	庁舎環境の整備	サーキュレーター（扇風機）増設	1,013	0
	庁舎環境の整備	5階事務室空調機設置	850	0
	市民サービスの向上	研修用パソコン端末の増設	156	272,160
	窓口環境の整備	受付番号発券機の運用	63	59,778
	窓口環境の整備	受付番号発券機の運用	51	50,868
	市民サービスの向上	情報端末を活用した窓口・相談業務の多言語化対応	125	89,880
	市民サービスの向上	読み聞かせボランティアの活用	120	27,000
	市民サービスの向上	4階待合室における椅子の買替	417	416,880
	区役所機能の向上	駐車場整理用無線機の運用	0	1,237
	庁舎環境の整備	区役所講堂壁面工事	0	24,840
	庁舎環境の整備	2階及び3階事務室空調機設置	0	2,268,000
	区役所機能の向上	幕付き機の購入	0	237,816
	区役所機能の向上	防犯カメラの設置	0	841,752
	市民サービスの向上	アコーディオンスクリーンの購入	0	94,176
	計		6,991	6,629,329

上記のとおり、昭和区においては、庁舎環境の整備（庁舎ＬＥＤ化）に 419 万 6000 円の予算を計上していたところ、執行額は 224 万 4942 円に止まったが、その差額分以上である 226 万 8000 円が、庁舎環境の整備（２階及び３階事務室空調機設置）に使用されている。

以下、活用事項について、個別に検討する。

ア トイレの洋式化

下記のとおり、４区において、トイレの洋式化工事に独自財源が使用されている。ただ、北区は、この工事を「市民サービスの向上」として行っているのに対し、それ以外の区は、庁舎環境の整備と捉えている。

また、上記以外に、トイレの改修工事（いずれも「庁舎環境の整備」）や、シートクリーナーの設置（いずれも「市民サービスの向上」）もなされており、港区においては、トイレ改修工事以外にも、トイレウォシュレット化工事（28 万 8000 円）を「庁舎環境の整備」

として予算計上していたが、執行はされなかった。

区	当初予算額	決算額
北区	1,345,000	1,166,400
西区	776,000	600,000
中区	2,015,000	2,014,200
瑞穂区	602,000	599,400
守山区 (改修)	2,500,000	2,498,688
港区 (改修)	2,189,000	2,188,080
東区 (クリーナー)	98,000	97,200
中村区 (クリーナー)	125,000	124,416
港区 (washlet)	288,000	0

イ LED化

LED化工事を、下記4区で実施している。

東区は予算計上していなかったが、工事を行っており、逆に、南区は予算に計上していたが、工事は行わなかったものである。

区	当初予算額	決算額
東区	0	2,430,000
昭和区	4,196,000	2,244,942
瑞穂区	519,000	518,724
南区	809,000	0
名東区	2,387,000	2,386,800

なお、瑞穂区は講堂のＬＥＤ化、名東区は保健福祉センター事務室等ＬＥＤ照明器具取替工事

ウ 空調工事など

空調工事などについては、下記 6 区で予算計上されているが、いずれの区でも実施されていない。

記

東区（第 1 会議室空調工事） 136 万 3000 円

北区（保険年金課空調取り替え工事） 50 万 8000 円

中区（各階空調インバータ取替工事） 25 万円×3 台

昭和区（5 階事務室空調機設置工事） 85 万円

南区（庁舎内壁掛扇風機設置工事） 40 万円

名東区（空調設備不良のための対策等の改善工事） 50 万円

エ 受付番号発券機操作管理業務

受付番号発券機操作管理業務は、受付発券機の操作について利用者に説明などする業務を委託するものであって、市民サービスの向上として、下記の区で予算が計上され、執行されている（金額は予算額でかっこ内が決算額であり、内訳は予算計上のときのものである）。

記

千種区（受付番号発券機操作管理業務

160 万 6000 円（147 万 5453 円）

$[(1250 \text{ 円} \times 5 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} + 1250 \text{ 円} \times 6 \text{ 時間} \times 194 \text{ 日}) \times 1.08]$

西区（市民課番号発券業務機補助職員等の配置

204 万円（154 万 2705 円）

$[(880 \text{ 円} \times 7 \text{ 時間} + 850 \text{ 円}) \times 291 \text{ 日}]$

中村区（受付番号発券の操作管理員の配置

100 万円（99 万 8668 円）

$[1050 \text{ 円} \times 881 \text{ 時間} \times 1.08]$

中川区（受付番号発券機操作管理業務委託

59 万 5000 円（59 万 4594 円）

$[1100 \text{ 円} \times 6.5 \text{ 時間} \times 77 \text{ 日間} \times 1.08]$

南区（受付番号発券機管理業務 臨時職員

88 万円（88 万円）

[5500 円×160 日]

守山区（区役所受付番号発券機操作管理業務委託

100 万円（99 万 9801 円）

[1200 円×771 時間×1.08]

天白区（受付番号発券機管理業務

21 万 5000 円（20 万 4185 円）

[7678 円× 1 名×28 日]

オ 公用車のリース

ア）平成 30 年度に、独自財源のなかで、公用車のリース代が計上されているのは、中村区 1 台（ADバン）、瑞穂区 2 台（ADバン、ハイエース）、中川区 1 台（軽自動車）、緑区 3 台、天白区 1 台（電気自動車）となっている。

イ）区政課で予算計上されている公用車の利用台数と独自財源で確保した車両の合計が下記のとおりとなっており（各局で予算が計上されて、区役所で使用している車は除く）、かつこ書が独自財源によって確保している車両である。なお、守山区においては、従来、市の予算で購入されていた公用車（運転士が運転することを予定したもの）につき、運転士が定年退職したのに伴い、同公用車を廃止する際に、そのまま、引き取っており、その維持費などを独自財源で賄っているため、所有台数のうち 1 台が独自財源のものとなっている。

	所有	リース	合計		所有	リース	合計
千種	4	0	4	熱田	4	1	5
東	3	1	4	中川	8	1(1)	9(1)
北	6	0	6	港	7	0	7
西	8	0	8	南	6	0	6
中村	4	1(1)	5(1)	守山	7(1)	0	7(1)

中	1	1	2	緑	9	4(3)	13(3)
昭和	3	0	3	名東	5	0	5
瑞穂	2	2(2)	4(2)	天白	4	1(1)	5(1)

ウ) 区役所費で所有する台数は決まっており、それ以外に、各区で、寄附、保管転換等で取得する場合もあるが、各区は必要に応じて、独自財源で車を確保（リース）している。

【意見】

公用車は、区役所費で各区が所有する台数は決まっているが、人口、面積、公共交通機関（交通の便）などが考慮されていない。

区の現状をみて、独自財源での確保に委ねるのではなく、必要に応じて、区役所費で確保する公用車の数の見直しも必要と考える。

カ その他

その他にも、窓口環境の整備として、窓口用ソファの買換え、サイン工事、受付番号発券機案内システム及び運用機器等の賃借料など、庁舎環境の整備として、グリーンカーテンの設置、市民サービスの向上として、駐車場整理・誘導業務、区役所機能の向上として、着ぐるみの製作、印刷機の購入など、さまざまなものに活用されている。

- (3) このように、いろいろなニーズに独自財源で対応をしているのは、市の予算が厳しいこともあり、予算獲得を待っていては、よりよい市民サービスができない、あるいは遅くなってしまうとの思いがあると思われる。

しかし、市として確保すべき、市民サービスのレベルは時代とともに変化しているのであって、従前の施設内容のレベルでは、求められる市民サービスのレベルに届いていないのであれば、市として、順次対応していくべきものとする。

少なくとも、和式トイレの一部を洋式トイレにすることや、状況によっては、前記空調工事も、市民サービスとして当然必要なものとして、

庁舎管理費でまかなうべきである。

もし、このような、市民サービスとして必要と思われるサービスが、独自財源が十分でないことを理由に実現されないのでは、独自財源を認めたことがかえって、全区に充実した市民サービスを行き渡らせることの妨げにもなりかねない。

- (4) また、緑区では、窓口用備品・消耗品の購入として、ボールペン（1万 2469 円）、朱肉（3703 円）の購入代金が計上され、それ以外の区でも、執務室等での消耗品が計上されたりしているが、これらは、本来、共通事務費等で支払われるべきものであり、独自財源で支払うようなものではないと考える。

また、東区では、区役所機能の向上として、出張時における駐車料金（〔300 円×30 回＝9000 円〕×2 回）や緊急遠方出張時の高速道路料金及び駐車料金（高速道路代金〔5000 円×4 回〕、駐車場代〔500 円×6 回〕）のようなものが予算要求されているが、これは、駐車場の確保や高速道路の使用により、より迅速な対応が可能となり、区役所機能の向上に資するという考え方にたっているとのことであった。

ただ、このような費用も、独自財源で予算立てしないと支払いができないような状況であるとすれば心配である。

【意見】

区役所庁舎への壁面広告、自動販売機の設置などによる収入を、区の判断で、区役所機能の向上や庁舎環境の整備、窓口環境の整備、市民サービスの向上に活用することとされているが、市民サービスとして求められるべき部分が、この財源で支払われることにより、財源が十分でないなどの理由で、区によっては、サービスに差が生じてしまうことが考えられる。

市が現在考えている最低限のサービスを超えるサービスを多くの市民が求めている場合には、区によって、サービスに大きな差が生じないよう別途予算を計上するか、そのレベルのサービスについては、独自財源によってカバーできるような仕組みを考えるのが望ましい。

【意見】

各区が庁舎内への広告掲載など、保有資産を有効活用して、独自財源を得て、区役所の利便性・快適性向上を図っていることは大変意義があるものであるが、一方で、区の努力によって財源の確保が図られているとはいえ、市の保有資産（建物・敷地）を利用して得る収入であり、しかも、庁舎の構造・広さ、場所などにより、財源の確保が難しい区があることも事実である。

独自財源については、区の努力を後押しする意味もあって、すべて、当該区のサービスにあてることが前提となっているが、区によって、あまりに大きな差が生じることは望ましいとはいえないため、独自財源のうち、一定割合については、市による各区への配分を認めることなどを含めて、検討することが必要と考える。

第4章 区の扱う債権とその管理・回収

第1 自治体の有する債権とその管理・回収

1 債権の定義・種類

地方自治法第240条第1項は、「債権」を「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と定義している。

地方自治体の扱う債権には、公法上の原因に基づいて発生する公債権と私法上の原因に基づいて発生する私債権があり、公債権のうち、地方税の滞納処分の例により処分（強制徴収）することができる債権を強制徴収公債権、それ以外を非強制徴収公債権という。

各債権の例は以下のとおりである。

強制徴収公債権	市県民税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料等
非強制徴収公債権	生活保護法第78条徴収金（平成26年6月30日以前給付分）、児童手当返還金等
私債権	公営住宅使用料、病院診療費、母子父子寡婦福祉資金貸付金等

2 債権の徴収

地方自治法第240条第2項は、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と定めている。

これを受けて、地方自治法施行令は、「普通地方公共団体の長は、債権（略）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない」（第171条）、「普通地方公共団体の長は、債権（略）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない」と規定し、具体的に①担保付の債権については担保の実行もしくは保証人に対する履行の請求、②債務名義のある債権については強制執行の手続、③それ以外の債権（①の措置をとってなお履行されないものを含む。）については訴訟手続（非訟事件の手続を含む）により履行を請求することをしなければならないとし

ている。

3 債権の不徴収

地方自治法第 240条第 3項は、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延期又は当該債権に係る債務の免除をすることができる」と定めており、これを受けて、地方自治法施行令第 171条の 5が徴収停止を、同第 171条の 6が履行延期の特約等を、同第 171条の 7が免除について定めている。

4 法令に則った債権管理の必要性

最高裁平成16年 4月23日判決民集第58巻 4号 892頁は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令第 171条から 171条の 7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はない」旨判示し、法令に則った債権管理の必要性を示している。

地方自治法

(債権)

第 240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

(以下略)

地方自治法施行令

(督促)

第 171条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第 171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231条の 3第 3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231条の 3第 1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171条の 5の措置をとる場合又は第 171条の 6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第 171条の3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171条の 6第 1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第 171条の4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該

普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第 171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第 171条の6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第 171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

第2 名古屋市における債権管理の取り組み

1 名古屋市が取り組んできた債権管理

名古屋市の保有する債権にかかる未収金は年々増加しており、平成 21 年度末における未収金の合計額は約 356 億円に達していた。

そこで、名古屋市においては、平成 22 年 4 月に債権管理の適正化を全庁的に推進する観点から、副市長を委員長とし、関係する局長・区長を委員とする「名古屋市債権管理対策会議」が設置され、また、名古屋市財政局が事案を集中整理して未収金を圧縮し、研修の実施や実施指導によるノウハウを提供する目的により、財政局に「債権回収室（平成 27 年度までの時限設置。平成 28 年度に債権管理推進室を新設。）」が設置された。

そして、未収金に対する各局の現状などについて調査・分析をしたうえ、平成 23 年 4 月、第 1 次名古屋市債権管理計画（平成 23 年度から平成 25 年度）が策定され、その後も、第 2 次名古屋市債権管理計画（平成 26 年度から平成 28 年度。ただし、1 年前倒して終了）、第 3 次名古屋市債権管理計画（平成 28 年度から平成 30 年度）を策定し、未収金の圧縮を進めてきた。

(1) 第 1 次名古屋市債権管理計画（平成 23 年度から平成 25 年度）

ア 策定の趣旨

収入の確保と市民負担の公平性を維持するためには、調査・分析により明らかになった課題の解決に向け、市債権の管理を適正に行い、未収金の効率的かつ効果的な圧縮に向けた全庁一体となった取り組みが必要である。

そこで、市の未収金圧縮の目標を設定し、その達成に向けた具体的な取り組みを計画的に実行していくというのが名古屋市債権管理計画策定の趣旨である。

なお、名古屋市においては、債権管理計画を策定するとともに、名古屋市の保有する債権の管理に必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、もって市民負担の公平を確保することを目的として、平成 23 年 4 月に名古屋市債権管理条例を制定し、平成 24 年 2 月には名古屋市債権管理条例施行細則を制定している（債権管理条

例については、別途説明する)。

イ 計画期間及び数値目標

計画期間は平成 23 年度から平成 25 年度まで、数値目標は、平成 21 年度末における未収金が約 356 億円であったところ、平成 25 年度末の未収金を 251 億円以下にする（約 100 億円を圧縮）というものである。

ウ 基本的な考え方及び具体的な取組み

ア) 新たな未収金の発生抑止

- i 市民が納付しやすい環境づくり
- ii 制度説明の充実
- iii 早期催告の実施
- iv 民間ノウハウの活用
- v 貸付時における連帯債務の周知
- vi 債権管理にかかるシステムの整備

イ) 既存未収金の整理

- i 訪問・財産調査による生活状況及び納付資力の把握
- ii 粘り強い催告の実施
- iii 差押えなどの法的措置の強化
- iv 回収見込みがない債権の整理

ウ) 全庁一体となった取組みの推進

- i 名古屋市債権管理対策会議における意思統一と情報の共有
- ii 名古屋市債権管理対策会議での進行管理の徹底
- iii 債権管理に関する条例に基づく適正な管理
- iv 市民への公表

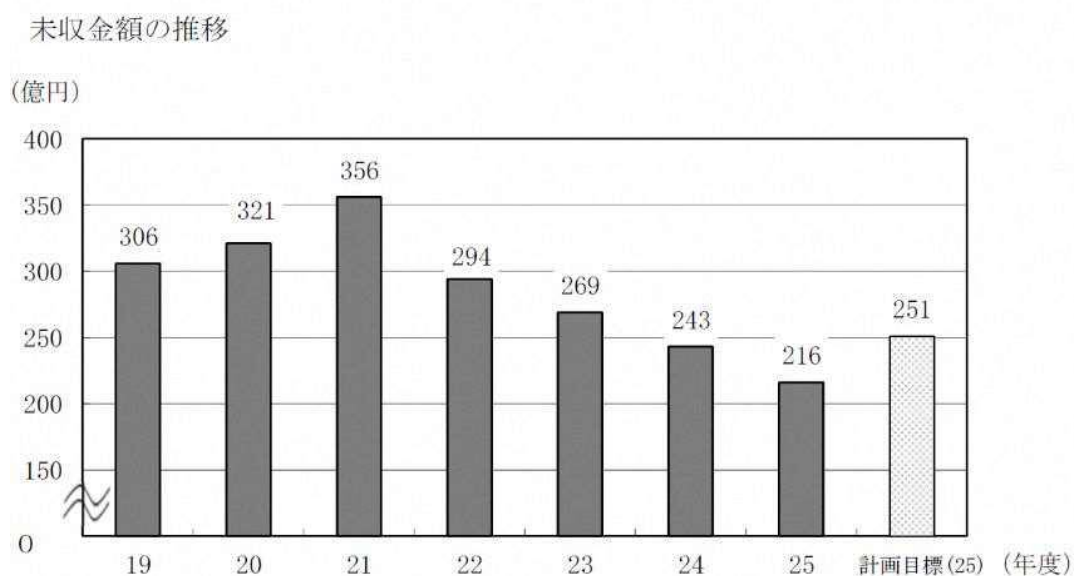
エ) 債権回収にかかる連携の強化

- i 債権回収組織による集中処理
- ii 債権回収組織で整理・蓄積されたノウハウの関係局への提供
- iii 債権回収にかかる人材育成の促進

エ 第 1 次名古屋市債権管理計画における取組結果

平成 21 年度末に約 356 億円であった未収金は、平成 25 年度末に

は約 216 億円となり、平成 25 年度末に未収金を 251 億円以下にするという第 1 次名古屋市債権管理計画に定めた数値目標を達成した。



局別未収金の圧縮状況と計画目標に対する達成状況

(単位：千円、%)

区 分	平成21年度 未収金額 ①	平成25年度 未収金額 ②	圧縮額 ②-①	圧縮割合 ②/①	計画目標 (平成25年度)③	目標との差額 ②-③
総 務 局	0	3,792	3,792	—	—	—
財 政 局	13,260,732	4,805,483	△ 8,455,249	36.2	9,425,000	△ 4,619,517
市民経済局	27,601	18,682	△ 8,919	67.7	10,000	8,682
環 境 局	4,482,453	134,240	△ 4,348,213	3.0	3,600	130,640
健康福祉局	15,541,724	14,704,067	△ 837,657	94.6	13,740,000	964,067
子ども青少年局	866,500	865,313	△ 1,187	99.9	814,000	51,313
住宅都市局	813,002	525,691	△ 287,311	64.7	644,000	△ 118,309
緑政土木局	62,238	55,250	△ 6,988	88.8	42,000	13,250
消 防 局	748	747	△ 1	99.9	0	747
教育委員会	41,288	48,537	7,249	117.6	33,000	15,537
上下水道局	272,902	213,191	△ 59,711	78.1	251,000	△ 37,809
交 通 局	3,157	9,814	6,657	310.9	0	9,814
病 院 局	193,663	174,180	△ 19,483	89.9	178,000	△ 3,820
合 計	35,566,008	21,558,987	△ 14,007,021	60.6	25,140,600	△ 3,585,405

※ 総務局の計画目標（平成25年度）については、平成21年度において未収金がなかったため、設定していない。

(2) 第 2 次名古屋市債権管理計画（平成 26 年度から平成 28 年度）

ア 策定の趣旨

これまで各局において実施してきた債権管理の取組みの定着を図るため、継続して未収金圧縮の目標を設定し、その達成に向けた具体的な取組みを計画的に実行していくため、第 2 次名古屋市債権管理計画が策定された。

イ 計画期間及び数値目標

計画期間は平成 26 年度から平成 28 年度まで、数値目標は、平成 28 年度末の未収金額を 209 億円以下にすることとされた。

(単位：千円)

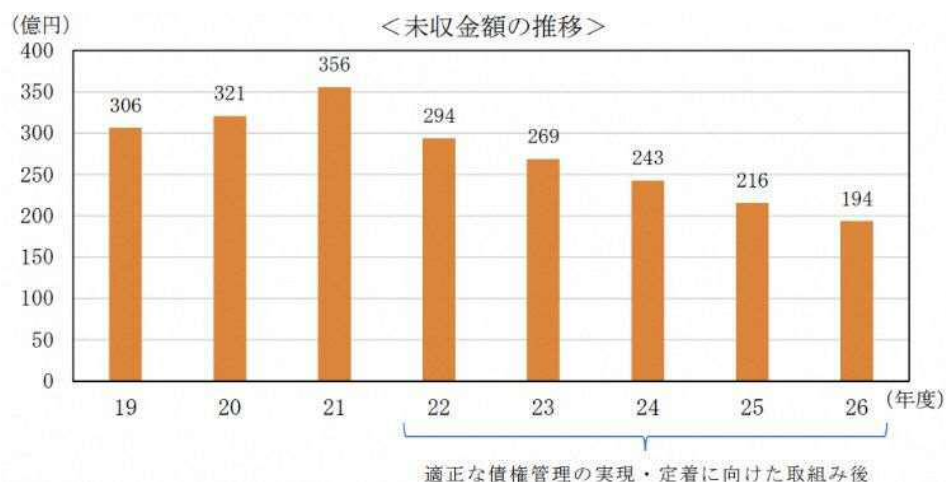
局 名	平成 24 年度 未収金額①	平成 28 年度 未収金額②	圧縮額 ②－①
総 務 局	20	0	△20
財 政 局	6,498,731	4,502,000	△1,996,731
市 民 経 済 局	31,935	26,000	△5,935
環 境 局	117,541	115,000	△2,541
健 康 福 祉 局	15,653,417	14,436,000	△1,217,417
子 ど も 青 少 年 局	842,496	861,000	18,504
住 宅 都 市 局	587,480	434,000	△153,480
緑 政 土 木 局	62,424	36,000	△26,424
消 防 局	747	0	△747
教 育 委 員 会	42,662	49,000	6,338
上 下 水 道 局	225,837	213,000	△12,837
交 通 局	10,031	0	△10,031
病 院 局	191,940	149,000	△42,940
合 計	24,265,261	20,821,000	△3,444,261

ウ 基本的な考え方及び具体的な取組み

第 1 次名古屋市債権管理計画の内容が、おおむね踏襲された。

エ 第 2 次名古屋市債権管理計画における取組結果

平成 28 年度末の未収金額を 209 億円以下にするという数値目標であったところ、計画期間の初年度である平成 26 年度末において、未収金額は 194 億円まで減少し、第 2 次名古屋市債権管理計画の数値目標を達成した。



これまでの債権管理の取組みの達成状況

(単位：千円)

局 名	平成 21 年度末 未 収 金 額 ①	平成 26 年度末 未 収 金 額 ②	第 2 次 計 画 目 標 (平成 28 年度末 未 収 金 額)	圧 縮 額 ②－①
財 政 局	13,260,732	3,825,793	4,502,000	△ 9,434,939
市 経 済 民 局	27,601	15,718	26,000	△ 11,883
環 境 局	4,482,453	7,019	115,000	△ 4,475,434
健 福 祉 康 局	15,541,724	13,682,134	14,436,000	△ 1,859,590
子 ども 青 少 年 局	866,500	896,720	861,000	30,220
住 都 市 宅 局	813,002	478,231	434,000	△ 334,771
緑 土 木 政 局	62,238	45,060	36,000	△ 17,178
教 委 員 育 会	41,288	45,809	49,000	4,521
消 防 局	748	747	—	△ 1
上 水 道 局	272,902	207,067	213,000	△ 65,835
交 通 局	3,157	10,290	—	7,133
病 院 局	193,663	155,053	149,000	△ 38,610
合 計	35,566,008	19,369,641	20,821,000	△ 16,196,367

(3) 第 3 次名古屋市債権管理計画（平成 28 年度から平成 30 年度）

ア 策定の趣旨

これまで実施してきた債権管理の取組みは、多くの所管局等で概ね定着し、未収金の圧縮が進んできた。その結果、第 2 次名古屋市債権管理計画の目標が達成された。

その上で、未収金をさらに圧縮していくためには、発生した未収金の回収という観点に留まらず、債権の発生から消滅までの一連の債権管理を、所管局等自ら継続的に実施し、検証し、改善していくよう、取組みの幅を広げていくことが必要である。また、取組みに遅れがある債権を所管する一部の所管局等については、早期に体制を整備することが必要である。

そのため、第 2 次名古屋市債権管理計画を 1 年前倒しで終結させ、適正な債権管理をより一層進め、さらに未収金を圧縮していくために、第 3 次名古屋市債権管理計画が策定された。

イ 計画期間及び目標

計画期間は平成 28 年度から平成 30 年度まで、数値目標は、平成 30 年度末の未収金額を 149 億円以下にすることとされた。

未収金の圧縮目標

年 度	未収金額
平成 28 年度	166 億円以下
平成 29 年度	157 億円以下
平成 30 年度	149 億円以下

目標

平成30年度末の未収金額を149億円以下とする

(単位：千円)

局 名	平成26年度末 未収金額①	平成30年度末 未収金額②	圧縮額 ②－①
財 政 局	3,825,793	3,024,000	△ 801,793
市 民 経 済 局	15,718	11,000	△ 4,718
環 境 局	7,019	4,000	△ 3,019
健 康 福 祉 局	13,682,134	10,274,000	△ 3,408,134
子 ども 青 少 年 局	896,720	739,000	△ 157,720
住 宅 都 市 局	478,231	402,000	△ 76,231
緑 政 土 木 局	45,060	22,000	△ 23,060
教 育 委 員 会	45,809	51,000	5,191
消 防 局	747	—	△ 747
上 下 水 道 局	207,067	201,000	△ 6,067
交 通 局	10,290	6,000	△ 4,290
病 院 局	155,053	100,000	△ 55,053
合 計	19,369,641	14,834,000	△ 4,535,641

ウ 基本的な考え方及び具体的な取組み

ア) 自律的かつ持続的な債権管理の実施

i 債権の性質に応じたより広い視点からの債権管理の推進

所管局等は、債権発生の未然防止などを含め、債権の性質に応じた取組みを検討し、実施する。

ii 所管局における債権管理の取組みの改善

所管局は、年間目標の設定とそれに基づく債権管理の継続的な改善及び回収担当課への指導を実施する。

iii 回収担当課が属する局・区における債権管理の取組みの改善

回収担当課が属する局・区は、所管局が定める年間目標を踏まえた計画の策定と継続的な改善を実施する。

イ) 債権管理体制等の整備・改善

i 実地指導の実施

要支援債権（区役所で回収業務を行っている主要債権のうち、ノウハウが不足しているなど、債権管理体制の整備が進んでおらず、債権管理推進組織による支援を要する債権）の回収業務を行っている区役所回収担当課の債権管理体制等の整備を図るため、債権管理推進組織及び債権所管課の職員が訪問し、管理監督者の進行管理や具体的な回収方法等について直接指導を行う。

ii 集中整理の実施

債権管理推進組織が、要支援債権等の中から一部の高額困難事案を集中的に整理することで、効率的・効果的な債権管理方法を検討するとともに、未収金を圧縮する。

iii 債権管理体制等の整備・改善に向けた協議

iv 債権管理に係るノウハウの提供

v 研修の拡充

ウ) 全庁一体となった取組みの継続

i 名古屋市債権管理対策会議における意思統一と情報の共有

ii 名古屋市債権管理対策会議における進行管理の徹底

iii 各区役所における債権管理に関する情報の提供

iv 名古屋市債権管理条例に基づく適正な管理

v 市民への公表

エ 第 3 次名古屋市債権管理計画における取組み状況と平成 31 年度以降の債権管理について

ア) 財務局債権管理推進室の廃止と名古屋市債権管理計画の終了

平成 28 年度の数値目標は未収金 166 億円以下であったところ、平成 28 年度末の未収金はこれを下回る約 163 億円となったことから、平成 30 年度末の未収金を 149 億円以下とする第 3 次名古屋市債権管理計画の数値目標は達成できる見込みであるとされた。

また、各所管局等が自律的かつ持続的な債権管理を行っていく形が整ってきており、財政局が事案を集中整理して未収金を圧縮し、

研修の実施や実地指導によるノウハウの提供をしなければならない状態は解消されてきているとされた。

このように、各所管局等において個々の債権の性質や状況に応じた債権管理を進めていく段階にあることから、平成 30 年度末をもって財政局債権管理推進室は一定の役割を終え、廃止することとされた。

また、未収金目標の設定およびその達成に向けた具体的な取組みの計画的な実行は、所管局等において自律的かつ持続的に実施されることから、全庁的かつ中長期的な債権管理計画の策定は、第 3 次債権管理計画をもって終了することとされた。

イ) 平成 31 年度以降行うべき事務について

i 上記財政局債権管理推進室の廃止及び名古屋市債権管理計画の終了に伴い、債権管理に関する平成 31 年度以降の課題として次のものが挙げられた。

a 平成 31 年度以降もさらなる未収金額の圧縮をしていくために、債権の性質を最もよく把握している各所管局等が、債権発生未然防止の取組みをさらに進めた債権ごとの年間計画を策定し、実施・検証・改善するという取組みを今後も継続していく必要がある。

b 滞納事案について、一部の処理困難事案については、適正な対応を行うために、債権所管局からの相談を受け、助言を行う態勢が引き続き必要である。

c 区役所回収債権の全市未収金に占めるウェイトはおよそ 75% と大きく、今後さらなる未収金の圧縮を進めていくためには、区役所・支所に対する不断の指導・監督・支援及び債権管理体制の維持・強化が必要である。

ii 上記ア) の課題に対応していくため、平成 31 年度以降行うべき事務について、財政局が行うべき事務と所管局等が行うべき事務に分類して処理を進めていく必要があるとされた。

a 財政局が行うべき事務

- ・ 名古屋市債権管理条例等の管理
- ・ 債権管理・回収の手引きの管理
- ・ 名古屋市債権管理推進会議の設置及び管理
- ・ 年間計画の策定依頼及び取りまとめ
- ・ 処理困難事案の相談受付

b 所管局等が行うべき事務

- ・ 年間計画の策定・実施・検証・改善（必要に応じて中期的目標の設定）
- ・ 区との情報共有（区別未収金状況の報告等）
- ・ 区への指導・監督・支援及び債権管理体制の維持・強化

(4) 平成 29 年度以降の未収金額の推移

平成 29 年度末の未収金額は、第 3 次名古屋市債権管理計画における数値目標が 157 億円以下とされたのに対し、実績は 157.7 億円であった。

平成29年度未収金の状況

(単位:千円、%)

局名	平成29年度決算 A	平成28年度決算 B	平成27年度決算 C	29-28 A-B	28-27 B-C	平成29年度目標値 D	達成率 D/A
総務局	5,040	0	153	5,040	△ 153	—	—
財政局	2,446,872	2,636,823	3,037,763	△ 189,951	△ 400,940	2,500,001	102.2
市民経済局	10,974	11,336	13,487	△ 362	△ 2,151	8,552	77.9
観光文化交流局	3,423	3,424	5,922	△ 1	△ 2,498	2,920	85.3
環境局	479,002	479,629	446,476	△ 627	33,153	4,149	0.9
健康福祉局	11,062,798	11,421,356	12,437,862	△ 358,558	△ 1,016,506	11,039,645	99.8
子ども青少年局	911,696	899,557	908,971	12,139	△ 9,414	871,848	95.6
住宅都市局	426,789	446,047	425,323	△ 19,258	20,724	417,483	97.8
緑政土木局	28,301	31,773	39,118	△ 3,472	△ 7,345	24,534	86.7
市会事務局	600	600	600	0	0	0	0.0
教育委員会	52,519	52,403	48,562	116	3,841	52,463	99.9
消防局	0	0	747	0	△ 747	—	—
上下水道局	180,494	179,285	211,558	1,209	△ 32,273	178,471	98.9
交通局	31,671	31,688	24,544	△ 17	7,144	2,983	9.4
病院局	130,247	146,225	156,001	△ 15,978	△ 9,776	111,702	85.8
計	15,770,425	16,340,147	17,757,087	△ 569,722	△ 1,416,940	15,214,750	96.5

注1) 金額は四捨五入により表示しているため、各局の値を合計したものは、「計」の値と一致しないことがある。

注2) 「平成29年度目標値」欄の数値は各局において平成29年度当初に策定した目標値であるが、平成27年度に策定した第3次名古屋市債権管理計画においては、平成30年度末で149億円以下とすることを目標とし、その中間目標値として、平成28年度末166億円以下、平成29年度末157億円以下としている。

また、平成 30 年度の未収金額は、第 3 次名古屋市債権管理計画における数値目標が 149 億円以下とされたのに対し、実績は 151.4 億円であり、数値目標は達成されなかった。

局別未収金の圧縮状況と計画目標に対する達成状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度末 未収金額①	平成30年度末 計画目標② (平成 27 年度策定)	目標との差額 ①－②	目標達成率 ②/①	平成26年度末 未収金額 (参考)
総 務 局	3,334	—	—	—	—
財 政 局	2,629,865	3,024,000	△394,135	114.99	3,825,793
市民経済局	18,875	11,000	8,992	55.02	15,718
観光文化交流局	1,117				
環 境 局	3,764	4,000	△236	106.27	7,019
健康福祉局	10,751,977	10,274,000	477,977	95.55	13,682,134
子ども青少年局	929,184	739,000	190,184	79.53	896,720
住宅都市局	392,361	402,000	△9,639	102.46	478,231
緑政土木局	27,007	22,000	5,007	81.46	45,060
市会事務局	600	—	—	—	—
教育委員会	55,215	51,000	4,215	92.37	45,809
消 防 局	0	—	—	—	747
上下水道局	183,724	201,000	△17,276	109.40	207,067
交 通 局	25,316	6,000	19,316	23.70	10,290
病 院 局	121,534	100,000	21,534	82.28	155,053
合 計	15,143,872	14,834,000	309,872	97.95	19,369,641

なお、平成 19 年度から平成 30 年度までの未収金額の推移は以下の図のとおりであり、債権管理に関する全庁的な取組みが始まった平成 22 年度以降、未収金の圧縮がなされている。



2 名古屋市における債権管理の現状

(1) 第1次～第3次債権管理計画の終了

名古屋市は、全庁的かつ中長期的な債権管理計画の取組の結果、所管局等において、債権管理のノウハウが概ね定着し、自律的かつ持続的な債権管理が行われてきているとして、債権管理計画は平成30年度をもって終了させ、前記「名古屋市債権管理対策会議」や「債権管理推進室」は同年度をもって廃止された。

(2) 「名古屋市債権管理推進会議」の設置

そして、名古屋市が保有する債権について、収入の確保と市民負担の公平に資するよう、所管局における自律的かつ持続的な管理及び回収を全庁的に推進することを目的として、財政局主管の副市長を委員長とし、その他の全ての副市長及び全ての局室長等を委員とする「名古屋市債権管理推進会議」が新たに平成31年4月1日に設置された。

同会議は、①市債権の管理及び回収に関する全市的な方針の決定に関すること、②所管局等における市債権の管理状況の確認及び情報共有に関すること、③その他市債権の管理に関し委員長が必要であると認めること、を所掌し、同会議の委員は、所管する局室区の各債権ごとに年間計画を策定するとともに、策定された年間計画に従い所管課等において適切に債権管理が行われるよう管理・監督することになっている。

(3) 「名古屋市債権管理条例」の制定

ア 名古屋市を含む地方公共団体の有する債権は、①強制徴収公債権、②非強制徴収公債権、③私債権に分類されるところ、滞納処分や徴収の緩和措置となる根拠条文が、各法令に分かれて規定されているため、延滞金の取扱いや各手続の要件等が、その債権の種類によって異なっており、効率的で効果的な債権管理事務を進めるうえで大きな妨げとなっている。

そこで、名古屋市の有する債権の管理に必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、もって市民負担の公平を確保することを目的として、平成23年4月に名古屋市債権管理条例が、平成24年2

月に名古屋市債権管理条例施行細則が制定された。

イ 名古屋市債権管理条例においては、前記①～③の全ての債権について管理台帳の整備（第 4 条）、督促（第 5 条）、履行期限の繰上げ（第 6 条）に関する事項を定め、強制徴収公債権（①の債権）については徴収猶予（第 7 条の 2）、滞納処分（第 8 条）、換価の猶予（第 8 条の 2）に関して「法令の規定」に基づくことを確認的に定め、非強制徴収債権（②、③の債権）については、履行延期の特約（第 7 条）、強制執行等（第 9 条）、債権の申出等（第 10 条）、徴収停止（第 11 条）、放棄（第 12 条）について定めている。

また、名古屋市債権管理条例施行細則においては、管理台帳の記載事項（第 2 条）、履行延期の特約に付する条件及び手続（第 3 条、第 4 条）、滞納処分、強制執行等の措置、徴収停止を行うまでの期間（第 5～ 7 条）、徴収停止の決定（第 8 条）、放棄するまでの期間（第 9 条）、放棄の決定（第 10 条）、議会への報告事項（第 11 条）、各種様式（第 12 条）について定めている。

(4) 債権ごとに定められた事務取扱の手引き

前記のとおり、名古屋市債権管理条例及び同施行細則では、名古屋市が有する各債権について一定の定めがなされているものの、抽象的な内容であるため、債権管理の事務効率化のための指針としては内容が不十分となっている。

そのため、実際の各債権の所管局等においては、債権ごとに事務取扱手引きを作成し、同手引きに基づき債権管理を実施している。

(5) 年間目標及び年間計画のとりまとめ

前記のとおり、平成 31 年 4 月に設置された名古屋市債権管理推進会議の委員は、所管する局室区の債権ごとに策定された年間計画に従い所管課等において適切に債権管理が行われているかどうか確認するために、各回収担当課より、以下の書式により年間計画書の実施状況の報告を受け、管理・監督することになっている。

平成30年度 年間目標及び年間計画書

【様式3】

債権名														債権の種類					
債権所管課																			
回収担当課																			

年間目標	未収金の実績及び目標 (単位: 円)															
		29年度実績 (H30.5月末)					30年度目標 (当初)					30年度実績 (H31.5月末)				
	総額															
	現年度															
	滞納繰越															
	未収金総額を圧縮する目標が立てられない理由 (当初) ※該当の場合のみ記載															
	重点取組み事項 (当初)															

具体的な取組み (当初)												実施結果 (H31.5月末)							
重点取組み事項①																			
	日程	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	評価					
実施時期																			
重点取組み事項②																			
	日程	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	評価					
実施時期																			
重点取組み事項③																			
	日程	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	評価					
実施時期																			

課題及び改善に向けて (H31.5月末)														

(6) 各区の管理する債権について

前記のとおり、債権の所管局等が自律的かつ持続的に債権管理を行うことができるよう債権管理計画を策定し、財政局に債権管理推進室を

設置して、健康福祉局及び子ども青少年局の債権所管課及び区役所回収担当課を支援してきたが、平成31年 4月からは、健康福祉局及び子ども青少年局の債権所管課が、両局の徴収指導主査及び財政局収納対策課と連携してより主体的に各区を指導、支援する体制に移行した。

もつとも、各区によって債権の件数、額や管理状況が異なることから、より重点的に管理する必要のある区においては、名古屋市の所管局の職員が当該区の主事等に巡回指導するなどしてサポートを行っている。

第3 区を取り扱う債権

名古屋市において区が取り扱う債権は、後掲92頁の表のとおりである。各債権の概要は以下のとおりである。

1 民生子ども課担当債権

災害援護資金貸付金

災害弔慰金の支給等に関する法律及び名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく貸付金で、自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けたその所得が一定額未満の世帯について、生活の立て直しに資するために行うものである。

生活保護法返還金・徴収金

生活保護法第63条に基づく、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金及び同法第78条に基づく、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合の徴収金である。

生活保護費戻入金

生活保護費の過払いによる戻入未済金である。

児童入所施設徴収金

児童福祉法第56条第2項に基づく、同法第27条第1項第3号に基づき児童を児童養護施設等に入所させる措置をとった際に支弁した入所等に要する費用の全部又は一部を、本人又はその扶養義務者から徴収する徴収金である。

民間保育所徴収金

子ども子育て支援法附則第6条第4項に基づく徴収金であり、いわ

ゆる私立保育所の保育料である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金や就学支度資金等の各種貸付金である。

児童手当返還金

児童扶養手当返還金

子ども手当返還金

ひとり親家庭手当返還金

子育て支援手当返還金

各種手当は、所得の額や児童の数などによって支給の有無、額が異なるところ、所得の申告に誤りがあった場合等には、過誤払いが生じるため、その返還を求めるものである。

高等職業訓練促進給付金（旧：高等技能訓練費）過払いに係る返納金

ひとり親家庭の親に対し、資格取得のための修学期間中支給する高等職業訓練促進給付金において、過誤払いが生じるため返還を求めるものである。

保育実施型家庭保育室徴収金

旧名古屋市保育実施型家庭保育室制度実施要綱（平成27年 3月31日要綱廃止済）第10条第 1項に基づく徴収金である。

同和緊急生活資金

旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域に住所を有する同和関係者の経済的自立と社会的地位の向上を図るための貸付金である（貸付は平成18年度末に終了）。

2 福祉課担当債権

介護保険料

介護保険法第 129条第 1項に基づく保険料である。

介護保険料誤還付返還金

介護保険料を誤って還付した際に返還を求めるものである。

介護給付金不正利得等返還金（高額介護サービス費）

介護給付金不正利得等返還金（居宅・施設サービス費）

介護給付金不正利得等返還金（特定入所者介護サービス費）

各種介護給付金について、所得更正により遡って利用者負担の負担上限額が上がった場合に、上がる前の負担上限額に基づき既に給付された高額介護サービス費の返還を求めるものである。根拠法令は、順に、介護保険法第51条・第61条、第49条の2、第51条の3・第61条の3である。

老人福祉法第28条第1項による徴収金（やむを得ない短期入所措置）

老人福祉法第28条第1項による徴収金（やむを得ない特養への措置）

老人福祉法第28条第1項による徴収金（特養老人ホーム）

老人福祉法第11条第1項各号において、一定の要件を満たす65歳以上の者について、必要に応じて特別養護老人ホームに入所させる等の措置をとることが義務づけられているところ、同法第28条第1項は、同措置に要した費用の全部又は一部を徴収できることを定めている。同条に基づく徴収金である。

心身障害者扶養共済事業掛金

名古屋市が、名古屋市心身障害者扶養共済事業条例に基づき実施する、心身障害者扶養共済事業（障害児（者）の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態になったりしたときに、その障害児（者）に年金が支給される制度）の掛金である。現在、債権を有するのは名東区のみである。

3 保険年金課担当債権

国民健康保険料

国民健康保険法第76条第1項に基づく保険料である。

国民健康保険不当利得返還金

健康保険への加入や転居により名古屋市の国民健康保険の加入資格を失ったにもかかわらず、名古屋市の国民健康保険証を使用して受診したことにより、名古屋市が診療費から自己負担分を除く金額を国民

健康保険連合会に支払ったことによる不当利得返還請求権である。

後期高齢者医療保険料

高齢者の医療の確保に関する法律第 104条第 1項に基づく保険料である。

4 市民課担当債権

証明書等発行手数料

名古屋市手数料条例第 2条第 1項に基づく、住民票の写し及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の発行に伴う手数料である。

5 総務課担当債権

自動車臨時運行許可番号標紛失弁償金

名古屋市自動車臨時運行許可規則第 5条第 2項に基づく番号標の紛失に伴う弁償金である。

自動車臨時運行許可手数料

名古屋市手数料条例第 2条第 1項に基づく自動車臨時運行許可証の発行に伴う手数料である。

債権所管課		回収担当課		債権名	債権の性質	平成30年度末 未収金額
		(区役所)	(支所)			
健康福祉局	監査課	民生子ども課	—	災害援護資金貸付金	私債権	450,550,839
健康福祉局	保護課	民生子ども課	区民福祉課	生活保護法返還金・徴収金	公債権(強制・非強制)	3,403,853,033
健康福祉局	保護課	民生子ども課	区民福祉課	生活保護費戻入金	非強制徴収公債権	261,467,119
子ども青少年局	子ども福祉課	民生子ども課	区民福祉課	児童入所施設徴収金	強制徴収公債権	46,822,441
子ども青少年局	保育企画室	民生子ども課	—	民間保育所徴収金	強制徴収公債権	105,007,893
子ども青少年局	子ども未来企画室	民生子ども課	区民福祉課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	644,476,197
子ども青少年局	子ども未来企画室	民生子ども課	—	児童手当返還金	非強制徴収公債権	9,951,000
子ども青少年局	子ども未来企画室	民生子ども課	区民福祉課	児童扶養手当返還金	非強制徴収公債権	81,540,102
子ども青少年局	子ども未来企画室	民生子ども課	—	子ども手当返還金	非強制徴収公債権	2,370,810
子ども青少年局	子ども未来企画室	民生子ども課	区民福祉課	ひとり親家庭手当返還金	非強制徴収公債権	2,972,800
子ども青少年局	子ども未来企画室	民生子ども課	—	子育て支援手当返還金	非強制徴収公債権	1,025,000
子ども青少年局	子ども未来企画室	民生子ども課	区民福祉課	高等職業訓練促進給付金(旧:高等技能訓練費)過払いに係る返納金	非強制徴収公債権	5,556,000
子ども青少年局	保育企画室	民生子ども課	—	保育所実施型家庭保育室徴収金	非強制徴収公債権	2,024,930
市民経済局	人権施策推進室	民生子ども課	—	同和緊急生活資金	私債権	1,567,000
健康福祉局	地域ケア推進課	福祉課	区民福祉課	老人福祉法第28条第1項による徴収金(やむを得ない短期入所措置)	非強制徴収公債権	1,771,031
健康福祉局	介護保険課	福祉課	—	介護保険料	強制徴収公債権	690,326,410
健康福祉局	介護保険課	福祉課	—	介護保険料誤還付返還金	私債権	20,740
健康福祉局	介護保険課	福祉課	—	介護給付金不正利得等返還金(高額介護サービス費)	非強制徴収公債権	238,323
健康福祉局	介護保険課	福祉課	—	介護給付金不正利得等返還金(居宅・施設サービス費)	非強制徴収公債権	1,609,025
健康福祉局	介護保険課	福祉課	—	介護給付金不正利得等返還金(特定入所者介護サービス費)	非強制徴収公債権	140,900
健康福祉局	介護保険課	福祉課	区民福祉課	老人福祉法第28条第1項による徴収金(やむを得ない特養への措置)	非強制徴収公債権	5,165,179
健康福祉局	介護保険課	福祉課	区民福祉課	老人福祉法第28条第1項による徴収金(養護老人ホーム)	非強制徴収公債権	4,870,781
健康福祉局	障害企画課	福祉課	区民福祉課	心身障害者扶養共済事業掛金	私債権	78,700
健康福祉局	保険年金課	保険年金課	—	国民健康保険料	強制徴収公債権	4,819,495,788
健康福祉局	保険年金課	保険年金課	—	国民健康保険不当利得返還金	非強制徴収公債権	92,084,570
健康福祉局	医療福祉課	保険年金課	—	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	155,948,943
市民経済局	住民課	市民課	区民生課	証明書等発行手数料	非強制徴収公債権	592,342
市民経済局	区政課	総務課	—	自動車臨時運行許可番号票紛失弁償金	私債権	3,600
市民経済局	区政課	総務課	—	自動車臨時運行許可手数料	非強制徴収公債権	250

第4 監査の対象とする債権

1 区の扱う債権の未収状況

平成30年度における、区の扱う債権の未収金額は前掲の一覧表（92頁）のとおりであった。

2 監査の対象とする債権の選定

債権のうち、未収金額の大きいものは、元々扱う金額・件数が多く、区の業務に占める割合は大きいと考えられる。また、未収金額が大きい債権には、債権回収において、何らかの改善すべき点がある可能性がある。そこで、未収金額の上位6債権を取り上げたところ、以下のとおりであった。

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ① 国民健康保険料（強制徴収公債権） | 48億1949万5788円 |
| ② 生活保護法返還金・徴収金（公債権（強制・非強制）） | 34億0385万3033円 |
| ③ 介護保険料（強制徴収公債権） | 6億9032万6410円 |
| ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（私債権） | 6億4447万6197円 |
| ⑤ 災害援護資金貸付金（私債権） | 4億5055万0839円 |
| ⑥ 生活保護費戻入金（非強制徴収公債権） | 2億6146万7119円 |

以上の6債権は、債権の性質、区役所における回収担当課についても偏りがみられない。当該6債権を監査することにより、区役所における債権の管理状況をおおむね把握できると考えられることから、特にこの6債権については特に個別に監査の対象とすることとした。（なお、②と⑥は、同じく生活保護に関係するものであるため、②の後に⑥を論じる）。

3 監査の方法

監査の方法としては、各債権につき、包括外部監査人及び補助者が各々1つの債権を担当し、全区に対するアンケートによる照会及び2ないし3の区・支所に対する個別のヒアリングを実施した。

第5章 監査対象とする債権

第1 国民健康保険料

1 債権の概要

(1) 国民健康保険制度の概要

国民健康保険は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等を根拠とする強制保険の医療保険である（なお、以下、国民健康保険法を「国保法」、国民健康保険法施行規則を「国保規則」、名古屋市国民健康保険条例を「名古屋市国保条例」、名古屋市国民健康保険条例施行細則を「名古屋市国保細則」と略す。）。

国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、国保法第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進し、都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たし、市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施する（国保法第4条）。

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものである（国保法第2条）。

国民健康保険給付を行う保険者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ）又は国民健康保険組合である（国保法第3条）。

被保険者は、保険者が都道府県及び市町村の場合、都道府県の区域内に住所を有する者で、国保法第6条に定める適用除外に該当する者を除く全ての者である（国保法第5条）。

(2) 名古屋市における国民健康保険料の算定方法

市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯主に対し、国民健康保険料を徴収するか、国民健康保険料に代えて国民健康保険税を課する（国保法第76条第1項）。

名古屋市は、名古屋市国保条例において、保険料方式を選択し、その算定方法を定めている。

年間保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分（40歳から64歳まで）のそれぞれについて、被保険者数に応じて計算する均等割額、所得額に応じて計算する所得割額のすべてを合算した額であり、世帯ごとに計算し、世帯主が納付する。

内訳	均等割額	所得割額
医療分	平成30年度 40,401円×被保険者数	平成30年度 被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合算額×0.0755
	令和元年度 42,568円×被保険者数	令和元年度 被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合算額×0.0785
後期高齢者支援分	平成30年度 12,910円×被保険者数	平成30年度 被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合算額×0.0239
	令和元年度 12,967円×被保険者数	令和元年度 被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合算額×0.0237
介護分	平成30年度 15,770円×介護2号被保険者数	平成30年度 被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合算額×0.0234
	令和元年度 14,599円×介護2号被保険者数	令和元年度 介護2号被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合算額×0.0209

(3) 国民健康保険料の賦課徴収

市町村は、当該年度の初日に保険料を賦課する（国保法第76条の2）。

市町村における保険料の徴収は、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させること）の方法のほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、地方自治法第 231 条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収すること）の方法による（国保法第76条の 3第 1項）。

市町村が徴収する保険料が滞納となった場合については、地方自治法第 231条の 3第 1項に基づき督促し、なお納付されないときは地方税の滞納処分の例により処分することができる（国保法第79条の 2、地方自治法第 231条の 3第 3項）。

(4) 被保険者証の交付及び返還等

ア 短期被保険者証の交付

市町村は、国民健康保険料を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者等については、特別の有効期間を定めることができる（国保法第 9条第10項）。

保険料を滞納している世帯主等について、特別に有効期間を短期に定めることにより、滞納を解消するための納付相談等を実施する機会を増やすことが可能となる。

イ 被保険者証の返還及び被保険者資格証明証の交付

市町村は、保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から 1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとされている（国保法第 9条第 3項、国保規則第 5条の 6）。

被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない（国保法第 9条第 5項）。

世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者資格証明書を交付する（国保法第 9条第 6項）。

被保険者は、被保険者証と同様、被保険者資格証明書を医療機関等

に提示して保険診療を受けることができるが、被保険者証を提示した場合と異なり、10割自己負担となる。

世帯主は、被保険者が医療機関等で療養を受けたときは、後日、その療養に要した費用について、特別療養費の支給を求めることができる（国保法第54条の 3）。

しかし、その保険給付は後述ウの保険給付の差止及び滞納保険料の控除の対象となる（国保法第63条の 2）。

滞納者にとっても被保険者証を返還し被保険者資格証明書の交付を受けるとなると生活への影響が大きいため、被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付を適切に実施することは滞納解消に資するものである。

ウ 保険給付の差止及び滞納保険料の控除

市町村は、保険給付を受けることができる世帯主が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から 1年 6か月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする（国保法第63条の 2第 1項、国保規則第32条の 2）。

市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、あらかじめ、当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険料額を控除することができる（国保法第63条の 2第 3項）。

上記イと併せ、保険給付の差止及び滞納保険料の控除の制度を適切に運用することは、滞納解消に資するものである。

(5) 債権の性質・時効

国民健康保険料は、強制徴収債権（名古屋市債権管理条例第 7条）である（国保法第79条の 2）。

国民健康保険料の時効期間は、 2年である（国保法第110条）。国民健康保険料は、公債権であるため、時効の援用を要せず、時効期間の経

過により当然に消滅する（地方自治法第 236条第 2項）。

2 名古屋市における国民健康保険料

平成30年度における名古屋市の国民健康保険料（現年賦課分及び滞納繰越分の合計額）について、調定額は 535億7116万1697円、収入未済額は48億1949万5788円、収納率（金額）は 89.63%であった。

名古屋市全体及び区ごとの詳細な内訳は、次表のとおりである。

表 1は平成30年度国民健康保険料徴収実績、表 2は各区の現年賦課分、表 3は各区の滞納繰越分、表 4は各区の合計をとりまとめたものであり、いずれも令和元年 5月末現在のものである。

表 1 平成30年度国民健康保険料徴収実績

区分	① 調定	② 収入済(過誤納を含まず)	③ 過誤納	④ 不納欠損	⑤ (①-②-④) 収入未済	⑥ (②÷①) 収納率
	円	円	円	円	円	%
現年賦課分	48,222,998,544	46,298,866,224	1,017,715,741	1,440,856	1,922,691,464	96.01
	167,027,446	165,164,926	1,679,812	0	1,862,520	98.88
	48,390,025,990	46,464,031,150	1,019,395,553	1,440,856	1,924,553,984	96.02
現年度分	47,702,941,624	45,932,860,203	1,010,062,640	1,415,246	1,768,666,175	96.29
	165,390,566	164,110,275	1,679,812	0	1,280,291	99.23
	47,868,332,190	46,096,970,478	1,011,742,452	1,415,246	1,769,946,466	96.30
過年度分	520,056,920	366,006,021	7,653,101	25,610	154,025,289	70.38
	1,636,880	1,054,651	0	0	582,229	64.43
	521,693,800	367,060,672	7,653,101	25,610	154,607,518	70.36
滞納繰越分	5,150,122,731	1,540,456,526	7,107,415	730,011,090	2,879,655,115	29.91
	31,012,976	11,941,934	7,409	3,784,353	15,286,689	38.51
	5,181,135,707	1,552,398,460	7,114,824	733,795,443	2,894,941,804	29.96
合計	53,373,121,275	47,839,322,750	1,024,823,156	731,451,946	4,802,346,579	89.63
	198,040,422	177,106,860	1,687,221	3,784,353	17,149,209	89.43
	53,571,161,697	48,016,429,610	1,026,510,377	735,236,299	4,819,495,788	89.63
(注) 金額欄の上段は一般分、中段は退職分、下段は合計分を掲載。						
延滞金	41,933,241	41,933,241	172,070			
還付未済額						
現年度分	173,992,308	円				
過年度分	658,820	円				
滞納繰越分	2,634,059	円				
合計	177,285,187	円				

表 2 各区の現年賦課分

区分	① 調定	② 収入済	③ 過誤納	④ 還付済	⑤ 不納欠損	⑥ (①-②-⑤) 収入未済	⑦ (②÷①) 収納率
	円	円	円	円	円	円	%
千種	3,512,008,430	3,368,887,019	77,887,446	64,390,276	0	143,121,411	95.92
東	1,948,392,120	1,868,166,353	42,066,465	33,423,430	0	80,225,767	95.88
北	3,507,495,340	3,362,311,200	77,418,874	63,859,004	352,070	144,832,070	95.86
西	3,123,133,760	3,010,619,850	73,057,450	58,417,280	20,860	112,493,050	96.40
中村	3,042,465,720	2,850,081,303	66,809,540	54,929,530	0	192,384,417	93.68
中	2,456,663,250	2,156,797,367	70,797,122	52,715,300	421,370	299,444,513	87.79
昭和	2,275,919,910	2,215,095,505	44,594,706	38,054,246	0	60,824,405	97.33
瑞穂	2,257,468,910	2,212,547,537	42,995,286	38,345,956	20,890	44,900,483	98.01
熱田	1,287,280,330	1,253,329,695	23,403,465	20,474,165	154,604	33,796,031	97.36
中川	4,596,483,340	4,413,508,575	93,428,243	77,886,437	150,180	182,824,585	96.02
港	3,110,207,140	2,989,645,090	62,196,315	50,907,135	0	120,562,050	96.12
南	2,843,208,940	2,715,526,233	56,975,670	45,252,530	2,250	127,680,457	95.51
守山	3,314,644,730	3,211,389,017	63,390,812	54,024,722	0	103,255,713	96.88
緑	4,729,853,160	4,625,313,685	90,429,219	77,054,904	148,715	104,390,760	97.79
名東	3,197,278,100	3,108,890,279	66,927,110	58,709,850	1,260	88,386,561	97.24
天白	3,187,522,810	3,101,922,442	67,017,830	56,299,660	168,657	85,431,711	97.31
合計	48,390,025,990	46,464,031,150	1,019,395,553	844,744,425	1,440,856	1,924,553,984	96.02

(注) 収入済は過誤納を含まず。

表 3 各区の滞納繰越分

区分	① 調定	② 収入済	③ 過誤納	④ 還付済	⑤ 不納欠損	⑥ (①- ②-⑤) 収入未済	⑦ (②÷①) 収納率
	円	円	円	円	円	円	%
千種	370,897,079	111,815,422	552,996	209,550	52,183,148	206,898,509	30.15
東	181,018,356	68,744,560	322,028	195,229	27,417,676	84,856,120	37.98
北	354,292,485	99,390,050	614,999	324,408	63,644,716	191,257,719	28.05
西	307,292,951	123,192,756	578,323	301,237	32,978,189	151,122,006	40.09
中村	499,897,851	144,911,796	554,718	424,280	73,356,049	281,630,006	28.99
中	619,724,187	130,189,295	1,339,936	1,017,953	120,691,305	368,843,587	21.01
昭和	174,428,534	51,023,207	90,220	37,820	25,529,572	97,875,755	29.25
瑞穂	144,976,854	44,873,911	58,391	47,270	19,195,224	80,907,719	30.95
熱田	94,022,417	32,698,469	68,990	68,990	8,761,362	52,562,586	34.78
中川	577,805,064	178,010,086	769,190	614,460	84,153,431	315,641,547	30.81
港	357,379,147	128,749,260	489,548	394,786	52,498,468	176,131,419	36.03
南	358,489,362	78,969,726	633,473	145,030	35,552,086	243,967,550	22.03
守山	337,680,250	106,239,101	138,315	127,694	33,508,974	197,932,175	31.46
緑	256,034,037	80,038,535	202,390	128,120	48,876,343	127,119,159	31.26
名東	275,754,648	90,516,892	343,659	276,520	26,091,803	159,145,953	32.83
天白	271,442,485	83,035,394	357,648	167,418	29,357,097	159,049,994	30.59
合計	5,181,135,707	1,552,398,460	7,114,824	4,480,765	733,795,443	2,894,941,804	29.96

(注) 収入済は過誤納を含みます。

表 4 各区の合計

区分	① 調定	② 収入済	③ 過誤納	④ 還付済	⑤ 不納欠損	⑥(①-②-⑤) 収入未済	⑦(②÷①) 収納率
	円	円	円	円	円	円	%
千種	3,882,905,509	3,480,702,441	78,440,442	64,599,826	52,183,148	350,019,920	89.64
東	2,129,410,476	1,936,910,913	42,388,493	33,618,659	27,417,676	165,081,887	90.96
北	3,861,787,825	3,461,701,250	78,033,873	64,183,412	63,996,786	336,089,789	89.64
西	3,430,426,711	3,133,812,606	73,635,773	58,718,517	32,999,049	263,615,056	91.35
中村	3,542,363,571	2,994,993,099	67,364,258	55,353,810	73,356,049	474,014,423	84.55
中	3,076,387,437	2,286,986,662	72,137,058	53,733,253	121,112,675	668,288,100	74.34
昭和	2,450,348,444	2,266,118,712	44,684,926	38,092,066	25,529,572	158,700,160	92.48
瑞穂	2,402,445,764	2,257,421,448	43,053,677	38,393,226	19,216,114	125,808,202	93.96
熱田	1,381,302,747	1,286,028,164	23,472,455	20,543,155	8,915,966	86,358,617	93.10
中川	5,174,288,404	4,591,518,661	94,197,433	78,500,897	84,303,611	498,466,132	88.74
港	3,467,586,287	3,118,394,350	62,685,863	51,301,921	52,498,468	296,693,469	89.93
南	3,201,698,302	2,794,495,959	57,609,143	45,397,560	35,554,336	371,648,007	87.28
守山	3,652,324,980	3,317,628,118	63,529,127	54,152,416	33,508,974	301,187,888	90.84
緑	4,985,887,197	4,705,352,220	90,631,609	77,183,024	49,025,058	231,509,919	94.37
名東	3,473,032,748	3,199,407,171	67,270,769	58,986,370	26,093,063	247,532,514	92.12
天白	3,458,965,295	3,184,957,836	67,375,478	56,467,078	29,525,754	244,481,705	92.08
合計	53,571,161,697	48,016,429,610	1,026,510,377	849,225,190	735,236,299	4,819,495,788	89.63

(注) 収入済は過誤納を含まず。

3 名古屋市における国民健康保険料の管理・回収の体制等

(1) 国民健康保険料の管理・回収に関する名古屋市のルール

名古屋市において参照すべきとされている名古屋市の国民健康保険料の管理・回収に関する条例・規程・マニュアル等には、次のものがある。

名古屋市債権管理条例

名古屋市債権管理条例施行規則

名古屋市国民健康保険条例

名古屋市国民健康保険条例施行細則

新規加入世帯口座振替勧奨マニュアル

初期未納世帯催告マニュアル（推進員・初期未納催告用）

保険年金システム等端末機操作マニュアル

国民健康保険有効期限短縮被保険者証交付の取扱いについて

滞納整理嘱託員による業務の進め方について

名古屋市国民健康保険料の滞納処分の停止に係る事務取扱

納付折衝の留意点

国民健康保険料長期滞納者に対する措置取扱要綱

国民健康保険料長期滞納者に対する措置事務処理要領

限度額適用認定証交付の取扱いについて

介護保険第2号被保険者に係る保険給付制限事務取扱要領

国民健康保険料減免取扱要綱

東日本大震災等に伴う国民健康保険料特例災害減免取扱要綱

(2) 国民健康保険料の管理・回収の人員体制

国民健康保険料の管理・回収業務は、各区の管理係の職員を中心に実施されている。健康福祉局保険年金課は、各区が行うべき保険料収納対策の年間スケジュールを策定し、各区が行った実績数値の集計、各区の実績に対する分析、各区の実績を踏まえた指導や課題の指摘を行い、各区は、健康福祉局からの指導や課題の指摘を踏まえて国民健康保険料の管理・回収業務を行っている。

各区において国民健康保険料の管理・回収業務にかかわる人員として

は、区の管理系の職員のほか、国民健康保険推進員（以下「推進員」という。）、民間の電話催告業者、滞納整理嘱託員、局収納担当主査・主事、重点区収納担当主査がある。

推進員は、マニュアル「初期未納世帯催告マニュアル（推進員・初期未納催告用）」に基づき、電話・訪問催告、制度説明、徴収、減免案内、相談案内等、主に初期未納催告（主に滞納 3か月目くらいまで）を実施する。推進員の配置人数は区によって異なり、各区に 3名～11名の人員が配置されている。推進員と名古屋市との契約関係は、有期雇用である。

また、推進員の職務を補完するものとして、民間業者による電話催告（主に滞納 1か月目）が夜間中心に行われている。国民健康保険料に係る電話催告業務委託の指名競争入札による受託者、催告対象者概数、金額については、以下のとおりである。

年 度	受託者	催告対象者概数	金 額
平成28年度	A 社	45,000件	4,536,000円
平成29年度	A 社	52,000件	6,440,040円
平成30年度	A 社	37,000件	10,041,408円
平成31年度	B 社	33,000件	7,722,000円

※ いずれも電話催告実施期間が 5月から翌年 3月までのもの。

なお、電話催告実施期間が 4月だけの電話催告業務についても別に指名競争入札により受託されている。

滞納整理嘱託員は、マニュアル「滞納整理嘱託員による業務の進め方」に基づき、主に滞納 3か月目以降の滞納者に対する催告、財産調査、滞納処分関連業務等を実施する。滞納整理嘱託員の配置人数は区によって異なり、各区に 2名～ 4名の人員が配置されている。滞納整理嘱託員と名古屋市との契約関係は、有期雇用である。

局収納担当主査・主事は、催告業務及び滞納処分に係る業務について区職員を支援する職員である。

重点区収納担当主査は、重点区に 1名ずつ配置される。重点区は、平

成30年度が北区、中村区、中区、中川区、港区、令和元年度が千種区、中村区、中区、中川区、港区である。

重点区収納担当主査は、当該区の職員等と連携して滞納整理を行うとともに、中区担当主査を除き重点区以外の区における滞納整理業務にも従事し、局徴収担当職員として当該区の職員らが行う業務に係る指導を行う職員である。

平成30年度は、北区主査が、熱田区、南区、天白区を担当している。中村区主査が、昭和区、守山区を担当している。中区主査は中区専属である。中川区主査が、西区、瑞穂区、緑区を担当している。港区主査が、千種区、東区、名東区を担当している。

(3) 組織内の連携体制

ア 徴収対策会議

局と区が一体となって徴収対策を検討する場として、年 3回、徴収対策会議が行われている。春季、夏季、冬季の 3回にわたり、全区において徴収対策会議を開催し、滞納整理計画及び催告業務の進捗状況の確認と対策の検討が行われている。

イ 各種連絡会議

滞納整理嘱託員連絡会議が年 2回、管理係長会が年 4回、収納対策連絡会議が年 2回行われており、全区的に取り組むべき課題の確認等がなされている。

(4) 国民健康保険料の滞納整理の基本的な流れ

ア 納期限後 1か月目

各区より未納世帯に催告書及び納付書を郵送又は推進員を通じて送付される。

民間業者による電話催告を利用する区については、民間業者からの電話催告と推進員による初期末納催告が行われる。

民間業者による電話催告と推進員の初期末納催告との重複・齟齬等を厭い、民間業者による電話催告を利用していない区については、推進員による初期末納催告が行われる。

なお、電話催告業者を利用している区は、千種区、東区、北区、中

村区、熱田区、港区、南区、守山区、名東区、天白区であり、電話催告業者を利用していない区は、西区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区、緑区である。

イ 納期限後 2か月目

健康福祉局保険年金課より督促状及び納付書が送付される。

推進員による未納催告が行われる。

ウ 納期限後 3か月目以降

滞納整理嘱託員が財産調査を開始する。また、滞納整理嘱託員により電話催告及び文書催告が行われる。

十分な催告を行ったにもかかわらず納付状況に改善が見られない世帯について、財産調査により財産が発見された場合は、差押えを執行する。

(5) 滞納発生に伴う国民健康保険証の取扱いに関する基本的な流れ

ア 滞納発生

「国民健康保険有効期限短縮被保険者証交付の取扱いについて」に基づき、短期保険証を交付する。

イ 長期滞納

納期限から 1年以上経過した場合の取扱いは以下のとおりである（「国民健康保険料長期滞納者に対する措置取扱要綱」、「国民健康保険料長期滞納者に対する措置事務処理要領」参照）。

ア) 長期滞納者の認定

名古屋市では、独自の制度として、1年以上の滞納保険料がある場合でも、ただちに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書交付の前段階の措置として、長期滞納者認定制度を設けている。

原則として、1年以上経過した滞納保険料がある世帯主について、保険料を納付できない特別な事情がある場合を除き、長期滞納者の認定が行われる。

イ) 弁明の機会の付与

世帯主が長期滞納者の認定を受けても、納付状況に改善が見られない場合には、当該世帯主に弁明書を交付し、弁明の機会を与える。

ウ) 被保険者証の返還請求

弁明書の提出はあったが弁明内容に妥当性がない場合又は期限までに弁明書が提出されない場合は、被保険者証の返還を請求する（国保法第 9 条第 3 項）。

エ) 資格証明書の交付

返還請求に基づき保険証の返還があったときは、その世帯に属する被保険者に係る資格証明書を交付する（国保法第 9 条第 6 項）。

オ) 特別療養費の支給、保険給付の支払一時差止、滞納保険料額の控除

前記 1 (4) のとおり、国保法に基づき、特別療養費の支給（国保法第 54 条の 3）、納期限を 1 年 6 月以上経過した滞納保険料がある者に対する保険給付の支払の一時差止（国保法第 63 条の 2 第 1 項、国民健康保険法施行規則第 32 条の 2）、保険給付の額から滞納保険料額の控除（国保法第 63 条の 2 第 3 項）を行う。

4 国民健康保険料に関する監査の方法及び視点

(1) 監査の方法

健康福祉局保険年金課及び全区に対して債権管理回収に関する書面照会を実施したほか、健康福祉局保険年金課、西区及び昭和区保険年金課に対して債権管理回収に関するヒアリングを実施した。

(2) 監査の視点

国民健康保険料は名古屋市の債権であるから、区によって債権の管理回収の実施対応が異なることは公平性の観点から望ましくないため、法令、条例、規程、マニュアル等に照らし、特定の区の債権の管理回収の在り方に問題がないかという視点から監査を行い、区全体で債権の管理回収のあり方にも問題がないかについても併せて確認を行う。

5 各区における国民健康保険料についての管理・回収の実施状況

(1) 口座振替勧奨の実施状況

毎月の定期的かつ確実な納付を得るためには、口座振替の方法による

ことが望ましい。名古屋市国保条例施行細則第14条においても「普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法による。ただし、口座振替の方法によることができないときは納付書による納付その他の方法により納付させることができる。」と口座振替の方法が原則であるとされている。

新規加入世帯口座振替勧奨マニュアルでは、口座振替世帯割合の上昇を図るため、ペイジー口座振替受付サービス（窓口において、通帳印が不要で、キャッシュカードと暗証番号だけで口座振替を完了できるサービス）の活用を勧めており、口座振替の意思がない者に対しては自主納付申込書の徴取をすることとなっている。

平成31年 3月（平成31年 3月 1日から同月31日までの 1か月間分）のペイジー口座振替受付件数及び自主納付申込書受付件数は次表のとおりである。

（ペイジー口座振替受付サービス受付件数（平成31年 3月））

		受付数	係別割合	区計	資格取得 届数	ペイジー受付数 ／取得届数	受付率順 位
千種	管理係	84	33%	254	452	56.2%	4
	保険係	170	67%				
東	管理係	51	36%	141	293	48.1%	7
	保険係	90	64%				
北	管理係	5	2%	214	447	47.9%	8
	保険係	181	85%				
	支所保険係	28	13%				
西	管理係	10	4%	235	416	56.5%	3
	保険係	184	78%				
	支所保険係	41	17%				
中村	管理係	15	9%	159	512	31.1%	13
	保険係	144	91%				

中	管理係	20	14%	147	596	24. 7%	15
	保険係	127	86%				
昭 和	管理係	69	56%	124	340	36. 5%	11
	保険係	55	44%				
瑞 穂	管理係	5	3%	155	208	74. 5%	1
	保険係	150	97%				
熱 田	管理係	8	7%	123	194	63. 4%	2
	保険係	115	93%				
中 川	管理係	58	23%	257	588	43. 7%	9
	保険係	135	53%				
	支所保険係	64	25%				
港	管理係	16	13%	119	374	31. 8%	12
	保険係	79	66%				
	支所保険係	24	20%				
南	管理係	12	9%	132	459	28. 8%	14
	保険係	120	91%				
守 山	管理係	5	2%	211	376	56. 1%	5
	保険係	175	83%				
	支所保険係	31	15%				
緑	管理係	4	2%	182	489	37. 2%	10
	保険係	93	51%				
	支所保険係	85	47%				
名 東	管理係	10	22%	46	339	13. 6%	16
	保険係	36	78%				
天 白	管理係	13	6%	201	393	51. 1%	6
	保険係	188	94%				
合 計		2, 700			6, 476	41. 7%	

国民健康保険加入時において、まず保険係にて口座振替勧奨（ペイジー利用）を行うが、加入時に自主納付を希望した場合は、管理係において再度勧奨が行われる。また、保険料を滞納した自主納付世帯においても口座振替勧奨が行われる。これらの勧奨の効果を把握するため管理係、保険係で区別して集計されている（なお、合計が 100% になっていないのは、小数点以下の処理の関係による）。

（自主納付申込書受付件数（平成31年 3月））

	自主 納付 (A)	(B) ※	口座 納付 (C)	集金 (D)	資格取得 届数(E)	自主納付 申込率 (B/A)	順 位	口座振率 (C/E)	順 位
千 種	242	44	208	2	452	18.2%	11	46.0%	5
東	163	39	130	0	293	23.9%	9	44.4%	7
北	251	160	196	0	447	63.7%	1	43.8%	8
西	194	0	222	0	416	0.0%	16	53.4%	2
中 村	392	112	120	0	512	28.6%	8	23.4%	14
中	484	14	112	0	596	2.9%	15	18.8%	15
昭 和	226	29	114	0	340	12.8%	12	33.5%	11
瑞 穂	91	42	117	0	208	46.2%	3	56.3%	1
熱 田	72	28	103	19	194	38.9%	6	53.1%	3
中 川	357	162	230	1	588	45.4%	4	39.1%	10
港	276	32	97	1	374	11.6%	13	25.9%	12
南	344	64	113	2	459	18.6%	10	24.6%	13
守 山	189	77	174	13	376	40.7%	5	46.3%	4
緑	282	93	207	0	489	33.0%	7	42.3%	9
名 東	295	10	44	0	339	3.4%	14	13.0%	16
天 白	213	100	179	1	393	46.9%	2	45.5%	6
合 計	4,071	1,006	2,366	39	6,476	24.7%		36.5%	

※(B)は自主納付申込書受付数

なお、平成31年 3月において、その月の口座振替による資格取得届数よりペイジー利用者数が多いのは、当月以前に自主納付による資格取得をした者について、後に行われた口座振替勧奨の結果、ペイジーを利用して口座振替に納付方法を変更した者を含んでいるためである。そのため、前記ペイジー受付率（ペイジー受付数／取得届数）についても、資格取得届出があったなかでのペイジー受付数ではないため、厳密な意味でのペイジー受付率を示すものでない。

定期的かつ確実な納付を得るためには、口座振替数の増加（口座振替数／資格取得届数の割合増加）をさせていくことが必要となるが、ペイジー口座振替受付件数及び自主納付申込書受付件数ともに低い実績の区は、口座振替数／資格取得届数の割合増加も低い傾向にある。

上記各表から特徴的な区を取り上げるとすれば、名東区は、ペイジー受付数／資格取得届数の割合が 13.6%と全区16位中16位、自主納付申込書受付件数／自主納付数の割合が 3.4%と全区16位中14位、口座振替数／資格取得届数の割合が 13.0%と全区16位中16位である。

中区は、ペイジー受付数／資格取得届数の割合が 24.7%と全区16位中15位、自主納付申込書受付件数／自主納付数の割合が 2.9%と全区16位中15位、口座振替数／資格取得届数の割合が 18.8%と全区16位中15位である。

一方、西区は、ペイジー受付数／資格取得届数の割合が 56.5%と全区16位中 3位、口座振替数／資格取得届数の割合が 53.4%と全区16位中 2位であるが、自主納付申込書受付件数／自主納付数の割合が 0%と全区16位中16位である。

【意見】

保険料の納付を確実にするために、マニュアルでは、口座振替を原則とし、ペイジー口座振替受付を活用することとなっているが、その割合が低い区がある。

ペイジー口座振替受付を積極的に活用することにより、口座振替率が高くなる傾向がある。口座振替率上昇のためにも、全区でペイジー口

口座振替受付をより実施していくべきであり（割合の低い名東区、中区、南区は特に実施していくべきである。）、局も全区でペイジー口座振替受付がより実施されていくよう指導をしていくべきである。

【指摘】

口座振替の意思がない場合は、自主納付申込書を提出してもらうこととなっているが、全区的に自主納付申込書の提出率は低い状態にある。口座振替を勧めることが重要とはいえ、自主納付申込書の徴取は、マニュアルで必要とされており、その提出が自主納付の意識付けになるとともに、推進員がその記載情報（連絡先、接触できる曜日・時間帯など）を参考に架電または訪問を行うための資料にもなることから、全区において自主納付申込書の徴取をより徹底していくべきであり、局においても必要な指導を行うべきである。

特に、中区と名東区については、自主納付申込書提出率が5%に満たず、外国人からの回収が難しいことを考慮しても、マニュアルに抵触する状態となっており、西区については、平成31年3月時点において自主納付申込書を提出させておらず（なお、他の月には提出させているような説明もあったが、いずれにしても、0件～2件程度である）、マニュアルに違反していることから、自主納付申込書の徴取を実施すべきである。

(2) 催告・財産調査・滞納処分の実施状況

早期に滞納を解消するためには催告、財産調査、滞納処分を適切に実施する必要があるところ、各区作成の滞納整理計画進行管理表において、その実績件数等が集計されている。平成30年度の各区の実績件数と目標達成率を集計したものが次表である。

電話催告架電件数は、電話をした件数である。電話催告接触件数は、電話をし、かつ、通話ができた件数である。文書催告件数は、滞納者に書面を送付して催告した件数である。財産調査件数は、預貯金、生命保険、給与等について照会を行った件数である。差押え件数は、財

産の差押えを試み、成功した件数である。

区	電話催告 架電件数	電話催告 接触件数	文書催告 件数	財産調査 件数	差押え 件数
千種	671件 101.67%	128件 53.33%	2,622件 87.40%	21,621件 138.60%	475件 158.33%
東	119件 12.40%	39件 10.83%	3,795件 151.80%	19,943件 176.80%	777件 485.63%
北	2,824件 109.46%	1,020件 84.12%	1,779件 98.83%	17,358件 80.29%	430件 130.30%
西	1,413件 78.50%	227件 31.53%	2,439件 101.63%	30,586件 101.95%	842件 175.42%
中村	106件 13.59%	31件 12.92%	5,813件 121.10%	26,094件 111.99%	799件 235.00%
中	2,743件 130.62%	651件 77.50%	9,413件 261.47%	34,730件 102.60%	561件 160.29%
昭和	1件 0.11%	0件 0%	2,049件 85.38%	7,801件 64.00%	251件 139.44%
瑞穂	526件 79.70%	118件 43.70%	867件 120.42%	18,249件 158.41%	168件 98.82%
熱田	1,903件 126.87%	454件 75.67%	1,072件 89.33%	9,374件 104.16%	170件 130.77%
中川	726件 100.83%	204件 85.00%	6,945件 289.38%	85,088件 185.38%	975件 162.25%
港	2,238件 109.71%	573件 73.46%	5,944件 198.13%	6,438件 35.77%	535件 133.75%
南	2,138件 169.68%	622件 129.58%	3,707件 80.59%	22,771件 123.15%	338件 125.19%

守山	3,350件 115.12%	679件 59.56%	4,632件 122.54%	25,315件 127.53%	306件 105.52%
緑	465件 129.17%	150件 125.00%	5,520件 148.39%	16,769件 94.47%	287件 100.70%
名東	2,144件 38.29%	523件 31.70%	4,358件 121.06%	8,558件 74.42%	297件 102.41%
天白	46件 9.58%	15件 8.33%	3,793件 105.36%	32,667件 130.56%	355件 101.43%

このうち、年間の電話催告の絶対数及び目標達成率がかなり少ない区がある（上記の表のうち、色つき部分を参照）。

東区

電話催告実績 119件（達成率12.40%）

電話催告接触実績39件（達成率10.83%）

中村区

電話催告実績 106件（達成率13.59%）

電話催告接触実績31件（達成率12.92%）

昭和区

電話催告実績 1件（達成率0.11%）

電話催告接触実績 0件（達成率 0%）

天白区

電話催告実績46件（達成率 9.58%）

電話催告接触実績15件（達成率 8.33%）

なお、このうち昭和区において催告件数に関しヒアリングしたところ、平成30年度に休職者等が 2名が出ており（なお、同区では令和元年度にも 2名の休職者がいる）、やむを得ず優先度の高い業務を優先した結果、電話催告まで十分に行うことができなかったとの回答を得た。

【意見】

マニュアル「滞納整理嘱託員による業務の進め方」によれば、「推進員による初期末納催告を行っても、なお、滞納となっている世帯に対し、電話催告を行う」こととされている。

区職員及び嘱託員が電話催告を行う時期は、民間電話催告又は推進員の初期末納催告を終えた後に行うものであるため、人員が限られていること（休職者がいる場合はなおさら）を踏まえ、既に民間又は推進員が行っていた電話催告よりも成果と直結する財産調査及び滞納処分を優先するという対応も理解し得るが、マニュアル上も電話催告をすることとされている以上、電話催告の絶対数が少ないのは望ましくない。

人員が限られていることを踏まえても、例えば、文書催告の文書到達直後のタイミングで電話をしたり、過去の折衝記録から接触がしやすく電話催告の効果があると考えられる属性の者から電話をしたりするなど、少なくとも、優先順位をつけて電話催告を行うなどの対応が必要というべきである。

(3) 分納に関する実施状況

各区において、マニュアル「納付折衝の留意点」の基準に基づき納付誓約書（完納までの期間は原則12か月間以内）を徴取した上、分納の履行管理が行われている。

各区における分納額及びその履行管理の状況は次表のとおりである。

区	分納世帯 滞納金額 (3月前) (A)	分納世帯 滞納金額 (現在) (B)	約束金額 (当月調定除く)	分納世帯収納額計 (当月調定除く)	約束状況(%) (C)/(A)	履行状況(%) (D)/(C)	収納状況(%) (D)/(A)
			1月あたり(C)	1月あたり(D)			
千種	47,221,039	40,817,407	2,442,047	2,134,544	5.17 ⑧	87.41 ⑨	4.52 ⑩
東	18,106,313	15,082,854	1,444,820	1,007,820	7.98 ①	69.75 ⑭	5.57 ③
北	51,135,687	43,519,269	2,523,173	2,538,806	4.93 ⑫	100.62 ③	4.96 ⑧
西	42,255,967	34,892,857	2,666,300	2,454,370	6.31 ⑤	92.05 ⑥	5.81 ①
中村	111,266,919	93,970,247	6,361,147	5,765,557	5.72 ⑥	90.64 ⑦	5.18 ⑤
中	58,645,356	48,443,601	4,276,720	3,400,585	7.29 ④	79.51 ⑪	5.80 ②
昭和	30,244,847	26,269,574	1,484,091	1,325,091	4.91 ⑬	89.29 ⑧	4.38 ⑪
瑞穂	33,304,898	28,937,743	1,544,800	1,455,718	4.64 ⑮	94.23 ⑤	4.37 ⑫
熱田	26,197,153	22,476,616	1,912,849	1,240,179	7.30 ③	64.83 ⑯	4.73 ⑨
中川	122,487,695	103,603,639	6,223,540	6,294,685	5.08 ⑩	101.14 ②	5.14 ⑥
港	49,862,016	41,867,188	3,743,296	2,664,943	7.51 ②	71.19 ⑬	5.34 ④
南	72,323,984	63,669,579	3,848,031	2,884,802	5.32 ⑦	74.97 ⑫	3.99 ⑮
守山	70,878,709	62,080,084	3,656,573	2,932,875	5.16 ⑨	80.21 ⑩	4.14 ⑭
緑	40,489,966	35,261,808	1,771,740	1,742,719	4.38 ⑯	98.36 ④	4.30 ⑬
名東	56,091,502	47,507,353	2,670,925	2,861,383	4.76 ⑭	107.13 ①	5.10 ⑦
天白	36,807,761	33,024,999	1,819,730	1,260,921	4.94 ⑪	69.29 ⑮	3.43 ⑯
全市	867,319,812	741,424,818	48,389,782	41,964,998	5.58	86.72	4.84

※ 平成31年1月～3月分について対象としている。

※ 「納付書その他」の登録世帯を除く

分納世帯滞納金額（3月前）（A）とは、分納誓約を行った世帯の3か月前の滞納金額合計をいい、分納世帯滞納金額（現在）（B）は、各世帯が3か月間分納を行った後の現在の分納世帯滞納金額をいう。

約束金額（C）は、各世帯の1か月あたりの分納誓約額の合計額（3か月間平均）であり、分納世帯収納累計（D）は、各世帯が支払った1か月あたりの分納履行額の合計額（3か月間平均）である。

約束状況（C）／（A）は、滞納金額合計に対する分納誓約額の割合、履行状況（D）／（C）は、分納誓約額に対する分納履行額の割合、収納状況（D）／（A）は、滞納金額合計に対する分納履行額の割合である。

上位3区を見ると、1位の西区は、約束状況及び履行状況がバランスよく高い値であるという特徴がある。また、2位の中区、3位の東区は、履行状況はやや低い値であるが、約束状況が高い値であるという特徴があり、安易な低額分納を認めていないことが収納状況向上につながっているといえる。反対に下位3区を見ると、約束状況と履行状

況のいずれかに突出した高い値もなく、ともに低い値であるという特徴がある。

収納状況を向上させていくには、滞納者の生活状況に照らし、安易な低額分納を認めず、かつ、分納継続できる適切な分納誓約額を設定し、かつ分納が途切れた場合には滞納者と速やかに折衝していくことが重要であり、引き続き、局において統計を踏まえ分納対応を各区に指導し、各区で適切な分納対応を模索し実践していく必要がある。

(5) 滞納に伴う国民健康保険証の取扱いの実施状況

各区における短期保険証の交付、長期滞納者の認定、資格証明書の交付の実施状況は、次表のとおりである。

区	短期証	長期滞納者認定	資格証
千種	420	1, 263	296
東	247	668	196
北	433	961	299
西	342	608	262
中村	622	1, 487	207
中	808	1, 116	701
昭和	225	278	130
瑞穂	185	403	105
熱田	195	175	67
中川	690	1, 301	313
港	486	594	274
南	421	581	220
守山	489	363	177
緑	455	1, 011	216
名東	392	744	200
天白	377	229	147
全市	6, 787	11, 782	3, 810

また、短期保険証の交付、長期滞納者の認定、資格証明書の交付を実施するタイミングは、滞納者と接触して納付勧奨し得る重要な機会といえることから、各区に対し、各タイミングにおいて折衝・対応をしているか照会したところ、以下の趣旨の回答を得た。

区	回 答 内 容
千種	短期保険証交付前に分納相談を行う。長期滞納者の認定した世帯又は資格証明書を交付した世帯については財産調査をすすめ滞納処分を行う。
東	短期保険証交付の際は、完納に向けた納付計画の確認を行う。長期滞納者の認定通知及び資格証明書の交付に際しては、期限を設定して滞納解消を求めている。
北	短期保険証交付の際は、完納に向けた納付計画の確認を行う。長期滞納者の認定以降は、期限を設定して、滞納解消を求めている。
西	短期保険証交付の際は、完納に向けた納付計画の確認を行う。長期滞納者の認定通知及び資格証明書の交付に際しては、期限を設定して滞納解消を求めている。
中村	短期保険証交付の際に納付折衝を行う。長期滞納者の認定以降は、期限を設定して滞納解消を求めている。
中	短期保険証交付の際に納付折衝を行う。長期滞納者の認定以降は、必要な財産調査や滞納処分を適宜行う。
昭和	各タイミングで必要な納付指導、来庁催告を行う。
瑞穂	各タイミングで必要な納付指導、来庁催告を行う。
熱田	短期保険証交付前に納付意思の確認と必要に応じて分納誓約書を取得する。長期滞納者認定以降は、積極的に財産調査を行う。
中川	各タイミングで必要な納付指導、来庁催告を行う。
港	短期保険証交付前、資格証明証交付前に未納分の折衝を行う。また、滞納者本人が長期滞納者の認定通知に反応して連絡来庁した場合に納付相談を行う。

南	短期保険証交付の際は、完納に向けた納付計画の確認を行う。長期滞納者の認定通知及び資格証明書の交付に際しては、期限を設定して滞納解消を求めている。
守山	短期保険証交付前には納付相談を行う。長期滞納者認定以降は、特になし。
緑	短期保険証交付前に生活状況確認や納付勧奨、分納誓約書の取得を行う。長期滞納者認定以降は、必要な財産調査や滞納処分を適宜行う。
名東	短期保険証交付前に納付折衝を行う。長期滞納者の認定以降は、通常の滞納者と同様に納付催告を行う。
天白	短期保険証の交付や資格証明書の交付の際に、制度説明等により納付への動機付けをさせるなどの納付相談を行っている。

さらに、各区における保険給付の一時差止及び滞納保険料控除の実施状況について書面照会したところ、名古屋市では、保険給付の一時差止めは行っておらず、特別療養費や高額療養費等の給付を差し止め滞納保険料に充当するよう折衝をしているとのことであった。

この点、名古屋市では、国民健康保険料長期滞納者に対する措置取扱要綱において、滞納保険料の全部または一部を納付する場合においては、一時差止をしないことが許容されている。

西区及び昭和区のヒアリングにおいては、保険給付の一時差止をせずに滞納保険料の回収が実現できているのか尋ねたところ、両区とも、当該制度を前提に特別療養費等から保険料を納付するよう折衝を行い、納付が実現されている旨回答がなされた。

【意見】

短期保険証交付の段階の納付折衝は各区において行われているが、長期滞納者の認定や資格証明書の交付の際の納付折衝については、当該制度を利用しつつ粘り強く折衝している区がある一方、長期滞納者認定以降は必要な財産調査と滞納処分を進めるといった、いわゆる見切

りをつけた対応をしていると思われる区もあるため、財産調査・滞納処分と並行して全区的に当該制度を利用した粘り強い納付折衝を行うようにしていく必要がある。

【意見】

保険給付の一時差止を実施する代わりに特別療養費等から滞納保険料を納付させる運用が適切に行われているかという点について、健康福祉局保険年金課において、統計資料や報告資料等がなく、その実態を把握できない状態となっている。求められる区の対応については、滞納者の個別的事情にもより異なりうると考えられることを踏まえ、例えば、健康福祉局保険年金課において、区に対し、無差別に選別した滞納者について、滞納金額、特別療養費等の金額、実際に支払われた金額、その金額を納付させた理由などについて、具体的な報告をさせる体制を作るなどして、安易な納付折衝が行われないよう担保する仕組みを作ることを検討する必要がある。

(5) 相続人調査の実施状況

各区に対する書面又はヒアリングで相続人調査を行っているか照会したところ、以下の趣旨の回答を得た。

区	回 答 内 容
千種	優先して行っていない。
東	滞納案件につき滞納整理嘱託員が行うが、件数や割合は不明。
北	3件（令和元年度）。滞納整理嘱託員が戸籍調査を行っている。
西	行っていない。
中村	行っていない。
中	行っていない。
昭和	行っていない。
瑞穂	7件あり（令和元年度）。滞納整理嘱託員が戸籍調査を行っている。

熱田	調査していない。
中川	行っていない。
港	2件調査（令和元年度）。相続発生総数は管理していない。
南	行っていない。
守山	行っていない。
緑	件数不明。滞納整理嘱託員が調査を行う。
名東	職員が相続人調査を行っている。
天白	件数不明。処分停止検討中の世帯につき行う。

【意見】

前記3(1)に示したマニュアル等には、相続人調査に関するルールが記載されていない。滞納者が死亡した場合には相続人を調査すべきであることから、その旨、マニュアルに記載するとともに、相続人調査を円滑に行う体制が構築されるべきである。

また、相続人の具体的な調査方法としては、次のようなことが考えられる。

- 1) 全員の相続人調査ができないのであれば、滞納額が一定額以上のものについては、必ず、戸籍等で相続人調査をすることをマニュアルに明記する。
- 2) 区役所担当職員で、戸籍調査をすることができないのであれば、相続人調査をする部署を設けて、すべての債権の相続人の調査をする組織を区役所内、あるいは区役所を跨いだ組織として設けるなどして効率化を図る必要がある。

(6) 分納誓約に伴う延滞金の免除申請について

名古屋市においては、国民健康保険料の延滞金について、以下のとおり定められている。

名古屋市国民健康保険条例 (延滞金)

第 23 条 世帯主は、納期限後に普通徴収に係る保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てる。)であるときは当該金額に年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100 円未満の端数を生じたとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 市長は、前項本文の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の規定による延滞金を減免することができる。

名古屋市国民健康保険条例施行細則

(延滞金の減免)

第21条 条例第23条第2項に規定する特別の理由とは、延滞金を納付すべき者が、第10条第1項各号のいずれかに該当するときとする。

2 条例第23条第2項の規定に基づく延滞金の減免を受けようとする者は、保険料延滞金減免申請書又は保険料納付誓約書・保険料延滞金減免申請書に、減免を受けようとする事情を明らかにする書類を添付して、区長に、提出しなければならない。

3 前項の規定により保険料納付誓約書・保険料延滞金減免申請書を提出した者がその誓約事項を遵守しているときには、市長が必要であると認める場合においては、納付した保険料に係る延滞金額を免除する。

4 (略)

(一部負担金の減免及び徴収猶予)

第10条 条例第7条の規定により一部負担金を減免することができる特別の理由とは、一部負担金の支払義務を負う世帯主が、次の各号のいずれかに該当したことにより、生活が著しく困難となった場合とする。

(1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡したとき、身体障害者となったとき、又は資産に重大な損害を受けたとき。

- | |
|--|
| <p>(2) 事業若しくは業務の休廃止又は失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 前2号に準ずる事情があったとき。</p> |
|--|

健康福祉局にヒアリングしたところ、市の実務では、分納誓約書を徴取する際は、「納付誓約書兼延滞金減免申請書」という書式によることとし、分納誓約をする場合は名古屋市国保条例第23条第2項の延滞金の減免申請も行うこととなり、申請書提出時において、発生済の延滞金及び分納完了時までに発生する延滞金を免除しているが、分納誓約が履行されなかった場合には、延滞金の免除の取消を行っている、分納完了時には減免の審査を行うことはない、とのことであった。

しかし、延滞金の免除が認められるには、特別な理由（滞納者の生活が著しく困難となった場合）が必要であり（名古屋市国保条例第23条第2項、名古屋市国保細則第21条第1項、同施行細則第10条）、同細則第21条第3項において、保険料の延滞金が免除されるには、誓約事項を遵守していることだけではなく、市長が必要であると認める場合でなければならないことが条件となっていることから、市の運用は、これらの規定に違反する疑いが強い。

【指摘】

現在の名古屋市の運用では、分納誓約のとおり履行が完了すれば、履行完了時の滞納者の状態を問わず、一律、延滞金が免除されることとなるが、履行完了時に延滞金の免除を認める必要性の有無が審査されることなく、延滞金の免除をそのまま認めている市の運用は名古屋市国保条例、名古屋市国保細則に違反している疑いが強い。

従前、滞納していた以上、財産状態が良好でなく延滞金免除の必要性が認められる場合は多いと思われるが、履行完了時において、延滞金の免除の必要性について審査を行う運用に改められるべきである。

第2 生活保護法返還金・徴収金

1 債権の概要

(1) 生活保護費

生活保護は生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度である（生活保護法第1条）。

生活保護費は、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額として支給されるものである。保護費の種類としては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。

平成31年3月現在の生活保護を受けている世帯数、人数を明らかにしたうえで、各区の総世帯数、人口と比較をすることにより、各区における生活保護を受給している世帯割合、人口割合も次の表で明らかにする。

区	世帯数	被保護世帯数	割合	人口	被保護者数	割合
千種	81,004	2,265	2.8%	159,319	2,710	1.7%
東	42,236	825	2.0%	78,645	986	1.3%
北	81,390	3,132	3.8%	163,106	4,014	2.5%
西	72,726	2,479	3.4%	147,130	3,064	2.1%
中村	74,435	4,520	6.1%	134,566	5,199	3.9%
中	57,057	1,585	2.8%	87,127	1,905	2.2%
昭和	53,489	1,447	2.7%	104,337	1,646	1.6%
瑞穂	51,064	1,390	2.7%	107,124	1,646	1.5%
熱田	32,899	1,076	3.3%	64,994	1,236	1.9%
中川	103,729	4,006	3.9%	219,914	5,436	2.5%
港	68,589	2,851	4.2%	145,443	4,001	2.8%
南	67,804	4,401	6.5%	137,011	5,464	4.0%

守山	78,353	2,479	3.2%	175,066	3,032	1.7%
緑	104,639	2,027	1.9%	248,777	2,642	1.1%
名東	74,391	2,079	2.8%	162,476	2,716	1.7%
天白	74,292	1,679	2.3%	158,405	1,994	1.3%
計	1,118,097	38,241	3.4%	2,293,440	47,691	2.1%

相対的に見ると、南区、中村区における生活保護を受けている世帯割合、人口割合が高い。また、ここ数年の動向では、被保護者数として平成 20 年度が 29,448 人であったが、年々増加して平成 25 年度に 49,312 人となりその後は微増・微減を繰り返している。

一方、平成30年度の各区における生活保護費は下表のとおりとなっている（なお、各区の金額には、医療扶助、介護扶助の金額は入っていない）。

（単位：千円）

区	生活保護費
千種	2,493,719
東	913,695
北	3,359,197
西	2,761,446
中村	4,883,564
中	1,768,748
昭和	1,527,230
瑞穂	1,469,660
熱田	1,116,729
中川	4,458,104
港	3,098,949
南	4,990,680
守山	2,634,714
緑	2,212,396
名東	2,342,628

天白	1,627,448
基金支払分	38,266,347
国保連支払分	1,970,612
計	81,895,866

なお、基金支払分は、愛知県社会保険診療報酬支払基金への支払分で、各区における医療扶助としての支払分の合計額である。国保連支払分は、愛知県国民健康保険団体連合会への支払分で、各区における介護扶助としての支払分の合計額である。

生活保護費の動向としては、平成27年度に847億8755万円とピークに達した後は、微減の状況にある。

(2) 返還金・徴収金

被保護者が受給した保護費のうち、様々な要因で、受給した保護費の返還を要する、または徴収すべき債権が発生する。これらの債権のうち、生活保護法第63条の返還金と生活保護法第78条の徴収金がその大半を占める。

ア 生活保護法第63条の返還金

生活保護法第63条の返還金（以下「63条返還金」という。）は、保護を受けた者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の保護費の返還金である。具体的には、各種年金の遡及受給や生命保険の解約返戻金がある場合に、その受取までの間に支給された保護費の返還金等が該当する。この債権は、生活保護法第77条の2が適用される場合を除き非強制徴収公債権である。

生活保護法

（費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対

して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

第77条 ・・・(略)・・・

第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

※ 第77条の2は、平成30年10月法改正により新設

イ 生活保護法第78条の徴収金

生活保護法第78条の徴収金（以下「78条徴収金」という。）は、いわゆる不正受給した者からの徴収金である。具体的には、稼働収入の無申告、任意保険金等の無申告、預貯金等の無申告等により不正に受給した保護費が該当する。この債権については、平成26年7月以前に発生したものについては非強制徴収公債権、平成26年7月以降に発生した債権については、強制徴収公債権となる。

生活保護法

(費用等の徴収)

第77条 ・・・(略)・・・

第77条の2 ・・・(略)・・・

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 以下 …(略)…

※ なお、本条第1項は、もともと、徴収額の上乗せ分（その徴収する額に100分の40を乗じて得た額）に関する規定がなかったところ、平成26年7月法改正により、上乗せ分が加えられた改正がなされたものである

ウ 各債権の特徴

各債権の特徴については下表のとおりである。

生活保護債権	63条返還金 78条徴収金（平成26年7月以前）	78条徴収金（平成26年7月以降）
債権の種類	非強制徴収公債権	強制徴収公債権
時効期間	5 年（地方自治法第236条第1項）	
督促状	発付しなければならない（地方自治法第231条の3第1項）	
履行延期	可能（地方自治法第171条の6、債権管理条例第7条）	不可
分納	可能（法令上の根拠はない）	
債権放棄	可能（債権管理条例第12条）	不可 ※ただし、限定承認や相続人がいない等の場合、地方税法第15条の7第5項により即時消滅が可能
破産免責効果	免責される（破産法第253条第1項）	免責されない（破産法第253条第1項）
徴収停止	可能（債権管理条例第11条）	不可
保護金品等との調整	不可	可能（生活保護法第78条の2）

強制執行	訴訟手続きにより可能（地方自治法第240条第2項、地方自治法施行令第171条の2）	国税徴収の例により差し押え等の滞納処分が可能（地方自治法第231条の3第3項）
------	---	---

（「生活保護債権（民子経理用）関係マニュアル」より）

2 債権の額

- (1) 各区における63条返還金と78条徴収金の平成30年度の債権状況は次頁以下の表のとおりである。
- (2) 市全体で見ると、平成30年度末の63条返還金、78条徴収金の収納未済額は約34億円と非常に高額となっている。63条返還金については、現年度の収納率が 80.33%であり、78条徴収金については、現年度でも収納率は約 7.70%しかない。また、滞納繰越分についての収納率は両債権合わせて7.63%しかないことから、63条返還金についてはいかに発生年度において回収するか、また78条徴収金については生活保護費を支給する前にいかに不正の状況を把握するかが重要となっている。

ア 現年度（平成30年度）63条返還金

（単位 件数：件、金額：円）

	【現年度】63条返還金（平成30年度決算）									
	調定額		収納額		不納欠損		収納未済額		収納率	順位
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
千種	196	76,650,609	133	66,560,853	0	0	63	10,089,756	86.84%	5
東	76	18,923,258	50	15,179,670	0	0	26	3,743,588	80.22%	12
北	255	74,153,087	187	64,873,485	0	0	68	9,279,602	87.49%	4
西	115	33,342,682	80	28,090,727	3	391,669	32	4,860,286	84.25%	8
中村	437	112,101,504	319	89,499,918	0	0	118	22,601,586	79.84%	13
中	150	36,291,145	88	29,533,525	0	0	62	6,757,620	81.38%	11
昭和	102	26,345,344	73	21,007,656	0	0	29	5,337,688	79.74%	14
瑞穂	105	20,378,861	85	18,967,792	0	0	20	1,411,069	93.08%	1
熱田	130	21,479,319	93	17,598,001	0	0	37	3,881,318	81.93%	10
中川	258	77,916,038	159	54,109,786	0	0	99	23,806,252	69.45%	19
港	348	92,302,840	232	69,634,851	0	0	116	22,667,989	75.44%	16
南	283	121,885,365	177	96,224,610	0	0	106	25,660,755	78.95%	15
守山	228	79,625,645	163	68,704,869	0	0	65	10,920,776	86.28%	6
緑	151	48,383,355	118	41,517,287	0	0	33	6,866,068	85.81%	7
名東	168	53,091,394	121	44,450,908	0	0	47	8,649,986	83.73%	9
天白	216	63,298,997	176	55,656,093	0	0	40	7,642,904	87.93%	3
楠	106	26,219,058	84	19,138,252	0	0	22	7,080,806	72.99%	18
山田	65	13,108,280	53	8,123,758	0	0	12	4,984,522	61.97%	20
富田	114	37,046,030	84	22,142,902	0	0	30	14,903,128	59.77%	21
南陽	31	9,251,201	23	6,849,380	1	407,320	7	1,994,501	74.04%	17
志段味	38	19,841,805	33	18,315,270	0	0	5	1,526,535	92.31%	2
徳重	58	12,923,929	37	6,998,129	0	0	21	5,925,800	54.15%	22
合計	3,630	1,074,559,746	2,568	863,177,722	4	798,989	1,058	210,583,035	80.33%	

イ 現年度（平成30年度）78条徴収金

（単位 件数：件、金額：円）

	【現年度】78条徴収金（平成30年度決算）									
	調定額		収納額		不納欠損		収納未済額		収納率	順位
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
千種	37	18,054,872	12	493,104	0	0	25	17,561,768	2.73%	20
東	13	2,618,024	3	275,332	0	0	10	2,342,692	10.52%	6
北	54	19,853,732	13	1,732,750	0	0	41	18,120,982	8.73%	8
西	22	3,667,095	10	388,623	0	0	12	3,278,472	10.60%	5
中村	65	23,282,781	17	1,688,372	0	0	48	21,594,409	7.25%	12
中	77	37,407,388	15	3,330,632	0	0	62	34,076,756	8.90%	7
昭和	26	15,372,712	6	1,217,523	0	0	20	14,155,189	7.92%	11
瑞穂	34	14,425,813	14	698,551	0	0	20	13,727,262	4.84%	16
熱田	25	8,585,310	7	975,286	0	0	18	7,610,024	11.36%	4
中川	74	28,262,704	16	1,179,024	0	0	58	27,083,680	4.17%	19
港	102	30,097,748	29	1,452,334	0	0	73	28,645,414	4.83%	17
南	103	33,565,577	26	2,206,687	0	0	77	31,358,890	6.57%	15
守山	56	19,212,161	12	1,276,146	0	0	44	17,936,015	6.64%	14
緑	52	14,978,536	13	677,122	0	0	39	14,301,414	4.52%	18
名東	42	14,915,712	8	1,241,270	0	0	34	13,674,442	8.32%	9
天白	59	8,513,294	32	3,693,808	0	0	27	4,819,486	43.39%	1
楠	19	3,598,186	6	520,231	0	0	13	3,077,955	14.46%	2
山田	26	5,682,118	7	463,058	0	0	19	5,219,060	8.15%	10
富田	12	3,782,338	2	252,700	0	0	10	3,529,638	6.68%	13
南陽	4	709,981	1	102,488	0	0	3	607,493	14.44%	3
志段味	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	－
徳重	7	3,403,466	1	18,839	0	0	6	3,384,627	0.55%	21
合計	909	309,989,548	250	23,883,880	0	0	659	286,105,668	7.70%	

ウ 滞納繰越分（平成29年度以前発生）63条、78条徴収金

（単位 件数：件、金額：円）

	【滞納繰越分】63条返還金、78条徴収金（平成30年度決算）									
	調定額		収納額		不納欠損		収納未済額		収納率	順位
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
千種	481	181,307,382	62	12,883,739	23	17,871,022	396	150,552,621	7.11%	15
東	188	58,246,332	25	4,706,519	2	401,240	161	53,138,573	8.08%	8
北	514	212,529,150	55	16,188,559	29	19,549,068	430	176,791,523	7.62%	12
西	378	173,049,567	31	9,883,961	13	9,692,304	334	153,473,302	5.71%	22
中村	698	279,853,053	107	21,474,314	37	11,782,471	554	246,596,268	7.67%	11
中	450	179,655,001	37	11,287,320	47	10,537,518	366	157,830,163	6.28%	20
昭和	262	99,252,024	28	6,116,881	10	3,205,271	224	89,929,872	6.16%	21
瑞穂	238	95,413,749	30	7,610,260	16	11,567,508	192	76,235,981	7.98%	9
熱田	266	127,279,096	32	9,118,572	19	11,503,301	215	106,657,223	7.16%	14
中川	666	269,635,398	61	19,687,745	43	12,748,230	562	237,199,423	7.30%	13
港	727	306,383,284	78	26,417,207	27	10,596,536	622	269,369,541	8.62%	6
南	899	412,490,671	76	28,202,954	64	38,285,579	759	346,002,138	6.84%	18
守山	366	164,748,286	48	16,819,263	13	8,103,183	305	139,825,840	10.21%	2
緑	275	131,059,486	26	8,867,586	11	9,364,258	238	112,827,642	6.77%	19
名東	365	164,905,310	55	14,839,829	22	19,822,858	288	130,242,623	9.00%	3
天白	384	112,169,891	48	11,815,598	29	9,262,386	307	91,091,907	10.53%	1
楠	145	58,795,729	16	5,269,688	9	5,417,503	120	48,108,538	8.96%	4
山田	241	126,478,566	13	9,934,532	3	6,769,345	225	109,774,689	7.85%	10
富田	404	184,674,997	45	13,068,844	17	5,840,876	342	165,765,277	7.08%	16
南陽	41	16,041,648	9	1,358,356	0	0	32	14,683,292	8.47%	7
志段味	10	3,507,406	3	241,895	0	210,000	7	3,055,511	6.90%	17
徳重	145	30,873,729	19	2,724,712	3	176,134	123	27,972,883	8.83%	5
合計	8,143	3,388,349,755	904	258,518,334	437	222,706,591	6,802	2,907,124,830	7.63%	

エ 現年度＋滞納繰越分 合計

(単位 件数：件、金額：円)

	【現年＋滞納繰越分】63条返還金、78条徴収金（平成30年度決算）									
	調定額		収納額		不納欠損		収納未済額		収納率	順位
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
千種	714	276,012,863	207	79,937,696	23	17,871,022	484	178,204,145	28.96%	5
東	277	79,787,614	78	20,161,521	2	401,240	197	59,224,853	25.27%	11
北	823	306,535,969	255	82,794,794	29	19,549,068	539	204,192,107	27.01%	8
西	515	210,059,344	121	38,363,311	16	10,083,973	378	161,612,060	18.26%	18
中村	1,200	415,237,338	443	112,662,604	37	11,782,471	720	290,792,263	27.13%	7
中	677	253,353,534	140	44,151,477	47	10,537,518	490	198,664,539	17.43%	20
昭和	390	140,970,080	107	28,342,060	10	3,205,271	273	109,422,749	20.11%	16
瑞穂	377	130,218,423	129	27,276,603	16	11,567,508	232	91,374,312	20.95%	14
熱田	421	157,343,725	132	27,691,859	19	11,503,301	270	118,148,565	17.60%	19
中川	998	375,814,140	236	74,976,555	43	12,748,230	719	288,089,355	19.95%	17
港	1,177	428,783,872	339	97,504,392	27	10,596,536	811	320,682,944	22.74%	12
南	1,285	567,941,613	279	126,634,251	64	38,285,579	942	403,021,783	22.30%	13
守山	650	263,586,092	223	86,800,278	13	8,103,183	414	168,682,631	32.93%	3
緑	478	194,421,377	157	51,061,995	11	9,364,258	310	133,995,124	26.26%	9
名東	575	232,912,416	184	60,532,007	22	19,822,858	369	152,557,551	25.99%	10
天白	659	183,982,182	256	71,165,499	29	9,262,386	374	103,554,297	38.68%	2
楠	270	88,612,973	106	24,928,171	9	5,417,503	155	58,267,299	28.13%	6
山田	332	145,268,964	73	18,521,348	3	6,769,345	256	119,978,271	12.75%	22
富田	530	225,503,365	131	35,464,446	17	5,840,876	382	184,198,043	15.73%	21
南陽	76	26,002,830	33	8,310,224	1	407,320	42	17,285,286	31.96%	4
志段味	48	23,349,211	36	18,557,165	0	210,000	12	4,582,046	79.48%	1
徳重	210	47,201,124	57	9,741,680	3	176,134	150	37,283,310	20.64%	15
合計	12,682	4,772,899,049	3,722	1,145,579,936	441	223,505,580	8,519	3,403,813,533	24.00%	

3 人員体制

(1) 区・支所の体制

返還金・徴収金の管理及び回収業務については、生活保護全体の事務処理の一部として、各区の民生子ども課において行われる。なお、支所（楠、山田、富田、南陽、志段味、徳重）においては、区民福祉課において行われる。いずれも形式的には、係長と経理担当者 1 名がその業務に携わっている。

なお、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「生活保護債権管理適正化推進事業」により債権管理嘱託員（以下「嘱託員」という。）が各区の民生子ども課に 1 名配置されることになった。支所においては、平成 26 年度末の未収債権件数が 400 件以上の富田支所区民福祉課のみに 1 名配置されている。

嘱託員は、係長及び経理担当者の指示のもと、査察指導員及び地区担当者（以下「CW」（ケースワーカー）という。）と連携を図りながら、以下の業務を実施する。

- (ア) 生活保護債権の債務を有する者（以下「債務者」という。）への納入通知書及び納付書の発行及び発送
- (イ) 納入通知書及び納付書に記載のある期限内に納付のない債務者に対する督促状の発行及び発送
- (ウ) 債務者のうち滞納のある者に対する催告
- (エ) 債務者の居所が不明となった場合の居所調査
- (オ) 債務者が死亡し相続人が不明な場合の相続人調査
- (カ) 納入済通知書の整理及び保管
- (キ) 生活保護債権の債権管理簿の整理
- (ク) その他、所長が必要と認めた業務

※（「生活保護債権管理適正化推進事業実施要領」第 3 条より）

よって、債権管理及び回収業務において、現状では嘱託員が大きな役割を果たしており、嘱託員が十分に機能している区では債権の回収率が高い。また、これらの業務は「生活保護システム」を活用し、相続

人調査等、専門性が高いものが含まれ、かつ債務者との折衝があるため、嘱託員には高度なスキルが要求される。

そして、嘱託員を募集するにあたっては、委嘱期間は原則 1 年であって、次の要件などが求められている。

- 1 次のいずれかに該当すること
 - ① 債権回収関連業務の従事経験が 1 年以上あること
 - ② 社会福祉事務所で生活保護業務の実務経験が通算で 1 年以上あること
- 2 パソコン（マイクロソフト社ワード入力・エクセルの表計算）の基本的な操作ができること

ただ、実際には、委嘱期間の途中（年度途中）に、退職等してしまうこともあり、このような場合には、次の嘱託員が配属されるまで他の職員が債権管理業務を担当することになり、業務が十分に実施できない状況となってしまう、また、期間満了で引き継ぎがなされるときも、必ずしも、業務の引き継ぎが十分でない状況も見受けられる。

嘱託員の採用、配転は、健康福祉局保護課で行っており、各区での嘱託員の従事状況は下表のとおりであるが、具体的には、北区では平成 29 年 4 月・5 月の間、港区では平成 30 年 6 月から 9 月までの間、嘱託員が全くいない期間となっており、緑区では、平成 30 年 4 月から採用したところ、同年 7 月に退職したため、平成 30 年 8 月の間は嘱託員が誰もおらず、更に、平成 30 年 9 月から雇用した者も平成 31 年 3 月末で退職してしまったため、平成 31 年 4 月から令和元年 6 月までの間、嘱託員が全くいない状態になってしまった。また、西区については、平成 31 年 4 月に新たに採用した嘱託員が同年（令和元年）10 月末をもって退職してしまっている。

なお、平成 28 年度から 3 年間同じ嘱託員である区については、平成 31 年 4 月に配置換えを行っている。

平成28年度より異動無し	千種区、中村区、中区、中川区、南区、富田支所
退職等により異動有り	西区、北区、港区、天白区、名東区
平成30年度から従事	東区、昭和区、瑞穂区、熱田区、守山区、緑区（2名退職）

【意見】

嘱託員の採用にあたっては、嘱託員の業務を遂行できるかどうかに注意を払うのはもちろんであるが、嘱託員の業務方法も個々の嘱託員に任せるのではなく、マニュアル化により、業務の引き継ぎに支障がない体制をとっておく必要がある。

また、採用後も嘱託員全員での研修会を積極的に行い、回収率が高い区の嘱託員のノウハウを共有するなど、嘱託員の事務処理能力の均一化を図るべきである。

(2) 市の体制

市においては、健康福祉局生活福祉部保護課において生活保護の事務処理を所管している。債権管理については、生活保護システムで管理される「生活保護返還金等債権管理簿兼調定繰越管理簿」において、各区・支所の債権の状況を把握し、適時、区・支所に対して指導している。

また、法施行事務監査として、各区における生活保護法の施行事務につき、その適否を関係諸法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討して、必要な是正改善措置を講ずることとして、毎年、各区と実施時期を調整の上、年1回実施している。

なお、平成28年度から平成30年度までは、一定の滞納額を基準として、「財政局債権管理推進室」へ債権管理の引継ぎが行われ、そこで生活保護債権が管理されていた。これについては、後ほど紹介する。

4 債権管理

(1) 業務の流れ

区において、債権の発生から納付までの処理の流れは以下のとおりである。

- ① C Wが債権の発生を確認し、起案後、63 条返還金債権は民生子ども課長又は区民福祉課長が決裁し、78 条徴収金債権については保健福祉センター福祉部長または支所長が決裁する。
- ② 返還金決定伺いと証拠書類を経理担当者とC Wが保管する。
- ③ 財務会計システムで調定入力をする。
- ④ 決定通知書・納入通知書・納付書を発送する。

②から③については主に経理担当者が行い、④については対象となる被保護者が保護受給中であればC Wが行い、保護廃止後であれば嘱託員が行うのが一般的であるが、区によっては役割が異なるケースもある。

全体的には、「生活保護債権（民子経理用）関係マニュアル」に業務処理の流れが記載されており、各区の担当者はこれを参考にしている。

管理台帳としては、名古屋市債権管理条例第4条に従い、「生活保護返還金等債権管理簿兼調定繰越管理簿」が生活保護システム上用意されている。

名古屋市債権管理条例

(管理台帳の整備)

第4条 市長等は、債権を適正に管理するため、次の各号に掲げる事項を記載した管理台帳(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。)を整備しなければならない。ただし、債権の管理上、市長等が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 債権の種類、金額及び履行期限
- (2) 債務者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- | |
|-------------------------------------|
| (3) 債務の履行の履歴
(4) その他市長等が必要と認める事項 |
|-------------------------------------|

ただ、各区にヒアリングをしたところ、管理帳票を出力して確認作業に活用するケースが多いとはいえ、中村区、名東区では特に活用していないとの回答だった。なお、天白区では、この台帳の他に嘱託員が独自の管理台帳を作成し活用している。

この点、マニュアルにおいても、債権管理事務において使用する書類・整備すべき書類としては、「債権管理簿兼調定繰越管理簿（もしくはそれに相当するもの）」とされており、必ずしも、債権管理簿でなくてもそれに相当するものの活用を認めているので、債権管理簿自体の活用である必要はないとの考えのようである。

ただ、債権管理簿自体でないとしても、当該担当者にしかわからない形での管理が望ましいとはいえない。

【意見】

ヒアリング及びアンケートから「生活保護返還金等債権管理簿兼調定繰越管理簿」が有効に活用されているとは言い難く、全く利用していない区もある。担当者が交替した時の事務引継の面からも、現場の意見を取り入れて債権管理に有益となる管理簿（少なくとも汎用性のあるもの）に修正することが望まれる。

(2) 債権の発生

ア 63 条返還金

63 条返還金債権は、以下の処理により決定される。

- | |
|---|
| ① 資力発生
② 返還額の決定（挙証資料を対象者から提出させる等、資力の確認）
③ 返還対象額の確定（支給した保護費と資力の対比） |
|---|

- ④ ケース診断会議の実施（実施機関の意思決定に基づき適用内容の是非について検討）
- ⑤ 債権決定（起案）

ア）平成 30 年度の 63 条返還金の発生要因を調査したところ、すべての区において、「各種年金の遡及受給」によるものが最も多く、全区の現年度調定件数 3、630 件のうち、これによるものが 1、469 件（40.5%）であった。ただ、「各種年金の遡及受給」は、すでに年金が受給できる状態であるにもかかわらず、その受給ができておらず、保護費を受給していれば、63 条返還金となり（なお、遡及期間が 3 か月程度のものであれば戻入対象とする）、また、年金が受給できるのにそれを秘して保護費を受給していれば、78 条徴収金の可能性もある。

この点については、市においても、老齢年金等受給資格点検事業を実施しており、各区に配置した生活保護年金等調査員を活用した調査を実施しているとのことであるが、保護費の支給にあたって、年金受給資格等も調査し、それに回答させ、明確な回答がえられない場合には、更に調査するなどすれば、少なくとも、不正に情報を開示せずに受給する 78 条徴収金以外は、かなり防ぐことができると考える。

【意見】

市においても、老齢年金等受給資格点検事業を実施しており、各区に配置した生活保護年金等調査員を活用した調査を実施しているとのことであるが、あらかじめ、年金受給資格等について、受給者に回答させたうえ、受給者から明確な回答がえられないような場合には、調査等によって情報を収集して、各種年金の遡及受給の発生を減少させることが望まれる。

イ）また、63 条返還金のなかには、区全体で 115 件（3.2%）と僅かではあるが、「扶助費算定誤り」によるものがあつた（なお、遡及

期間が 3 か月程度のものであれば戻入対象とする)。

【意見】

「扶助費算定誤り」の多くは区で防げる要因であり、市においても、CWへの指導や、保護決定時のチェック機能の強化を図っているとのことであるが、更に、指導等を徹底して、扶助費算定誤りが発生しないようにすることが必要である。

イ 78 条徴収金

78 条徴収金の債権は、以下の処理により決定される。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 不正の認定② 徴収額の決定（挙証資料を対象者から提出させる等、不正受給額の確認）③ 徴収対象額の確定（必要経費の控除）④ ケース診断会議の実施（実施機関の意思決定に基づき適用内容の是非について検討）⑤ 債権決定（起案） |
|---|

平成 30 年度の 78 条徴収金の発生要因を調査したところ、「稼働収入の無申告」または「稼働収入の過少申告」によるものが半数以上を占め、全区の現年度調定件数 909 件のうち、これによるものが 579 件（63.8%）であった。なお、これらの多くは年に一度行われる課税調査により判明するものであるが、本来は被保護者が保護費受給の際に申告すべきものである。その他の要因についても、「各種年金その他福祉各法に基づく給付金の無申告」や「交通事故の補償収入の無申告」、「預貯金等の無申告」など、すべて同様の趣旨のものである。また、前述のとおり、その後の債権回収が非常に困難となっている。

【意見】

78 条徴収金の発生要因はいわゆる不正受給にあたるものであり、かつ回収困難であるため、保護決定から受給中に至るまで、収入調査を

厳格に行うことが望まれる。

ウ 督促

納付書の納付期限に納付されなかった債権については、納付期限の翌々月の10日までに督促状を発送するように、マニュアルに定められている。納付期限は債権ごとに異なるため、各区において毎月督促状の発行処理は発生する。督促状は現ケースの場合はC Wが直接手渡しすることが多く、保護廃止ケースは郵送することが多い。郵送の場合、債務者が転居等して、郵便が届かない場合には、督促状が返戻される。

返戻された督促状については、その債務者の居所調査を行い、所在を判明させる。

なお、督促状を送付する際に、納付書を同封するか否かについては、各区で対応は異なっているが、同封しないケースが多く、金額が寡少で支払い可能と判断できる場合に、同封することがある。

各区における平成30年度の返還金・徴収金の督促状の発行件数および返戻件数、その後の居所調査の件数は下表のとおりである。

返還金・徴収金 督促状の各件数（平成30年度）（単位：件）			
区	発行	返戻	調査
千種	496	0	0
東	196	4	4
北	349	不明	不明
西	295	不明	0
中村	395	5	3
中	390	3	3
昭和	125	0	0
瑞穂	151	2	2
熱田	216	0	0
中川	714	1	不明
港	658	1	0
南	1, 125	0	0
守山	283	4	3
緑	650	30	10
名東	297	3	3
天白	349	7	4
合計	6, 689	60	32

※支所については、アンケート未実施

※天白区については、保護廃止債権のみ集計

「不明」とは区で状況を把握していないことであり、上記のように、督促状の返戻件数やその後の調査件数が不明の区がある。

【指摘】

督促状の返戻件数が把握できていない場合、再度同じ居所へ督促状や催告書を送付することになり、効率的な債権管理が行われないことから、返戻件数の確認と返戻があった場合はマニュアルに沿って漏れなく居所調査を実施するべきである。

(3) 催告

督促を行ってもなお未納の債務者については、2月と9月の年2回、催告書を発行している。これとは別に必要に応じて電話催告する場合

もある。

催告書の発行については、全ての未納者について一括して行うため、事務処理が集中する。そのため、事前準備等も含めて2月、9月にとられずにその前後で発行している区もある。

なお、催告書発行の際に納付書を同封するかどうかについては、督促状と同様の状況となっている。

各区における平成30年度の催告書の発行件数および返戻件数、その後の居所調査の件数は下表のとおりである（なお、催告書の発送件数は、催告書を発送した延べ件数である）。

返還金・徴収金 催告書の各件数（平成30年度）（単位：件）			
区	発行	返戻	調査
千種	1,069	4	4
東	315	10	10
北	1,104	18	18
西	542	不明	不明
中村	514	29	8
中	921	3	2
昭和	266	2	2
瑞穂	462	3	3
熱田	198	8	8
中川	813	12	4
港	698	10	10
南	1,078	10	7
守山	385	13	9
緑	781	15	6
名東	684	19	19
天白	319	3	0
合計	10,149	159	110

※支所については、アンケート未実施

※天白区については、保護廃止債権のみ集計

西区では、返戻件数、調査件数とも把握していないとの回答を得た。

【指摘】

督促状と同様、返戻件数の確認と返戻があった場合はマニュアルに沿って漏れなく居所調査を実施するべきである。

(4) 不納欠損

返還金・徴収金が不納欠損となる要件は以下のとおりである。

- ・ 消滅時効に係る時効期間が満了したとき
- ・ 非強制徴収公債権において、名古屋市債権管理条例第 12 条第 1 項各号の規定により債権放棄をしたとき

例としては、①債務者が破産法の規定によりその責任を免れたとき、②徴収停止の措置をとった日から 1 年を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているとき、③債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続を放棄した場合が挙げられる。（「生活保護債権（民子経理用）関係マニュアル」より）

平成30年度の各区の不納欠損処理の件数・金額とともに、そのなかで割合が多い、時効、破産・免責、相続人不存在による場合の内訳を次の表で表す（なお、不納欠損の理由としては、これ以外にも、無資力、徴収停止、処分停止などがある）。

返還金・徴収金不納欠損額と内訳（平成30年度）（単位：件、円）								
区・支所	不納欠損額		主な内訳					
	件数	金額	時効		破産・免責		相続人不存在	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
千種	47	17,871,022	43	8,382,670	1	1,228,293	1	1,362,666
東	6	401,240	6	401,240	0	0	0	0
北	57	19,549,068	44	13,302,937	6	3,485,978	5	1,405,653
西	23	10,083,973	21	5,575,583	1	714,536	1	3,793,854
中村	41	11,782,471	36	9,589,939	0	0	2	431,482
中	36	10,537,518	35	10,251,954	1	285,564	0	0
昭和	16	3,205,271	15	3,130,196	1	75,075	0	0
瑞穂	19	11,567,508	5	266,800	0	0	11	9,125,003
熱田	27	11,503,301	25	8,319,584	0	0	2	3,183,717
中川	57	12,748,230	49	5,760,951	3	2,240,239	5	4,747,040
港	40	10,596,536	28	3,354,623	0	0	2	363,260
南	106	38,285,579	86	25,846,998	1	582,882	13	10,322,001
守山	23	8,103,183	16	5,523,408	3	183,994	1	13,165
緑	20	9,364,258	18	8,868,108	2	496,150	0	0
名東	33	19,822,858	29	12,663,642	0	0	2	3,146,497
天白	42	9,262,386	37	6,790,028	3	1,499,755	0	0
楠	15	5,417,503	13	3,226,727	0	0	2	2,190,776
山田	10	6,769,345	9	797,239	0	0	0	0
富田	26	5,840,876	21	5,213,162	0	0	5	627,714
南陽	3	407,320	2	100,000	0	0	1	307,320
志段味	2	210,000	2	210,000	0	0	0	0
徳重	7	176,134	7	173,134	0	0	0	0
合計	656	223,505,580	547	137,748,923	22	10,792,466	53	41,020,148

不納欠損額は平成30年度で約2億2350万円となっており、その内訳としては、時効によるものが最も多い。

保護費については、4分の3が国庫負担金として市に交付され、市固有で負担する金額は4分の1にとどまるが、不納欠損した場合の国庫

負担金の問題については、生活保護法返還金・徴収金だけでなく、生活保護費戻入金も含めての問題である。そのため、４項で、改めて、論じる。

(5) 口座引落

口座引落は、債権決定の通知書を送付し、かつ履行延期（分割）をした後に行うこととなっている。健康福祉局保護課から各区に対して未収金圧縮を目的とした口座引落の推奨が図られているが、口座引落は本人の意思に基づくものとなっており、また口座振替依頼書等の記入または押印が正確に出来ないケースが多いこと、口座の残高が不足している等の理由により、十分な実績を得られていない状況にある。

各区・各支所の平成 29 年度、平成 30 年度の平均口座引落率は下表のとおりである。

各区・各支所口座引落率（年間平均）

	H29年度	H30年度		H29年度	H30年度
千種区	23.48%	25.79%	南区	19.98%	21.25%
東区	18.30%	28.99%	守山区	20.05%	21.54%
北区	15.39%	21.50%	緑区	22.87%	26.08%
西区	10.57%	13.68%	名東区	13.01%	21.81%
中村区	24.04%	28.93%	天白区	21.15%	31.82%
中区	16.64%	20.64%	楠支所	18.56%	27.64%
昭和区	20.43%	26.58%	山田支所	21.62%	27.04%
瑞穂区	15.44%	20.11%	富田支所	22.82%	27.85%
熱田区	23.24%	25.84%	南陽支所	21.46%	42.07%
中川区	22.25%	25.59%	志段味支所	0.00%	1.88%
港区	17.41%	28.69%	徳重支所	15.98%	17.52%
区・支所平均				19.53%	24.63%

口座引落率は、（口座引落件数／債権件数）により、算出している。全体的に平成 30 年度の口座引落率が上昇しているものの、区・支所によってばらつきがある。

(6) 78 条の 2 に基づく調整

平成 26 年 7 月以降に発生した、78 条の徴収金（強制徴収公債権）については、被保護者に対して保護金品及び就労自立給付金を交付する際に、保護金品の一部及び就労自立給付金の全部又は一部を徴収金の納付に充てることができる（名古屋市生活保護法第 78 条の 2 に基づく調整事務取扱要綱第 1 条、第 2 条）。

ただし、この調整は被保護者からの申出があった場合において、当該被保護者の生活の維持に支障がないと認められるときに行われるものである（名古屋市生活保護法第 78 条の 2 に基づく調整事務取扱要綱第 3 条）。よって、本人の申出を得ることが困難であり、高額な調整を行うことも難しいことから、下表のように調整を実施している区・支所は少ない。

しかし、そもそも不正受給により発生した強制徴収公債権であり、即時に徴収すべき性質のものである。

各区・各支所 調整実績（平成30年度）

	件数（件）	金額（円）		件数（件）	金額（円）
千種区	38	435,000	南区	0	0
東区	0	0	守山区	0	0
北区	0	0	緑区	8	91,835
西区	0	0	名東区	0	0
中村区	0	0	天白区	48	128,500
中区	0	0	楠支所	0	0
昭和区	0	0	山田支所	0	0
瑞穂区	50	250,000	富田支所	0	0
熱田区	0	0	南陽支所	0	0
中川区	0	0	志段味支所	0	0
港区	58	323,000	徳重支所	0	0
			合計	202	1,228,335

【意見】

収納未済額が高額である現状においては、78条の 2 に基づく調整を積極的に行うことが望まれる。

(7) 延滞金

「税外収入の延滞金の徴収に関する条例」において、納期限までに納付のなかった債権については、延滞金が発生することになっているが、保護課の裁量で、返還金・徴収金については延滞金を発生させていない。

この点、担当課としては、延滞金を発生させると、年 14.6%の未収金が増加し続けていく上に、履行延期した債権の管理、遅れて納付する場合の都度の延滞金の計算等、現場の事務負担が著しく増大して対応できないことを理由に延滞金を発生させていないとしている。

ただ、条例に反する運用は認めることはできず、条例の条項の見直し、免除の活用を含めた規則の制定を行う等、対応すべきものである。

税外収入の延滞金の徴収に関する条例

(延滞金)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、収入金額に年14.6パーセント(督促をする前の期間又は督促状に指定した期限以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる収入金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその収入金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(免除)

第2条 市長は、不慮の災害その他特別の事由があると認めるときは、前条の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【指摘】

延滞金については、適正な納付を促すためにも徴収すべきであり、免除の活用を含め運用を見直すべきである。

5 不納欠損の処理と国庫負担金について

- (1) 保護費については、前記のとおり、4分の3が国庫負担金として市に交付されるため、市固有の負担額は4分の1である。

そのため、一旦支払われた保護費が、返還・徴収等の対象になれば、当該保護費の4分の3に相当する国庫負担金も返還（控除）の対象となるが、適正に処理された不納欠損額については、返還・徴収等の対象から差し引くことができ、国庫負担金の返還（控除）も必要がない扱いとなっている。

- (2) つまり、返還金・徴収金等のうち、適正に不納欠損がなされたものは、返還金・徴収金等のなかでも、国庫負担金の返還の対象にしないことになった。言い換えれば、保護費のうち4分の3が、国庫負担金として国から市に交付されるため、返還金・徴収金などがあれば、返還対象となるため、保護費から控除されるが、適正に不納欠損がなされたものは、返還金・徴収金等から控除される。つまり、一旦、返還金・徴収金等として、国庫負担金（4分の3）が返還されるが、適正に不納欠損処理がなされたものは、改めて、市への交付対象となる。

- (3) ところで、平成30年度に、63条返還金、78条徴収金等について、不納欠損がなされた金額・件数と、そのうち、適正に不納欠損処理されたものを次に表す。

内 容	自治体において不納欠損 処理されたもの（Ａ）		（Ａ）のうち、適正に不 納欠損処理されたもの	
	件数	金 額（円）	件数	金 額（円）
63条返還金	324	64,438,785	240	46,813,697
78条徴収金（※1）	332	159,066,795	270	136,317,214
77条徴収金	0	0	0	0
その他（※2）	508	26,759,861	328	17,404,131
合 計	1,164	250,265,441	838	200,535,042

※1 78条徴収金のなかには、同条第1項及び第3項による加算金は除いてある。

※2 その他は、生活保護費戻入金を意味する。

このなかで、適正に不納欠損処理されたものとは、適正に納入指導や時効中断措置を行った結果、やむを得ない事由により不納欠損になったものであるのに対し、適正でない不納欠損処理とは、督促・催告、相続人調査等が適正に行われていなかった場合などが挙げられる。

そして、63条返還金については、84件（324件－240件）、78条徴収金については、62件（332件－270件）、生活保護費戻入金については、180件（508件－328件）、合計326件が、平成30年度に適正に不納欠損処理がなされなかったものであるが、各区において、不納欠損処理が適正でないとされた理由と件数を次に表す。

この表によると、不納欠損処理が適正でないとされる理由の一番多いのが相続人調査であり、二番目が催告、三番目が居所調査である。

適正に処理できなかった（国庫請求することができなかった）内訳（単位：件）

	督促不十分	催告不十分	居所調査不十分	相続人調査不十分	相続人へのはたらきかけ不十分	その他	合計
千種	0	1	5	33	1	0	40
東	0	0	1	2	1	0	4
北	0	9	5	30	0	0	44
西	0	2	1	6	0	0	9
中村	1	3	0	32	1	0	37
中	0	4	2	25	0	0	31
昭和	0	0	2	5	0	0	7
瑞穂	0	0	0	2	0	0	2
熱田	0	1	2	13	2	0	18
中川	8	2	0	2	0	0	12
港	0	0	1	5	0	0	6
南	6	1	0	26	0	0	33
守山	0	1	0	1	1	2	5
緑	0	4	0	4	0	0	8
名東	0	2	0	8	0	0	10
天白	0	5	3	25	0	0	33
楠支所	2	0	0	5	0	0	7
山田支所	0	1	3	1	0	0	5
富田支所	0	1	0	0	0	0	1
南陽支所	1	0	0	1	0	0	2
志段味支所	1	0	0	0	0	0	1
徳重支所	6	0	1	4	0	0	11
合計	25	37	26	230	6	2	326

ところで、前記のとおり、不納欠損処理したものについても、その 4 分の 3 を国庫負担金で賄うことができ、その場合には、市の負担は 4 分 1 にとどまるどころ、適正に不納欠損処理がなされていないものについては、国庫負担金が交付されず、全額、市の負担となる。

そのため、不納欠損処理がなされた約 2 億 5026 万円のうち、適正に処理がなされた約 2 億 0053 万円を除いた約 4973 万円の保護費については、

適正に不納欠損処理がなされていれば、4分の3が国庫負担金で補填されたところ、適正に不納欠損処理がされていなかったため、適正に処理されていれば負担する必要がなかった3700万円余（約4973万円×3／4）の金額が市の負担となったといえる。

【指摘】

平成30年度の不納欠損されたもののうち、催告、居所不明者の居所調査、相続人調査などが不十分であったものが、約4973万円あったため、これらについては、適正に処理されていれば、4分の3（ただし、配偶者支援金については全額）を国庫負担金で補填することができたところ、適正に処理されていれば負担する必要がなかった3700万円以上の金額（約4973万円の4分の3）を市が負担することになった。

適正に催告、居所調査、相続人調査などを行い、本来、国庫負担金で補填がなされる金額が受けられないような事態にならないよう債権管理・回収を行うべきである。

特に、債務者が死亡したときの相続人調査、相続人への働きかけが不十分である場合が多いので、注意を要する。

- (4) なお、保護課から財政局へ提出する「債権管理実施計画書」（生活保護法返還金・徴収金に関するもの）によると、平成29年度、30年度の、「催告」の実施状況と実施結果において、「滞納のある全債務者に対して催告書を送付した。（または催告書の発行を行った。）」との記載がある。

しかし、上記表において催告不十分とされるのが37件あるため、催告書の発行が適正になされていたとはいえないことになる。

【指摘】

債権管理実施計画書について、正しい内容の記載をして報告すべきである。

第3 生活保護費戻入金

1 債権の概要

- (1) 生活保護費戻入金は、生活保護費を過払い、誤払いをした場合の返金であり、非強制徴収公債権である。

この戻入金債権については、当該年度中に返金されたものについては、「戻入」であって、歳入とはならないため、調定されることはなく、当該年度中に返金されなかった場合に債権として調定されることになる。

つまり、過年度分債権が、出納閉鎖期間が経過した6月1日に発生し、毎年計上されるのであり、現年度分は存在しないことになる。

地方自治法施行令

(過年度の収入)

第160条 出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。

[参考]

(誤払金等の戻入)

第159条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

- (2) 過払いが発生する原因は、収入申告（就労・年金等）の遅れ、世帯員減（転出・死亡）、失踪などであるが、各区民生子ども課のアンケート結果をみると、収入申告の遅れを理由とするものが多いとの回答をする区が多かった（ほとんどが収入申告の遅れを理由とする区もいくつかあった）。

この収入申告の遅れを原因とする場合は、生活保護受給者に、最低生活費を超える収入が認められれば、当然、受給資格を喪失することに

なるが、その情報が把握できない場合には、生活保護費の支給がなされたままになってしまい、本来、受給できない者に生活保護費が支給され、過払いが発生してしまうため、その返還を求めることになる。

なお、生活保護費の内容については、第 2 の 1(1)で記載したとおりである。

2 債権管理・回収体制

生活保護費戻入金債権の管理・回収については、生活保護法返還金・徴収金の管理・回収業務を行っている者が行っている。

そのため、第 2 の 3 記載のとおりである。

3 債権の管理・回収方法

- (1) 生活保護費戻入金については、生活保護費と同じ、生活保護システム（以下「生保システム」という。）によって管理がなされている。

その手続きの流れは次のとおりである。

- ① 財務会計総合システムにて戻入決定
- ② 返納通知書・納付書出力
- ③ 出納閉鎖後、未納分について「個別調定」で入力
- ④ 生保システムにて納付書を出力
- ⑤ （債権管理簿兼調定繰越管理簿の出力）

そして、延滞金については、マニュアルによれば、

- ① 財務会計総合システムにて「事前調定」で入力→納付書発行→送付
- ② 区民生子ども課で債権の決定登録
- ③ 納入通知書・納付書のファイルアウトでの出力
- ④ 必要に応じて、債権管理簿の出力

となっている。

ただ、延滞金については、全市的に徴収しない扱いとなっているとのことである。

この点、生活保護法返還金・徴収金（第 2 の 4(7)）に記したように、担当課としては、延滞金を発生させると、年 14.6%の未収金が増加し

続けていく上に、履行延期した債権の管理、遅れて納付する場合の都度の延滞金の計算等、現場の事務負担が著しく増大して対応できないことを理由に延滞金を発生させていないとする。

しかし、延滞金については、税外収入の延滞金の徴収に関する条例により、徴収することになっており、一定の場合に免除ができるだけであり、条例に反する運用は認めることはできない。

条例の条項の見直し、免除の活用を含めた規則の制定等で対応すべきものである。

税外収入の延滞金の徴収に関する条例 (延滞金) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 1 項の規定による督促をした場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、収入金額に年 14.6 パーセント(督促をする前の期間又は督促状に指定した期限以前の期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。 2～3 (略) (免除) 第 2 条 市長は、不慮の災害その他特別の事由があると認めるときは、前条の延滞金の全部又は一部を免除することができる

【指摘】

全市的に延滞金を徴収しないとの扱いをしており、各区民生子ども課は、その扱いに従っているだけであるが、そもそも、延滞金を一律徴収しないとの扱いは条例に反するものであって、条例に従って行うべきである。

延滞金については、適正な納付を促すためにも徴収すべきであり、免除の活用を含め運用を見直すべきである。

4 債権の金額・回収状況等

- (1) 平成 30 年度における各区の生活保護費戻入金債権について、次の表で、債権額（調定額）とともに、その債権のうち、収納額、不納欠損額を明らかにし、収入未済額を示す。合わせて、各区の収納率（収納額／債権額）も示す。なお、調定額、収入額、不納欠損額にかっこ書で記載してあるのは、件数である。

（単位：円）

H30 年度	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額	収納率
千種区	21, 154, 356 (432)	1, 280, 172 (27)	1, 797, 847 (40)	18, 076, 337	6. 05%
東区	6, 177, 492 (115)	352, 460 (10)	82, 488 (3)	5, 742, 544	5. 71%
北区	35, 454, 293 (593)	3, 273, 914 (75)	5, 944, 284 (49)	26, 236, 095	9. 23%
楠支所	8, 308, 184 (171)	977, 288 (18)	415, 063 (14)	6, 915, 833	11. 76%
合計	43, 762, 477 (764)	4, 251, 202 (93)	6, 359, 347 (63)	33, 151, 928	9. 71%
西区	14, 114, 398 (278)	716, 253 (21)	1, 578, 455 (25)	11, 819, 690	5. 07%
山田支所	8, 420, 046 (160)	826, 540 (17)	233, 450 (2)	7, 360, 056	9. 82%
合計	22, 534, 444 (438)	1, 542, 793 (38)	1, 811, 905 (27)	19, 179, 746	6. 85%
中村区	25, 782, 685 (448)	1, 737, 881 (46)	2, 200, 952 (34)	21, 843, 852	6. 74%
中区	24, 939, 641 (517)	1, 394, 219 (34)	3, 164, 747 (97)	20, 380, 675	5. 59%
昭和区	10, 543, 247 (205)	583, 239 (19)	96, 491 (3)	9, 863, 517	5. 53%
瑞穂区	7, 899, 048 (160)	910, 254 (19)	812, 941 (18)	6, 175, 853	11. 52%
熱田区	11, 171, 627 (235)	825, 792 (16)	1, 267, 513 (26)	9, 078, 322	7. 39%
中川区	12, 269, 552 (202)	1, 424, 666 (22)	893, 094 (13)	9, 951, 792	11. 61%
富田支所	1, 941, 605 (33)	289, 480 (2)	0 (0)	1, 652, 125	14. 91%
合計	14, 211, 157 (235)	1, 714, 146 (24)	893, 094 (13)	11, 603, 917	12. 06%
港区	11, 133, 500 (217)	1, 337, 390 (26)	385, 976 (7)	9, 410, 134	12. 01%
南陽支所	2, 160, 393 (38)	253, 383 (8)	0 (0)	1, 925, 010	11. 73%
合計	13, 293, 893 (255)	1, 572, 773 (34)	385, 976 (7)	11, 335, 144	11. 83%
南区	37, 591, 805 (716)	3, 346, 961 (67)	3, 925, 610 (68)	30, 319, 234	8. 90%

守山区	12,367,080	(231)	1,153,273	(24)	403,540	(10)	10,810,267	9.33%
志段味支所	626,499	(16)	44,903	(2)	125,098	(1)	456,498	7.17%
合計	12,993,579	(247)	1,198,176	(26)	528,638	(11)	11,266,765	9.22%
緑区	25,607,570	(553)	1,701,626	(39)	198,285	(4)	23,707,659	6.65%
徳重支所	9,749,851	(191)	479,670	(12)	380,467	(8)	8,889,714	4.92%
合計	35,357,421	(744)	2,181,296	(51)	578,752	(12)	32,597,373	6.17%
名東区	15,368,980	(326)	1,521,679	(33)	858,241	(16)	12,989,060	9.90%
天白区	11,309,120	(250)	1,450,949	(38)	1,995,319	(43)	7,862,852	12.83%
合計	314,090,972	(6,087)	25,863,992	(575)	26,759,861	(481)	261,467,119	8.23%

※収入未済額＝A－B－C

(2) 不納欠損額の推移

各区における平成28年度から平成30年度までの不納欠損額を明らかにする。

不納欠損一覧

(単位：円)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
千種区	930,916 (817,248)	19 (17)	943,610 (840,870)	22 (21)	1,797,847 (1,423,681)	42 (38)
東区	205,429 (62,568)	4 (1)	202,986 (202,986)	8 (8)	82,488 (82,488)	3 (3)
北区	4,833,273 (4,833,273)	70 (70)	479,227 (0)	6 (0)	5,944,284 (4,782,683)	102 (86)
楠支所	202,271 (202,271)	4 (4)	318,898 (311,173)	7 (6)	415,063 (415,063)	15 (15)
合計	5,035,544 (5,035,544)	74 (74)	798,125 (311,173)	13 (6)	6,359,347 (5,197,746)	117 (101)

西区	1, 999, 324 (1, 999, 324)	39 (39)	258, 913 (258, 017)	5 (4)	1, 578, 455 (1, 578, 455)	25 (25)	
	山田支所	468, 648 (468, 648)	13 (13)	162, 440 (162, 440)	3 (3)	233, 450 (233, 450)	2 (2)
	合計	2, 467, 972 (2, 467, 972)	52 (52)	421, 353 (420, 457)	8 (7)	1, 811, 905 (1, 811, 905)	28 (28)
中村区	4, 053, 426 (4, 053, 426)	69 (69)	2, 050, 054 (2, 012, 994)	33 (32)	2, 200, 952 (2, 200, 952)	34 (34)	
中区	1, 853, 910 (1, 731, 020)	38 (36)	2, 371, 939 (1, 763, 038)	53 (43)	3, 164, 747 (3, 014, 345)	59 (56)	
昭和区	601, 227 (601, 227)	15 (15)	821, 715 (673, 155)	17 (11)	96, 491 (96, 491)	3 (3)	
瑞穂区	889, 164 (407, 014)	15 (9)	917, 073 (526, 021)	19 (12)	812, 941 (258, 562)	18 (6)	
熱田区	597, 491 (575, 802)	17 (16)	1, 841, 936 (1, 567, 236)	26 (23)	1, 267, 513 (1, 267, 513)	26 (26)	
中川区	475, 330 (475, 330)	9 (9)	621, 731 (505, 182)	11 (8)	893, 094 (173, 124)	13 (6)	
	富田支所	583, 472 (551, 600)	11 (10)	17, 860 (17, 860)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	合計	1, 058, 802 (1, 026, 930)	20 (19)	639, 591 (523, 042)	12 (9)	893, 094 (173, 124)	13 (6)
港区	515, 760 (507, 638)	11 (10)	1, 206, 038 (0)	20 (0)	385, 976 (0)	7 (0)	
	南陽支所	0 (0)	0 (0)	86, 301 (86, 301)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	合計	515, 760 (507, 638)	11 (10)	1, 292, 339 (86, 301)	22 (2)	385, 976 (0)	7 (0)

南区	2, 935, 698 (2, 600, 351)	52 (48)	3, 394, 017 (2, 774, 030)	59 (52)	3, 925, 610 (3, 446, 042)	72 (66)
守山区	41, 175 (41, 175)	1 (1)	225, 174 (123, 480)	4 (2)	403, 540 (237, 706)	10 (7)
志段味支所	0 (0)	0 (0)	25, 080 (25, 080)	2 (2)	125, 098 (0)	1 (0)
合計	41, 175 (41, 175)	1 (1)	250, 254 (148, 560)	6 (4)	528, 638 (237, 706)	11 (7)
緑区	246, 172 (246, 172)	5 (5)	950, 938 (478, 846)	17 (9)	198, 285 (64, 942)	4 (2)
徳重支所	181, 562 (181, 562)	7 (7)	794, 736 (758, 936)	16 (15)	380, 467 (380, 467)	12 (12)
合計	427, 734 (427, 734)	12 (12)	1, 745, 674 (1, 237, 782)	33 (24)	578, 752 (445, 409)	16 (14)
名東区	314, 948 (314, 948)	5 (5)	1, 140, 832 (1, 140, 832)	25 (25)	858, 241 (858, 241)	17 (17)
天白区	168, 367 (166, 367)	10 (10)	287, 464 (0)	3 (0)	1, 995, 319 (1, 610, 920)	43 (35)

※下段のかっこ書きは時効による不納欠損の額、件数を表す

ア 債権放棄については、名古屋市債権管理条例で、下記のとおり記されており、不納欠損事由としては、①破産・免責、②時効、③無資力、④居所不明、⑤相続人不存在、の分類でアンケートを行ったところ、現実には、時効期間経過を理由とするものが、かなりの割合を占めており、平成 28 年度には、北区（支所除く）が 483 万 3273 円、中村区が 405 万 3426 円もの金額を各々不納欠損しているが、すべてが時効を理由とするものであり、他の理由とする不納欠損処理はなされていない。

名古屋市債権管理条例

(放棄)

第 12 条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。
- (2) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (3) 債務者が無資力の状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 前条の措置(引用注：徴収停止)をとった日から相当の期間を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているとき。
- (5) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であって、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

イ 居所調査、相続人調査等との関係

ア) 名東区では 3年間で47件(合計 231万4021円)の不納欠損処理をしているが、すべての処理が時効を理由とするものである。

また、西区では、山田支所を含め、3年間で88件(合計 470万1230円)の不納欠損処理をしているが、時効以外での処理は、平成29年度に西区(支所除く)で行われた破産・免責を理由とする1件(896円)だけであり、中村区においても、3年間で136件(合計 830万4432円)の不納欠損処理をしているが、時効以外での処理は、平成29年度の無資力を理由とする1件(3万7060円)だけである。

イ) この点、全区に向けて行ったアンケートによると、上記 3 区の回答は次のとおりである。

a) 名東区では、上記のとおり、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、時効以外の理由での不納欠損処理が行われておらず、居所調査、相続人調査が十分でなかったと思われる。

ただ、アンケート結果によると、名東区では、居所調査については、基本は全件調査をするとの回答で、金額の多いものや発生時期の早いものから順次行っているとしており、相続人調査においても、同様に、基本は全件調査であるが、順次調査をしているとする。

この点を確認したところ、名東区では、従前は、所在調査、相続人調査は十分でなかったが、平成 30 年度の途中から、債権管理嘱託員が配属されたため、不納欠損処理に必要な調査も行われるようになっていたため、上記のようなアンケート結果になったとのことである。

b) 中村区においては、居所調査については、発送前に生保システムで調査をするだけで、住民票、戸籍附票調査はしておらず、相続人調査についても全件調査をしているものではなく、調査をするものとししないものとの基準はなく、調査すべきものもすべてしていないとのことである。しかも、相続人調査の実績などは全く把握できていないとのことであり、調査が十分になされているとは考えられない。

ただ、令和元年度においては、令和 2 年 1 月末の時点で、年度内になされた調査が 35 件（居所調査 31 件、相続人調査 4 件）で、時効以外の理由での不納欠損も 13 件（破産 3 件、徴収停止 7 件、相続人不存在 3 件）あるとのことである。

このことから、中村区においても、調査を行うことに関しての改善が進んでいるといえる。

c) 西区においては、居所調査については、徴収、放棄の可能性を個々に判断して調査しているとの回答であるが、いつ調査をする

かもケースによるとのことであった。また、相続人調査についても、ケースごとに判断することであるが、結局、嘱託員の業務量・能力によるとするだけであった。

このように、居所調査、相続人調査について、何らかの基準があるわけではなく、個々の案件ごとに判断しているにとどまり、具体的な調査対象件数、調査した件数、判明した件数などはすべて不明であるとの回答であり、整理して、十分な調査がなされているようには思えない。

d) 時効以外の理由での不納欠損をほとんど行っていなかった区においては、従前においては、居所調査、相続人調査が十分になされていなかったことは間違いないところであるが、かなり改善が図られているといえる。

ウ) 他の区のアンケート結果をみると、居所調査、相続人調査ともに全件行っているとの回答は、瑞穂、港、守山（守山は追跡不能のものはしていないとの回答であり、調査はすべてしているものと思われる）であり、千種区においては、居所調査はすべて実施し、相続人調査は 50 万円以上のものを実施するという明確な基準をもって調査をしている。

そして、昭和区が居所調査は原則全件調査、相続人調査も全件調査をしているとの回答ではあったが、死亡時期が近いものや債権額の大きいものから順次調査しているとのことで、全件調査をしているかが明らかでない。

それ以外の区については、相続人調査については、中区が、債権額が大きいものや調査指示があったものを優先的に行う、熱田区が相続人調査は全件調査とするものの、未着手のものがあるとしているほかは、高額者等から順次行っているとしていると回答する区が多く、居所調査は全件行っている区が多い。ただ、居所調査についても、すべてを行うのは業務上不可能（緑区）、全件したい（中川区）との回答があった。

エ) これらのアンケート結果をみると、居所調査は、基本的に住基情

報によって確認し、市外に転居した場合も住民票、戸籍の附票を取り寄せるなどの調査にとどまるのに対し、相続人調査の場合は、出生から死亡までの戸籍の調査をするなど時間がかかることから、すべての案件について調査ができていない区が多いのが、現実と思われる。

【意見】

他の業務との関係があるとはいえ、特に、相続人調査を行ったうえ、相続人の存在、相続放棄の有無などを確認することが必要であり、これらの調査がなされないまま、時効期間の経過を待って不納欠損処理をするというのは望ましいものではない。

これらについては、実施している区もあるが、特に、中村区、西区、名東区に対しては改善を求める。

ウ 時効期間経過を理由とする不納欠損処理

ア) 時効期間経過による不納欠損処理が、北区（支所除く）においては、平成 28 年度に 70 件（483 万 3273 円、平成 29 年度が 0 件、平成 30 年度が 86 件（594 万 4284 円）となっており、西区（支所除く）では平成 28 年度に 39 件（199 万 9324 円）、平成 29 年度が 4 件（25 万 8017 円）、平成 30 年度が 24 件（151 万 7550 円）となっており、平成 29 年度だけ極端に処理件数が少ない。また、天白区については、時効による不納欠損が、平成 28 年度が 16 万 6367 円（10 件）、平成 29 年度が 0 件であったところ、平成 30 年度には、161 万 0920 円（35 件）と急激に増加し、その結果、不納欠損額も平成 28 年度が 16 万 8367 円（10 件）、平成 29 年度が 28 万 7464 円（3 件）であったところ、平成 30 年度には 199 万 5319 円（43 件）に増額している。

イ) このように、時効期間による処理件数が年度によって大きく異なり、特に、北区（支所除く）や天白区の平成 29 年度のように、その年度に時効期間が経過したものが 0 件であることはありえず、実際には、時効期間が経過したにもかかわらず、年度内に処理がな

されていなかったものと思われる。

ウ) そこで、この点について、確認したところ、次のような事実が明らかになった。

a) 北区については、平成 29 年度に時効の不納欠損処理を財務システムで行っていなかったため、やむなく平成 30 年度にて不納欠損処理を行ったことにしたとのことであった。

つまり、平成 29 年度に不納欠損すべきものが適時になされていなかったため、同年度の不納欠損処理件数が 0 であったが、現在は、改善されているとのことである。

b) 西区については、平成28年度に 199万9324円（39件）を不納欠損処理しているが、そのうち、22件は平成28年度に時効期間が満了したものであるが、それ以外は、平成28年度より前に時効期間が経過したものであった。また、平成29年度については、25万8017円を不納欠損しているが、1件は平成29年3月31日（平成28年度）に時効期間が満了するものであるが、時間的に難しく平成29年度に時効処理をしたものと思われるが、それ以外は、それ以前に時効期間が経過しているものであり、適切な時効を理由とする不納欠損処理がなされていたとはいえない。

ただ、平成30年度には157万8455円（26件）を不納欠損処理しているが、そのうちの9万3862円（3件）については、平成30年3月に時効期間が満了しており、前年度に処理すべきであったものともいえるが、それ以外は平成30年度中に時効期間が満了したものであって、おおむね適切な不納欠損処理がなされており、令和元年度についても、同年度に時効期間が経過したものを適切に処理している。

c) 天白区については、平成30年3月に時効期間が満了したため、本来、平成29年度に不納欠損処理すべき26件の処理がなされておらず、平成30年度に不納欠損したとのことであった。しかも、平成30年度に時効期間経過による不納欠損処理をした35件のうちの残りの 9件については、平成29年度より前に時効期間が経過して

いるものであって、平成30年度に時効期間が経過したものが、平成30年度中には一件も不納欠損処理がなされていない。

【意見】

不納欠損すべき債権が未処理のままで、翌年度以降になって、不納欠損処理がなされる事例も認められるが、不納欠損処理をすべき債権については、毎年度、適時に行うべきである。

なお、北区（支所除く）、西区（支所除く）については改善が認められるが、天白区については、適切な不納欠損処理がなされているとはいえず、特に改善を求める。

エ 時効期間の把握

ア) 時効期間の管理については、生保システムで時効期間経過したものが明らかになるため、それについては、時効期間満了を理由に、不納欠損処理をしている。

ただ、時効期間が経過してしまい、不納欠損をしてしまえば、未収金は圧縮できるとはいえ、現実の回収ができないことになる。

その場合、適切な形で不納欠損ができれば、国庫負担金（4分の3）は受けられるものの、市の負担分（4分の1）は残ったままとなる。

イ) そこで、本来であれば、時効期間が経過する前に、債権回収が困難であるかどうかの確認をしたうえで、回収困難な場合に、時効期間の経過によって不納欠損処理すべきである。

【意見】

現在は、時効期間が経過した段階で、該当する債権を把握できるシステムになっているが、時効期間が経過する一定期間前（例えば、1年前の時点）で債権が把握できるような仕組みにして、その時点で、最終的に債権の回収可能性を確認し、必要に応じて時効中断措置などを行うことができるようにするのが望ましい。

第4 介護保険料

1 債権の概要

(1) 介護保険について

ア 介護保険の目的

介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としている（介護保険法第1条）。

イ 保険者

介護保険を運営・実施する保険者は、市町村及び特別区（東京23区）（以下、「市区町村」という）である（介護保険法第3条）。

ウ 被保険者（介護保険法第9条）

ア) 第1号被保険者

市区町村の区域内に住所を有する65歳以上の者

原因を問わず、要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

イ) 第2号被保険者

市区町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

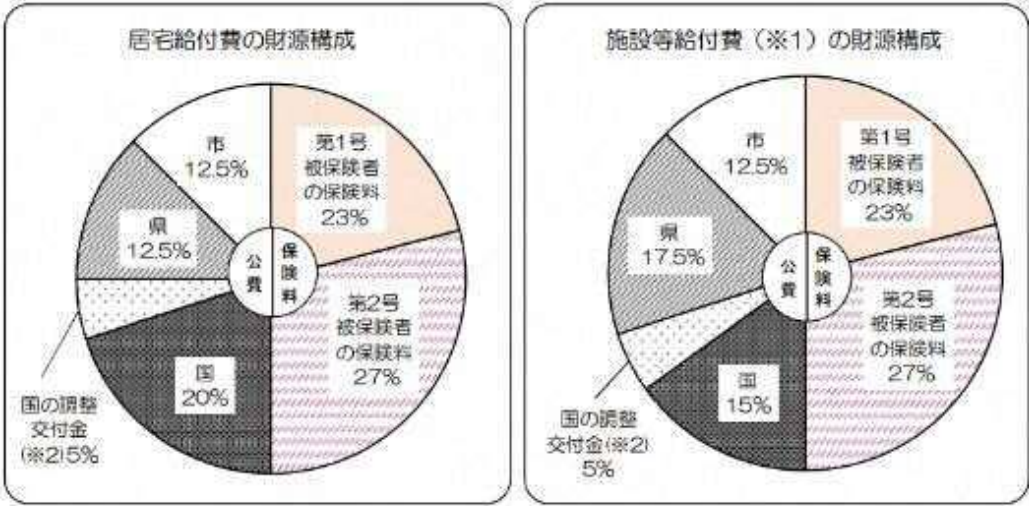
加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。なお、特定疾病とは、がん（末期）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症など、厚生労働省が定める16種類の疾病をいう。

(2) 介護保険料について

ア 保険給付費の財源構成

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を被保険者が納付する保険料、50%を公費で負担している。

また、名古屋市の平成 30 年度から令和 2 年度においては、第 1 号被保険者が 23%を、第 2 号被保険者が 27%を、保険料として負担している。



※1 施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護等にかかる給付費をさす。それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費の中に含む。

※2 公費のうち国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75 歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

イ 第 1 号被保険者の介護保険料額

名古屋市における第 1 号被保険者の介護保険料額は、所得等に応じて 15 段階に設定されており、平成 30 年度においては、年額 30,679 円から年額 191,740 円とされている。

保険料段階区分（平成30年度）

【保険料基準額：76,696円】

区 分		保険料額（年額）
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	30,679円 （基準額×0.4）
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方 30,679円 （基準額×0.4）
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方 49,853円 （基準額×0.65）
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える方 57,522円 （基準額×0.75）
第5段階	本人が 市町村民税非課税で 同じ世帯に 市町村民税課税者が いる方	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方 65,192円 （基準額×0.85）
第6段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える方 76,696円 （基準額）
第7段階	本人が 市町村民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方 80,531円 （基準額×1.05）
第8段階		本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方 84,366円 （基準額×1.1）
第9段階		本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 95,870円 （基準額×1.25）
第10段階		本人の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方 115,044円 （基準額×1.5）
第11段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方 130,384円 （基準額×1.7）
第12段階		本人の合計所得金額が400万円以上540万円未満の方 145,723円 （基準額×1.9）
第13段階		本人の合計所得金額が540万円以上700万円未満の方 161,062円 （基準額×2.1）
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 176,401円 （基準額×2.3）
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方 191,740円 （基準額×2.5）

※ 合計所得金額は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額

ウ 第1号被保険者の介護保険料の納付方法

第1号被保険者の介護保険料は、市区町村が徴収する（介護保険法第129条第1項）。

納付方法には、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）とがある。

特別徴収の対象者は、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金のいずれかの受給額が18万円以上の者であり、これの対象とならない者

は普通徴収となる。

エ 第 2 号被保険者の介護保険料

第 2 号被保険者の介護保険料は、市区町村が徴収するのではなく（介護保険法第 129 条第 4 項）、各医療保険者を通じて支払われる。

例えば、健康保険に加入する第 2 号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収される。つまり、医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業者で 2 分の 1 ずつ負担し、被保険者負担分が給与から天引きされる。また、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収される。

保険料額は、各医療保険者が、所得などに応じて決定する。

オ 介護保険料の徴収

上記のとおり、第 2 号被保険者の介護保険料は、市区町村が徴収するものではない。

また、第 1 号被保険者の介護保険料の納付方法には特別徴収と普通徴収があるところ、特別徴収は年金からの天引きであるから徴収事務は問題とならない。

そのため、徴収事務が問題となるのは、専ら第 1 号被保険者の介護保険料のうち、普通徴収についてである。

この点、普通徴収の介護保険料の納付方法には、口座振替と納付書払とがある。

(3) 給付制限について

ア 支払方法の変更（償還払化）（介護保険法第 66 条）

要介護（支援）認定を受けた第 1 号被保険者が、納期限から 1 年間介護保険料を納付しない場合は、省令などで定める公費負担医療を受けることができる者及び災害など政令で定める特別の事情がある場合を除き、現物給付から償還払による給付に切り替え、その旨を被保険者証に記載する。

これにより、介護保険サービスを利用する際の費用がいったん全額自己負担となり、後日、被保険者本人の申請に基づき、償還払となる。

イ 保険給付の一時差止め（介護保険法第 67 条第 1 項、第 2 項）

支払方法の変更を措置された被保険者が、納期限から 1 年 6 か月間介護保険料を納付しない場合は、償還払による給付の一部または全部について支給を一時差止めることとなる。

ウ 一時差止めに係る保険給付からの滞納保険料控除（介護保険法第 67 条第 3 項）

保険給付の支給を一時差止めてもなお納付がない場合には、あらかじめ被保険者へ文書で通知のうえ、滞納保険料相当額を差止めている保険給付支給額から控除し、残額を給付する。

エ 給付額減額（介護保険法第 69 条）

要介護（支援）認定を受けた第 1 号被保険者が、過去 10 年間のうち時効により徴収権が消滅した未納保険料がある場合は、災害など政令で定める特別の事情がある場合を除き、その時効消滅した未納期間に応じて、保険給付額が減額となり、その旨を被保険者証に記載する。

具体的には、時効により保険料徴収権が消滅した未納期間に応じて給付額減額期間が算定され、その期間中は保険給付率が 9 割（または 8割）から 7 割へ、現役並み所得者については 7 割から 6 割へ引き下げられる。

また、措置の期間は高額介護（予防）サービス費などの給付も受けられなくなる。

(4) 債権の性質及び時効について

介護保険料は、強制徴収債権である（介護保険法第 144 条、名古屋市債権管理条例第 7 条）。

介護保険料の時効期間は 2 年である（介護保険法第 200 条第 1 項）。介護保険料は、公債権であるため、時効の援用を要せず、時効期間の経過により当然に消滅する（地方自治法第 236 条第 2 項）。

2 名古屋市における介護保険料について

平成 30 年度における名古屋市全区を合計した介護保険料の調定額は、440 億 6496 万 7985 円（現年度 432 億 9,830 円 4120 円、過年度分 7 億

6666 万 3865 円去分)、調定の件数は 387 万 1776 件 (現年度分 370 万 7003 件、過年度分 16 万 4773 件) であった。

なお、件数は、被保険者 1 名につき請求月 1 月分 (1 期分) の介護保険料を 1 件としたものである (後記 3 の表において同じ) 。

3 未収金の状況

(1) 現年度分

平成 28 年度から平成 30 年度における現年度分の調定額及び収入額は次頁以下の表のとおりである。

平成28年度の状況（現年度分）									
	課定 A		収入 B		欠損 C		未収金 D (=A-B-C)		回収率 （金額） B/A
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
千代区	2,860,009,860	257,284	2,838,283,480	252,782	0	0	21,726,380	4,502	99.24
東区	1,274,153,180	116,021	1,261,787,080	113,440	0	0	12,366,100	2,581	99.03
北区	3,075,366,200	304,662	3,039,562,300	297,567	0	0	35,803,900	7,095	98.84
西区	2,489,727,840	235,467	2,468,038,470	231,122	0	0	21,689,370	4,345	99.13
中村区	2,440,259,020	251,453	2,413,090,690	245,337	0	0	27,168,324	6,116	98.89
中区	1,192,007,700	110,808	1,174,458,160	106,744	0	0	17,549,540	4,064	98.53
昭和区	1,878,295,280	164,459	1,866,497,800	161,982	0	0	11,797,477	2,477	99.37
瑞穂区	2,060,752,500	182,824	2,048,522,880	180,504	0	0	12,229,620	2,320	99.41
熱田区	1,182,428,160	111,943	1,172,162,540	109,933	0	0	10,265,620	2,010	99.13
中川区	3,588,476,310	350,977	3,560,651,080	343,257	0	0	27,825,222	7,720	98.95
港区	2,544,138,600	251,780	2,518,355,730	246,554	0	0	25,782,870	5,226	98.99
南区	2,649,182,710	267,004	2,622,970,930	261,569	0	0	26,211,780	5,435	99.01
守山区	2,856,107,440	272,067	2,836,362,940	268,035	0	0	19,744,500	4,032	99.31
緑区	3,926,256,860	344,586	3,909,290,270	341,253	0	0	16,966,590	3,333	99.57
名東区	2,504,362,950	223,073	2,484,517,190	219,122	0	0	19,745,760	3,951	99.21
天白区	2,473,970,440	223,596	2,456,897,270	220,390	0	0	17,073,170	3,206	99.31
合計	39,005,415,080	3,668,004	38,671,448,837	3,599,591	0	0	333,966,243	68,413	99.14

平成29年度の状況（現年度分）									
	歳入 A		収入 B		欠損 C		未収金 D (= A - B - C)		収納率 [金額] B/A
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
千歳区	2,680,969,540	258,925	2,662,337,435	255,112	0	0	18,632,105	3,813	99.35
東区	1,293,391,920	117,608	1,283,754,350	115,522	0	0	9,637,570	2,086	99.35
北区	3,107,688,170	306,678	3,075,985,280	300,295	0	0	31,702,890	6,383	98.98
西区	2,498,668,510	236,074	2,479,182,370	232,001	0	0	19,486,140	4,073	99.22
中村区	2,445,837,920	250,810	2,421,053,654	245,326	0	0	24,784,266	5,484	98.99
中区	1,208,503,370	111,735	1,191,142,624	107,862	0	0	17,360,746	3,873	98.56
昭和区	1,899,558,720	166,417	1,888,197,100	164,132	0	0	11,361,620	2,285	99.40
瑞穂区	2,071,731,550	183,813	2,060,253,030	181,587	0	0	11,478,520	2,226	99.45
熱田区	1,193,037,000	112,579	1,184,215,050	110,725	0	0	8,821,950	1,854	99.26
中川区	3,645,128,770	353,739	3,610,286,940	346,626	0	0	34,841,830	7,113	99.04
港区	2,590,949,650	254,426	2,570,719,480	250,391	0	0	20,230,170	4,035	99.22
南区	2,671,421,170	268,874	2,646,455,380	264,103	0	0	24,965,790	4,771	99.14
守山区	2,900,266,510	275,514	2,882,932,880	272,016	0	0	17,333,630	3,498	99.40
緑区	3,990,926,480	349,900	3,976,212,590	347,026	0	0	14,713,890	2,874	99.63
名東区	2,546,351,800	226,841	2,529,178,300	223,471	0	0	17,173,500	3,370	99.33
天白区	2,519,010,490	227,898	2,502,466,910	224,733	0	0	16,543,580	3,165	99.34
合計	39,463,441,570	3,701,831	39,166,373,373	3,640,938	0	0	297,068,197	60,903	99.25

平成30年度の状況（現年度分）									
	調定 A		収入 B		欠損 C		未収金 D (=A - B - C)		収納率 [金額] B/A
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
千歳区	3,163,626,070	259,365	3,144,741,120	255,995	0	0	18,884,950	3,370	99.40
東区	1,427,227,740	118,025	1,417,929,480	116,258	0	0	9,298,260	1,767	99.35
北区	3,392,427,410	305,034	3,364,485,580	299,990	0	0	27,941,830	5,044	99.18
西区	2,731,007,220	235,597	2,712,712,114	232,091	0	0	18,295,106	3,506	99.33
中村区	2,652,022,860	246,938	2,629,629,050	242,282	0	0	22,393,810	4,656	99.16
中区	1,337,682,100	112,787	1,321,519,472	109,379	0	0	16,162,628	3,408	99.79
昭和区	2,078,861,760	165,786	2,068,513,430	163,830	0	0	10,348,330	1,956	99.50
瑞穂区	2,265,124,860	183,406	2,256,068,750	181,749	0	0	9,056,110	1,657	99.60
豊田区	1,305,540,040	111,596	1,297,556,790	110,109	0	0	7,983,250	1,487	99.39
中川区	4,003,743,640	354,704	3,974,242,386	349,075	0	0	29,501,254	5,629	99.26
港区	2,849,771,370	255,972	2,827,938,830	252,095	0	0	21,832,540	3,877	99.23
南区	2,907,439,580	266,391	2,887,805,360	262,477	0	0	19,634,220	3,914	99.32
守山区	3,187,582,220	277,033	3,171,826,480	274,095	0	0	15,755,740	2,938	99.51
緑区	4,395,973,270	354,881	4,381,556,540	352,217	0	0	14,416,730	2,664	99.67
名東区	2,809,566,040	228,919	2,795,854,076	226,404	0	0	13,711,964	2,515	99.51
天白区	2,790,707,940	230,569	2,775,524,960	227,811	0	0	15,182,980	2,758	99.46
合計	43,298,304,120	3,707,003	43,027,904,418	3,655,857	0	0	270,399,702	51,146	99.38

これらの表を比較すると、現年度分の未収金は、平成 28 年度は約 3.3 億円、平成 29 年度は約 3 億円、平成 30 年度は約 2.7 億円であり、ここ数年、年々減少している。

また、収納率についても、平成 28 年度は 99.14%、平成 29 年度は 99.25%、平成 30 年度は 99.38%であり、年々上昇している。

なお、平成 20 年度から平成 30 年度までの現年度分の調定額及び収入

済額は下表のとおりであり、ここ 10 年間を見ても、収納率は上昇している。

現年度分保険料収納状況

年度・区	調定 A		収入済 (還付・返納未済を除く) B		不納欠損 C		収入未済 D=(A-B-C)		収納率 B/A	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円	件	円		
20年度	3,031,018	24,939,071,750	2,937,322	24,555,345,190	0	0	93,696	383,726,560	96.91%	98.46%
21年度	3,122,852	23,343,524,910	3,029,243	23,000,335,730	0	0	93,609	343,189,180	97.00%	98.53%
22年度	3,147,443	23,422,410,810	3,058,917	23,106,776,340	0	0	83,526	315,634,470	97.19%	98.53%
23年度	3,173,237	23,601,530,080	3,091,150	23,312,327,141	0	0	82,087	289,202,939	97.41%	98.77%
24年度	3,302,038	31,898,909,010	3,220,042	31,522,145,764	0	0	81,996	376,763,246	97.52%	98.82%
25年度	3,435,204	33,199,714,260	3,354,142	32,826,382,187	0	0	81,062	373,332,073	97.64%	98.88%
26年度	3,549,805	34,548,247,590	3,470,578	34,185,779,120	9	53,850	79,218	362,414,620	97.77%	98.95%
27年度	3,604,491	38,192,020,200	3,529,392	37,828,757,810	0	0	75,099	363,262,390	97.92%	99.05%
28年度	3,668,004	39,005,415,080	3,599,591	38,671,448,837	0	0	68,413	333,966,243	98.13%	99.14%
29年度	3,701,831	39,463,441,570	3,640,928	39,166,373,373	0	0	60,903	297,068,197	98.35%	99.25%
30年度	3,707,003	43,298,304,120	3,655,857	43,027,904,418	0	0	51,146	270,399,702	98.62%	99.38%

ただ、収納率が上昇してきているとはいえ、平成 30 年度においても、現年度分の未収金額は約 2.7 億円存在する。

(2) 滞納繰越分

平成 28 年度から平成 30 年度までの滞納繰越分における調定額、収入額、欠損額及び未収金額は、次頁以下の表のとおりである。

平成28年度の状況（滞納繰越分）									
	課定 A		収入 B		欠損 C		未収金 D (=A-B-C)		回収率 〔金額〕 B/A
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
千種区	60,815,079	13,664	10,569,674	1,749	16,602,440	4,070	33,642,965	7,845	17.38
東区	34,105,580	8,077	6,659,400	1,155	7,684,840	2,074	19,761,340	4,848	19.53
北区	92,950,902	20,307	15,094,849	2,967	23,441,690	5,423	54,414,363	11,917	16.24
西区	61,201,808	13,256	8,620,001	1,557	17,636,536	4,064	34,945,271	7,635	14.08
中村区	75,504,165	17,678	13,330,402	2,507	20,989,455	5,315	41,184,328	9,856	17.66
中区	46,333,730	11,300	7,014,856	1,311	12,845,480	3,269	26,473,394	6,720	15.14
昭和区	25,794,420	6,183	4,892,710	844	4,744,590	1,347	16,157,120	3,992	18.97
瑞穂区	31,126,883	6,601	6,350,520	1,136	5,092,198	1,171	19,684,165	4,294	20.40
熱田区	26,994,688	5,874	3,490,830	672	6,438,150	1,464	17,065,708	3,738	12.93
中川区	102,555,870	22,244	18,495,787	3,293	27,110,160	6,238	56,949,923	12,663	16.03
港区	71,182,260	15,210	14,408,302	2,482	18,738,100	4,371	38,035,858	6,357	20.24
南区	68,611,258	15,172	9,750,060	1,901	17,565,360	4,153	41,295,838	9,118	14.21
守山区	49,067,410	11,081	8,687,540	1,743	10,176,910	2,558	30,202,960	6,780	17.71
緑区	46,327,854	9,672	8,911,960	1,516	13,214,000	2,977	24,201,894	5,179	19.24
名東区	50,958,900	10,970	6,729,970	1,140	15,382,240	3,503	28,836,690	6,337	13.21
天白区	41,788,000	8,837	7,422,710	1,294	10,603,340	2,459	23,761,950	5,084	17.76
合計	885,318,827	196,126	150,429,571	27,267	228,275,489	54,506	506,613,767	114,353	16.99

平成29年度の状況（滞納繰越分）									
	課定 A		収入 B		欠損 C		未収金 D (=A-B-C)		収納率 〔金額〕 B/A
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
千種区	54,358,795	11,935	9,655,457	1,578	14,403,830	3,521	30,299,508	6,836	17.76
東区	32,080,290	7,409	7,193,670	1,245	6,434,670	1,756	18,451,950	4,408	22.42
北区	90,100,673	18,976	15,330,091	2,680	23,755,350	5,448	51,015,232	10,868	17.01
西区	56,445,931	11,927	7,480,740	1,335	15,043,150	3,551	33,922,041	7,050	13.25
中村区	68,107,862	15,871	14,344,965	2,602	17,552,590	4,437	36,210,307	8,832	21.06
中区	43,887,974	10,749	7,194,769	1,366	11,735,720	3,126	24,957,485	6,257	16.39
昭和区	27,809,927	6,422	4,372,477	785	6,105,220	1,652	17,332,230	3,985	15.72
瑞穂区	31,872,705	6,599	7,786,170	1,349	4,683,120	1,113	19,403,415	4,137	24.42
熱田区	27,331,328	5,748	5,667,228	1,063	6,300,950	1,433	15,363,150	3,252	20.74
中川区	94,620,235	20,336	17,220,082	2,999	24,210,410	5,720	53,189,743	11,617	18.20
港区	63,790,438	13,571	17,757,945	2,994	12,957,080	3,222	33,075,413	7,355	27.84
南区	67,223,938	14,442	11,118,335	1,945	17,201,218	3,955	38,903,385	8,541	16.54
守山区	49,906,200	10,798	9,082,050	1,603	11,233,580	2,659	29,590,570	6,536	18.20
緑区	41,036,464	8,472	9,977,614	1,716	11,123,250	2,509	19,935,600	4,247	24.31
名東区	48,458,380	10,244	9,021,755	1,493	13,609,260	3,203	25,827,365	5,548	18.62
天白区	40,768,240	8,261	7,334,846	1,235	9,848,170	2,217	23,585,224	4,809	17.99
合計	837,799,360	181,760	160,539,194	27,980	206,197,568	49,522	471,062,618	104,278	19.16

平成30年度の状況（滞納繰越分）									
	課定 A		収入 B		欠損 C		未収金 D (= A - B - C)		収納率 (金額) B / A
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
千代区	48,862,073	10,631	11,007,827	1,898	11,529,470	2,820	26,324,776	5,913	22.53
東区	28,006,110	6,465	5,188,546	999	5,655,310	1,490	16,962,254	3,976	18.53
北区	82,592,752	17,199	15,101,151	2,528	22,177,862	5,067	45,313,739	9,604	18.28
西区	63,324,571	11,102	7,533,802	1,228	15,770,260	3,409	30,020,509	6,465	14.13
中村区	60,856,093	14,282	13,351,856	2,371	14,472,630	3,904	33,061,607	8,007	21.93
中区	42,101,071	10,076	8,329,469	1,416	10,584,160	2,881	23,187,442	5,779	19.78
昭和区	28,691,250	6,269	5,086,617	896	6,831,040	1,739	16,773,593	3,634	17.73
瑞穂区	30,845,105	6,357	8,145,990	1,435	4,042,910	935	18,656,205	3,987	26.41
豊田区	23,986,000	5,062	4,491,120	775	5,382,980	1,244	14,111,900	3,043	18.72
中川区	88,021,673	18,719	18,192,355	3,242	21,281,678	4,789	48,546,640	10,688	20.67
港区	53,102,933	11,360	14,598,474	2,606	11,239,060	2,803	27,245,399	5,951	22.49
南区	61,696,735	13,240	13,646,660	2,148	17,439,700	3,881	30,630,375	7,211	22.12
守山区	46,867,370	10,019	9,204,734	1,514	10,788,460	2,616	26,864,176	5,889	19.64
緑区	34,575,230	7,102	6,671,480	1,074	8,959,240	2,016	18,744,510	4,012	19.87
若東区	43,000,865	8,918	9,419,570	1,475	11,503,710	2,634	22,077,585	4,809	21.91
天白区	40,104,034	7,972	9,240,726	1,589	9,457,310	2,004	21,405,998	4,379	23.04
合計	766,663,865	164,773	159,410,377	27,194	187,326,780	44,232	419,926,708	93,347	20.79

これらの表を比較すると、滞納繰越分の未収金についても、平成 28 年度は約 5.1 億円、平成 29 年度は約 4.7 億円、平成 30 年度は約 4.2 億円であり、年々減少している。

また、回収率についても、平成 28 年度は 16.99%、平成 29 年度は 19.16%、平成 30 年度は 20.79%であり、年々上昇している。

ただ、収納率が上昇してきているとはいえ、平成 30 年度における滞

納繰越分の未収金額は、いまだ約 4.2 億円存在する。

なお、当該年度の滞納繰越分未収金額と当該年度の現年度分未収金額を合算すると、翌年度の滞納繰越分調定額となる関係にあるが、実際には、繰り越された後に、遡及した資格喪失等により未収金額が減るため、翌年度の滞納繰越分調定額は、上記合算した金額より少なくなっている。

4 介護保険料の債権管理に関する法令・規程・マニュアル等

名古屋市の介護保険料の債権管理に関する法令・規程・マニュアル等には次のものがある。

- ① 名古屋市債権管理条例
- ② 名古屋市債権管理条例施行細則
- ③ 名古屋市介護保険条例
- ④ 名古屋市介護保険条例施行細則
- ⑤ 介護保険 滞納整理マニュアル
- ⑥ 介護保険料徴収猶予取扱要領
- ⑦ 介護保険料減免取扱要領
- ⑧ 介護保険業務別研修テキスト

5 滞納整理事務について

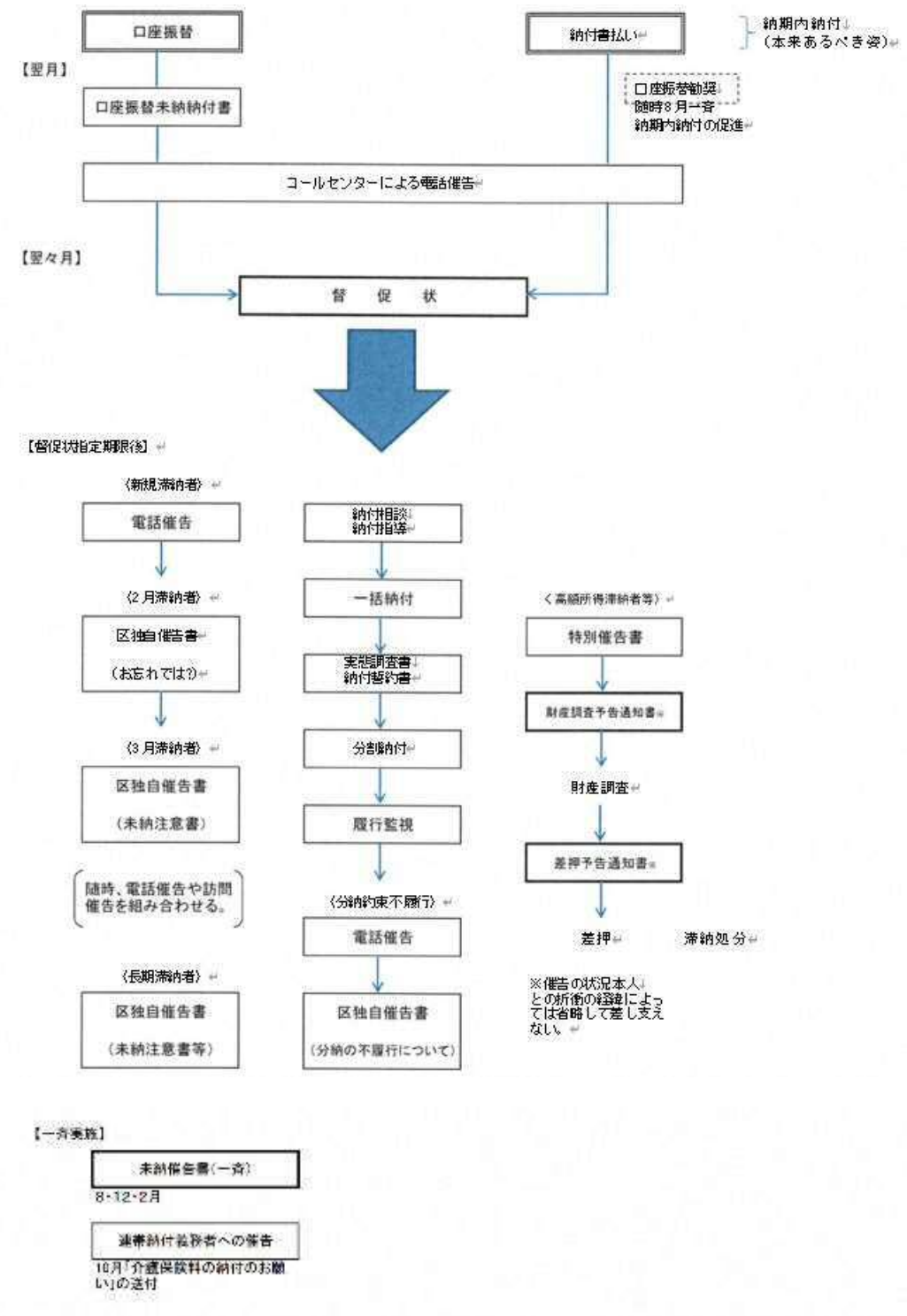
(1) 滞納整理事務全体の流れ

介護保険料の徴収は、前記のとおり、第 1 号被保険者の普通徴収について問題となりうるが、口座振替または納付書払により、納期内に納付があれば問題はない。

しかし、口座振替については口座振替が不能となったときに、納付書払の場合は納期内に納付がなかったときに、介護保険料の滞納が発生することとなり、滞納整理が必要となる。

上記の規程・マニュアル等や、ヒアリングによれば、滞納整理の流れは概ね次の図（滞納整理マニュアルから引用）のとおりとされる。

滞納整理の流れ



(2) 催告の流れ

ア コールセンターによる電話催告

初回の滞納があった時点で速やかにコールセンターによる電話催告

を行う。

区福祉課が催告業務を行うにあたり、コールセンターが記載した「催告内容連絡票」にて催告結果を確認し、その内容を後の電話催告に活かす。

「催告内容連絡票」の現物を確認したところ、滞納者が納付を了承した場合の納付期限、納付を拒否した場合のその理由など、滞納整理マニュアルが予定しているような、後の電話催告に活かせる情報が十分に記載されていないものがあった。

【意見】

健康福祉局介護保険課においては、コールセンターに対し、「催告内容連絡票」に、滞納者が納付を了承した場合の納付期限、納付を拒否した場合のその理由など、滞納整理マニュアルが予定しているような、後の電話催告に活かせる有益な情報を十分に記載するよう指示されたい。

また、各区福祉課においても、情報を有効に活用するようにされたい。

イ 督促状の送付

初回滞納のあった翌々月に、滞納者に督促状を送付する。

これは、健康福祉局介護保険課が全区分の一括作成を行い、各区福祉課が滞納者に送付する。

ウ 区福祉課職員による電話催告

督促状指定期限にも納付がなかった滞納者に対し、区福祉課の職員が電話催告を行う。

エ 区福祉課独自催告書の送付

督促状指定期限から 2 か月及び 3 か月納付のない滞納者、及び長期滞納者に対し、区福祉課が独自で催告書を送付する。

オ 電話催告ないし訪問催告

区福祉課により、随時、電話催告や訪問催告を組み合わせた催告を行う。

なお、平成 30 年度における各区の訪問催告の件数は、下記表のとおりであった。

平成 30 年度における 訪問催告の件数	
千種区	2
東区	18
北区	8
西区	20
中村区	1
中区	58
昭和区	0
瑞穂区	2
熱田区	0
中川区	53
港区	0
南区	0
守山区	6
緑区	0
名東区	7
天白区	103

(3) 分納について

ア 納付相談・納付指導

滞納者から区福祉課に対して納付相談があった場合、まずは一括納付を求める。

イ 納付誓約書

滞納者から区福祉課に対して分割納付（以下、「分納」という）の要望があった場合、区福祉課において滞納者の収支や資産状況の聴き

取り・調査を行い、実態調査書を作成する。

その作成状況は次のとおりであるが、その調査の結果を踏まえ、滞納者の資力に沿った納付計画のもと、分納誓約書を徴取する。

分納対象者についての実態調査書の作成について

千種区	来庁時に、給与明細や通帳、各種支払明細等を持参した場合には作成している。
東区	作成しているが、全員ではない。
北区	原則として作成している。 ただし、分納が短期で終わる場合等は作成していない。
西区	原則として作成している。 ただし、短期間ですぐに支払ってくれる人については作成しないこともある。
中村区	作成している（ただし必須とはしていない）。
中区	必要に応じて作成している。
昭和区	原則作成している。ただし、分納が短期で終わる場合は作成していない。
瑞穂区	本庁が作成した実態調査書をベースに、区で独自の実態調査書を作成し活用している。
熱田区	作成している。
中川区	作成している。
港区	作成している。
南区	納付計画が長期に及ぶ場合や、折衝時に収支バランスを把握する必要があると判断した場合に作成している。
守山区	作成している。
緑区	納付計画が長期に及ぶ場合や、折衝時に収支バランスを把握する必要があると判断した場合に作成している。
名東区	作成していない。
天白区	窓口で納付相談があった時点で随時作成している。

【指摘】

滞納整理マニュアルでは、分納の手続を行う場合は、実態調査書を活用して、収支状況に見合った納付金額を設定するとあるが、実態調査書を作成していない区が存在する。実態調査書がないと、滞納者の資力に沿った納付計画に基づいて分納誓約がなされたかが確認できず、妥当な納付計画かどうか分からないため、作成していない名東区福祉課におかれては、マニュアルに従った運用をされたい。

ウ 分割納付

エ 履行監視

オ 電話催告

分納約束の不履行があった場合、区福祉課において電話催告を行う。

カ 区独自催告書

電話催告によって滞納者と接触が取れない場合、催告書を発送する。

キ 分納中の延滞金について

名古屋市介護保険条例第 14 条では、納期限後に納付する場合には、年 7.3%の割合の延滞金を納付しなければならないとしており、特別の理由があると認めるときに限って、延滞金を減免することができる」とされている。

名古屋市介護保険条例

(延滞金)

第 14 条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 1,000 円以上であるときは当該金額(100 円未満の端数は、切り捨てる。)に年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額を計算する場合において、10 円未満の端数を生じたとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 市長は、前項本文の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の規定による延滞金を減免することができる。

ところが、下表のとおり、分納中に発生した延滞金については、一律請求しない扱いをしている区が複数あった。

分納中に発生した延滞金を請求しているかどうか

千種区	請求している。
東区	請求しているが全員ではない。
北区	請求している。
西区	請求しているが全員ではない。
中村区	請求していない。
中区	請求している。
昭和区	請求していない。
瑞穂区	毎月納付がある場合は延滞金を請求していない。
熱田区	請求していない。
中川区	請求している。
港区	請求している。
南区	納付誓約に基づき徴収している。
守山区	請求している。
緑区	請求している。
名東区	請求していない。
天白区	延滞金を請求する場合と請求しない場合がある。

【指摘】

名古屋市介護保険条例第 14 条では、納期限後に納付する場合には、年 7.3%の割合の延滞金を納付しなければならず、特別の理由があると認めるときに限り、延滞金を減免することができる」とされており、マニュアルにおいても正規の延滞金減免の手続を経ずして、延滞金を

減免することはできないと明記されているが、分納中に発生した延滞金について、一律請求しない扱いをしている区があり、名古屋市介護保険条例等に反する運用を行っている。

従って、中村区、昭和区、瑞穂区、熱田区、名東区、天白区におかれては、分納中に発生した延滞金を請求されたい。

(4) 高額所得滞納者等

高額所得滞納者（合計所得金額年 125 万円以上）及び準高額所得滞納者（合計所得金額年 80 万円以上）については、区福祉課において次の対応を行う。

ア 特別催告書

督促状指定期限から 2 か月ないし 3 か月納付のない滞納者については、区福祉課が「特別催告書」を送付する。

イ 財産調査予告通知書

特別催告書の期限を過ぎたら、財産調査予告通知書を送付する。

ウ 財産調査

財産調査の対象としては、預貯金（公共料金の引落口座や年金の振込先口座を把握して金融機関に照会をかけるなど）、給与（市税事務所に照会をかけて勤務先を把握したうえで勤務先に照会するなど）、年金（日本年金機構等に照会をかける）、生命保険（預金の履歴から保険料の引落しがある場合に保険会社に照会をかけるなど）などがある。

エ 差押予告通知書

オ 差押（滞納処分）

差押の対象としては、預貯金、給与（一定額について差押制限あり、年金も同様）、年金、生命保険などがある。

カ なお、各区の財産調査及び差押えの件数は次の表のとおりである。

平成30年度 勤務先を通じた取組の実施状況(4月～翌3月実施分)

	(件数)			
	財産調査	(再掲) 給与照会	差押	(再掲) 給与差押
千種	88	21	3	0
東	65	3	2	0
北	394	8	8	0
西	78	3	6	0
中村	920	78	32	1
中	559	27	61	0
昭和	151	34	10	1
瑞穂	916	4	6	0
熱田	249	4	5	0
中川	407	80	24	1
港	128	3	59	0
南	266	41	22	8
守山	119	2	7	0
緑	250	31	2	0
名東	333	18	6	0
天白	234	40	4	0
全市	5,157	397	257	11

※ 差押の実績は、財政局債権管理推進室実施分を含む。

【意見】

区によって、財産調査や差押えの件数にばらつきがあるが、属人的なノウハウや能力等のばらつき、または人員体制に要因があると思われる。従って、できるだけ全区でばらつきが生じないように、担当者の意見交換会等のノウハウ共有や区への指導を引き続き実施するとともに、その実効性についても検討されたい。さらには適正な人員配置についても留意されたい。

(5) 一斉実施

ア 未納催告書

健康福祉局介護保険課の指示により、8月・12月・2月に、滞納者に対して一斉に催告書を送付する。

イ 連帯納付義務者への催告

10月に、健康福祉局介護保険課が各区福祉課に対し、連帯納付義務者リストとともに同人宛の「介護保険料の納付のお願い」を送るよう指示し、区福祉課がこれに応じて送付する。

なお、介護保険法第132条では、普通徴収において、世帯主と配偶者には連帯納付義務があるとされている。

介護保険法

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第132条 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

【意見】

区によっては、健康福祉局介護保険課が指示する場合以外、連帯納付義務者の把握や連帯納付義務者に対する請求をしておらず、連帯納付義務者に対する請求があまり意識されていない区が認められる。

各区において連帯納付義務者に対しても意識して請求するようにされたい。

(6) 相続人への請求

ア 相続による納付義務の承継については、介護保険法第 143 条により準用された地方税法第 9 条の規定により、相続人が被相続人の介護保険料に関する納付義務を無限に承継することを原則としている。

相続人からの徴収手続については、地方税法第 9 条の 2 に規定がおかれているところであるが、介護保険法による準用はされていない。しかしながら、納付義務の承継に伴う手続的な側面については、準用はなくとも同様に行うことが妥当と考えられる。

この点、相続人に対する保険料の請求については、介護保険業務別研修テキストに次のように記載されている。

① 賦課期日以降、納入通知前に死亡した場合

被保険者に課されるべき介護保険料があるにもかかわらず、納入通知書を発付する前にその被保険者が死亡した場合は、死亡者に対する納入の通知、督促は無効であるため、相続人に対して相続分で按分した納入通知を行い、その後納付されなければ、相続人に対して相続分で按分した督促を行う。

② 納入通知後、督促前に死亡した場合

納入通知書を発付した後に被保険者が死亡した場合は、納入の通知は有効であるが、死亡者に対する督促は無効であるため、相続人に対して相続分で按分した督促を行う。

③ 納入通知後、督促後に死亡した場合

被保険者が生存中に行った納入の通知及び督促はともに有効であり、法律的には当然に納付義務は相続人に承継されるため、相続人に対して特に何もしなくてよい。ただし、実務上は相続人が承継されていることを知らない場合もあるので、『介護保険料納付義務承継通知書』により納付義務の承継があったことを相続人に通知すること。

イ ところが、相続人に対する請求について、ヒアリングしたところ、相続人調査まで手が回っていないと回答する区、相続人が窓口に来た

ときは別として相続人調査が十分でないと思われる区、相続人が複数の場合、相続争いに巻き込まれないようにしているとして、どこまで請求しているかわからない区などがあった。実際、アンケート結果からも、生存中の滞納者対策を優先しているため相続人調査を行っていないという回答が複数あり、相続人調査が十分なされているかには疑問をもたざるをえない。

また、上記テキストについて、全体として見れば相続人に対する徴収が必要であることは理解しうる内容ではあるが、「納入通知後、督促後に死亡した場合」について、相続人が納入義務を法律的に当然承継するものであることを受けているとはいえ「特に何もしなくてよい」という記載や、通知書を送ればよいと捉え得る記載ともなっており、「納入通知後、督促後に死亡した場合」の項目において「滞納分を徴収する必要がある」と直接的に明記する記載はない。また、滞納整理マニュアルにおいても、相続人に対する徴収が必要であるとの記載はない。

【指摘】

介護保険法第 143 条（地方税法第 9 条準用）においては、滞納者の相続人は、被相続人の滞納分を納付する義務があり、区としても当然請求する必要がある。ところが、その前提となる相続人調査が十分行われていない区が多数ある。

相続人に対する請求についての認識が十分でない区も多数あることから、健康福祉局介護保険課からも、相続人調査をして、相続人に対する請求を行うよう指導することが必要である。

【意見】

区において相続人に対する請求が十分に意識されるようにするためには、この点について分かりやすい記述をしたマニュアルの存在が必要である。従って、介護保険業務別研修テキストにおいて、「納入通知後、督促後に死亡した場合」の項目にも「滞納分を徴収する必要がある」と直接的に明記したり、滞納整理マニュアルにおいて相続人に対する徴収が必要である旨を明記したりするなど、マニュアルについ

でも工夫が必要と考える。

(7) 介護保険システム

介護保険料の滞納整理を行うため、「介護保険システム」が導入されている。

この「介護保険システム」は、健康福祉局介護保険課及び各区福祉課のパソコンを用いて利用することができる。

主な機能としては、滞納検索、滞納整理記録、催告文書作成、財産照会文書作成、財産情報登録、処分文書作成、独自催告定型文書保守、年金支払者情報登録・照会がある。

【意見】

現在のシステムは、時効が完成したものだけが自動的に不納欠損処理対象とされるものであり、区において、時効完成間近ということを意識して時効中断措置をとるなどの対応はとられていない。

現在、健康福祉局介護保険課において、月に一度、半年以内に時効が完成する介護保険料及びその滞納者についてシステム内部で一覧を作成しているようであるため、今後、当該一覧を区福祉課に提供し時効中断に活用するなどの運用を検討されたい。

第5 母子父子寡婦福祉資金貸付金

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金（以下、本節においては「本貸付金」という。）は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な資金を貸し付けるものである。

母子父子家庭及び寡婦に対する貸付事業（以下、本節においては「本事業」という。）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づくものであり（同法第13条・第31条の6・第32条）、都道府県、政令指定都市及び中核市がその事業主体となる（同法第46条）。

(2) 本貸付金の貸付対象者と資金の種類

本貸付金の貸付対象者と資金の種類は以下のとおりである。

ア 貸付対象者

ア) 母子福祉資金（昭和28年度開始）

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又はその扶養している児童

20歳未満の父母のない児童

イ) 父子福祉資金（平成26年度開始）

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子又はその扶養している児童

ウ) 寡婦福祉資金（昭和44年度開始）

子が20歳以上になった母子家庭の母又はその扶養している子

40歳以上の配偶者のない女子又はその扶養している子

イ 資金の種類（平成31年4月1日現在）

資金の種類	貸付対象		資金の内容	貸付限度額（以内）	据置期間	償還期間	利子
	母子 父子	寡婦					
事業開始資金	母・父	本人	本市内で事業を始めるために必要な設備、材料、商品等の購入資金（※複数のひとり親家庭の父母が共同して事業を始める場合の限度額）	2,870,000 円 ※4,320,000 円 自己資金総経費の1/3 以上必要	1 年	以 内 7 年	無 利 子
事業継続資金	母・父	本人	本市内で現在経営中の事業を継続するために必要な材料等の購入資金又は事業の拡張資金	1,440,000 円 自己資金総経費の1/3 以上必要	6 か月	7 年	
技能習得資金 ※貸付期間 5 年間まで	母・父	本人	就職、事業開始するための知識、技能を習得する際又は高等学校に就学する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額 68,000 円 (特別・運転免許 460,000 円) (特別・一括 816,000 円)	技能習得期間 満了後 1 年	20 年	
就職支度資金	母・父 又は 児童	本人 (子は対象外)	就職するために必要な被服、身の回り品及び通勤用自動車購入資金	100,000 円 (特別自動車購入 330,000 円)	1 年	6 年	
住宅資金	母・父	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び補修するために必要な資金	1,500,000 円 (特別 2,000,000 円) 自己資金総経費の2割以上必要	6 か月	6 年 (特別 7 年)	
転宅資金	母・父	本人	住居の移転に伴う敷金などの一時金や運送費にあてるための資金	260,000 円	6 か月	3 年	
結婚資金 ※借受人 母・父のみ	児童	子	扶養している児童・子の婚姻に必要な資金	300,000 円	6 か月	5 年	
生活資金	母・父	本人 ④は対象外	① 技能習得中 ② 医療介護期間中 ③ 離職から1年以内の失業期間中 ④ ひとり親家庭となつて7年未満の期間中 (※養育費取得のための裁判等に必要の費用を含む) の生活資金	①月額 141,000 円 ②③④ 月額 105,000 円 生計中心者でない場合 70,000 円 ※養育費一括 1,260,000 円 (④の12月分)	6 か月	①20 年 ② 5 年 ③ 5 年 ④ 8 年	無 利 子
医療介護資金 ※借受人 母・父のみ	母・父 又は 児童	本人 (子は対象外)	医療又は介護を受けるために必要な資金で健康保険・介護保険の自己負担分その他必要経費にあてるための資金	医療 340,000 円 (特別 480,000 円) 介護 500,000 円	医療介護期間 満了後 6 か月	5 年	
修学資金	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学校に就学中の学費等に必要な資金	(別表参照のこと)	卒業後 6 か月	20 年 (専修(一般) は5年)	
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等へ入学する際の入学資金	(別添参照のこと)	卒業後 6 か月	20 年 (専修(一般)、 各種学校等 は5年)	
修業資金 ※貸付期間 5 年間まで	児童	子	就職、事業開始するために必要な知識、技能を習得する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額 68,000 円 (特別運転免許 460,000 円)	修業期間 満了後 1 年	20 年	

(3) 自治体の有する債権

本事業に基づく貸付をすることにより、自治体は本貸付金の返還請求権を取得する。同債権の法的性質は、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権であり、私債権であると理解されている。従って、現行民法における時効期間は10年である。

(4) 本債権に関する監査の方法

本債権に関しては、まず、アンケートにより平成30年度の全区・支所の調定件数、収納件数、未済件数を調査した（結果は後述）。

さらに、その中から比較的収納率の高い西区〔収入金額／調定金額（現年及び繰越合計）が、西区（支所を除く）で 57.10%、西区山田支所 82.30%で合わせて 66.47%〕については、西区（支所を除く）と山田支所の両方でヒアリングを実施し、逆に、比較的収納率の低い港区〔収入金額／調定金額（現年及び繰越合計）が、港区（支所を除く）で 49.39%、港区南陽支所 55.80%で合わせて 50.34%〕のうち、港区（支所を除く）でヒアリングを実施して、各々について、具体的な運用の実態を調査した。

その後、西区と港区以外の各区民生子ども課（支所区民福祉課を除く）に対して、債権管理をどこまで実施できているか等に関してアンケートを実施した。

2 名古屋市における本事業の実施状況

(1) 名古屋市における貸付の状況

名古屋市は、指定都市として本事業の事業主体となっている。

平成30年度における本事業の新規貸付件数は、下表のとおりである。

平成30年度新規貸付件数一覧																								
資金の種類	千種	東	北	楠	西	山田	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	富田	港	南陽	南	守山	志段味	緑	徳重	名東	天白	合計	
事業開始資金								1															1	
事業継続資金																							0	
修学資金	31	10	27	15	18	10	16	19	27	12	7	44	16	37	9	26	2	3	14	15	18	57	433	
技能習得資金				1				2					1		1	1						1	7	
修業資金	1		1				1		3			1	1			1						1	10	
就職支度資金																							0	
医療介護資金																							0	
生活資金	3		2					1	4			5	6	8	1	3			3	2	1		39	
住宅資金							1									2							3	
転宅資金		1		1			1	1	3	1		4		2	2	2			3	3		3	27	
就学支度資金	21	7	32	15	20	11	7	12	19	14	3	56	27	38	8	20	1	2	23	15	10	32	393	
結婚資金																							0	
児童扶養資金																							0	
特別児童扶養資金																							0	
合計	56	18	62	32	38	21	26	36	56	27	10	110	51	85	21	55	3	5	43	35	29	94	913	

(2) 本庁と区の役割分担

名古屋市では、区民生子ども課（支所管内については支所区民福祉課）が資金の貸付および償還に関する事業を担当している。各区、係長、主事、母子・父子自立支援員等の肩書きを持つ2名ないし4名が担当しているが、主に担当しているのは母子・父子自立支援員等1名ないし2名で、係長、主事は、貸付に係る決裁や各種業務に関する相談、借受人の自宅を訪問する際の訪問同行等において関与している。

なお、平成24年5月に支所福祉業務が拡充したことに伴い、本事業の事務についても、支所管区対象者については支所区民福祉課で取り扱うこととなった。

他方、本事業の所管課は子ども青少年局子ども未来企画室であり、後述の事務手引きの作成をしているほか、毎年6月に償還強化月間の研修、初回償還開始の方へ調査票の送付、7月に償還状況のお知らせのリストアップを行い、滞納者を確認させ、9月頃に償還開始から10年以上が経過している者をリストアップして各区に時効期間経過による不納欠損処理が必要な件の確認をさせている。また、債権回収の弁護士委託における対象者のリストアップをしている。

平成23年4月に財政局債権回収室（平成27年4月に債権管理推進室に改称）が設置され、滞納金額が30万円以上であるなど一定の債権については債権回収室において管理することとなったが、平成30年度末をもって財政局債権管理推進室が廃止されたことにより、これらの債権についても区役所・支所が取り扱うこととなった。

(3) 本事業に関する規則、マニュアル等について

名古屋市では、本事業を実施するにあたって、名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要綱、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付基準要領を定めるほか、母子父子寡婦福祉資金事務の手引き（以下本節においては「手引き」という）を作成している。

(4) 研修等

母子・父子自立支援員が本事業の業務を担当するにあたっては研修が

実施されているが、主にシステムに関する研修であり、貸付・徴収に関する網羅的な研修は十分ではない。過去 3年に、全区で統一的に実施された債権管理に関する研修は、毎年 1回であり、その内容は不納欠損処理に関するものであった。そのため、担当者は、前任者に教わることが出来る場合には、前任者に教わるなどするほか、事務の手引きや子ども青少年局子ども未来企画室に問い合わせるなどして独自に業務を学んでいる。こうした状況は、過去に同様の貸付ないし徴収業務に従事したことの無い者でも変わらない。

上記のとおり、滞納金額が高額の債権についても区役所・支所の担当課において徴収をすることになったことから、貸付段階で如何に滞納が生じにくいようにするか、滞納が生じたときに如何にその金額を増やさないようにするか、高額滞納者に対してどのように対応していくかなど、区民生子ども課・支所区民福祉課の担当者にはより高いスキルが求められるようになっている。

【意見】

貸付・徴収いずれの業務についても、一定の知識・ノウハウを要するものであるとともに、名古屋市としての業務である以上、各区・支所の取扱いが大きく異なることが無いようにしなければならない。しかしながら、現状は、各担当者の経験・能力に委ねられている部分が大きく、後述の通り各区の取扱いの違いも見られる。

毎年 4月に網羅的な研修をするなどして最低限の知識を取得させるとともに、定期的に担当者の経験交流会などを実施し、経験・ノウハウの共有を図ることが望ましい。

3 貸付業務の実施状況

(1) 資金貸付の流れ

本事業における資金貸付の流れは概ね以下のとおりである。

① 貸 付 相 談



② 貸 付 申 請



③ 貸 付 決 定



④ 資 金 交 付

(2) 貸付相談

名古屋市では、貸付申請前の面談相談を必須としている。なお、児童（子）に係る修学資金、就学支度資金等の資金については、原則として児童（子）本人が借受人になることから、借受人としての借入に係る意思（貸付金に対する意識、就労意欲）を確認するため、「児童（子）の面談も必須」とされており、「児童（子）が入院中など区役所・支所に来ることのできないやむを得ない理由がない限り、母・父のみの面談は不可（単なる部活等で忙しいという理由では不可）」として安易に児童（子）との面談を省略することを禁じている（以上いずれも手引き 7頁）。

相談を実施する機関は、相談者の居住する区の区民生子ども課（支所区民福祉課）であり、転居資金についてのみ転居先の区の区民生子ども課（支所区民福祉課）で実施している。これは、貸付申請を受け付ける機関と同一である。

貸付相談においては、「本資金の貸付対象、目的及び償還方法などを説明し、理解を得ること」、「相談者が本資金の貸付対象であるか、また、相談内容が本資金の目的に適合するかを確認すること」を要求している（手引き 7頁）。

(3) 貸付申請

貸付相談を経て、申請者の居住する区の区民生子ども課（支所区民福祉課）（転居資金については転居先の区役所・支所）で、貸付申請を受け付ける（手引き 8頁）。

貸付申請書を受け付けた後は、

- ① 貸付資格の有無
 - ② 申請資金の種類及び金額は適正か
 - ③ 添付書類に不備はないか
 - ④ 貸付申請書の記載内容に不備はないか
 - ⑤ 連帯保証人の適格性の有無
 - ⑥ 貸付金の使途は明確になっているか
 - ⑦ 事業計画・就学計画・生活設計等は把握できる内容か
 - ⑧ 償還方法、償還期間は明確になっているか、最大回数の範囲内か
- を審査をした上で、不備があれば訂正・補正させた上で申請書を受理する（手引き16頁）。

その際に、貸付債務の留意事項を記載した「同意書」について、借受人、連帯借受人、連帯保証人連名で徴取する。同意書を提出したことの確認のため、同意書のコピーをとって借受人、連帯借受人、連帯保証人にそれぞれ渡す（手引き16頁）。

(4) 貸付決定

貸付申請受理後、下記事項を調査する。

記

- ① 貸付要件（配偶者のない女子・男子等）を具備しているか
- ② 資金の貸付対象となっているか
- ③ 貸付を受けようとする理由は適切か
- ④ 借受金の使途は適切か
- ⑤ 事業計画・就学計画・生活計画等は適切か
- ⑥ 返済できる見込みがあるか及び他の借受金はないか
- ⑦ 家族の状況が、貸付申請書、戸籍謄本などの内容と一致しているか
- ⑧ 連帯保証人は独立生計等の要件を具備しているか。また、当該借受債務を保証する意思があるか

調査方法については、提出書類、聞き取り及び公簿によるほか、必要

に応じ訪問調査や民生委員等の協力を求めること、とされている（以上手引き17頁）。

上記調査内容を踏まえて貸付申請書、添付書類を審査し、貸付の可否を決定する。決定は、民生子ども課長又は区民福祉課長の決裁を受ける。

なお、本貸付金のうち、修学資金、修業資金、就職支度資金（児童についての就職分）及び就学支度資金については、原則として、児童（子）が借受人となり、父又は母のみを連帯保証人として貸付が可能であるが、次の①から③のいずれかの条件に該当する場合には、父または母とは別に第三者の保証人を求めることとされている（手引き95頁）。

- ① 世帯において、既に償還中の資金で滞納している場合
- ② 世帯において、貸付金の借受額の合計が 500万円を超える場合
- ③ 借受世帯が生活保護を受けている世帯であるとき、その他区・支所が償還能力が乏しいと認める場合

ただし、上記①から③のいずれかに該当する場合であっても、区・支所が、母子・父子の状況及び自立見込を総合的に考慮し、当該母子・父子のみでの貸付が可能と判断する場合は、第三者の保証人を不要とすることができるとされている（手引き95頁）。

③のうち、「その他区・支所が償還能力が乏しいと認める場合」については、区・支所によって、「父または母の手取り月収が15万円以下の場合は、他の資産等を考慮し」たり（瑞穂区）、「貸付金額が父または母の年収を超える場合、連帯保証人をつけるよう勧奨する」（千種区）など、具体的な基準を設けているところもある。

【意見】

第三者の保証人をつけるか否かについて、「その他区・支所が償還能力が乏しいと認める場合」という要件は幅が広く、実際に各区・支所の基準はまちまちになっている。名古屋市の事業である以上、全区・支所での取扱をある程度均一化するため、手引きに「償還能力が乏しいと認める場

合」の例をいくつか載せるなど、一定の方向性を示すのが望ましい。

(5) 資金交付

借受人から借用証書の提出を受けた上で、借受人名義の銀行口座に振り込んで交付する（手引き21頁・22頁）。

4 徴収業務の実施状況

(1) 徴収の流れ

本債権の徴収の流れは概ね以下のとおりである。

- ① 当年度分の償還金納入通知書を償還者宛に送付する（手引き36頁）。
- ② 毎月償還期限を迎える各賦金について調定し、納付書で納付しているものについては、納付書を送る（手引き40頁）。
- ③ 納付書による納付もしくは口座引き落としにより収納する（手引き36頁ないし38頁・45頁）。
- ④ 納期限経過後2か月を経過してもなお納入のないときには、20日以内の期限を付した督促状を償還者宛に送付して督促する（手引き65頁）。本債権の償還金は、賦金ごとの分割債権であるため、各賦金の納期限経過後 2か月を経過した時点で、当該各賦金について督促状を送付している（手引き65頁）。
- ⑤ 本債権については、償還状況のお知らせと題する返済状況を記載した書類を、毎年 7月に償還者へ、 8月に償還者以外の借受人、連帯借受人、連帯保証人へ送付し、これをもって催告に代えている（手引き64頁・66頁）。

(2) 収納状況について

平成30年度の本債権の収納状況について確認したところ、各区の調定金額、収入金額、不納欠損額、収入未済金額は次頁以下の表のとおりであった。件数については、賦金調定数で把握しており、借受人の数や貸付件数という形での把握はしていないとの回答であった。

なお、前述のとおり、本債権については、平成24年度以降、支所管轄の住所に居住する者への貸付は支所で扱うようになっている。当初は、

1年以上の滞納がある債権については、支所で福祉サービスを受けているケース以外では引き続き区で管理していたが、平成27年度以降は、上記のような債権についても支所に移管された。もっとも、支所に移管される時点で時効期間が既経過している債権や時効が差し迫っている債権については、特段の事情が無い限り移管されていない。

次頁以下の表をみると、支所の収納率（収入金額／調定金額）は区に比べて高い傾向にあるが、こうした傾向を示す理由の1つにこのような事情があるものと考えられる。

平成30年度		調定(A)	収入(B)	不納欠損(C)	収入未済(D)	B/A	
		金額	金額	金額	金額	金額	
千種区	現年	48,451,945	42,811,286	0	5,640,659	88.36%	
	繰越	25,676,634	1,770,540	0	23,906,094	6.90%	
	合計	74,128,579	44,581,826	0	29,546,753	60.14%	
東区	現年	15,496,036	14,052,018	0	1,444,018	90.68%	
	繰越	10,393,528	707,400	0	9,686,128	6.81%	
	合計	25,889,564	14,759,418	0	11,130,146	57.01%	
北区	現年	43,000,240	36,600,111	0	6,400,129	85.12%	
	繰越	37,474,125	4,520,367	0	32,953,758	12.06%	
	合計	80,474,365	41,120,478	0	39,353,887	51.10%	
	楠支所	現年	19,161,190	18,398,966	0	762,224	96.02%
		繰越	2,576,075	316,259	0	2,259,816	12.28%
		合計	21,737,265	18,715,225	0	3,022,040	86.10%
	合計	現年	62,161,430	54,999,077	0	7,162,353	88.48%
		繰越	40,050,200	4,836,626	0	35,213,574	12.08%
		合計	102,211,630	59,835,703	0	42,375,927	58.54%
	西区	現年	31,458,175	27,699,972	0	3,758,203	88.05%
		繰越	20,623,005	2,040,947	86,124	18,495,934	9.90%
合計		52,081,180	29,740,919	86,124	22,254,137	57.10%	
	山田支所	現年	24,367,874	23,455,279	0	912,595	96.25%
		繰越	6,443,610	1,901,127	0	4,542,483	29.50%
		合計	30,811,484	25,356,406	0	5,455,078	82.30%
	合計	現年	55,826,049	51,155,251	0	4,670,798	91.63%
		繰越	27,066,615	3,942,074	86,124	23,038,417	14.56%
		合計	82,892,664	55,097,325	86,124	27,709,215	66.47%
	中村区	現年	40,488,328	35,024,882	0	5,463,446	86.51%
繰越		31,450,281	2,593,319	3,996	28,852,966	8.25%	
合計		71,938,609	37,618,201	3,996	34,316,412	52.29%	
中区	現年	30,459,610	26,420,925	0	4,038,685	86.74%	
	繰越	31,396,535	2,460,461	2,219,840	26,716,234	7.84%	
	合計	61,856,145	28,881,386	2,219,840	30,754,919	46.69%	
昭和区	現年	69,412,206	61,762,636	0	7,649,570	88.98%	
	繰越	30,559,359	3,959,413	0	26,599,946	12.96%	
	合計	99,971,565	65,722,049	0	34,249,516	65.74%	
瑞穂区	現年	48,809,233	44,746,504	0	4,062,729	91.68%	
	繰越	32,299,558	3,821,440	0	28,478,118	11.83%	
	合計	81,108,791	48,567,944	0	32,540,847	59.88%	
熱田区	現年	26,375,027	24,400,999	0	1,974,028	92.52%	
	繰越	8,153,407	1,155,262	0	6,998,145	14.17%	
	合計	34,528,434	25,556,261	0	8,972,173	74.02%	
中川区	現年	63,992,736	54,673,406	0	9,319,330	85.44%	
	繰越	58,290,949	5,887,296	247,254	52,156,399	10.10%	
	合計	122,283,685	60,560,702	247,254	61,475,729	49.52%	
	富田支所	現年	31,295,565	28,501,747	0	2,793,818	91.07%
		繰越	27,994,751	4,000,905	0	23,993,846	14.29%
		合計	59,290,316	32,502,652	0	26,787,664	54.82%
	合計	現年	95,288,301	83,175,153	0	12,113,148	87.29%
		繰越	86,285,700	9,888,201	247,254	76,150,245	11.46%
		合計	181,574,001	93,063,354	247,254	88,263,393	51.25%

平成30年度		調定(A)	収入(B)	不納欠損(C)	収入未済(D)	B/A
		金額	金額	金額	金額	金額
港区	現年	72,319,664	61,862,361	0	10,457,303	85.54%
	繰越	67,585,810	7,238,038	493,110	59,854,662	10.71%
	合計	139,905,474	69,100,399	493,110	70,311,965	49.39%
南陽支所	現年	14,349,315	12,730,646	0	1,618,669	88.72%
	繰越	9,905,872	803,680	30,000	9,072,192	8.11%
	合計	24,255,187	13,534,326	30,000	10,690,861	55.80%
	現年	86,668,979	74,593,007	0	12,075,972	86.07%
	繰越	77,491,682	8,041,718	523,110	68,926,854	10.38%
	合計	164,160,661	82,634,725	523,110	81,002,826	50.34%
南区	現年	72,288,880	60,907,141	0	11,381,739	84.26%
	繰越	44,125,995	6,369,558	112,717	37,643,720	14.43%
	合計	116,414,875	67,276,699	112,717	49,025,459	57.79%
守山区	現年	29,249,664	27,237,715	0	2,011,949	93.12%
	繰越	17,332,861	1,189,624	0	16,143,237	6.86%
	合計	46,582,525	28,427,339	0	18,155,186	61.03%
志段味支所	現年	5,665,635	5,577,735	0	87,900	98.45%
	繰越	183,980	82,320	0	101,660	44.74%
	合計	5,849,615	5,660,055	0	189,560	96.76%
	現年	34,915,299	32,815,450	0	2,099,849	93.99%
	繰越	17,516,841	1,271,944	0	16,244,897	7.26%
	合計	52,432,140	34,087,394	0	18,344,746	65.01%
緑区	現年	37,130,407	32,345,524	0	4,784,883	87.11%
	繰越	39,490,140	4,347,667	0	35,142,473	11.01%
	合計	76,620,547	36,693,191	0	39,927,356	47.89%
徳重支所	現年	22,762,478	21,472,603	0	1,289,875	94.33%
	繰越	17,084,745	2,015,164	13,500	15,056,081	11.80%
	合計	39,847,223	23,487,767	13,500	16,345,956	58.94%
	現年	59,892,885	53,818,127	0	6,074,758	89.86%
	繰越	56,574,885	6,362,831	13,500	50,198,554	11.25%
	合計	116,467,770	60,180,958	13,500	56,273,312	51.67%
名東区	現年	68,473,687	62,855,755	0	5,617,932	91.80%
	繰越	29,454,775	5,046,477	491,000	23,917,298	17.13%
	合計	97,928,462	67,902,232	491,000	29,535,230	69.34%
天白区	現年	91,106,894	81,547,248	0	9,559,646	89.51%
	繰越	69,606,994	9,021,817	0	60,585,177	12.96%
	合計	160,713,888	90,569,065	0	70,144,823	56.35%
本庁	現年	197,800	0	0	197,800	0.00%
	繰越	92,700	0	0	92,700	0.00%
	合計	290,500	0	0	290,500	0.00%
合計	現年	906,312,589	805,085,459	0	101,227,130	88.83%
	繰越	618,195,689	71,249,081	3,697,541	543,249,067	11.53%
	合計	1,524,508,278	876,334,540	3,697,541	644,476,197	57.48%

(3) 徴収に関する指摘・意見

ア 「償還者」という概念について

本事業では、実際に償還する者を「償還者」としてシステムに登録しており、償還関係のシステムの通知は、基本的に「償還者」宛に出力されるようになっている（手引き36頁）。

この点について、手引き36頁には以下のように記されている。

「貸付金は、借受人のためになされるものであり、道義的に、借受人が第一に償還すべき立場にあるので、原則『償還者』は借受人である。ただし、事情により、償還者を連帯借受人、連帯保証人とすることも可能である。」

そして、償還金の納入通知書は償還者宛に通知するものとされている（手引き36・37頁）。

【意見】

償還金は、法的には消費貸借契約に基づく貸金返還金であるところ、その返還義務を負うのは借受人である。地方自治法 231条は、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、・・・これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定めているが、ここでの「納入義務者」とは、本事業の償還金については借受人、連帯借受人であり、連帯保証人は含まれない。従って、償還金について、連帯保証人に対してのみ納入通知を送ることは、地方自治法第 231条に違反するとの疑いがある。

なお、子ども青少年局子ども未来企画室からは、連帯保証人に対する履行の請求が主債務者にも効力を及ぼすことから（民法第458条・第434条）、連帯保証人に対して納入通知をすることで地方自治法第231条の要件を満たすと理解しているとの回答があった。しかしながら、同条は法律上の手続の一環として納入義務者に対する納入通知を求めているものであり、民法上の連帯債務の規定を根拠に、連帯保証人への納入通知で足りるとすることは疑問が無いとはいえない。

また、上記運用については、令和 2年 4月に施行される改正民法においては、連帯債務者における履行の請求は絶対効から相対効への改められたことから、いずれにせよ令和 2年 4月までには上記取扱いを改める必要がある。

地方自治法

(歳入の収入の方法)

第 231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

イ 違約金の徴収・不徴収について、

本貸付金については、支払期日までに償還金が支払われなかった場合には、延滞元利金額の年 5パーセントの割合で違約金を徴収するものとされている（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条）。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない（同条ただし書）とされており、名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要綱第48条第1項は、違約金を不徴収とすることができる事由を定めている。なお、同要綱では、第48条第 1項各号に定める事由に該当するときには「違約金を不徴収とすることができる」と規定しているのに対し、手引きでは、違約金を不徴収とすることができる事由に該当するときは、必ず「徴収しない」とも読める記載になっている（手引き 48頁）。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(違約金)

第17条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要綱

(違約金の不徴収)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にもかかわらず、違約金を不徴収とすることができる。

- (1) 借受人が誠意をもって事業を行ったにもかかわらず事業の失敗又は不振のため、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。
- (2) 借受人が火災その他災害を受け又は盗難に遭ったため、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。
- (3) 借受人若しくは借受人と生計を同じくする親族が疾病又は負傷のため、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。
- (4) 借受人が失業等をしたことにより生計を営むことが著しく困難になったため、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。
- (5) 借受人が生活保護法の規定に基づく生活保護を受けているため、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。
- (6) 借受人及び連帯借受人以外の者が償還金の支払いを行っている場合で、その者から違約金を徴収することが困難であると認められるとき。
- (7) その他正当な理由があると認められるため、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。

手引き（48～49頁）

4. 違約金不徴収

以下の事由に該当する場合、違約金を徴収しない。実際は「5. 違約金徴収基準」を参考。

① 不徴収事由

※取扱要綱第48条の事由がア～キとして記載

② 不徴収申立て

違約金不徴収申立書（・略・）及び違約金の支払が不可能であった事由を称する書類（医師の診断書等）による。

・ ・ 略 ・ ・

③ 決定・却下通知

申立の事実を確認（・略）し、違約金不徴収決定通知書（・略・）又は違約金不徴収却下通知書（・略・）により通知する。

④ 不徴収処理の時期

・ ・ 略 ・ ・

この手引きの記載は、不徴収事由（①）に該当する場合でも徴収しない場合もあって、①から④のすべての事由（手続き）に該当する場合には、違約金を徴収しないと読むことも可能ではあるが、担当者においては、単に、不徴収事由（①）があるときには、違約金を徴収することができないと理解されているようである。

【指摘】

違約金の不徴収事由が存在する場合に、「不徴収とすることができる」のか「徴収しない」のかでは、裁量の有無という点で違いがある。手引きの記載では、不徴収事由がある場合には、必ず徴収しない扱いにすべきものと理解される恐れがあるため、誤解がないような記述にすべきである。

違約金を不徴収とする場合には、滞納者に不徴収の申立てをさせる（手引き49頁）。ただし、申立書の提出ができないと認められる場合で、かつ、違約金不徴収の事由に該当すると認めるときは、職権により、違約金を不徴収とすることができる（手引き49頁）。

なお、不徴収の申立ての有無について各区に照会をしたところ、違約金を請求しない場合には、全ての区において、全件不徴収の申立てをさせている。

ウ 督促、催告等について

納期限後 2か月を経過してもなお納入のないときは、20日以内の期

限を付した督促状を償還者宛に送付することとなっている（手引き65頁）。

その上で、督促状を送付してもなお償還金の支払いが無い場合には、催告書により償還者宛に催告するとともに、債務承認書（書式は 214 頁の資料 1 参照）の提出を求めることとされている（手引き66頁）。

ただし、平成24年度以降は、前述の通り、「償還状況のお知らせ」という表題の書類を滞納の有無にかかわらず毎年定期的に送付しており、これをもって催告書の代わりとしている（手引き66頁）。その様式は資料 2（215頁）のとおりであり、7月には償還者に、8月には償還者以外の者に送付している。いずれの場合にも、「償還状況のお知らせ」とともに「母子父子寡婦福祉資金貸付金『償還状況のお知らせ』の送付について」と題する書面を同封しており、滞納のない償還者に送るものは資料 3（216頁）、滞納のある償還者に送るものは資料 4（217頁）、償還者以外に送るものは、滞納の有無にかかわらず資料 5（218頁）である。

【指摘】

手引き67頁の「4. 債務承認書」の項目に「※債務の承認は、相対効であって、個人ごとしか時効中断とならないため、全員に対して時効中断の効果をを得るためには、借受人、連帯借受人、連帯保証人ごとに徴取する必要がある。」との記載がある。しかしながら、主債務者である借受人が債務を承認した場合には、保証債務の附従性により保証債務についても時効中断効が生じると解され、この記載は法的には誤りであり、訂正すべきである。

【意見】

手引きの記載に従い、滞納者には、催告書に代えて、上記「償還状況のお知らせ」及び「『償還状況のお知らせ』の送付について」という文書を送っているが、当該書式は、その表題から、一見して支払いを求められているものとは捉えられず、被請求者においても、請求を受け

ているとの認識を抱きにくい。『償還状況のお知らせ』の送付について」は、滞納の有無によって書式を変えているとのことであるが、デザインに大きな違いが無く、一部文章が追加されているに過ぎない。その内容も「滞納がある場合は」と留保がつけられており、滞納していない者にも同様の書式を送っているとの認識を抱かせかねない記載となっており、受け取った滞納者に危機感を持たせるものとなっていない。従って、滞納者に対しては、この書式をもって催告書の送付に代えるのではなく、滞納前とはデザインが異なり、滞納分を請求されていることが明確にわかる催告書を送付すべきと考える。

エ 連帯保証人に対する請求について

督促状送付後、借受人の滞納が継続する場合は、連帯保証人に対しても速やかに償還指導することとされている（手引き67頁）。

なお、連帯保証人に対する請求に関して、全区に実施状況を照会したところ、借受人の拒絶により請求しないことがある旨の回答があった（中川区、天白区）。

【指摘】

連帯保証人への請求は、借受人の意思に関係なく行うべきである。

【意見】

連帯保証人への請求の時期について、何か月分の滞納が生じた場合には必ず請求するなど、手引きにおいて明確な基準を設けるのが望ましい。

オ 財産調査、訴訟手続等について

滞納者の財産調査について、全く行っていない区（中川、熱田、名東、中区）があった。

訴訟手続等の法的措置については、実施している区は無かった。

しかしながら、第4章でも記載したとおり、地方自治法施行令第

171条の2第1項は、「普通地方公共団体の長は、債権（略）について、（略）督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない」と規定しており、各号に、①担保が存在する場合には担保の実行・保証人への請求（1号）、②債務名義が存在する場合には強制執行（2号）、③それ以外の場合（①の場合で担保の実行・保証人への請求をしてもなお履行されない場合を含む）には訴訟手続（3号）を、とるべき措置として定めている。

名古屋市債権管理条例も「市長等は、非強制徴収債権について、（略）督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない」（第9条）として同様の規定を設けている。

そして、同条例施行細則第6条は、同条例第9条の「相当の期間」とは「督促状を発した日から起算して1年を超えない期間とする。」としている。従って、督促をしても履行がない場合には、督促状送付後1年以内に強制執行や訴訟提起等をする必要がある。

なお、督促状送付後1年以内に履行がない場合であっても、当該債権について徴収停止の措置や履行延期の特約・処分がなされた場合、その他特別の事情があると認める場合には、強制執行等をする必要がない。

「その他特別の事情があると認める場合」について、名古屋市は、その運用上「債務者の財産に換価価値がない場合や、分割納付の特約を債務者が誠実に履行している場合などをいう。なお、単に債務者と納付交渉を継続しているという理由のみで強制執行等の措置をとらないことは、認められない。」としている。

名古屋市債権管理条例

（強制執行等）

第9条 市長等は、非強制徴収債権について、第5条第1項の規定による督促を

した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第7条第1項の規定により履行期限を延長する場合又は第11条の措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。)については、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

名古屋市債権管理条例施行細則

(強制執行等の措置をとるまでの期間)

第6条 条例第9条の相当の期間は、督促状を発した日から起算して1年を超えない期間とする。

【指摘】

滞納者については可能な限り財産調査をすべきである。

本債権の債務承認書の書式には、「名古屋市が督促状の送付並びに資金の滞納整理に関して市民税等課税資料、銀行等取引状況、生命保険等の契約状況、雇用状況及び給与等の支払状況について調査を行うことに同意します」という文言が入っているのであるから、少なくとも、課税資料の調査や金融機関への任意の照会等は実施すべきである。

【意見】

財産調査については様々な方法が考えられるため、担当者の交流会を定期的実施するなどして、経験を共有することが望ましい。

【指摘】

名古屋市では、督促状を発した日から1年以内に納付されない場合には、訴訟手続等の措置をとることとされており（地方自治法第240条2項・同施行令第171条の2第3号・名古屋市債権管理条例第9条3号・同施行細則第6条）、措置をとらないでも良い場合は前記の通り限定されている。従って、除外事由がない件についても訴訟手続等全くとられていないのは違法である。

【意見】

各区の担当者が訴訟手続等を行うのは負担が大きいと考えられるので、名古屋市で集約して担当する部署を設置するか、あるいは外部の弁護士に委託するかなどして訴訟手続等を実施すべきである。

カ 時効管理について

名古屋市では、子ども青少年局子ども未来企画室が、毎年9月頃に償還開始から10年以上が経過している者をリストアップして各区に時効期間経過による不納欠損処理が必要な件の確認をさせている。各区の担当者は、そのリストをもとに時効管理しているとの回答が多かった。

また、時効に関しては、ヒアリングの中で、連帯保証人が債務の一部を弁済した場合には主債務についても時効が中断すると理解している者がいた。

【指摘】

償還開始から10年以上経過している者の場合、すでに時効期間を経過している可能性があり、時効管理として不十分である。時効期間が満了する前〔たとえば、償還開始から8年目（改正民法施行後は4年）〕の段階でリストアップし、時効期間を経過しそうな債権がないか確認できるようにするなど、リストアップの対象を変更するなどして、すべての債権について時効期間が経過していない者を把握できるようにすべきである。

【意見】

連帯保証人の一部弁済は、債務の承認行為であるため、主債務には効果が及ばず（相対効）、上記の認識は誤りである。債権管理において時効の知識は必須であり、また債権法改正に伴い、当面の間、改正前の制度と改正後の制度が併存する状態が続くことから、時効について研修をするなど担当者が正しい知識で業務に従事できるようすることが望ましい。

キ 借受人、連帯借受人、連帯保証人の転居・死亡に伴う業務

ア) 相続人調査

死亡を把握した段階で相続人調査を行っていない区が見られた（東、北、熱田、名東、中区）。

【指摘】

借受人が死亡した場合には、相続放棄をしない限り、債務を相続人が承継するので、相続人調査を行うべきである。

イ) 死亡時の債務の相続

手引き62頁に、借受人死亡の際の取扱いとして「償還金債務は、連帯借受人がいる場合は連帯借受人に、いない場合は相続人に、相続放棄がなされない限り承継される。」との記載があった。

【指摘】

連帯借受人は、法律上の連帯債務者であると考えられるところ、連帯債務者の1名が死亡した場合には、その債務は相続されるのであるから、「連帯借受人がいる場合は連帯借受人に・・・承継される」という記載は誤り（あるいは誤解を招く表現）であると考えられるため、修正すべきである。

資料 1 (債務承認書 書式)

要綱第50号様式

債 務 承 認 書

☐母子福祉資金
☐父子福祉資金
☐寡婦福祉資金

(あて先) 名古屋市長		年 月 日	
住所 氏名 電話番号		印	
下記の資金の償還について延滞していることを認め、償還計画のとおり に償還することを確約します。 また、名古屋市が督促状の送付並びに資金の滞納整理に関して市民税等 課税資料、銀行等取引状況、生命保険等の契約状況、雇用状況及び給与等 の支払状況について調査を行うことに同意します。併せて、違約金（延滞 金）が年 5%（平成 27 年 3 月 31 日までは年 10.75%）の割合で発生する ことを了承します。			
記			
貸付決定番号	第 号	資金の種類	福祉資金 資金
貸付決定年月日	年 月 日		
総貸付金額	円	利 子	☐ 無利子 ☐ 年 1.0 パーセント
借受人氏名		連帯保証人名	
連帯借受人氏名		氏	
勤 務 先	名称	勤務開始月	
	住所	月収	
滞 納 金 額	円 (内利子分 円)		
滞 納 期 間	年 月から 年 月末まで		
滞 納 理 由			
今後の償還計画			
返済開始時期			
滞納分の返済 方法・金額			
滞納分以外の 毎月の返済の 有無			
備 考			

注 1 該当する□の中にレ点をつけてください。

注 2 滞納期間については、 年 月 日時点で表記しています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

資料2（償還状況のお知らせ 書式）

123-4567
〇〇市××通1丁目2番3号
□□マンション444号

令和元年06月03日

貸付 太郎 様
(00)
01-KA-1

〇〇〇市長 〇〇 ●●●

母子父子寡婦福祉資金償還状況のお知らせ

下記の資金の償還状況（返済状況）についてお知らせします。
この報告は、法律上返済義務のあるすべての方に現在の返済状況を確認していただくため、滞納の有無にかかわらず、借受人、連帯借受人、連帯保証人など関係者すべてに送付しています。
また、納入期限までに納入されないと、当初の納期限の翌日から納入日までの日数に応じて違約金が年5%（平成27年3月31日までは10.75%）の割合で発生します。

記

貸付決定番号	第 1060272 号	資 金 の 種 類	母子福祉資金
貸付決定年月日	平成17年04月01日		就学支度資金 大学（国公立）
総 貸 付 金 額	120,000 円	利 子	無利子
償 還 方 法	月賦	償 還 期 間	平成17年11月 から
返 済 回 数	12 回		平成18年08月 末まで
調 定 済 額 (当月分含む)	120,000 円	未 調 定 額 (償還月未到来分)	0 円
償 還 済 額 (既返済額)	30,000 円	滞 納 金 額	90,000 円
滞 納 期 間 (当月分除く)	平成18年02月 から 平成18年10月 分までの償還金（内未納分）		
償 還 者	貸付 太郎	平成31年度 の 償 還 金 額	0 円
借 受 人 氏 名	貸付 太郎	連帯保証人氏名	貸付 花子
連帯借受人氏名			
※滞納金額は、未納となっている償還金の合計金額です。また、滞納期間には、未納となっている償還金のうち、最も古い納期限のものと最も新しい納期限のものを表示しています。なお、この報告と行違いで納入されている場合などは実際と異なりますのでご容赦ください。 ※この報告の滞納金額には、督促の有無にかかわらず、納期限到来分にかかる未納額を計上しており、納期限から2か月経過後に送付される督促状の「累計督促金額」とは異なる場合があります。			

注：上記内容は、令和元年06月03日時点で表記しています。
なお、銀行の入金情報を市が把握するまでに1週間程度要します。

母子父子寡婦福祉資金貸付金 「償還状況のお知らせ」の送付について

日頃は名古屋市政にご協力いただきありがとうございます。

名古屋市では、平成23年度から債権管理条例が施行されました。この条例に基づき、適正な債権管理を行うため、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、平成24年度から滞納の有無にかかわらず、定期的に償還状況のお知らせを行っています。

つきましては、別紙のとおり現在の貸付金の償還状況（返済状況）をお知らせしますので内容をご確認ください。

★ なお、法律上返済義務を負うすべての方に現在の返済状況を把握していただくため、令和元年8月以降、普段ご返済されている方以外の連帯保証人の方などについても、このお知らせと同様の書類を名古屋市から送付させていただきますのでご了承ください。今後も借受人、連帯借受人、連帯保証人それぞれの方に対して、毎年度お知らせさせていただきます。

★ この報告は、令和2年3月までに返済が開始予定の方についても、送付しています。（この場合、滞納金額は0円、滞納期間は空欄となります）

★ 今後、償還金について滞納が発生した場合は、違約金（延滞金）が年5%（平成27年3月31日までは10.75%）の割合で発生するほか、滞納が継続した場合は、連帯保証人への請求がなされるとともに、法的措置をとることがありますのでご注意ください。

【お問合せ先】 昭和区役所民生子ども課民生子ども係

住所：〒466-8585 名古屋市昭和区阿由知通3-19

電話：052-735-3903 / FAX：052-735-3909

～ご返済いただいたお金は、将来、貸付を希望する方のための資金となるものです。貸付金制度を維持していくためにも、返済にご理解いただきますようお願いいたします。

～

母子父子寡婦福祉資金貸付金 「償還状況のお知らせ」の送付について

日頃は名古屋市政にご協力いただきありがとうございます。

名古屋市では、平成23年度から債権管理条例が施行されました。この条例に基づき、適正な債権管理を行うため、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、平成24年度から滞納の有無にかかわらず、定期的に償還状況のお知らせを行っています。

つきましては、別紙のとおり現在の貸付金の償還状況（返済状況）をお知らせしますので内容をご確認ください。

また、滞納がある場合は、速やかに返済してください。延滞すると違約金が年5%（平成27年3月31日までは10.75%）の割合で発生します。滞納分について、別紙の債務承認書に具体的な返済計画を記入の上、8月30日（金）までに、お住まい区の窓口までご提出ください。

- ★ なお、法律上返済義務を負うすべての方に現在の返済状況を把握していただくため、令和元年8月以降、普段ご返済されている方以外の連帯保証人の方などについても、このお知らせと同様の書類を名古屋市から送付させていただきますのでご了承ください。今後も借受人、連帯借受人、連帯保証人それぞれの方に対して、毎年度お知らせさせていただきます。
- ★ 滞納が継続する場合、連帯保証人などへの請求がなされるとともに、法的措置をとることがあります。
- ★ 現在は、定期的にご返済されている場合でも、過去の未納がある場合は、その未納分の納付について、現在ご返済されている以外の連帯保証人の方などに名古屋市から連絡をとることがあります。

【提出先（お問合せ先）】 徳重支所区民福祉課保護・子ども係

住所：〒458-0852 名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

電話：052-875-2213 / FAX：052-875-2215

～ご返済いただいたお金は、将来、貸付を希望する方のための資金となるものです。貸付金制度を維持していくためにも、返済にご理解いただきますようお願いします。

母子父子寡婦福祉資金貸付金 「償還状況のお知らせ」の送付について

名古屋市では、債権管理条例に基づき適正な債権管理を進めています。その取り組みの一環として、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、借受人、連帯借受人、連帯保証人それぞれの方へ、滞納の有無にかかわらず、定期的に償還状況（返済状況）をお知らせしております。

現在の貸付金の償還状況は、同封の資料のとおりですので、内容をご確認ください。

なお、このお知らせは、現在償還中の分から来年3月までに償還が開始される分までを対象として作成し、お送りしております。（償還開始予定のものについては、滞納金額は0円、滞納期間は空欄で表示しております。）

＜滞納がある場合＞

★ 償還いただくお金は、次に貸付を希望するひとり親家庭の親子のための資金となります。貸付金制度を維持していくためにも、償還の必要性についてご理解いただき、滞納分の速やかな償還をお願いします。

★ 滞納した場合は、期限の利益を喪失する場合があるとともに、違約金（延滞金）が年5%（平成27年3月31日までは10.75%）の割合で発生します。

★ 滞納が継続している場合、今後、償還している方以外の連帯借受人、連帯保証人などの方に名古屋市から償還の請求をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

なお、借受人などの住所や電話番号等の情報についてお問い合わせいただいても、その方の同意がない限り、お伝えすることができませんので、ご了承ください。

【お問合せ先】 千種区役所民生子ども課民生子ども係
住所：〒464-8644 名古屋市千種区覚王山通8-37
電話：052-753-1843 / FAX：052-751-3120

第6 災害援護資金貸付金

1 災害援護資金貸付金の概要

(1) 趣旨

災害援護資金貸付金（以下本節においては「本貸付金」という。）は、自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けたその所得が一定額未満の世帯について、生活の立て直しに資するために行う貸付金をいう（災害弔慰金の支給等に関する法律第10条）。

本貸付金は、名古屋市と借受人との間での金銭消費貸借契約に基づく債権であり、消滅時効等については民法によって規律され、消滅時効の時効期間は10年間となっている（民法第167条）。

災害弔慰金の支給等に関する法律

（災害援護資金の貸付け）

第10条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、10年を超えない範囲内で政令で定める。

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で条例で定める率とする。

(2) 根拠条文及び事務取扱い手引き

本貸付金の法的根拠は、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下本節においては「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下本節においては「令」という。）であり、名古屋市の行う

本貸付金の法的根拠は、これらに加え名古屋市災害弔慰金の支給に関する条例（以下本節においては「条例」という。）及び災害弔慰金の支給に関する条例施行細則（以下本節においては「細則」という。）である。

また、名古屋市における本貸付金に関する事務手続は、平成30年6月に健康福祉局監査課が作成した「災害援護資金貸付金事務取扱の手引き」（以下本節においては「手引き」という。）をもとに運用されている。

(3) 本貸付金の財源

本貸付金の財源については、必要となる貸付金の 3分の 2に相当する額を国が名古屋市に貸し付け、その余を名古屋市の財源から支出されることになっている（法第12条第 1項）。

なお、国から名古屋市に対する前記貸付金の償還期間は11年となっている（法第12条第 2項）。

災害弔慰金の支給等に関する法律

（国の貸付け）

第12条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第 1項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の 3分の 2に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、12年（指定都市に対するものにあつては11年）を超えない範囲内で政令で定める。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（国の貸付金の償還期間）

第11条 法第12条第 2項に規定する償還期間は、12年（指定都市に対する貸付金にあつては、11年）とする。

(4) 貸付対象者

名古屋市による本貸付金の対象となる災害は、愛知県内において、災害救助法が適用された自治体があり、同法による救助が行われた災害が対象となる（令第 3 条）。

また、本貸付金の貸付対象者は、前記の災害により次に示す被害を受けた、名古屋市内に住民登録のある世帯の世帯主となっている（法第 10 条、令第 6 条）。

- ・療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷
- ・住居又は家財の損害が、当該住居又は家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（法第 10 条第 1 項に規定する政令で定める災害）

第 3 条 法第 10 条第 1 項に規定する政令で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。

（法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する政令で定める損害）

第 6 条 法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害とする。

また、所得要件として、以下のとおり、世帯人数に応じた上限所得金額が定められている。（令第 5 条）

世帯人数	所得要件
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	730 万円に、5 人目以降 1 人につき 30 万円を加算
(例外) 住居が滅失した場合	1270 万円

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(法第10条第 1項に規定する政令で定める額)

第 5 条 法第10条第 1項に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が 1人であるときは 220万円、 2人であるときは 430万円、 3人であるときは 620万円、 4人であるときは 730万円、 5人以上であるときは 730万円にその世帯に属する者のうち 4人を除いた者 1人につき30万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1270万円とする。

(5) 保証人

また、改正前施行令においては、本貸付金を貸し付ける際には、連帯保証人を立てなければならないとされていたところ（改正前令第 8 条）、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を附すかどうかについては、市町村の判断で条例において定めることが適切であることから、平成31年 4月 1日から施行された改正令においては、同条は削除された。

なお、名古屋市においては、現在も、本件貸付金を貸し付ける際には、原則として保証人を立てなければならないとされており（条例第 9条第 6項）、保証人の要件としては、名古屋市の住民であり、独立の生計を営む者と規定されている（細則第 6条第 2項）。

改正前災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(保証人)

第 8条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
い。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第10条の規定による違約金を包含するものとする。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例

(災害援護資金の貸付限度額等)

第 9条

(中略)

6 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。ただし、保証人を立てることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則

(災害援護資金借用書の提出等)

第 6条

(中略)

2 前項の保証人は、本市の住民であり、かつ、独立の生計を営む者でなければならない。
い。

(6) 貸付限度額

貸付限度額は 350万円となっているところ、被害の程度によって、以下のように定められている。(令第 7条第 1項、条例第 9条第 1項、第 2項)

被害の種類及び程度の区分	世帯主の負傷がある場合 の額	世帯主の負傷がない場 合の額
1 家財についての被害がない 場合又は家財についての被害金 額が家財の価額のおおむね 3 分 の 1 未満である場合	150 万円	—
2 家財についての被害金額が 家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である場合	250 万円	150 万円
3 住居が半壊した場合	270 万円（350 万円）	170 万円（250 万円）
4 住居が全壊した場合（5 の 場合を除く。）	350 万円	250 万円（350 万円）
5 住居の全体が滅失し、又は 流失した場合	350 万円	350 万円

※ 災害により被害を受けた住民の住居の残存部分を取り壊し、住居を建て直す場合において、特に必要があると認めたときは（）内の額とする。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（災害援護資金の限度額及び償還方法）

第 7 条 法第 10 条第 2 項に規定する限度額は、350 万円とする。ただし、内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、270 万円、250 万円、170 万円又は 150 万円とする。

(7) 貸付の申請

本貸付金の相談及び申請の受理は、申請者の住所地を所管する区の民生子ども課が取り扱うことになっており、申請の期間は、原則、災害により被害を受けた日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 か月以内とされている（細則第 5 条第 3 項）。

貸付審査にあたっては、貸付資格の有無、申請書の記載内容の正確性、

添付書類の不備の有無、保証人の適格性、償還計画の適格性について審査がなされ、貸付承認、不承認の判断がなされることになる。

(8) 償還について

本貸付金の償還期間は、据置期間を含め10年とされている（法第10条第3項、令第7条第2項）。

なお、据置期間については、原則として3年間であるが、当該災害により世帯主が死亡もしくは障害者となった場合、当該災害により住居が全壊した場合、貸付を受ける世帯が生活保護の受給世帯や市民税非課税世帯である場合等には、据置期間を5年とすることができるとされている（法第10条第3項、令第7条第2項、条例第9条第4項、細則第7条）。

よって、本貸付金の借受人は、据置期間が終了した後、7年間ないし5年間で償還を終える必要がある。

そして、償還方法については、半年賦償還の方法で、かつ元利均等方式の方法により行くとされており（令第7条第3項、第4項、条例第9条第5項）、償還台帳及び償還表により、納期の到来するものについて調定が行われる（名古屋市会計規則第34条の2、第36条、第37条）。

なお、貸付金の利率については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で条例で定めることになっているところ（法第10条第4項）、名古屋市では利率については年0パーセント（保証人を立てない場合にあっては、年1パーセント）とされている（条例第9条第7項）。

納入の通知は、調定の際行った内容を記載した納入通知書により、納期限の10日前までに納入者に交付し、収納は、指定金融機関、収納代理金融機関で行うことになっている（名古屋市会計規則第39条）。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（災害援護資金の限度額及び償還方法）

第7条

(中略)

- 2 法第10条第 3項に規定する償還期間は、10年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち 3年(内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、 5年)とする。
- 3 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。
- 4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例

(災害援護資金の貸付限度額等)

第 9条

(中略)

- 4 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち 3年(規則で定める場合は、 5年)とする。
- 5 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法で、かつ、元利均等償還の方法による。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 6 (略)
- 7 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 0パーセント(保証人を立てない場合にあつては、年 1パーセント)とする。

(9) 支払猶予

災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還金の支払が困難となったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる(法第13条、令第12条)。

支払猶予を行う場合には、調定を行わず、調定をしたものについては、履行期限を迎えていなければ調定の取消や減額等の処理を行うことに

なっている。

災害弔慰金の支給等に関する法律

(償還金の支払猶予)

第13条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(償還金の支払猶予)

第12条 法第13条第1項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

2 滞納者に対する措置

(1) 督促

納期限経過後90日を経過しても納入がないときは、20日以内の期限を付した督促状により借受人宛に督促しなければならないとされており（地方自治法第240条第2項、地方自治法施行令第171条、債権管理条例第5条）、同督促には時効中断効がある（地方自治法第236条第4項）。

地方自治法

(債権)

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

(金銭債権の消滅時効)

第 236条

(中略)

- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(2) 催告

上記督促を行っても借受人から償還や連絡がない場合には、手引きにおいて、文書催告、電話催告、実地調査、保証人への催告の各方法のいずれか、あるいは組み合わせて催告を行うことになっている。

(3) 保証人への催告

借受人に対して督促等を行ってもなお履行されない場合には、名古屋市は、督促状を発した日から起算して原則として1年以内に保証人に対する請求を行う義務がある（債権管理条例第 9条、債権管理条例施行細則第 6条）。

(4) 履行延期

次のいずれかに該当する場合は、履行期限の延期をすることができる（債権管理条例第 7条）

- ・債務者が無資力状態（生活保護を受給中等）にあるとき
- ・資力等の状況により履行期限を延期することが回収するうえで有利な場合
- ・災害、盗難その他の事故を原因に一時に履行することが困難な場合

(5) 違約金

名古屋市は、借受人が支払期日に償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年 5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した金額を徴収することになって

いる（令第9条）。

なお、改正前の令第10条では、違約金の算定割合は、年10.75パーセントとなっていたため、手引きにおいては、改正前の令に基づき、借受人が支払期日に償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額に年10.75パーセントの割合をもって、調定ごとに支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する旨記載されている。

【意見】

手引きに記載されている違約金の算定割合は、改正前の令に基づく利率であり、今後、本貸付金の対象となる災害が発生した場合の違約金の算定割合は5%に変更されていることを明記すべきである。

改正前災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（違約金）

第10条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年10・75パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

現行災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（違約金）

第9条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは違約金の徴収を免除することがで

きるとされている。

そして、以下の場合には、災害その他やむを得ない理由として差し支えないとされている。

- ・借受人等が火災その他災害を受け、又は盗難に遭ったため、支払が困難であったとき
- ・借受人若しくは借受人と生計を同じくする親族が疾病又は負傷のため、支払が困難であったとき
- ・借受人が失業等をしたことにより生計を営むことが著しく困難になり、支払が困難であったとき
- ・借受人以外の者が償還金の支払いを行った場合で、その者からの違約金を徴収することが困難であるとき
- ・その他正当な理由があると認められるとき

(6) 徴収停止

履行期限から相当の期間を経過してもなお履行されないものについて、借受人や保証人につき、次の事由に該当する場合は、徴収停止の決定を行うことができるとされている（債権管理条例第11条、債権管理条例施行細則第 7条、第 8条）。

- ・債務者の所在が不明であり、資力等が強制執行の等の費用を超えないと認められるとき
- ・債務者が出国し、帰国する見込みがないとき
- ・残った債権額が少額であり、取り立て費用に満たないとき

なお、徴収停止の決定について、借受人等に通知する必要はなく、徴収停止決定後に借受人等より返済の申し出があった場合は、徴収停止を解除して納付を行わせることになっている。

徴収停止の措置をとった日の翌日から起算して1年を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているときは、名古屋市は、本貸付金について債権放棄することができるとされている（名古屋市債権管理条例第12条第 1項第 4号、名古屋市債権管理条例施行細則第 9条）。

名古屋市債権管理条例

(徴収停止)

第11条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(放棄)

第12条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(省略)

- (4) 前条の措置をとった日から相当の期間を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているとき。

(省略)

名古屋市債権管理条例施行細則

(徴収停止をするまでの期間)

第 7条 条例第11条の相当の期間は、当該債権の履行期限の翌日から起算して 1年を超えない期間とする。

(徴収停止の決定)

第 8条 市長等は、当該債務者(保証人がある場合にあっては、当該保証人を含む。)に対する次に掲げる事項の調査の結果に基づき、徴収停止をするかどうかを決定するも

のとする。

- (1) 滞納原因
- (2) 収支状況
- (3) 財産状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長等は、徴収停止をした後、事情の変更等により徴収停止を維持することが不適当となったと認めたときは、直ちに、徴収停止を取りやめなければならない。

(放棄をするまでの期間)

第9条 条例第12条第1項第4号の相当の期間は、徴収停止をした日の翌日から起算して1年とする。

(7) 償還免除

借受人が死亡した場合又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができないと認められる場合又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けた場合は償還を免除することができる。

ただし、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還できると認められる場合は免除することができないとされている（法第14条）。

災害弔慰金の支給等に関する法律

(償還免除)

第14条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額

を償還することができると認められるとき。

- 2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 3 国は、指定都市又は都道府県が第 1項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の 3 分の 2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 債権放棄

(1) 債権放棄事由

名古屋市は、本貸付金について、借受人、保証人の双方がいずれかの事由に該当する場合は、債権放棄を行うことができるとされている（債権管理条例第12条、債権管理条例施行細則第 9条）。

- ・ 債務者が破産法等の規定によりその責任を免れたとき
- ・ 消滅時効に係る時効期間が満了したとき
- ・ 債務者が無資力の状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- ・ 徴収停止の決定後 1年を経過した場合
- ・ 債務者が死亡し、その相続人が限定承認や相続放棄をした場合で、相続財産が強制執行等の額を超えないと認められる場合

(2) 債権放棄の通知

債権放棄を決定した場合には、債権放棄通知書にて債務者に通知することになっている（債権管理条例施行細則第10条第 2項）。

(3) 債権放棄と消滅時効との関係

前記のとおり、本貸付金は私債権であるため、消滅時効の時効期間は10年であるところ（民法第 167条）、手引きには、「時効期間が満了していたとしても、時効が完成するまで（援用するまで）は、債権者（名古屋市）は請求を続けるべきである。」と記載されている。

しかし、その一方で、手引きの＜補足説明＞においては、「債権者か

らの援用がない限り時効は成立しないが、時効期間を満了した債権を管理し続けることは不合理であることもあり、このような状況となっているものについては、債務者より援用しないことについて特段の意思表示がなされない限り、債権管理条例に基づき債権放棄を行うことができる。」と記載されている。

このように、前記の手引き本文と＜補足説明＞の記載によれば、本貸付金債権の消滅時効の時効期間が満了した場合の対応について、債務者から援用の意思表示があるまでは請求を継続するべきか、それとも債権放棄をするべきか判然としないが、名古屋市としては、名古屋市債権管理条例第12条第1項第2号を根拠に後者の対応をとっている。

名古屋市債権管理条例

(放棄)

第12条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。
- (2) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (3) 債務者が無資力の状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 前条の措置をとった日から相当の期間を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているとき。
- (5) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であって、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

名古屋市債権管理条例施行細則

(放棄をするまでの期間)

第9条 条例第12条第1項第4号の相当の期間は、徴収停止をした日の翌日から起算して1年とする。

(放棄の決定)

第10条 市長等は、当該債務者(保証人がある場合にあっては、当該保証人を含む。)に対する次に掲げる事項の調査の結果に基づき、放棄をするかどうかを決定するものとする。

- (1) 滞納原因
- (2) 収支状況
- (3) 財産状況
- (4) 生活状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長等は、放棄をした場合には、その旨を債務者に通知するものとする。

【意見】

手引き本文と＜補足説明＞との間で、本貸付金債権の消滅時効の時効期間が満了した場合にとるべき対応について、異なった記載がなされている。

仮に、消滅時効の時効期間が満了した場合には、援用の意思表示がなされるまで請求を続けるのではなく、債権管理条例第12条第1項第2号を根拠に債権放棄を行う方針であれば、前記の手引き本文の記載については訂正すべきである。

4 名古屋市における本貸付金の取扱い状況

(1) 本貸付金の対象となった災害について

名古屋市において、近年、本貸付金の対象となったのは、①平成3年度台風18号、②平成12年度東海豪雨、③平成20年度8月末豪雨の3つの災害である。

(2) 現在の本貸付金の状況

平成30年度の本貸付金の状況は以下のとおりである。

(単位：円、件、%)

	調定 A		収入（※） B		欠損 C		未収金 D（＝A－B－C）		回収率 〔金額〕 B/A
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
千種区	11,258,000	209	390,000	12	0	0	10,868,000	197	3.5
東区	14,649,333	171	576,000	21	1,340,000	18	12,733,333	132	3.9
北区	118,907,810	2,112	8,735,400	248	1,500,000	10	108,672,410	1,854	7.3
西区	117,806,848	2,389	4,075,610	120	642,600	6	113,088,638	2,263	3.5
中村区	11,830,000	57	435,600	7	2,970,000	17	8,424,400	33	3.7
中区	17,867,222	174	150,000	2	0	0	17,717,222	172	0.8
昭和区	5,764,000	80	0	0	0	0	5,764,000	80	0.0
瑞穂区	7,235,100	64	226,000	6	600,000	4	6,409,100	54	3.1
熱田区	2,527,400	59	76,900	4	0	0	2,450,500	55	3.0
中川区	29,326,410	355	1,450,500	9	1,500,000	10	26,375,910	336	4.9
港区	28,484,640	439	835,550	19	0	0	27,649,090	420	2.9
南区	19,869,700	431	765,000	34	3,671,600	53	15,433,100	344	3.9
守山区	6,087,600	129	80,000	2	0	0	6,007,600	127	1.3
緑区	30,670,340	838	1,551,400	19	1,595,820	21	27,523,120	798	5.1
名東区	2,195,700	27	0	0	0	0	2,195,700	27	0.0
天白区	59,585,706	1,088	2,264,290	80	0	0	57,321,416	1,008	3.8
合計	484,065,809	8,622	21,612,250	583	13,820,020	139	448,633,539	7,900	4.5

現存する債権は、前記②平成12年度東海豪雨、③平成20年度 8月末豪雨についての貸付金残金であり、また平成30年度に調定がなされた債権は、③平成20年度 8月末豪雨の10年の償還期間の最後のもので、③平成20年度 8月末豪雨の際の貸付金の償還金も、今後新たに発生しない。

ヒアリング調査、アンケート調査の結果によると、③平成20年度 8月末豪雨についての債権を有する区は、西区（132万5700円）、港区（120万6090円）、中川区（63万円）のみであり、よって、現存する本貸付金の債権の大半が、②平成12年度東海豪雨による貸付金についての調定済みの償還残金である。

各区のなかで、本貸付金の債権残高が多い区としては、北区（約1億900万円）、西区（約1億1300万円）、天白区（約5700万円）、緑区（約2800万円）、中川区（約2600万円）、港区（約2700万円）が挙げられる。

(3) ヒアリング調査、アンケート調査の実施

今回の包括外部監査を実施するに際し、本貸付金の取扱いの実情を調

査するために令和元年10月 4日に西区において、同月 8日港区において担当者よりヒアリング調査を実施した。

また、その他の区に対しては、アンケート調査を実施した。

以下、ヒアリング調査、アンケート調査についての検討結果は、以下のとおりである。

(4) 本貸付金に関する人員体制

本貸付金については、各区民生子ども課が所管しているところ、各区において、本貸付金を担当する職員は、東区（主事、係長の 2名）を除いて全て主事 1名が担当している。

前記の本貸付金の債権残高の多い区においても、いずれも主事 1名が担当しており、同担当者は、本貸付金に関する業務のほかにも、生活保護の経理事務等との業務を兼務し、多忙を極めており、本貸付金の業務に充てることができる時間は、全体の業務時間の1割に満たない実情であることが判明した。

今回、ヒアリング調査を行った区の担当者は、生活保護経理事務や保育園事務も兼務していたため、本貸付金の債権管理業務にかけることができる時間は、1か月のうちに半日にも満たないとのことであった。

(5) 貸付及び返済交渉記録について

健康福祉局監査課から、各区に対して、個人別に償還台帳を作成するとともに、災害援護資金借用書その他関係書類の保存は、個人別に行うよう指示されているため、各区において償還台帳は作成されていないものの、各区における返済交渉等の記録の付け方は統一されておらず、手書きの記録用紙に順次書き足していく方法で記録している区もあれば、パソコンによって記録を残している区もあった。

そのため、ヒアリング調査を行った区の中には、本貸付金を担当している主事が交代したため、本貸付金の債権の状況把握に苦労をした区（港区）も見受けられた。

【意見】

各区において、本貸付金の償還状況が把握できるように現存する貸付金

の棚卸し作業を行うとともに、償還状況等が容易に確認できるようなデータを作成すべきである。

(6) 督促、催告状況

前記のとおり、督促は、納期限経過後90日を経過しても納入がないときは、借受人に対して督促しなければならないことになっているが、一部の区においては、主事の交代により債権の状況把握ができなかったため、本来督促状を送付すべき時期に送付できていなかった区（港区）もあったが、その他の区においては、概ね督促状については遅滞なく送付していた。

催告については、前記のとおり、督促を行っても償還や連絡がないときは、文書催告、電話催告、実地調査、保証人への催告等を行うことになっている。

しかし、ヒアリング、アンケート調査の回答からすると、督促後の催告状況は、各区によって状況が異なっており、十分な催告ができていない区も目立った。

また、アンケート結果からは、督促後に催告を行ったとしても、その後、償還がなされなかった借受人に対して、継続的な催告が実施できているかどうかは不明である。

ヒアリング調査を行った区においては、催告を行った後に、返済の意思を示した借受人には催告を続けるものの、全く反応がなかった借受人に対しては、多忙のため積極的に催告を行うことはないとのことであった。

【意見】

本貸付金のうち平成12年度東海豪雨分については、償還開始から相当期間が経過していることから、一部の償還金については既に時効期間が満了しており、また、残りの償還金についても、時効中断措置が講じられない限りは、順次時効期間の満了を迎えることになるが、現に時効期間満了前の償還金については、漫然と時効期間の満了を待つことなく、積極的に借

受人に連絡を試み、または借受人の資力を調査する等して、適切な債権回収に努めるべきである。

(7) 保証人への請求

前記のとおり、督促等を行っても履行がなされなかった場合には、督促状を発した日から起算して原則として1年以内に保証人に対して請求する義務があるとされており、手引きにおいても、概ね1～3か月以内には保証人へ催告を行うものとされている。

しかし、ヒアリング、アンケート調査の回答によると、借受人が償還を滞納していたとしても、保証人に対する催告はほとんどなされていなかった。

(8) 借受人・保証人の所在、生存確認

アンケート結果によると、借受人・保証人の所在や生存が確認できていない区も散見された。

また、借受人・保証人の所在を全件確認したと回答している区においても、滞納が発生した後に、借受人が現在も確認済みの住所地に居住しているかどうか確認できていない区も存在した。

(9) 時効中断措置

前記のとおり、納期限経過後90日を経過しても納入がなされない場合に行う督促には時効中断効はあるが、アンケートやヒアリング調査によると、ほとんどの区においては、その後、償還がなされなかったとしても、訴訟提起等の時効中断措置は講じられていない。

(10) 徴収停止

前記のとおり、履行期限から相当の期間を経過してもなお履行されないものについては、借受人が所在不明であり、資力等が強制執行等の費用を超えないと認められる場合等には、徴収停止処分を行うことができる」とされている。

しかし、ヒアリング調査を行った区においては、積極的に徴収停止処分を行うことはしていなかった。他の区においても、ごく一部の区を除いては、徴収停止処分を行った実績はなかった。

(11) 債権放棄

前記のとおり、債権管理条例や手引きにおいては、本貸付金について、借受人、保証人の双方について消滅時効期間が満了した場合には、債権放棄を行うことができるとされている。

また、手引きの＜補足資料＞においては、「消滅時効の期間が満了した債権については、債務者（保証人含む）が援用しない旨の意思が明確である場合を除いて債権放棄ができる。」旨記載されていることから、前記のとおり各区においては、借受人からの援用の意思表示を要件とすることなく債権放棄を行っている。

(12) 健康福祉局の方針

健康福祉局監査課は、各区に対して、毎年本貸付金の回収について、年間計画書を作成させて、その実施結果を報告させている。

この点、健康福祉局監査課は、重点取組事項として、

- ① 現に償還期間中の債務者を中心とした適切な督促・催告等の実施
- ② 分納案件に係る履行管理の徹底
- ③ 徴収の見込みのない債権に対する計画的な整理の実施

を挙げて、各区に対して取組を求めている。

このため、従前、各区においては、ごく一部の例外を除いて、貸付債権について消滅時効期間満了を理由に債権放棄する場合には、当該貸付金の全ての償還金について消滅時効期間が満了した段階で、債権放棄を行っていたが、前記の健康福祉局監査課の方針よれば、各区は、たとえ貸付金のうち未だに消滅時効期間が満了していない償還金があったとしても、債権管理の効率化の観点から、随時時効期間が満了した償還金について順次債権放棄処理を行うことが求められることになる。

(13) 償還期ごとの債権放棄

健康福祉局監査課は、債権管理の効率化の観点から、各区に対し、たとえ貸付金のうち未だに消滅時効期間が満了していない償還金があったとしても、随時時効期間が満了した償還金について順次債権放棄処理を行うことを求めている。

この点、償還期が分割されている債権の消滅時効は償還期ごとを単位として進行するのであって、貸付金のうち他に時効期間が満了していない償還金があったとしても、既に時効期間が満了している償還金について順次債権放棄を行うこと自体は、債権管理条例に違反するものではないと解される。

しかし、本貸付金にかかる全ての償還金について時効期間が満了していない段階において、時効期間が満了した償還金の債権放棄通知書を発送すれば、借受人が未だ時効期間が満了していない償還金についても、いずれ時効期間が満了すれば債権放棄がなされることが容易に予測できることになり、時効期間満了前の償還金の納付意欲に悪影響を与える可能性がある。

そのため、債権放棄の適用にあたっては、時効期間が満了した償還金の回収可能性はもとより、時効期間満了前の償還金の今後の回収見通し等についても検討した上で、慎重に判断を行うべきである。

また、償還期ごとに順次債権放棄を行ったとしても、最後の償還金について債権放棄をするまでは、当該借受人についての関係資料等は保管し続けなければならない、債権管理の効率化に結び付くかどうかにも疑問はある。

【指摘】

時効期間が満了した償還期ごとに債権放棄がなされると、その後に時効期間が到来する債権についても、債権放棄がなされるものと思い、納付意欲に影響がある。

そのため、時効期間満了前の償還金について回収可能性が残されている場合には、償還期ごとに債権放棄を行うことは避けるべきである。

(14) 違約金について

前記のとおり、令第 9 条によれば、借受人が支払期日に償還金を支払わなかったときは、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときを除き、支払期日の翌日

から支払当日までの日数に応じて年 5パーセント（※手引きによれば年10.75パーセント）の割合による違約金を徴収することになっており、手引きにおいても、同様の記載がなされている。

しかし、ヒアリング調査、アンケート調査の結果、中区、南区を除き、違約金を請求した区はなく、災害援護資金貸付金については違約金を請求しない（できない）と理解している区もあった。

【意見】

手引きには違約金については徴収することが記載されているものの、違約金については請求しない（できない）と認識している区もあることから、本来徴収すべき違約金については、どのように処理をするべきか、健康福祉局監査課から各区に対して改めて周知すべきである。

第7 まとめ

- 1 名古屋市においては、名古屋市債権管理計画（平成23年度から平成25年度）、第2次名古屋市債権管理計画（平成26年度から平成28年度（1年前倒して終了））、第3次名古屋市債権管理計画（平成28年度から平成30年度）を策定・実施し、未収金の圧縮をしてきた。

具体的には、平成22年度に名古屋市債権管理対策会議を設置し、全庁的な取組みを開始したほか、平成23年度には、財政局に高額困難事案などの回収を行う債権回収室（平成27年度までの時限設置。平成28年度に債権管理推進室を新設。）を設置した。また、平成23年4月に名古屋市債権管理条例、平成24年2月に名古屋市債権管理条例施行細則を制定し、また、各種マニュアルを作成して、債権管理の適正化を図ってきた。

このような債権管理の取組みを進めてきた結果、債権の所管局等において、債権ごとに年間計画を策定・実施・検証・改善するという、債権管理のPDCAサイクルを回す取組みが実施されてきており、また、財政局が直接支援を行ってきた債権の所管局である健康福祉局や子ども青少年局に債権管理を指導する主査や、全区役所民生子ども課に債権管理嘱託員が配置されるなど、債権管理の取組みの改善が図られてきたとの評価のもと、財政局に債権管理推進室を設けて行う取組みは平成30年度で区切りをつけ、市税の徴収を所管する財政局収納対策課が市全体の債権管理の取組みの進捗状況を管理・統括する役割を担うこととした。

その結果、令和元年度からは、第3次名古屋市債権管理計画で取り組んできた所管局等による自律的かつ持続的な債権管理をさらに進める方策として、各区の回収担当課が債権管理を行い、健康福祉局及び子ども青少年局の債権所管課が、両局に配置された債権管理の指導を行う主査及び財政局収納対策課と連携して、より主体的に指導・支援を行う体制となった。

- 2 このように、債権管理推進室による債権所管課及び区役所回収担当課への支援は終了することになったが、区の間取り扱う債権（特に、民生子ども課の債権）については、債権管理が十分とはいえない現状である。

実際、平成30年1月10日に開催された名古屋市債権管理対策会議に、

資料として提出された、財政局債権管理推進室による「第3次名古屋市債権管理計画における取組み状況と平成31年度以降の債権管理について（案）」のなかでも、次のような記述がある。

- ・ 主要債権（区役所民生子ども課所管の債権は除く。）については、債権管理の取組みの継続的改善を図る仕組みが定着しており、自律的かつ持続的な債権管理が実施できている。
- ・ 主要債権の中で取組みの遅れていた区役所民生子ども課においても、債権管理に対する意識が向上するとともに債権管理体制が整備されつつある。

また、平成30年8月3日に開催された同会議においても、「民生子ども課の債権管理体制の整備状況について」と題する書面が提出されているが、そのなかでも次のような記述がある。

そのような全庁的な取組み（引用注：債権管理の推進）の中で、区民生子ども課及び支所区民福祉課保護・子ども係（以下、「民生子ども課」といいます。）では、福祉業務が増大し債権管理業務の時間の確保が困難になっていたことや、債権管理に係るノウハウが定着していなかったことなどから取組みに遅れが見られたため、第3次名古屋市債権管理計画における取組みの柱の1つとして、その債権管理体制の整備・改善を行ってきました。

現在は、平成31年度以降も債権所管課と回収担当課が自律的・持続的な債権管理を実施できるよう、債権所管課の民生子ども課に対する支援体制の整備も含め、改善に向けた取組みを進めています。

そして、債権管理体制の整備・改善の取組みとしては、

- ① 民生子ども課への実地指導の実施
- ② 名古屋市債権管理対策会議幹事会分科会等における協議
- ③ 環境整備
 - ・ 債権管理嘱託員の配置
 - ・ マニュアル等の整備
 - ・ システム改修等
 - ・ 研修、担当者会の充実
 - ・ 未収金状況の周知

などが示されていた。

このように、平成 30 年 8 月当時、名古屋市全体の債権管理のなかでも、民生子ども課所管の債権が、他の債権に比べて、債権管理が十分に整備されているとはいえない状況であるとの評価がなされていたものである。

- 3 なお、平成 31 年 1 月 31 日に開催された名古屋市債権管理対策会議では、債権管理推進室の事務処理状況（平成 30 年 11 月末現在）が示されているが、生活保護法返還金・徴収金について、次のような報告がなされている。

（金額）

（単位：円）

引継額(A)	回収分(C)	回収率 (C/A)	不納欠損分	返却分	滞納残高
299,066,886	9,954,177	3.33%	56,746,075	35,406,747	196,959,887

※ 平成 28 年 4 月引取分 223,896,661 円

平成 29 年 4 月引取分 44,018,561 円

平成 30 年 4 月引取分 31,151,664 円

（人数）

（単位：人）

引継	完納	不納欠損分	返却分	残人数				
					分納中	処分中	催告中	その他
120	1	19	14	86	23	1	47	15

※ 完納数は延滞金・遅延損害金等を含めて完納したものであり、残人数は、延滞金・遅延損害金等のみの滞納者を含む

※ 返却分は、引継基準を満たさなくなったことにより債権所管課に返却したもの

※ 処分中は滞納処分又は法的措置が実施されているもの

※ その他は破産、債務者死亡、所在不明のもの

- 4 前記のとおり民生子ども課で扱う債権については、嘱託員の配置、コールセンターの活用などのほか、所管局の職員が当該区に赴き、相談を受け、指導をするなどしてきており、それ以外に、弁護士に一部債権回収を委託

するなどしている。

ただ、今回の監査のなかでは、債権管理が十分でなく、特に、今後、債権の管理、督促・催告などの業務を更に適時に行うことはできるとしても、現在の人員を考えると、非強制徴収債権について、所在調査、相続人調査を全件行い、十分な財産調査をすることは難しいところと考える。

費用対効果を考えれば、特に相続人調査、財産調査については、一定の金額以上のものに限って行う等の明確な基準を設けて、合理的な管理をしたり、相続人調査、財産調査、所在調査を、集中的に行う部署を別途、設けたりすることも検討してよいかと考える（なお、強制徴収公債権は、一定のノウハウが蓄積されていることや、税情報なども利用できることから、集中的に調査する必要もなく、望ましいともいえない）。

これは、相続人調査などを集中的に行うことでノウハウの蓄積ができるほか、複数の未収金債務を負担したままの者もいるため、一括して、相続人調査などをするのが合理的と考えるからである。

しかも、名古屋市債権管理条例第 9 条によれば、督促をした後相当期間経過しても、履行がなされない場合には、原則としては、担保実行、強制執行、訴訟手続などを行わなければならないことになっているが、このような対応を、回収担当課の職員に委ねることも現実的ではない。

これについても、法的手続きを行うための部署を設けて、一括管理をするか、あるいは、外部の弁護士に法的手続きを委託するなどすることが必要と考える。

区の民生子ども課の債権については、他の債権のように、債権管理推進室の役割を終えたといえるかには疑問もあるが、少なくとも、現在の債権管理状況をみると、一定の業務を別組織で行うなどの対応が必要であると考える。

【意見】

- 1 相続人調査、財産調査、所在調査などについては、回収担当課が他の業務のなかで行うことには限界があるため、一定の金額以上のものに調査を限るという形をとるか、これらの調査（特に、相続人調査）については、集中的に行う部署を設置するなどの方策を検討する必要がある。

- 2 法的手続（担保実行、強制執行、支払督促・訴訟など）についても、外部の弁護士に委託するか、集中的に行う部署を設置するかなどの方策を検討する必要がある。

名古屋市中川生涯学習センターの利用料金の公告

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第4条第3項の規定に基づき、令和2年2月17日から令和4年3月31日までに適用される名古屋市中川生涯学習センターの利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

令和2年2月17日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市中川生涯学習センター（令和 2年 2月17日から令和 4年 3月31日まで）

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,020円	7,800円	12,920円	17,460円
	貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,700円	1,200円	1,990円	2,700円	
		卓球（コート 1面につき）	350円	350円	660円	400円	710円	990円	
		その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,700円	1,200円	1,990円	2,700円	
	集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
	料理室			2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円
	美術室			2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円
附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	940円	500円	940円	1,350円
	プロジェクター			300円	300円	560円	300円	560円	810円

名古屋市守山生涯学習センターの利用料金の公告

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第4条第3項の規定に基づき、令和2年2月17日から令和2年3月31日までに適用される名古屋市守山生涯学習センターの利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

令和2年2月17日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市守山生涯学習センター（令和 2年 2月17日から令和 2年 3月31日まで）

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,020円	7,800円	12,920円	17,460円	
	貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	2,000円	2,700円		
		卓球（コート 1面につき）	350円	350円	670円	400円	720円	990円		
		その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	2,000円	2,700円		
	集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円	
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	和洋裁室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	950円	500円	950円	1,350円
		プロジェクター			300円	300円	570円	300円	570円	810円
陶芸窯 1基			1,000円	1,000円	1,900円	1,000円	1,900円	2,700円		
体育室冷暖房設備 1式			1,300円	1,300円	2,470円	1,500円	2,660円	3,690円		

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 2月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大高南店

名古屋市緑区森の里一丁目96番 3

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2年10月 5日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,526平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

63台

(2) 駐輪場の収容台数

25台

(3) 荷さばき施設の面積

73.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年 2月 4日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 2月21日から同年 6月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2 年 6 月 22 日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年2月21日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
タワーパーク 錦	2台	—	91台	—
セイジョウビル駐車場	24台	26台	64台	変更なし
その他駐車場	869台	変更なし	4,904台	変更なし
計	895台	変更なし	5,059台	4,968台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
タワーパーク 錦	午前 8時00分から 午後12時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
タワーパーク 錦	1箇所	—
その他駐車場	35箇所	変更なし
計	36箇所	35箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年 4月27日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 2年 1月23日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 2月21日から同年 6月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 6月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課